

平成24年吉崎市議会定例会 2月第2回会議 会議録目次

審議期間日程	1
上程案件及び処理結果	2
一般質問通告者及び質問事項一覧	5
第1日（2月28日 火曜日）	
議事日程表（第1号）	7
出席議員及び説明のために出席した者	9
開 議	10
会議録署名議員の指名	10
審議期間の決定	11
諸般の報告	12
行政報告	13
副市長の発言の申し出（（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構へのアルミ三銅船 に関する聞き取り調査結果報告））	30
議案説明	
議案第2号 吉崎市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画の策定について	33
議案第3号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に ついて	35
議案第4号 吉崎市長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定について	36
議案第5号 吉崎市附属機関設置条例の一部改正について	36
議案第6号 吉崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正について	37
議案第7号 吉崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正 について	38
議案第8号 吉崎市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 の一部改正について	39
議案第9号 吉崎市公民館条例の一部改正について	39
議案第10号 吉崎市体育施設条例の一部改正について	40
議案第11号 スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制	

	定について	4 0
議案第 1 2 号	壱岐市芦辺浦住民集会所条例の一部改正について	4 1
議案第 1 3 号	壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	4 2
議案第 1 4 号	壱岐市介護保険条例の一部改正について	4 2
議案第 1 5 号	壱岐市芦辺町資源化センター条例の廃止について	4 3
議案第 1 6 号	壱岐市死亡獣畜取扱場条例の一部改正について	4 3
議案第 1 7 号	壱岐市営住宅条例の一部改正について	4 4
議案第 1 8 号	壱岐市水道水源保護条例の一部改正について	4 5
議案第 1 9 号	壱岐市三島航路船客待合所条例の一部改正について	4 6
議案第 2 0 号	壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について	4 6
議案第 2 1 号	壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一 部改正について	4 6
議案第 2 2 号	壱岐市設置による勝本町優良牛の保留に関する条例の失効に伴 う経過措置を定める条例等の廃止について	4 7
議案第 2 3 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市自動車教習場）	4 7
議案第 2 4 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市高等職業訓練校）	4 8
議案第 2 5 号	公の施設の指定管理者の指定について（筒城浜ふれあい広場）	4 8
議案第 2 6 号	公の施設の指定管理者の指定について（マリンパル壱岐）	4 9
議案第 2 7 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市シーサイド小水 浜）	4 9
議案第 2 8 号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	4 9
議案第 2 9 号	八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について	5 0
議案第 3 0 号	平成 2 3 年度壱岐市一般会計補正予算（第 9 号）	5 1
議案第 3 1 号	平成 2 3 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）	5 5
議案第 3 2 号	平成 2 3 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	5 6

議案第 3 3 号	平成 2 3 年度吉岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	5 6
議案第 3 4 号	平成 2 3 年度吉岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）	5 7
議案第 3 5 号	平成 2 3 年度吉岐市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	5 8
議案第 3 6 号	平成 2 3 年度吉岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算 （第 3 号）	6 0
議案第 3 7 号	平成 2 3 年度吉岐市三島航路事業特別会計補正予算（第 3 号）	6 0
議案第 3 8 号	平成 2 3 年度吉岐市水道事業会計補正予算（第 2 号）	6 1
議案第 3 9 号	平成 2 4 年度吉岐市一般会計予算	6 2
議案第 4 0 号	平成 2 4 年度吉岐市国民健康保険事業特別会計予算	6 9
議案第 4 1 号	平成 2 4 年度吉岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	7 1
議案第 4 2 号	平成 2 4 年度吉岐市介護保険事業特別会計予算	7 2
議案第 4 3 号	平成 2 4 年度吉岐市簡易水道事業特別会計予算	7 4
議案第 4 4 号	平成 2 4 年度吉岐市下水道事業特別会計予算	7 5
議案第 4 5 号	平成 2 4 年度吉岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算	7 7
議案第 4 6 号	平成 2 4 年度吉岐市三島航路事業特別会計予算	7 8
議案第 4 7 号	平成 2 4 年度吉岐市農業機械銀行特別会計予算	7 9
議案第 4 8 号	平成 2 4 年度吉岐市病院事業会計予算	8 0
議案第 4 9 号	平成 2 4 年度吉岐市水道事業会計予算	8 2

第 2 日（ 3 月 5 日 月曜日）

議事日程表（第 2 号）	8 5
出席議員及び説明のために出席した者	8 7
議案に対する質疑	
議案第 2 号 吉岐市高齢者福祉計画・第 5 期介護保険事業計画の策定について	8 8
議案第 3 号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	9 1
議案第 4 号 吉岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定について	

.....	9 1
議案第 5 号 壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	9 2
議案第 6 号 壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正について	9 3
議案第 7 号 壱岐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正 について	9 4
議案第 8 号 壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 の一部改正について	9 4
議案第 9 号 壱岐市公民館条例の一部改正について	9 4
議案第 1 0 号 壱岐市体育施設条例の一部改正について	9 4
議案第 1 1 号 スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制 定について	9 6
議案第 1 2 号 壱岐市芦辺浦住民集会所条例の一部改正について	9 6
議案第 1 3 号 壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	9 7
議案第 1 4 号 壱岐市介護保険条例の一部改正について	9 7
議案第 1 5 号 壱岐市芦辺町資源化センター条例の廃止について	9 7
議案第 1 6 号 壱岐市死亡獣畜取扱場条例の一部改正について	9 7
議案第 1 7 号 壱岐市営住宅条例の一部改正について	9 7
議案第 1 8 号 壱岐市水道水源保護条例の一部改正について	9 8
議案第 1 9 号 壱岐市三島航路船客待合所条例の一部改正について	9 8
議案第 2 0 号 壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について	9 8
議案第 2 1 号 壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一 部改正について	9 8
議案第 2 2 号 壱岐市設置による勝本町優良牛の保留に関する条例の失効に伴 う経過措置を定める条例等の廃止について	1 0 0
議案第 2 3 号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市自動車教習場）	1 0 0
議案第 2 4 号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市高等職業訓練校）	1 0 0
議案第 2 5 号 公の施設の指定管理者の指定について（筒城浜ふれあい広場）	1 0 0

議案第 2 6 号	公の施設の指定管理者の指定について（マリンパル壱岐）	...	1 0 0
議案第 2 7 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市シーサイド小水 浜）	1 0 0
議案第 2 8 号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	1 0 0
議案第 2 9 号	八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について	1 0 0
議案第 3 0 号	平成 2 3 年度壱岐市一般会計補正予算（第 9 号）	1 0 3
議案第 3 1 号	平成 2 3 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）	1 0 3
議案第 3 2 号	平成 2 3 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	1 0 4
議案第 3 3 号	平成 2 3 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	1 0 4
議案第 3 4 号	平成 2 3 年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）	1 0 4
議案第 3 5 号	平成 2 3 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	1 0 4
議案第 3 6 号	平成 2 3 年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算 （第 3 号）	1 0 4
議案第 3 7 号	平成 2 3 年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第 3 号）	1 0 4
議案第 3 8 号	平成 2 3 年度壱岐市水道事業会計補正予算（第 2 号）	1 0 4
議案第 3 9 号	平成 2 4 年度壱岐市一般会計予算	1 0 5
議案第 4 0 号	平成 2 4 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	1 0 5
議案第 4 1 号	平成 2 4 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	1 0 5
議案第 4 2 号	平成 2 4 年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	1 0 5
議案第 4 3 号	平成 2 4 年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算	1 0 5
議案第 4 4 号	平成 2 4 年度壱岐市下水道事業特別会計予算	1 0 5
議案第 4 5 号	平成 2 4 年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算	...	1 0 5
議案第 4 6 号	平成 2 4 年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	1 0 6
議案第 4 7 号	平成 2 4 年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	1 0 6
議案第 4 8 号	平成 2 4 年度壱岐市病院事業会計予算	1 0 8
議案第 4 9 号	平成 2 4 年度壱岐市水道事業会計予算	1 0 9

委員会付託（議案）	109
予算特別委員会の設置	109
市長提出追加議案（説明、質疑、委員会付託）	
議案第50号 吉岐市ケーブルテレビ施設条例の一部改正について	110

第3日（3月6日 火曜日）

議事日程表（第3号）	113
出席議員及び説明のために出席した者	113
一般質問	114
4番 町田 光浩 議員	114
1番 久保田恒憲 議員	123
2番 呼子 好 議員	135
13番 鵜瀬 和博 議員	145

第4日（3月7日 水曜日）

議事日程表（第4号・第4号の追加第1）	159
出席議員及び説明のために出席した者	159
一般質問	160
7番 町田 正一 議員	161
6番 深見 義輝 議員	174
3番 音嶋 正吾 議員	184
市長提出追加議案（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）	
承認第1号 議案の撤回について	195
市長提出追加議案（説明、質疑、報告済）	
報告第1号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	196
市長提出追加議案（説明、質疑、委員会付託）	
議案第51号 吉岐精神障害者福祉ホームB型設置及び使用に関する条例の全 部改正について	197
議案第52号 吉岐市職員定数条例の一部改正について	199
議案第53号 吉岐市附属機関設置条例の一部改正について	200

第5日（3月16日 金曜日）

議事日程表（第5号）	2 0 3
出席議員及び説明のために出席した者	2 0 5
委員長報告、委員長に対する質疑	2 0 7
議案に対する討論、採決	
議案第2号 壱岐市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画の策定について	2 1 1
議案第3号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に ついて	2 1 1
議案第4号 壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定について	2 1 1
議案第6号 壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正について	2 1 2
議案第7号 壱岐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正 について	2 1 2
議案第8号 壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 の一部改正について	2 1 2
議案第9号 壱岐市公民館条例の一部改正について	2 1 3
議案第10号 壱岐市体育施設条例の一部改正について	2 1 3
議案第11号 スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制 定について	2 1 3
議案第12号 壱岐市芦辺浦住民集会所条例の一部改正について	2 1 4
議案第13号 壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	2 1 4
議案第14号 壱岐市介護保険条例の一部改正について	2 1 4
議案第15号 壱岐市芦辺町資源化センター条例の廃止について	2 1 5
議案第16号 壱岐市死亡獣畜取扱場条例の一部改正について	2 1 5
議案第17号 壱岐市営住宅条例の一部改正について	2 1 5
議案第18号 壱岐市水道水源保護条例の一部改正について	2 1 6
議案第19号 壱岐市三島航路船客待合所条例の一部改正について	2 1 6
議案第20号 壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について	2 1 6
議案第21号 壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一 部改正について	2 1 7

議案第 2 2 号	壱岐市設置による勝本町優良牛の保留に関する条例の失効に伴う経過措置を定める条例等の廃止について	2 1 7
議案第 2 3 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市自動車教習場）	2 1 7
議案第 2 4 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市高等職業訓練校）	2 1 8
議案第 2 5 号	公の施設の指定管理者の指定について（筒城浜ふれあい広場）	2 1 8
議案第 2 6 号	公の施設の指定管理者の指定について（マリンパル壱岐） ...	2 1 9
議案第 2 7 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市シーサイド小水 浜）	2 1 9
議案第 2 8 号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	2 1 9
議案第 2 9 号	八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について	2 2 0
議案第 3 0 号	平成 2 3 年度壱岐市一般会計補正予算（第 9 号）	2 2 0
議案第 3 1 号	平成 2 3 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）	2 2 0
議案第 3 2 号	平成 2 3 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	2 2 1
議案第 3 3 号	平成 2 3 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	2 2 1
議案第 3 4 号	平成 2 3 年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）	2 2 1
議案第 3 5 号	平成 2 3 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	2 2 2
議案第 3 6 号	平成 2 3 年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算 （第 3 号）	2 2 2
議案第 3 7 号	平成 2 3 年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第 3 号）	2 2 2
議案第 3 8 号	平成 2 3 年度壱岐市水道事業会計補正予算（第 2 号）	2 2 3
議案第 3 9 号	平成 2 4 年度壱岐市一般会計予算	2 2 3
議案第 4 0 号	平成 2 4 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	2 2 3
議案第 4 1 号	平成 2 4 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	2 2 4

議案第 4 2 号	平成 2 4 年度吉崎市介護保険事業特別会計予算	2 2 4
議案第 4 3 号	平成 2 4 年度吉崎市簡易水道事業特別会計予算	2 2 4
議案第 4 4 号	平成 2 4 年度吉崎市下水道事業特別会計予算	2 2 5
議案第 4 5 号	平成 2 4 年度吉崎市特別養護老人ホーム事業特別会計予算	...	2 2 5
議案第 4 6 号	平成 2 4 年度吉崎市三島航路事業特別会計予算	2 2 5
議案第 4 7 号	平成 2 4 年度吉崎市農業機械銀行特別会計予算	2 2 6
議案第 4 8 号	平成 2 4 年度吉崎市病院事業会計予算	2 2 6
議案第 4 9 号	平成 2 4 年度吉崎市水道事業会計予算	2 2 7
議案第 5 0 号	吉崎市ケーブルテレビ施設条例の一部改正について	2 2 7
議案第 5 1 号	吉崎精神障害者福祉ホーム B 型設置及び使用に関する条例の全 部改正について	2 2 7
議案第 5 2 号	吉崎市職員定数条例の一部改正について	2 2 8
議案第 5 3 号	吉崎市附属機関設置条例の一部改正について	2 2 8
議員提出議案の審査（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）			
発議第 1 号	父子家庭支援策の拡充を求める意見書の提出について	2 2 8
市長提出追加議案の審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）			
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	2 3 0
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	2 3 0
市長の挨拶		2 3 2
散 会		2 3 3

平成24年吉崎市議会定例会 2月第2回会議を、次のとおり開催する

平成24年 2月21日

吉崎市議会議長 市山 繁

- 1 期 日 平成24年 2月28日（火）
- 2 場 所 吉崎市議会議場（吉岐西部開発総合センター 2F）

平成24年吉崎市議会定例会 2月第2回会議 審議期間日程

日次	月 日	曜日	会議の種類	摘 要
1	2月28日	火	本会議	再開 審議期間の決定 行政報告 議案説明 会議録署名議員の指名 諸般の報告 議案の上程
2	2月29日	水	休 会	（議案調査）
3	3月1日	木		質疑・一般質問通告書提出期限（正午まで） ○議会運営委員会（午後1時30分～）
4	3月2日	金		（議案調査）
5	3月3日	土		（閉庁日）
6	3月4日	日		
7	3月5日	月		本会議
8	3月6日	火	一般質問（4人）	
9	3月7日	水	一般質問（3人）	
10	3月8日	木	委員会	常任委員会
11	3月9日	金		
12	3月10日	土	休 会	（閉庁日）
13	3月11日	日		
14	3月12日	月	委員会	予算特別委員会
15	3月13日	火	休 会	（議事整理日）
16	3月14日	水		
17	3月15日	木		
18	3月16日	金	本会議	議案審議（委員長報告、討論、採決） 追加議案審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決） 散会

平成24年壱岐市議会定例会2月第2回会議 上程案件及び議決結果一覧(1/3)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
承認第1号	議案の撤回について		承認 (3/7)
報告第1号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について		報告済 (3/7)
議案第2号	壱岐市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画の策定について	厚生常任委員会 可決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第3号	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	総務文教常任委員会 可決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第4号	壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定について	総務文教常任委員会 可決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第5号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について		撤回
議案第6号	壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員会 可決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第7号	壱岐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について	総務文教常任委員会 可決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第8号	壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員会 可決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第9号	壱岐市公民館条例の一部改正について	総務文教常任委員会 可決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第10号	壱岐市体育施設条例の一部改正について	総務文教常任委員会 可決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第11号	スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	総務文教常任委員会 可決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第12号	壱岐市芦辺浦住民集会所条例の一部改正について	総務文教常任委員会 可決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第13号	壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	厚生常任委員会 可決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第14号	壱岐市介護保険条例の一部改正について	厚生常任委員会 可決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第15号	壱岐市芦辺町資源化センター条例の廃止について	厚生常任委員会 可決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第16号	壱岐市死亡獣畜取扱場条例の一部改正について	産業建設常任委員会 可決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第17号	壱岐市営住宅条例の一部改正について	産業建設常任委員会 可決	否決 (3/16)
議案第18号	壱岐市水道水源保護条例の一部改正について	産業建設常任委員会 可決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第19号	壱岐市三島航路船客待合所条例の一部改正について	総務文教常任委員会 可決	原案のとおり可決 (3/16)

平成24年壱岐市議会定例会2月第2回会議 上程案件及び議決結果一覧(2/3)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
議案第20号	壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 16)
議案第21号	壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 16)
議案第22号	壱岐市設置による勝本町優良牛の保留に関する条例の失効に伴う経過措置を定める条例等の廃止について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 16)
議案第23号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市自動車教習場）	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 16)
議案第24号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市高等職業訓練校）	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 16)
議案第25号	公の施設の指定管理者の指定について（筒城浜ふれあい広場）	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 16)
議案第26号	公の施設の指定管理者の指定について（マリンパル壱岐）	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 16)
議案第27号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市シーサイド小水浜）	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 16)
議案第28号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 16)
議案第29号	八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 16)
議案第30号	平成 2 3 年度壱岐市一般会計補正予算（第 9 号）	予算特別委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 16)
議案第31号	平成 2 3 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 16)
議案第32号	平成 2 3 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 16)
議案第33号	平成 2 3 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 16)
議案第34号	平成 2 3 年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 16)
議案第35号	平成 2 3 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 16)
議案第36号	平成 2 3 年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 3 号）	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 16)
議案第37号	平成 2 3 年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第 3 号）	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 16)
議案第38号	平成 2 3 年度壱岐市水道事業会計補正予算（第 2 号）	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 16)
議案第39号	平成 2 4 年度壱岐市一般会計予算	予算特別委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 16)

平成24年壱岐市議会定例会2月第2回会議 上程案件及び議決結果一覧(3/3)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
議案第40号	平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第41号	平成24年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第42号	平成24年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第43号	平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第44号	平成24年度壱岐市下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第45号	平成24年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計 予算	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第46号	平成24年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第47号	平成24年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第48号	平成24年度壱岐市病院事業会計予算	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第49号	平成24年度壱岐市水道事業会計予算	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第50号	壱岐市ケーブルテレビ施設条例の一部改正について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第51号	壱岐精神障害者福祉ホームB型設置及び使用に関する 条例の全部改正について	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第52号	壱岐市職員定数条例の一部改正について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第53号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
発議第1号	父子家庭支援策の拡充を求める意見書の提出について	省 略	原案のとおり可決 (3/16)
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	省 略	了 承 (3/16)
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	省 略	了 承 (3/16)

平成24年壱岐市議会定例会 2月第2回会議 上程及び議決件数

市長提出	上程	可決	否決	撤回	継続	議員発議	上程	可決	否決	継続
条例制定、一部改正、廃止	23	22		1		発議(条例制定) (一部改正)				
予算	20	20				発議(意見書)	1	1		
その他	12	12				発議(決議)				
報告	1	1				計	1	1		
決算認定 (内前回継続)						請願・陳情等 (内前回継続)				
計	56	55		1		計				

平成24年壱岐市議会定例会 2月第2回会議 一般質問一覧表

月日	順序	議員氏名	質問事項	質問の相手	ページ
3月6日 (火)	1	町田 光浩	モニタリングポストについて	市長	114～123
			地域防災計画について	市長	
			食育について	教育長	
	2	久保田恒憲	障害者スポーツへの取り組みについて 中学校の武道必修化における選定種目と経緯について 国境周辺の離島としての存在価値を認識し、国民の祝日に日の丸を掲げる取り組みを行うべき	市長 教育長 市長、教育長	123～135
3	呼子 好	一般廃棄物処理施設の運営について	市長	135～145	
		長崎国体準備室の体制について 壱岐市を特区に申請	市長、教育長 市長		
4	鵜瀬 和博	職員力向上について	市長	145～158	
		観光振興について	市長		
3月7日 (水)	5	町田 正一	病院企業団加入についての問題点を整理すべき	市長	161～174
			特養についての建設場所の決定は	市長	
	6	深見 義輝	安全安心な教育環境づくり 今後の学校運営について	教育長 教育長	174～184
7	音嶋 正吾	真の指導者とは如何に有るべきかについて 玄海原発と壱岐市が直面する課題について	市長 市長	184～195	

平成24年 吉 岐 市 議 会 定 例 会 2 月 第 2 回 会 議 録 (第 1 日)

議事日程 (第 1 号)

平成24年 2 月 28 日 午前10時00分開議

日程第 1	会議録署名議員の指名	1 番 久保田恒憲 2 番 呼子 好
日程第 2	審議期間の決定	18日間 決定
日程第 3	諸般の報告	議長 報告
日程第 4	行政報告	市長 説明
日程第 5	議案第 2 号	吉岐市高齢者福祉計画・第 5 期介護保険事業計画の策定について
日程第 6	議案第 3 号	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
日程第 7	議案第 4 号	吉岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定について
日程第 8	議案第 5 号	吉岐市附属機関設置条例の一部改正について
日程第 9	議案第 6 号	吉岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第10	議案第 7 号	吉岐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
日程第11	議案第 8 号	吉岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
日程第12	議案第 9 号	吉岐市公民館条例の一部改正について
日程第13	議案第10号	吉岐市体育施設条例の一部改正について
日程第14	議案第11号	スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第15	議案第12号	吉岐市芦辺浦住民集会所条例の一部改正について
日程第16	議案第13号	吉岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
日程第17	議案第14号	吉岐市介護保険条例の一部改正について
日程第18	議案第15号	吉岐市芦辺町資源化センター条例の廃止について

日程第19	議案第16号	沓岐市死亡獣畜取扱場条例の一部改正について	農林水産部長 説明
日程第20	議案第17号	沓岐市営住宅条例の一部改正について	建設部長 説明
日程第21	議案第18号	沓岐市水道水源保護条例の一部改正について	建設部長 説明
日程第22	議案第19号	沓岐市三島航路船客待合所条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第23	議案第20号	沓岐市消防関係手数料条例の一部改正について	消防長 説明
日程第24	議案第21号	沓岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	消防長 説明
日程第25	議案第22号	沓岐市設置による勝本町優良牛の保留に関する条例の失効に伴う経過措置を定める条例等の廃止について	総務部長 説明
日程第26	議案第23号	公の施設の指定管理者の指定について（沓岐市自動車教習場）	総務部長 説明
日程第27	議案第24号	公の施設の指定管理者の指定について（沓岐市高等職業訓練校）	総務部長 説明
日程第28	議案第25号	公の施設の指定管理者の指定について（筒城浜ふれあい広場）	企画振興部長 説明
日程第29	議案第26号	公の施設の指定管理者の指定について（マリナル沓岐）	企画振興部長 説明
日程第30	議案第27号	公の施設の指定管理者の指定について（沓岐市シーサイド小水浜）	企画振興部長 説明
日程第31	議案第28号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	農林水産部長 説明
日程第32	議案第29号	八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について	農林水産部長 説明
日程第33	議案第30号	平成23年度沓岐市一般会計補正予算（第9号）	総務部長 説明
日程第34	議案第31号	平成23年度沓岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	保健環境部長 説明
日程第35	議案第32号	平成23年度沓岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	保健環境部長 説明
日程第36	議案第33号	平成23年度沓岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	保健環境部長 説明
日程第37	議案第34号	平成23年度沓岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	建設部長 説明
日程第38	議案第35号	平成23年度沓岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）	建設部長 説明
日程第39	議案第36号	平成23年度沓岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）	市民部長 説明

日程第40	議案第37号	平成23年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第3号)	総務部長 説明
日程第41	議案第38号	平成23年度壱岐市水道事業会計補正予算(第2号)	建設部長 説明
日程第42	議案第39号	平成24年度壱岐市一般会計予算	総務部長 説明
日程第43	議案第40号	平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	保健環境部長 説明
日程第44	議案第41号	平成24年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	保健環境部長 説明
日程第45	議案第42号	平成24年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	保健環境部長 説明
日程第46	議案第43号	平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算	建設部長 説明
日程第47	議案第44号	平成24年度壱岐市下水道事業特別会計予算	建設部長 説明
日程第48	議案第45号	平成24年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算	市民部長 説明
日程第49	議案第46号	平成24年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務部長 説明
日程第50	議案第47号	平成24年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	農林水産部長 説明
日程第51	議案第48号	平成24年度壱岐市病院事業会計予算	病院部長 説明
日程第52	議案第49号	平成24年度壱岐市水道事業会計予算	建設部長 説明

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員(19名)

1番 久保田恒憲君	2番 呼子 好君
3番 音嶋 正吾君	4番 町田 光浩君
5番 小金丸益明君	6番 深見 義輝君
7番 町田 正一君	8番 今西 菊乃君
9番 市山 和幸君	10番 田原 輝男君
11番 豊坂 敏文君	13番 鵜瀬 和博君
14番 榊原 伸君	15番 久間 進君
16番 大久保洪昭君	17番 瀬戸口和幸君

18番 牧永 護君
20番 市山 繁君

19番 中田 恭一君

欠席議員（1名）

12番 中村出征雄君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君 事務局次長 米村 和久君
事務局係長 吉井 弘二君 事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長兼病院部長	久田 賢一君
教育長	須藤 正人君	総務部長	眞鍋 陽晃君
企画振興部長	浦 哲郎君	市民部長	山内 達君
保健環境部長	山口 壽美君	建設部長	後藤 満雄君
農林水産部長	榊崎 文雄君	教育次長	堤 賢治君
消防本部消防長	松本 力君	総務課長	久間 博喜君
病院管理課長	左野 健治君	会計管理者	宇野木眞智子君
財政課長補佐	西原 辰也君		

午前10時00分開議

議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

中村出征雄議員から欠席の届けがっております。

ただいまの出席議員は19名であり、定足数に達しております。これから議事日程表第1号により、2月第2回会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（市山 繁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により1番、久保田恒憲議員、2番、呼子好議員を指名いたします。

日程第2．審議期間の決定

議長（市山 繁君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題といたします。

本定例会の審議期間につきましては、去る2月21日に議会運営委員会が開催され協議をされておりますので、議会運営委員長に対し協議結果の報告を求めます。鵜瀬議会運営委員長。

〔議会運営委員長（鵜瀬 和博君） 登壇〕

議会運営委員長（鵜瀬 和博君） 議会運営委員会の報告をいたします。

平成24年吉野市議会定例会2月第2回会議の議事運営について協議のため、去る2月21日議会運営委員会を開催しましたので、その結果について報告いたします。

審議期間の日程案につきましては、各議員のお手元に配付しておりますが、本日から3月16日までの18日間と申し合わせをいたしました。

本定例会2月第2回会議に提案されます案件は、条例制定2件、条例改正15件、条例の廃止2件、平成23年度補正予算9件、平成24年度予算11件、その他9件の合計48件となっております。

本日は、審議期間の決定、議長の報告、市長の行政報告の後、本日送付された議案の上程、説明を行います。

2月29日から3月4日まで休会としておりますが、一般質問並びに質疑についての通告をされる方は3月1日の正午までに通告書の提出をお願いします。

3月5日は議案に対する質疑を行い、質疑終了後所管の委員会へ審査付託を行いますが、質疑をされる場合はできる限り事前通告をされるようお願いいたします。

なお、上程議案のうち平成23年度一般会計補正予算及び平成24年度一般会計予算につきましては、特別委員会を設置して審査すべきということを確認いたしましたのでよろしくお願い申し上げます。

3月6日と7日の2日間で一般質問を行います。質問の順序は受付順のくじにより、番号の若い順とし、質問時間については答弁を含め50分の制限とします。また、質問回数については制限をしないこととします。なお、同一趣旨の質問につきましては、質問者間でぜひ調整をお願いいたしたいと思います。また、通告書についても、市長の適切な答弁を求める意味からも質問の趣旨を明快に記載されるよう、あえてお願いします。

3月8日、9日及び12日、13日を委員会開催日としております。

3月16日本会議を開催し、各委員長の報告を受けた後、議案等の審議、採決を行い、全日程を終了したいと思います。

なお、本定例会の審議期間中に条例の一部改正1件及び人事案件2件が追加議案として提出さ

れる予定であります。条例改正案件については所管の委員会に審査付託を行い、人事案件については委員会付託を省略し、全員審査を予定しております。

以上が、壱岐市議会定例会 2 月第 2 回会議審議期間の日程案であります。円滑な運営にご協力を賜りますようお願いを申し上げ、報告いたします。

〔議会運営委員長（鵜瀬 和博君） 降壇〕

議長（市山 繁君） お諮りいたします。2 月第 2 回会議の審議期間は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から 3 月 16 日までの 18 日間といたします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、2 月第 2 回会議の審議期間は、本日から 3 月 16 日までの 18 日間と決定いたしました。

日程第 3 . 諸般の報告

議長（市山 繁君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

諸般の報告をいたします。平成 24 年壱岐市議会定例会 2 月第 2 回会議に提出され、受理した議案等は 48 件であります。

監査委員より、例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますのでご高覧をお願いいたします。

次に、系統議長会であります。2 月 22 日、東京都において開催された「長崎県離島振興市町村議会議長会定期総会」に出席いたしました。会議では、平成 24 年度の事業計画案及び歳入歳出予算案の審議がなされ、それぞれ可決・決定されたところであります。

翌 2 月 23 日、「全国離島振興市町村議会議長会総会」及び「離島振興法改正・延長総決起大会」が開催され、定期総会においては離島航路にかかる特別財政措置に関する緊急要望など 7 項目について報告があり了承されますとともに、離島振興法改正・延長に関する決議については、原案どおり大会において決議することに決定。同じく、平成 24 年度事業計画・収支予算についても原案どおり決定されたところであります。

そのあと、離島関係の都道府県・市町村及び議会の関係団体が主催する総決起大会が開催され、大会では平成 25 年 3 月末で失効する現行離島振興法を拡充・強化し、離島への定住促進や国の責務を明確にした改正離島振興法を、現在開催中の第 180 回通常国会において必ず成立させること、及び改正法に具体的項目 12 項目を包含することを求める「離島振興法の改正・延長に関する決議」を満場一致で承認されたところであります。

大会終了後は、大会での決議をもとに関係省庁並びに地元選出国會議員に対し、離島振興法の改正・延長実現にかかる要望運動を行ったところであります。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わりますが、詳しい資料につきましては事務局に保管をいたしておりますので、必要な方はご高覧をお願いいたします。

次に、昨年11月22日開催の議会航路対策調査特別委員会での聞き取り調査を受け、去る2月6日久田副市長及び特別委員会の正副委員長と鉄道運輸機構に出向き、直接「船舶共有建造制度」について詳細に話を聞いてまいりました。

その内容については、この後市長から報告があると思いますので私からは省略をいたします。

本定例会2月第2回会議において、議案等説明のため、白川市長を初め教育委員会委員長等を説明員として出席を要望しておりますのでご了承願います。

以上で私からの報告を終わります。

日程第4．行政報告

議長（市山 繁君） 次に、日程第4、行政報告を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 皆様、おはようございます。行政報告に入ります前に、ごあいさつとご報告を申し上げます。

このたび、私の健康管理の怠りによりまして体調不良を起こし、議員の皆様、そして市民の皆様には大変ご心配、ご迷惑をおかけいたしましたことをおわび申し上げます。

今回の体調不良で改めて感じましたことは、健康のありがたさとともに救急医療の大切さを痛感したところでございます。これからも、市民皆様の健康を守るためにも、壱岐医師会のご指導のもと、壱岐の医療を守り、そして市民病院改革に全力で取り組んでまいりますので、今後ともご指導ご協力賜りますようお願いを申し上げます。

また、株式会社市民フェリー壱岐対馬のアルミ三胴船トリマランの導入計画についてでございますが、平成23年11月22日市議会航路対策調査特別委員会及び平成23年9月5日の壱岐市航路対策協議会における同社代表取締役の発言と、平成23年9月9日の壱岐日々新聞の報道について、壱岐市といたしましても事実関係を確認する必要がありましたことから、市議会、航路対策調査特別委員会及び市双方から独立行政法人鉄道建設運輸施設整備支援機構へ出向き、調査、確認を行ってまいりました。

このことにつきまして、本行政報告のあと今回出席をいたしました副市長から説明をさせますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、行政報告を申し上げます。

本日ここに、平成24年壱岐市議会定例会2月第2回会議の開催に当たり、市政運営について所信の一端を申し述べますとともに、平成24年度当初予算案等についてその概要をご説明申し

上げ、議員各位並びに市民皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、平成20年4月18日市長就任以来、苓岐市の振興・発展のためにこの4年間全力で市政運営に取り組んでまいりました。

平成23年度は、これまでの3年間の取り組みが一斉に実を結んだところであります。中学校4校体制の開始、防災告知放送、苓岐市ケーブルテレビの開局を初めとした光ケーブル網の整備に伴う情報通信体系の確立、学校給食施設の完成・充実、三島診療所の開設、そして一般廃棄物処理施設整備事業の完成など、苓岐市における社会資本整備は一定の充実を見たものと思っております。

と同時に、私の公約であります「市民病院改革」、「無駄遣いストップ」、「ごみ・し尿処理計画の見直し」の実現、そして第一次産業、観光の振興、教育・福祉・育児の充実、そして市民皆様との協働のまちづくり、市民力を活かした施策の推進に取り組み、一定の成果を上げることができたところでございます。これも、ひとえに議員各位を初め、市民皆様のご支援とご協力の賜物であり、改めて深く感謝を申し上げます。

しかし、まだまだ道半ばであります。これから、ますます厳しさを増す財政状況を見据え、さらなる行財政改革を進めながら苓岐市の振興・発展を市民皆様とともに進めなければなりません。そうした意味からも、平成24年度は新たなスタートの年度であります。

ご承知のとおり、4月には次期市長選挙が控えておりますので、本定例会においてご審議いただく各会計予算案については、経常的経費と市民サービスのために必要なものは停滞なく進めるという考え方に立ち、継続事業及び一定の政策的経費も組み込んだ骨格予算といたしております。

それでは、今日までの取り組みの一端をご説明させていただくとともに、今日までの市政の重要事項についてご報告申し上げます。

まず、離島振興法の延長・改正に向けた取り組みについてでございますが、平成25年3月末期限切れとなる離島振興法の延長・改正についてははいよいよ正念場を迎えることとなります。現在、私は長崎県離島振興協議会会長、全国離島振興協議会副会長を拝命し、全国の離島関係市町村と一体となって強力な取り組みを行っており、特に離島航路運賃低廉化、JR並み運賃実現の国策としての取り組みを強く訴えております。

これまで、昨年8月19日、「新たな離島振興法の制定実現を求める長崎県総決起大会」が五島市で開催されたのを皮切りに、与野党国会議員及び関係省庁に対し意見書の提出など行っております。去る2月23日には、東京都において全国離島振興協議会主催による総決起大会が開催されたところであります。

私は、これまで申し上げてまいりました離島振興法の延長・改正の中で、とりわけ人流・物流とともに航路運賃のJR並み運賃の実現が、交流人口の拡大や産業経済の振興を初め離島振興・活

性化の一番の根幹をなすものであり、離島が元気になるもっとも基本的なことであると確信いたしております。今後とも、強い決意を持って取り組んでまいります。

次に、貨物船座礁に伴う対応について申し上げます。

2月18日午前3時30分ごろ、パナマ船籍の貨物船が勝本町若宮島北側沿岸で座礁いたしました。船員19名は無事で、当初油の流出も確認されておりましたが、午後3時30分ごろ五、六十メートルにわたり油の流出が確認されたため、現地にて対策会議が開かれました。

その後、午後5時30分ごろタグボートによる作業の結果、貨物船は離礁いたしました。幅15メートル、長さ200メートルにわたり油膜が認められたため、巡視艇による航走攪拌作業を行いながら、石田町久喜沖に移動し、停泊して船体の損傷状況の確認が行われました。その結果、亀裂等はあったものの油の流出もなく、修理等が完了したため貨物船は国外へ向け出港しております。

漁業等の被害調査については現在調査中ではありますが、名烏島北側、イルカパーク入り口北側などの海岸に油の固まりが漂着しているのが確認されておりまして、このためイルカパークについては状況を確認し、油吸着シート等による除去作業と、今後の油の流入防止対策を行ったところであります。今後、漁業等の被害調査の結果等を踏まえ、関係機関と連携を図り対処してまいります。

次に、効率的な行財政運営についてでございますが、行財政改革については壱岐市行財政改革実施計画及び無駄遣いストップ実施計画、そして政策評価等に基づき市一丸となって取り組み成果を上げてまいりました。

特に、総人件費の圧縮について、現在特別職及び県内唯一となる職員の給与カット等を行っておりますが、公約である総人件費の1割削減に向けて懸命に取り組んでまいりました。

その結果、平成20年度当初予算人件費と平成24年度当初予算人件費を比較いたしますと7億2,654万円、13.6%の削減となり、目標を大幅に達成したところでございます。

無駄遣いストップにつきましては、平成20年度から平成22年度までの各年度累計で17億2,918万円の削減実績であり、人件費の削減額を含めると24億円を超える経費削減が実現したこととなります。

このほかにも、指定管理者の導入を初め、施設のあり方等見直しを行い、現在20の施設で指定管理者の導入を行っております。

現在、指定管理を行っている施設のうち、壱岐市自動車教習場、壱岐市高等職業訓練校、筒城浜ふれあい広場、マリナル壱岐、壱岐市シーサイド小水浜の5施設は、本年3月末をもって指定期間が満了となり、今回再指定を行うため関連の議案を提案しておりますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

また、市と県が同じ庁舎内で業務を遂行し、地域の課題に一体となって取り組む体制を構築するため、長崎県杵岐振興局と本市との執務室共同化についてこれまで協議を重ねてまいりました。

市民サービスの向上と効率的な行政運営遂行のため、杵岐振興局、農林整備課と水産課を本市農林水産部が入る石田庁舎に配置する案で県と協議を行っておりまして、議会の意見をお聞きし調整してまいります。

次に、産業振興で活力あふれるまちづくりについて申し上げます。

交流人口・定住人口の拡大についてでございますけれども、一支国博物館につきましては、オープン以来24万人を超える皆様にご来館いただき、平成23年度も年間入館者目標の10万人は確実に達成できる見込みであります。今後も、指定管理者とも十分協議を行い、さまざまな企画展を初め各種イベントを開催するなど、より楽しめる内容を心がけてまいります。

辛亥革命100周年に当たり、現在「孫文・梅谷庄吉と長崎」と題した特別企画展が長崎歴史文化博物館で開催されております。あわせて、中国から長崎県に「孫文と梅谷夫妻の3人像」と「梅谷トクの胸像」が寄贈されており、このうちトクの胸像は出身地である本市に設置することとされ、協議の結果、一支国博物館に設置することとなりました。

来る3月15日に除幕式を一支国博物館で開催し、あわせて5月6日まで企画展「梅谷トク展」を開催し、長崎歴史文化博物館とも連携し、トクの功績を顕彰していくことにしております。トクの胸像につきましては、中華人民共和国との友好の証として、また杵岐市の新たなシンボルとしてトクの功績とともに積極的に内外に発信してまいります。

観光振興につきましては、杵岐の恵まれた自然景観や歴史遺産、そして一支国博物館、イルカパーク等観光施設をフルに活用し、体験型観光の推進、修学旅行の誘致、杵岐市福岡事務所の開設、九州市長会を初めとした九州全国規模の行事やイベントの本市開催など、観光振興、交流人口拡大に積極的に取り組んでまいりました。

今後、さらにオフシーズン対策として、今回の杵岐焼酎7蔵めぐりなど食材を活かしたイベント等を開催し、杵岐が持つあらゆる観光力を一層輝かせるよう取り組んでいかなければなりません。

現在、これからの観光振興の方向性と課題を検証した、総合的な杵岐市観光振興計画を作成中であり、平成24年度以降本計画に基づいた取り組みを実践してまいります。

国民宿舎杵岐島荘については、現在改修工事に着手し、本年9月末までに工事を完了し、年内からの営業再開に向け諸準備を進めております。

また、現在杵岐・対馬・五島の3島共通のプロジェクトとして、「しま共通地域通貨」の発行に向けて県と関係市で進めております。これは、過疎債ソフト事業を活用し、離島限定のプレミアム通貨を発行するもので、平成24年度中に制度設計を完了し、「しま内協力店」のとりまと

めや制度説明会等を開催した後、平成25年4月からの発行を目指しております。

本市の人口は、平成22年の国勢調査において2万9,377人と初めて3万人を割り、本市にとって人口の減少は極めて深刻な問題であります。こうした状況の打開策として、島外通勤・通学交通費助成制度を設け、壱岐市内に住所を置き島外へ通勤・通学する方の交通費助成を実施し、現在41名の方にご利用いただいております。

また、島外からの移住希望者の総合窓口としてご相談に応じており、空き家・空き地情報、求人情報の提供、農業漁業への新規就業に対する研修制度や助成支援などの情報提供を行っております。

さらに、少子化対策及び後継者対策とあわせ、結婚促進のために独身男女交流イベントの開催や開催団体への補助を実施しております。来たる3月24、25日の日程で、島外の女性を対象に「いき・こい独身男女のめぐり合いイベント」を計画いたしております。

今後、ホームページ上で情報提供希望者の登録ができるようにするなど対象者の把握に努め、定期的なイベントの開催とイベント内容の工夫を図り、出会いの場の創出に努めてまいります。

次に、産業の振興について申し上げます。

まず、農業の振興についてでございますが、農業が持続的に発展していくためにもっとも重要なことは、効率的かつ安定的な農業経営ができるような組織づくりや人づくりであり、今日まで農業の発展を促すための各種施策を講じてまいりました。

こうした中、本年1月27日第41回日本農業賞において、壱岐市農業協同組合アスパラ部会が最高位である大賞を受賞されました。その意欲的な経営と技術の改革により、5年連続で県内トップの生産量を誇り、Uターン就農にも大きな成果を上げておられます。このたびの栄誉を心からお喜び申し上げますとともに、今後ますますのご発展ご活躍を祈念いたします。

農業を持続させるためには、後継者や優秀な能力を持った人材の確保、集落営農組織の育成が不可欠であります。このため、担い手育成については、新規就農者・農業後継者や女性農業者などが目指す認定農業者の認定や、集落内の話し合いによる集落営農組織の設立を推進してまいりました。

認定農業者については、現在280経営体を認定しており、その中でも法人が6経営体となっており、経営の多角化、6次産業化が図られております。

また、集落営農組織につきましては、現在35の特定農業団体と2つの特定農業法人が設立されており、長崎県の約半数を占める組織を有するに至っており、さらに平成23年度末までに刈田院生産組合を特定農業団体として認定する予定であります。

認定農業者と集落営農組織には、これからの壱岐市の農業を支える担い手として大きな期待を寄せているところであり、組織育成や研修等に引き続き支援を行ってまいります。

農業施策の根幹をなす水田農業につきましては、「食料・農業・農村基本計画」の食料受給率の50%達成に向け、平成22年度から戸別所得補償モデル対策が実施され、平成23年度から本格実施となっております。

また、島内での米の採種圃場も確保され、種もみが安定的に供給できることから、種子更新により米の産地確立が図られたところでございます。

次に、有害鳥獣対策についてでございますが、平成22年6月以降郷ノ浦町・石田町・芦辺町でイノシシの目撃・痕跡・農作物の被害及び海岸への死骸漂着の情報が寄せられております。

イノシシは、生息数が少ないうちの撲滅に向けた対策が極めて重要なことから、これまでに捕獲わなの設置、ハンターによる捕獲等を行ってまいりましたが、成果を上げるに至っておりません。今後も引き続き関係機関と連携を図り、対策を講じてまいります。

また、勝本町の若宮島及び周辺の島ではシカの増殖が顕著で本土に侵入しつつあることから、去る2月24日から26日の一斉駆除により156頭の駆除を確認しております。さらに、クリハラリス及びカラスについても、猟友会、市民皆様の参加協力により捕獲、駆除を行っております。

次に、肉用牛振興については、壱岐肉用牛改良方針に即した優良系統牛育成の取り組みを継続して実施したことによりまして、全国市場の中でもトップクラスにランクされております。

肥育経営についても、「壱岐牛」ブランドとして人気を博しており、育種価の検証とブランド化の確立にまい進してまいります。さらに、10月に開催される第10回全国和牛能力共進会長崎県大会での壱岐牛の名声を高めるための出品対策にも取り組んでおります。

また、肉用牛振興を図るために、優良繁殖牛の育成確保を国・県の事業に加え、市単独費による緊急増頭対策等を講じて繁殖牛7,000頭の回復に取り組んでおります。

壱岐市の農業農村整備は、産業振興で活力あふれるまちづくりを掲げ、農村環境及び農村基盤の整備を推進し、農業農村振興を図ってまいりました。特に、農村生活環境基盤整備では、生活の利便性、営農の機械化に伴う農道整備事業の推進に努めてまいりました。

また、生産基盤整備では水田農業の活性化を図る圃場整備を、郷ノ浦町、勝本町にまたがる刈田院地区を実施中であり、事業が完成すればなお一層の省力化や生産性の向上につながるものと確信をいたしております。

次に、水産業の振興について申し上げます。

本市の基幹産業であります水産業を取り巻く環境は、漁獲の減少、魚価の低迷、漁業者の高齢化、漁業の後継者不足、さらには燃油の高騰など、依然として厳しい状況が続いております。

昨年4月から12月における漁獲高及び漁獲量をその前年と比較いたしますと、市全体で漁獲高が対前年比4%減の約25億1,000万円、漁獲量が対前年比4%増の3,096トンとなっ

ており、漁獲量は少し増えているものの魚価が低迷している状況にあります。これまで、水産業及び漁村の活性化を図るため、全国初の認定漁業者制度並びに漁業後継者対策制度を平成23年9月からスタートし、現在73名の認定漁業者と3名の漁業後継者を認定しております。

この制度の実施に伴い、より効率的・計画的な漁業経営の創出と、計画的な漁業後継者の育成が図られるものであり、今後も積極的に活用いただくことを期待しております。

漁業者の担い手対策の一環として、漁船リース事業、漁家への助成事業として、漁業近代化資金の利子補給、漁獲共済、漁船損害保険への一部助成、そして漁船漁業の機器設備の充実を図るため、漁船近代化施設整備への助成、さらには密漁による被害を防止するための監視活動に対する助成、漁獲物の鮮度保持のための製氷施設整備事業に勝本地区、初瀬地区へ助成、ほかに離島の漁業集落が行う漁場の生産力の向上や集落の創意工夫を活かした離島漁業再生支援交付金事業に取り組んでまいりました。

現在、壱岐の沿岸を中心に水産動物の産卵、あるいは育成場所として重要な役割を果たしている藻場の消失が進行しており、水産業に被害を与えております。

これらの現象を食いとめるため、漁場整備事業として平成21年度に郷ノ浦地区、平成22年度に石田地区の2カ所に、藻場の回復のため藻場礁設置事業を実施いたしました。

さらに、壱岐東部漁協管内においてはアワビが年々減少しており、これらの増産目的のために平成22年度から平成23年度で増殖場の造成を行いました。今後、これらの事業効果により沿岸域での漁獲の増産に期待するものであります。

栽培漁業につきましては、「壱岐栽培センター」が平成21年の秋からアワビ、アカウニ、カサゴの種苗の生産を開始いたしました。平成22年度にアワビの種苗に若干の斃死がありましたが、その後順調に生産され出荷されております。出荷まで約1問余りかかりますので予測しがたいところではございますが、このまま大きな状況の変化もなく放流され、漁業生産の向上につなげ、漁家経営の安定を期待するものであります。

港湾・漁港関係施設整備につきましては、漁港整備について、平成21年度から平成22年度にかけて湯ノ本漁港、諸津漁港、山崎漁港の整備が完了いたしました。現在は、八幡浦漁港の外防波堤の整備を実施しております。今後は、漁港施設の管理を体系的にとらえた計画的な取り組みによる漁港施設の機能保全事業が重要と考えております。

また、港湾整備につきましては、地震が発生した際島外からの救援物資等の輸送の確保を図る施設として、郷ノ浦港の - 7.5 岸壁に耐震構造を兼ね備えた施設の改良整備が国の直轄事業において進められ、平成23年10月末に完了いたしました。

このことにより、本来の目的であります大型客船の接岸はもちろん、災害時における島外とのライフラインの確保を図られ、本市の観光振興はもちろん災害時等緊急時にも大いに機能を発揮

できるものと確信いたしております。

次に、商工業の振興と雇用対策についてでございます。

商工業の振興につきましては、本市の経済環境が非常に厳しい状況にある中、商工会活動や商店街のにぎわい創出につながる事業に対する支援を行い、活性化に努めてまいりました。

雇用につきましては、これまで国の「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」と「ふるさと雇用再生特別交付金」を効果的に活用してまいりました。さらに、公共事業の活用により緊急・短期的な就業機会と継続的な雇用機会の事業を展開してきたところであります。

平成24年度については、緊急雇用創出事業臨時特例交付金事業のうち重点分野雇用創出事業、人材育成事業及び震災対応事業のみ実施期間が平成24年度まで延長されたことから、本交付金制度に基づき対象事業を検討してまいりましたが、平成24年度においては観光施設整備事業、壱岐市不法投棄回収・パトロール事業、原の辻遺跡公園管理運営事業など市単独事業を実施するとともに、国・県の施策に注視し、各種雇用創出事業を展開してまいります。

企業誘致の推進については、働く場の確保と地域活性化の観点から本市の重要な課題であります。景気の低迷も重なり、新たな企業誘致は困難を極めております。

しかしながら、誘致企業であり、自動車部品を製作しております「株式会社マツオ」につきましては、当初従業員9人でスタートいたしました。現在23人にまで雇用を拡大し、近い将来本社機能も視野に入れ50人規模の計画であるということから、平成23年度に旧勝本町学校給食センターを改造し、工場として提供したところであります。

このように、離島というハンデの中、業績を好調に伸ばす企業もあることから、今後も既に誘致している企業に対するフォローアップと、光通信環境のもとIT情報関連事業種を中心に、県と連携して企業誘致に努めてまいります。

次に、福祉・健康づくりの充実で、安心のまちづくりについて申し上げます。

安心、ゆとりのある福祉社会の実現についてでございますけれども、各種福祉対策や市民皆様の福祉活動を総合的に展開するため、平成23年度その基本となる「壱岐市地域福祉計画」の策定を進めており、本年3月末までに策定することといたしております。

また、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保を図るため、平成23年度において「第3期壱岐市障がい福祉計画」の策定を進めております。期間は平成24年度から平成26年度までの3年間とし、本年3月末までに策定することとしております。

今後、これらの計画をもとに、さらなる安心、ゆとりのある福祉社会の実現に努めてまいります。

次に、ゆとりと優しさで育む子育て環境の実現についてでございます。

現在、家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感、不安定感の増大等と

といった問題が生じております。このため、地域の子育て支援機能の充実を図り、子供の健やかな成長を促進するため、壱岐子どもセンター及び勝本町「かざはや」に常設のセンターを開設し、子育て家庭の親と子が気軽に集い交流を図る場を提供し、毎月の子育て応援講座、交流の場の提供、子育てに関する相談などの事業を展開しております。

また、地域子育て創生事業としての県の安心子ども基金を利用し、児童の安全性を確保するため放課後児童クラブ等の施設にAEDを設置いたしました。さらに、市内医療機関のご協力によりまして、病児・病後児保育を実施することといたしております。これからも安心して子育てできる環境づくりを推進してまいります。

次に、幼保連携について申し上げます。

市内幼稚園と認可保育所の一部及び僻地保育所の多くが定員割れの中で、集団生活での保育・教育効果への影響が懸念される反面、3歳未満児の入所が増加している現状を踏まえ、保護者皆様が安心して子供を預けられる環境づくりのために「壱岐市幼保連携計画」作成に取り組んでおります。

一方、国は「子ども・子育て新システム」を創設することにより、市町村は「市町村新システム事業計画」を策定し、地域の実情に応じて提供体制を計画的に整備すると位置づけております。

その中で、総合こども園の創設が決定し、法案成立後段階的に新施設に移行させる方針となっております。今後、国の動向を見きわめ、将来を見据えた壱岐市の実情に合った計画を策定いたします。

生活保護についてでございますけれども、景気、雇用情勢の悪化によりまして失業者が増加し、全国的に保護受給者が増加しておりますが、本市においては平成20年度から減少傾向にあります。

平成23年12月末における保護世帯数は385世帯、被保護者数は577人で、保護率は20.02パーミル、千分率でございます。全国平均の16.2パーミルを大きく上回っており、長崎県内16福祉事務所でも5番目に高い保護率となっております。

今後も高齢化、厳しい雇用情勢、人口の減少等により保護率は依然として高く推移するものと思われまます。真に保護の必要な方に迅速かつ適切に制度の適用を行うとともに、不正受給の防止、就労支援などによる自立を促進するよう関係機関と連携し、運営体制の充実に努めてまいります。

生涯にわたり健康に暮らせる社会の実現につきまして、生活の基盤は「健康」であります。市民皆様の健康づくりのために、各種健診、相談、予防、教室等の充実を図り、また受診率の向上のため、市民皆様との協働で実施している健康づくり推進員「生きいきすこやか21」とともに啓発事業の推進を行っております。

さらに、重症化の予防のために健診後の保健指導を充実させ、平成23年度に引き続き慢性腎

臓病予防対策などにより生活習慣の改善に取り組むとともに、肝炎対策として、平成24年度より保健所や医療機関とともに肝炎検査を新たに実施いたします。

また、食生活改善推進員の皆様におかれましても、総勢200人近い組織力と結束力で食品の安全・流通・調理・栄養など、食に関する市民啓発をあらゆる場で展開していただいております。

健康づくりは、市民皆様一人一人の自覚と実践によるところが大きく、今後も市民皆様と行政が一体となった市民協働活動の展開に努めてまいります。

次に、国民健康保険についてでございますが、壱岐市における国民健康保険加入率は現在38%であり、長引く経済不況を反映した所得の減少等により、ここ数年深刻な運営状況が続いております。

国保税率につきましては、平成18年度以降据え置いていた税率を平成22年度に5年ぶりに若干の引き上げをお願いしたところですが、予想以上に所得が伸びず、平成22年度23年度の決算において、大幅な基金の取り崩しをせざるを得ない状況が続いております。

こうした中、平成24年度国民健康保険事業特別会計予算編成においては基金も残り少なくなり、保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金等の増加による財源確保のため税率の引き上げとともに、一般会計からの繰入を行うこととしております。

具体的な税率につきましては、所得等が決定次第算定し、条例の改正をお願いする予定であります。あわせて、税収の確保についても短期被保険者証、資格証明書等の活用を図り納付への理解を促すとともに、滞納処分を含めた収納対策に努めてまいります。

また、保健事業といたしまして、平成20年4月から義務づけられた40歳から74歳の被保険者を対象にした特定健診・特定保健指導については、関係機関との調整、市民皆様への啓発を図りながらさらなる受診率のアップに取り組んでまいります。

介護保険につきましては、平成12年度にスタートいたしましたが、平成24年度は第5期介護保険事業計画の初年度に当たり、今回「壱岐市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画」の策定及び「壱岐市介護保険条例の一部改正」を提案いたしております。

本計画は、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく提供する。地域包括ケア体制システムの実現に向けた取り組みを進めるための、地域の高齢者福祉施策の総合的な計画であります。

その中で、待機者が多く施設の増設希望がある特別養護老人ホームについては60床、グループホームについては1ユニットの基盤整備を計画いたしておりますが、その結果、第1号被保険者保険料の基準額を4,970円と算定しており、被保険者の皆様にはご負担をおかけすることとなりますが、ご理解を賜りますようお願いいたします。

また、介護保険料未納の徴収対策につきましては、今後も未納者と接触し制度の理解を得て徴

収率向上に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療についてでございますが、平成20年4月発足以来2年ごとに保険料の見直しを行うこととなっており、平成24年度はその見直し時期でありまして、長崎県後期高齢者医療広域連合で議論を重ね、発足以来4年間据え置いている保険料について、被保険者・医療給付費の増加等により若干の引き上げを予定しております。市民皆様のご理解をお願いいたします。

次に、自然を生かした環境にやさしいまちづくりについて申し上げます。

まず、一般廃棄物処理施設の整備状況についてでございますけれども、平成19年度から壱岐市循環型社会形成推進地域計画に基づき5カ年事業として取り組んでまいりました一般廃棄物処理施設整備事業も、本年3月末で完了いたします。

合併後の最重要課題であったごみ処理施設としての焼却場・リサイクル施設、最終処分場、し尿処理施設としての汚泥再生処理施設が完成し、壱岐市の廃棄物処理行政の基盤ができたものであります。

新施設の完成に伴い、これまで利用してきた旧町の各廃棄物処理施設について、順次解体することとなりますが、平成24年度は郷ノ浦町環境管理センター及び勝本町クリーン&リサイクルセンターの解体を予定いたしております。

次に、勝本町自給肥料供給センターであります。壱岐市全域を対象とした施設として畜尿、生ごみ及び焼酎粕等への原料の変更を行うことといたしました。

本施設は、平成23年度に焼酎粕の受け入れのための受入槽の耐酸塗装工事及び車庫棟の増築工事を行い、平成24年度より畜尿及び焼酎粕等による液体肥料の供給を開始し、あわせて生ごみの前処理施設を整備する予定であります。

本施設の生ごみ前処理施設の完成に伴い、生ごみのリサイクルを平成25年度からモデル地区等を手始めに、壱岐市全体に広めていきたいと考えております。

次に、温室効果ガスの排出削減及び自然エネルギー利用の普及促進についてでございますが、地球温暖化問題、化石エネルギーの枯渇問題に加え、未曾有の被害をもたらした東日本大震災を機に、エネルギーを取り巻く環境は大きく変わりました。

自然の恵みである太陽エネルギーを電気に交換する太陽光発電はクリーンな発電システムであり、地球温暖化対策として期待されております。現在、国及び長崎県でも住宅用太陽光発電設備設置に対する補助事業により大幅な導入促進を図っており、県下の市町においても補助事業への取り組みが広がっております。本市といたしましても、平成24年度から本事業に取り組み、温暖化防止及び自然エネルギーの普及を図ってまいります。

次に、生活環境の充実と安全安心の確保についてでございますが、市道や河川等の整備は平成

21年度国の一次補正による地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業や平成22年度きめ細かな交付金事業により、局部的な改良や舗装補修及び排水整備等の工事を広域的に取り組んでまいりました。

市道の改良事業については、補助事業2路線を継続して整備を行い、起債事業については平成20年度から平成23年度にかけて14路線の整備を行い、そのうち4路線が完了し、引き続き10路線の整備を行っております。単独事業につきましては、10路線の整備に取り組んでおります。

また、平成21年度から補助事業の橋梁長寿命化対策に取り組み、平成21年度から平成23年度にかけて4橋の改修を行い、今後も年次的に事業を進め橋梁の寿命の長期化を図ってまいります。

河川整備は、補助事業により準用河川の2河川の整備を進め、急傾斜地崩壊対策事業は4地区の整備を進めております。道路や河川等の整備については、限られた財源の中生活の基盤整備の内容を十分に精査した上で今後も取り組んでまいります。

公営住宅の整備につきましては、吉岐市公営住宅マスタープランに基づき年次的に取り組んでまいりました。平成22年度から平成23年度にかけて、芦辺町桜木団地16戸の建設を行い、4月から入居を予定いたしております。

次に、水道事業関係について申し上げます。

簡易水道事業は、水道水の安定供給を図るため国庫補助による基幹改良事業で、湯本浦地区と石田地区の整備を平成20年度から平成25年度までの計画で進めております。平成24年度も引き続き配水管布設がえ工事等を実施する予定にいたしております。

上水道事業は、配水設備の改良事業を実施し、簡易水道とともに施設の適正な維持管理を行い、安全で安定した水道水の給水に努めてまいります。

下水道事業関係についてでございますけれども、公共下水道事業は事業計画に基づき中央処理区の東地区及び片原地区の一部で管渠整備工事を実施しております。平成24年度も、片原・永田地区の面的整備に伴う測量及び詳細設計並びに管渠整備工事を行い、事業の促進を図ってまいります。

漁業集落排水施設整備事業は、芦辺の大石分譲地まで整備が完了し供用開始をいたしております。今後の芦辺地区の整備については、計画区域等見直し、事業評価を受けて進めることとしておりまして、平成24年度は測量及び詳細設計を行う予定にしております。

合併処理浄化槽設置整備事業は、公共下水道及び漁業集落排水施設の処理区域以外の汚水処理対策として「循環型社会形成推進地域計画」に基づき実施しておりまして、平成24年度も引き続き140基を設置する予定にいたしております。

次に、心豊かな人が育つまちづくりでございます。

学校教育についてでございますけれども、平成23年4月壱岐市中学校の4校体制がスタートいたしました。保護者皆様や地域皆様、そして学校教育関係者の皆様のご尽力によりまして、混乱もなくスムーズな移行ができたところであります。

また、スクールバスにつきましても、市内全域となることから安全面等を心配しておりましたけれども、安全運行に徹していただき、生徒たちも多くの仲間とともに元気に学校生活を送っております。

今後、教育委員会において本体制について検証がなされますが、将来の壱岐市を担う日本を担う子供たちのため学校教育の充実に努めてまいります。

また、9月には壱岐市学校給食センター、そして原島調理場が稼働いたしました。これまでの3給食センターと9校自校方式の給食施設で一本化し、安全で安心な、そして統一した家庭と同じような温かい食事の提供に努めております。

次に、第69回国民体育大会についてでございます。

平成26年第69回国民体育大会「長崎がんばらんば国体」において、ソフトボール競技と自転車競技2競技の本市開催に向け、これまで計画書の作成、関係機関や競技団体との協議、調整、施設整備の計画など、諸準備を進めてまいりました。

平成24年度からは、いよいよその計画を実施に移す時期になります。また、平成24年度は平成25年開催のリハーサル大会の前年となりますことから、国体へ向けた重要な1年と位置づけております。

特に、国体広報に関しましては、壱岐市を全国にアピールする絶好の機会であり、全国から集まる選手や応援の方々をおもてなしの気持ちでお迎えするため、また市民皆様の国体開催の機運を高めるためにも、より具体的な計画を立てPRを進めてまいります。

平成24年度当初予算には、これらの諸経費を初め平成24年度施工する大谷公園ソフトボール球場と、壱岐市ふれあい広場多目的グラウンドの改修工事に要する経費を計上しておりますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

次に、文化財行政の推進についてでございますが、壱岐島内には古い歴史の中から生まれ、大切に護り受け継がれてきた貴重な市民的財産が数多く存在いたしております。

平成23年度は、文化財保護審議会の答申を受け、2件の建造物と1件の史跡を市指定文化財として指定し、新たに壱岐の歴史遺産が加わることになりました。

今後、これら壱岐を象徴する貴重な歴史的遺産につきましては、内容を精査し積極的な指定を行うとともに、さまざまな情報媒体を用いて市民皆様にわかりやすい形での公開・活用を促進してまいります。

次に、国内外交流が盛んなまちづくりについて申し上げます。

交通体系の整備でございますけれども、離島航路対策につきましては、本年4月1日リプレイス事業による新船「フェリーきずな」が就航いたします。この「フェリーきずな」の就航に伴い、博多・壱岐・対馬航路の運賃低廉化が実現し、フェリー、ジェットフォイルの基本運賃が一定の期間2割引き下げになるものであります。

また、往復割引等の九州郵船独自の割引についても、平成24年度については現行どおり継続実施されることになっております。さらに、リフレッシュ割引につきましては、現在の割引に加え小児慢性特定疾患医療割引や育成医療割引等の拡充が決定いたしております。

このことは、壱岐・対馬両市にとってまさに画期的なことであり、交流人口拡大を大いに期待するものであります。ご支援ご尽力いただきました国、県、そして九州郵船に対し心からお礼と感謝を申し上げる次第であります。

これまで運航してきたフェリー「ニューつしま」につきましては、3月31日にお別れセレモニーを、4月1日には「フェリーきずな」の就航セレモニーを予定いたしております。

本年1月24日、唐津と長崎や大村を結ぶ高速バスレインボー壱岐号について、本バス路線を運行する昭和自動車から本年3月末をもって運行を廃止する旨の申し出がありました。このことは、大村市にある長崎県立虹の原特別支援学校、また国立病院機構長崎医療センターへの往来等非常に不便を来すこととなります。

このことから、早速長崎県及び長崎県交通局に出向き協議を行ってまいりましたが、現時点においては運行再開のめどは立っておりません。今後も、関係機関と協議を重ね、要望活動等を行い、レインボー壱岐号の運行再開に向け取り組んでまいります。

次に、情報・通信基盤整備について申し上げます。

光ケーブル網の整備につきましては、総事業費約46億円のうち、国の地域情報通信基盤整備推進交付金及び地域活性化・公共投資臨時交付金約44億円、補助率は約95%に相当いたしますけれども、を活用し、市内の隅々まで情報通信基盤を確立することができました。

また、同時に長崎県及びN T T西日本並びに壱岐市により本土壱岐間の通信回線も大容量化を行ったことによりまして、壱岐市の情報通信環境は将来にわたり本市の経済に大きな利益をもたらすものと確信をいたしております。

また、本事業によりまして開局した壱岐市ケーブルテレビは、市民皆様が主役のテレビ局として多くの市民皆様にご出演いただくためにご覧をいただいております。職員も20名の雇用ができております。

開局時には、視聴者の皆様にご迷惑をおかけしたところもございますけれども、今後も市民皆様のご意見をいただきながら、指定管理者である関西ブロードバンドとともに市民皆様のケーブ

ルテレビとしてよりよい放送に努めてまいります。どうぞこれからも市民皆様の手で育てていただきたく存じます。

今後、この情報基盤を大いに活用し、高齢者・独居老人等の見守り対策、企業誘致等、市民皆様の安全安心とサービスの向上、また産業経済の振興に寄与する事業に取り組んでまいります。

次に、さまざまな人が関わり合うまちづくり、コミュニティ行政の推進について申し上げます。

多様化する市民ニーズや新たな地域課題を行政のみでは解決できない状況がございます。市民皆様と行政との協働が必要となっております。そこで、平成23年度から市民力を活かしたふれあいとぬくもりのあるまちづくりを推進し、市民皆様が自ら考え行う、元気、豊かさ、魅力及び安心で活力あるまちづくり事業に対して支援を行う「まちづくり市民力補助金」を創設したところであります。

現在、平成24年度の事業募集を行っており、本事業を積極的にご活用いただき、地域の課題解決や活性化に市民皆様が自ら取り組んでいただくことを期待しております。

次に、病院事業について申し上げます。

病院改革につきましては、長崎県病院企業団加入について、構成団体である県及び5市1町の同意を得るため、本年2月2日長崎県知事へ市山議長にご同席いただき、本市の医療の状況を説明し、病院企業団加入についてご理解とご指導をお願いしたところでございます。

知事からは、企業団設立の趣旨から加入の門戸は開けているが、加入に当たっての諸条件等を整理され構成団体と十分に協議して進めるよう指導を受けたところであります。

知事ご自身も、過去に県病院課長をなされておりました、これまでの経過について承知された上で、本市が病院企業団加入について支援することを約束いただいたところであります。

今後については、県、企業団のご指導を受け、加入条件の諸課題を整理し、県、関係構成団体の議会、企業団議会等の承認、法的手続等を進め、早期加入を目指してまいります。

吉岐市の医療を守るため、強い決意をもって取り組んでおりますので、議員各位、市民皆様のご理解ご協力を切にお願い申し上げます。

吉岐市民病院の診療体制は、現在常勤医師は11名であり、その不足分を非常勤医師で補っております。救急医療を中心とした継続的・安定的な医療を市民皆様に提供するためには、内科、外科系の常勤医師を確保していくことが急務の課題であり、今後とも医師確保に全力を上げてまいります。

精神科につきましては、外来機能において4月から非常勤医師が手厚くなりまして、新患への診察も再開できるようになります。入院機能を再開するため、引き続き精神科の常勤医師の確保にも最大限努めてまいります。

平成23年度の病院運営につきましては、外来患者数は1月までの実績で前年度と比較いたし

まして1日平均4.8人減の359.7人となっており、外来患者数は幾分減少しておりますが、一人当たりの診療単価が上昇し、外来収益は約1,400万円の増収となっております。

一方、入院患者数は1月までの実績で、前年度と比較して一般病床の1日平均は、1.9人減の92.4人となっております。そのため、一般病床の入院収益は約2,000万円の減収となっており、昨年7月休床をいたしました精神科の入院収益の減少分も合わせて1億4,000万円の減収となっております。

平成25年4月から、かたばる病院を市民病院へ機能統合するため、平成24年度当初予算において施設整備事業費を計上しております。また、経営改善の一環として、医事会計事務の外部委託を4月から実施するための所要の予算を計上しており、正規職員の減員等を含めた経費の節減に努めてまいりますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

一方、かたばる病院の診療体制は常勤医師1名体制で、医師幹旋会社の協力により非常勤医師を確保しながらの運営であります。本年4月より猿渡医師を常勤として採用し、2名体制となる予定であります。

平成23年度の病院運営については、1月までの診療実績として1日平均入院患者数は47.1人でほぼ満床状態であり、1日平均外来患者数は40.5人で、計画に対して3.4人の増となっております。

しかしながら、現在の離島・僻地医療を取り巻く医療環境の変化等を考えますと、療養病床としての運営はますます厳しい状況にあり、市民病院との統合に向け準備を進めてまいります。

次に、防災・消防・救急について申し上げます。

防災対策についてでございますけれども、昨年3月11日に発生した東日本大震災から間もなく1年を迎えようとしております。現在、国が総力を挙げて復旧・復興に取り組まれておりますけれども、本市といたしましては、これまで被災市町村への職員の派遣、義援金、義援物資の送達、災害ボランティアバスの運行など復興支援を行ってまいりました。今後も、引き続きできる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

市の地域防災計画につきましては、特に地震津波対策と原子力災害対策について、国が定める防災基本計画や県の地域防災計画との整合性を図りながら見直しを進めてまいります。

なお、原子力災害対策につきましては、現在県の地域防災計画見直し検討委員会で玄海原子力発電所から30キロ圏内の住民を30キロ圏外へと避難する計画を定める原子力災害対策暫定計画がおおむね了承されており、本年6月ごろの長崎県防災会議において長崎県域防災計画（原子力災害対策編）の修正がなされる予定となっております。

また、平成23年度中に県から原子力防災資機材として、防護服やポケット線量計、安定ヨウ素剤等の配備がなされる予定となっております。加えて、放射能を測定するモニタリングポスト

についても当初1基の予定でございましたけれども、もう1基追加され市内に2基設置される予定となっております。

大規模な災害に対応するためには、公助の充実はもちろんであります。共助・自助を高めていくことも重要であります。災害に備え、地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織の育成や災害時の応援体制として、災害時相互応援協定の締結など進めてまいります。

消防・救急でございますけれども、平成23年中の災害発生状況は火災39件、救急1,528件、救助26件で、前年と比較いたしまして火災は9件の増、救急は21件の減、救助は7件の増でありました。

これからも、市民皆様の負託に的確にこたえ、消防体制のより一層の充実強化を図り、壱岐市消防団とともに社会が要求する変化に対応し得る人的育成に取り組んでまいります。

次に、議案関係についてご説明いたします。

平成24年度予算についてでございますけれども、平成24年度の地方財政は地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が緩やかに回復することが見込まれる一方で、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、経費全般について徹底した節減合理化に努めてもなお、依然として大幅な財源不足が生じるものと見込まれております。このため、財源不足については臨時財政対策債等による補てん措置等が講じられることとされております。

また、地域主権改革に沿った財源の充実を図るため、地方交付税は対前年度比81.1億円、0.5%増の総額1兆4,950億円が計上されております。

本市の財政は、市税などの自主財源に乏しく、収入の多くを地方交付税や国庫支出金に依存しており、合併後の大型事業の実施については合併特例債や過疎債などの地方交付税措置のある有利な市債を有効に活用しながら財政運営を行ってきたところでありますが、なお一般財源不足については財政調整基金等の取り崩しにより対応しており、引き続き厳しい財政状況となっております。

平成22年度末の市債現在高は264億円であり、義務的経費の割合は34.1%と高く、経常収支比率は80.1%、対前年度比マイナス5.4%と、好転はしておりますものの依然高い水準で推移をいたしております。

こうした中、平成24年度予算編成に当たりましては、一般廃棄物処理施設整備や学校給食施設整備などの大型事業が完成したことから大幅な減額予算となっております。集中改革プランにより事務事業を再点検し、国、県、社会情勢の変化、経済の動向を注視しながら、自主性と責任により限られた財源を効率的かつ効果的に活用し、地域経済と住民福祉の増進及び市民皆様と行政との協働による各種事業の推進を図るための予算編成を行っております。

なお、一般会計予算規模は191億1,000万円、対前年度比36億2,500万円、15.9%減、特別会計を含めた予算規模は291億4,272万円、対前年度比46億3,472万円、13.7%減となっております。

本日提出いたしました案件の概要は、条例の制定・改廃にかかる案件19件、予算案件20件、その他9件でございます。案件の詳細については担当部長、課長等から説明をさせていただきますのでご了承願います。

何とぞ十分にご審議をいただき、適正なるご判断を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、今日までの取り組みを振り返りながら市政運営に対する所信の一端と、当初予算案等について申し述べましたが、これまでのご支援、ご協力に改めて感謝申し上げますとともに、これからも山積する行政課題に対応しながら、行財政改革を推進し財政の健全化に努めますとともに、明日に希望の持てるまちづくりに誠心誠意全力で取り組んでまいります。

議員各位並びに市民皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げまして、行政報告といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久田副市長。

〔副市長兼病院部長（久田 賢一君） 登壇〕

副市長兼病院部長（久田 賢一君） 去る2月6日に、市及び市議会議長様らと独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に出向き、株式会社市民フェリー壱岐・対馬種田拓代表取締役がアルミ三胴船トリマラン導入計画について、平成23年9月5日開催の壱岐市航路対策協議会及び平成23年11月22日開催の壱岐市議会航路対策調査特別委員会での発言並びに平成23年9月9日の新聞記事に記載された内容について確認したところでございます。その内容についてご報告申し上げます。

まず初めに、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の共有船建造制度についてお尋ねをいたしました。

共有建造支援制度とは、共有建造を決定された船舶を事業者と機構が造船所に共同発注し、機構が建造費用を分担する制度でございます。その上限は、機構が最大9割、事業者のほう1割分担し、共同で造船所に発注し船を竣工させる。その過程では、アドバイス、工事監督などの技術支援を行い、新しい船をつくっていくということでございます。竣工の際に、機構のほう1割が建造費用の9割を負担しますので、竣工時の負担割合に応じて船舶の共有登記をすることになります。

共有期間は、船ができ上がった後、船の大きさごとに決まり、2,000トン未満の鋼船であれば7年から15年となり、その共有期間中においては共有事業者のほう1割が機構に対し共有船竣

工日の翌日から船舶の使用料を払っていくというものであります。

共有期間満了後は、残存価格1割が設定されていますので、その代金1割を事業者が機構に支払い、所有権移転登記後その持ち分のすべてが事業者の持ち分となるものでございます。

共有期間中の収益費用は、共有事業者が収受するもので、費用の負担もすることになり、機構のほうは収益をもらったり費用を負担したりはしません。共有事業者のほうは、鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対し共有期間を通じて、原則として毎月25日までに約束手形による船舶使用料の支払いをしなければなりません。使用料とは、9割分の完工相当額プラス利息額となり、その中には機構の工事監督費、所有権登記手数料、進水式などの式典費用等が含まれます。

機構は、共有船の持ち分を事業者に使わせる義務が発生し、逆に事業者は機構の持ち分を使う権利を持ちますが、その対価として使用料を払う義務を有することとなり、その契約が結ばれます。

保証人はいろいろなケースがあるそうで、事業者を審査して代表者、役員からは連帯保証が必要とのことです。必要に応じ、第三者からも保証を求めることもあるとのことです。

分担金は、機構も国から借りてくるということで返さなければならないため、絶対返ってくるということを確認しなければ共有しないそうです。無担保、無保証ではないとのことです。また、共有の申し込みがされた場合は採算性が一番重視されるということでございます。

共有建造申込資格及び条件ですが、申込資格は海上運送法の一般旅客定期航路事業などの許可を受けている事業者、または船舶貸渡業の届出を行っている事業者となっています。

条件としては、離島航路に就航する旅客船舶については、すべて地方自治体の支援確約書の提出をお願いしているとのことです。支援確約というのは、船の経営についての支援、共有船使用料の支払いに支障を来さない支援とのことです。支払いが滞りだしたら、市が支援するということのようにです。

共有船の使用料の例ですが、例えば耐用年数を11年として共有船建造などの合計額が40億円と仮定します。その9割を機構が分担しますので、その額は36億円となります。事業者が、その36億円を11年間で利息をつけて使用料として支払わなければなりません、11年で支払うとなりますとその使用料の総額は41億円程度で、支払う利息の総額は5億円程度となります。

金利は、現時点の固定金利2.25%で計算されたものです。その場合、事業者は共有船の使用料として11年間で総額41億円支払うこととなります。その場合、機構へ支払う使用料ですが、1年目は年間3億7,000万円となり、月払いで払うこととなりますが、毎月25日までに月額3,100万円の使用料を支払わなければなりません。徐々に減っていきませんが、11年目で年間3億2,000万円の使用料の支払いで、月額で申しますと約2,700万円の支払とな

るそうです。燃料代等の運行費用等の経費を支払ってから、純利益の中から使用料を支払わなければならないということでございます。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構分担分の建造費の支払い時期ですが、まず契約時払い、それから起工時払い、進水時払い、竣工時払いの4回に分けて支払われますが、前払いリスクということで金利はそれぞれの支払い日の翌日から発生し、先ほど申し上げた利息の中には含まれません。金利制度は固定型、5年ごとの見直し型があります。

金利の軽減などですが、例えば離島航路等の対象船舶や事業者の経営状況、建造プロジェクトの概要により信用リスクに応じた金利制度が導入され、最大0.2%の軽減から最大0.2%の上乗せがございます。

共有期間中に繰上償還ということも可能ですけれども、その際には別途に解約手数料という費用が必要となります。

共有船建造制度については以上でございます。

次に、平成23年9月5日開催の壱岐市航路対策協議会において、株式会社市民フェリー壱岐対馬の種田氏より、昨年の6月20日にトリマラン導入の件で独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構と融資交渉を行った内容の説明がありました。

その中で、同氏より、機構は市が過疎債を活用して公有船を導入したらどうか、そして2隻目のトリマラン導入の際にうちの融資制度を利用してもらうのが一番うれしいという、公有船構想の逆提案があったことをお聞きしました。

この発言に対しての真意をお伺いしますということに対しまして、過疎債の活用というのは一般論を申し上げた。いろんな選択肢があり、いろんな方法で建造されており、機構の融資制度のほか銀行とかの制度を使うケースもあるという説明をしたとのことでございます。

次に、市民フェリーは機構が市長が賛成しないのが壁と指摘されたと言っており、一口100万円の株主になればその壁が取り払われるようなことを言うておられますが事実でしょうかということに対しまして、言っていない、立場上言えるはずがないとのことでございます。

最後でございますが、平成23年9月9日の壱岐日々新聞に、機構が市のバックアップ態勢が最終的に不可欠との頑たる姿勢を崩さず、市長がトリマラン反対のままでは国の壁が破られないと強調したとありますが、このバックアップ態勢とはどのようなことですか。

市がバックアップ態勢をとれば融資されるのでしょうかということに対しまして、言っていない、採算性を一番に見る、幾ら市のバックアップがあったとしても、採算が合わなければ融資できない。また、地方自治体の支援確約がなければ融資もできないが、支援確約書のことを言うておられるのではないかとございまして。

以上で報告終わります。

〔副市長兼病院部長（久田 賢一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これで行政報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を 11 時 30 分といたします。

午前11時17分休憩

.....
午前11時30分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、大久保議員。

議員（16番 大久保洪昭君） 先ほどの副市長のトリマランの報告の内容、これを航路対策調査特別委員会へ提出をお願いしたいと思います。よろしくお取り計らいをお願いします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

市長（白川 博一君） お渡しをいたします。

議長（市山 繁君） お渡しをするそうですから。

日程第 5 . 議案第 2 号 ~ 日程第 5 2 . 議案第 4 9 号

議長（市山 繁君） 次に、日程第 5、議案第 2 号 壱岐市高齢者福祉計画・第 5 期介護保険事業計画の策定についてから、日程第 5 2、議案第 4 9 号平成 2 4 年度壱岐市水道事業会計予算についてまで、4 8 件を議題といたします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 本日の議案につきましては、担当部長及び担当課長に説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 山口保健環境部長。

〔保健環境部長（山口 壽美君） 登壇〕

保健環境部長（山口 壽美君） 議案第 2 号 壱岐市高齢者福祉計画・第 5 期介護保険事業計画の策定についてご説明申し上げます。

壱岐市高齢者福祉計画・第 5 期介護保険事業計画を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第 9 6 条第 2 項及び壱岐市議会基本条例第 1 2 条の規定により、議会の議決を求めものがあります。

本日提出でございます。

計画につきまして、要約して説明をさせていただきます。

この計画につきましては、第3期介護保険事業計画において設定した平成26年度までの目標に至る最終段階として位置づけして策定したもので、平成24年度から26年度までの3カ年計画を策定しております。

まず、策定を行う前段といたしまして、65歳以上の方を対象に無作為抽出で2,000人の方に調査票を送付し、65%の方から回答がありました。生活実態や健康状態を分析し、地域の課題や必要とするサービスを把握し、今後の支援のあり方や介護サービスの推計といたしました。

また、介護サービス提供事業所の意向調査も実施をいたしました。それに、国、県の動向を踏まえ、岐阜市高齢者福祉計画・介護保険事業計画作成委員会の14名の委員様で、昨年10月から今年の2月までの間で計4回審議をしていただきました。

審議内容は、第4期介護給付実績及び第5期給付見込み量等の推計について、介護サービス基盤整備及び介護保険料の推計について、地域支援事業計画について、地域包括支援センターの運営について、高齢者福祉計画についてでございます。

2月9日に答申をいただきました。

計画の主な内容といたしまして、高齢者福祉計画では従来の生活支援事業、老人クラブ活動等支援事業を継続して行うこととなっております。

認知症高齢者支援対策の推進では、地域における支援体制の整備を計画しております。高齢者の積極的な社会参加を促しております。

地域包括支援センター、地域支援事業計画では、従来どおり岐阜市芦辺庁舎内に岐阜市地域包括支援センターを設置し、地域支援事業と指定介護予防支援事業を行うとしています。高齢者の方が、元気なときからの一貫した連続性のある介護予防を進めるための事業でございます。

介護事業サービス基盤整備では、従来参酌標準で施設・居住系サービスの増設が制限されておりましたが、平成22年10月7日に地方分権の趣旨を踏まえ、市町において地域の実情に応じた施設整備を責任を持つてできるとなりました。

市内特別養護老人ホームの待機者が115名おられる中、早期増設の要望があがっておりました。これらを踏まえ、将来予測もかんがみ、家族構成において老老介護等、今後在宅での介護力の低下が見込まれる方65名に相当する施設の増設計画をいたしました。

施設・居住系サービスの増設は、特別養護老人ホーム1カ所60人、認知症対応型グループホーム1ユニット9人です。居宅サービスも既存施設の定員増が図られております。

介護保険料の推計ですが、第4期計画では基準月額3,800円でございます。平成21年度は、実績が100.6%とほぼ計画どおりでございましたが、平成22年度は104.6%、平成23年度は106.6%と計画値を上回りました。在宅サービスの訪問介護、通所介護が増加しておりました。

増加分につきましては、介護給付費準備基金より繰入れて決算をしておりました。繰入額は、平成22年度4,070万2,000円、平成23年度7,171万1,000円となり、平成23年度末の基金残高は2,194万9,000円となりました。平成23年度は、基金の繰入なしで計算してみますと、介護保険料は月額4,500円相当になります。

これらの現状に加え、今後3年間の高齢者人口、要介護認定者の推計及びサービス事業所の意向調査をもとに、第5期におけるサービス見込み量の推計を行った結果、65歳以上の方々からいただく第5期介護保険料は月額4,970円となり、年間5万9,600円となります。

これは、第4期と比較しますと月額で1,170円の増となります。基金からの繰り入れが見込めないからでございます。

以上が計画の概要でございますが、被保険者の皆様には多額のご負担をおかけすることになりますが、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

これから、地方から元気にしようと考えるとき、介護保険を賢く運用し育てることが不可欠だと思います。介護保険で何でも解決しようと思った途端、地域社会は本来の力を失ってしましますし、もちろん介護保険も破綻するでしょう。

地域は、子育て、福祉、教育、環境、防災など、健全なさまざまな機能があってこそ地域であります。今後、ますます地域の連帯ときずなを深めるよう努力しなければならないと思っております。

以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔保健環境部長（山口 壽美君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

総務部長（眞鍋 陽晃君） それでは、議案第3号長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてご説明を申し上げます。

長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成24年3月31日をもって長崎縣市町村総合事務組合から外海地区衛生施設組合を脱退せしめ、長崎縣市町村総合事務組合の規約を次のとおり変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、平成24年3月31日をもって外海地区衛生施設組合が解散することに伴い、長崎縣市町村総合事務組合の共同処理する団体に変更が生じるものでございます。

次のページをお開きください。長崎縣市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約でございます。別表第1を次のように改めるものでございます。

別紙議案関係資料1ページをお開きください。新旧対照表で説明をさせていただきたいと存じます。

左が現行、右が改正案でございます。ご覧のように、改正案は組織する組合市町村13市8町と12の組合などの33団体でございます。

次に、別表第2についても新旧対照表でご説明をさせていただきます。

改正案、組合の共同処理する事務と団体でございますが、第3条第1項に関する事務、これは退職手当に関する事務でございます。

それから、第3条第9号に関する事務、これは非常勤職員公務災害補償費に関する事務でございます。

次のページの一番下のほうになりますけれども、第3条第13号に関する事務、これは職員研修に関する事務でございます。

この3つの事務を共同処理しておりましたので、所要の改正を行おうとするものでございます。

附則といたしまして、平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上で第3号議案の説明を終わります。

続きまして、議案第4号壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定についてご説明いたします。

壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地方自治法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴い、壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める必要があるため、地方自治法第221条第3項の規定に基づき条例を定めるものでございます。

次のページをお開きください。この条例は、予算執行の適正化等を図る観点から、これまで交付金をもって資本金等の2分の1以上の出資をしている法人等について、市長の調査権の対象となっていたものを、4分の1以上2分の1未満を出資している法人等についても条例で追加することができることにより、条例を制定するものであります。

調査等の対象となった法人については、財団法人壱岐栽培漁業振興公社、壱岐空港ターミナルビル株式会社、株式会社壱岐カントリー倶楽部、壱岐クリーンエネルギー株式会社となっております。

以上で第4号議案の説明を終わります。

続きまして、議案第5号壱岐市附属機関設置条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

壱岐市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、市長の附属機関のうち、平成16年度に壱岐市次世代育成行動計画を作成するために設置された壱岐市子育て支援ネット会議について、今後見直し等がないため廃止します。

また、漁業集落環境整備用地の造成完成により、漁業集落環境整備事業による造成地利用促進検討委員会を廃止します。

一般廃棄物処理施設整備事業完了に伴い、附属機関の一部を廃止し、新たな付属機関を設置します。また、教育委員会の附属機関に係る委員会の名称の変更を行う必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表につきましては、あともってご覧いただきたいと思います。

次のページをお開きください。壱岐市附属機関設置条例の一部を次のように改正しようとするものでございます。

別表ア、市長の附属機関の部、壱岐市子育て支援ネット会議の項を削り廃止し、同じ表同部中、壱岐市一般廃棄物処理施設整備検討委員会の項、壱岐市一般廃棄物処理施設整備総合評価審査委員会の項、壱岐市郷ノ浦町環境管理センター公害防止委員会の項、壱岐市石田町環境美化リサイクルセンター公害防止委員会の項を廃止し、壱岐市クリーンセンター環境保全委員会の項、壱岐市汚泥再生処理センター環境保全委員会の項を新設し、同じ表の同部中、漁業集落環境整備事業による造成地利用促進検討委員会の項を削り廃止しようとするものでございます。

同表イ、教育委員会の附属機関の部中、壱岐市公民館運営委員会を壱岐市公民館運営審議会に改めようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第6号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、社会教育法の改正に伴い公民館運営協議会を公民館運営審議会に改め、スポーツ基本法の施行により体育指導員をスポーツ推進委員に名称変更を行うものでございます。

次のページをお開きください。壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

資料1の新旧対照表をお開き願います。新旧対照表は6ページでございます。左が現行、右が改正案でございます。

区分22に現行公民館運営協議会とございます。これを、改正案、公民館運営審議会に改め、同区分44に現行体育指導員とございます。これを、改正案、スポーツ推進委員に改めようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第7号吉岐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

吉岐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、長崎県人事委員会の長崎県職員の給与に関する取扱いの状況を踏まえ、本市職員の給与について所要の改正を行うものでございます。

具体的には、給与構造改革における経過措置額、いわゆる減給保障の廃止等についての規定を加えるものであります。

次のページをお開きください。平成18年吉岐市条例第15号吉岐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正しようとするものでございます。

資料1の新旧対照表をお開き願います。7ページ8ページでございます。左が現行、右が改正案でございます。

附則第3項中、「規則で定める職員を除くには」の次に、「平成28年3月31日までの間」を加え、同項にただし書きを加えております。

現行の規定においては、給与構造改革の切りかえ日である平成18年4月1日の前日の給料月額に現在の給料月額が達しない場合は、現在の給料月額に100分の99.1を乗じて得た額と、切りかえ日前、つまり平成18年3月31日の給料月額との差額を保障する旨及び55歳超の職員については、当該減給保障額に100分の98.5を乗じて得た額を給料として支給する旨の規定がなされております。

現在の対象職員は、県から派遣を受けている教育指導主事のうち2名が対象となっております。

改正規定においては、この減給保障を平成28年3月31日までに廃止すること、ただし経過的に差額に相当する額は平成24年4月1日から平成25年3月31日までは当該額の2分の1、その額が5,000円を超える場合は5,000円を減じた額とし、平成26年4月1日から平成27年3月31日までは差額が1万5,000円を超える場合に限りその超える額とし、平成27年4月1日から平成28年3月31日までは差額が2万円を超える場合に限りその超える額とするものでございます。

この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第 8 号 吉岐市嘱託職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

吉岐市嘱託職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正において、一般職の一部の非常勤職員について育児休業の適用がなされたことを踏まえ、特別職の非常勤職員である本市嘱託職員についても育児休業の適用の対象を拡大するため所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。吉岐市嘱託職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

資料 1 の新旧対照表をお開き願います。9 ページ 10 ページでございます。左が現行、右が改正案でございます。

13 条第 2 項でございますが、これまで第 2 種嘱託職員の休暇として規定されていなかった産前産後休暇を新規に規定するものであります。これまでは、お産のために休むことはもちろんできておりましたが、休暇として付与していけなかったため、職員としての身分が中断するようになっておりました。なお、無給の休暇として付与するものであります。

第 15 条は、これまで第 1 種嘱託職員にしか認めていなかった育児休業を、第 2 種嘱託職員にも承認することができるように改めようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 24 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 堤教育次長。

〔教育次長（堤 賢治君） 登壇〕

教育次長（堤 賢治君） 議案第 9 号についてご説明を申し上げます。吉岐市公民館条例の一部改正について、吉岐市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますけれども、地域主権第 2 次一括法による社会教育法の一部改正に伴いまして、公民館運営審議会委員の委嘱及び任命の基準につきまして条例で定めることとされたので、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。吉岐市公民館条例の一部を次のように改正します。

現行の条例が全 12 条で構成をされておりますので、第 7 条の次に第 8 条といたしまして公民館運営審議会の条項を加え、全 13 条の条例といたします。

1項では審議会の設置、2項では委員の委嘱の基準は文部科学省で定められた参酌基準どおりに定めること、第3項では委員の定数や任期を、第4項では報酬等について定めております。

以下、ご覧のとおりでございます。

附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行しようとするものでございます。

資料1の新旧対照表は11ページからでございますけれども、あともってご覧をいただきたいと存じます。

次に、議案第10号についてご説明をいたします。吉崎市体育施設条例の一部改正について、吉崎市体育施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございます。これまでのスポーツ振興法の全部を改正する形で、新しくスポーツ基本法が制定をされました。これまで旧法を引用いたしておりましたので、関係部分について整備を行うものでございます。

また、中学校統廃合によりまして廃止となりました旧中学校体育館について、活用を図るため所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。吉崎市体育施設条例の一部を次のように改正します。

第1条第1項中、スポーツの振興をスポーツの推進に改めます。

同条第2項の表中、鯨伏中学校を旧鯨伏中学校に、旧中学校体育館についてもご覧のように改正をしようとするものでございます。

第5条につきましても、同様に改めようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行しようとするものでございます。

新旧対照表につきましては13ページからでございますが、あともってご覧をいただきたいと存じます。

次に、議案第11号についてご説明を申し上げます。スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますけれども、スポーツ振興法の全部を改正する形で新しくスポーツ基本法が施行されましたことに伴いまして、関係条例の整理を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例といたしまして、次の条例を改正いたします。

第1条では、吉崎市ふれあい広場条例の一部改正、第2条では、吉崎市石田ふれあいの森広場条例の一部改正、第3条では、吉崎市筒城浜ふれあい広場条例の一部改正でございます。いずれ

も旧法を引用いたしておりましたので、関係部分について整備を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行しようとするものでございます。

新旧対照表は15ページからでございますけれども、あともってご覧をいただきたいと存じます。

以上で議案第9号から11号につきましての説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

〔教育次長（堤 賢治君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第12号壱岐市芦辺浦住民集会所条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

議案第12号壱岐市芦辺浦住民集会所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、内規的に取り扱っております管理運営状況を見直し、公の施設にかかる指定管理者制度の導入を促進するため、所要の改正を行うものでございます。

この施設は、現在壱岐市商工会に一部管理委託を行っている施設でございます。商工会の組織の再編に対応させるものであります。

次のページをお開きください。壱岐市芦辺浦住民集会所条例の一部を次のように改正する。

議案関係資料1の新旧対照表18ページをお開きください。

第2条につきましては、表記の修正でございます。

第3条につきましては、住民集会所の管理運営及び管理代行等としまして、指定管理者に管理を行わせることができるとしてあります。

また、業務の内容について、第2項1号維持管理業務、2号利用に関する業務等を記載しております。

第4条につきましては、現行条例が運営協議会となっておりますが、今まで商工会芦辺地区の理事さんで組織してありました。指定管理者制度では協議会の必要がありませんので削除いたしております。

改正後の第4条については、利用の許可を明記しております。

第5条は、利用料金としまして現行条例が、1階貸事務所の料金体系しか明記されていませんでしたので、1階部分以外の2階についても詳細に別表に明記いたしております。

現行の第6条、管理の代行等につきましては、改正第3条に管理運営とあわせて記載しています。今後、指定管理者制度にもスムーズに対応できるよう、条例として施設の維持管理を図って

いきたいと考えております。

附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 山内市民部長。

〔市民部長（山内 達君） 登壇〕

市民部長（山内 達君） 議案第13号壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、国の災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に基づき、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。改正の内容でございますが、第4条第1項第1号では、維持していた遺族の中で兄弟姉妹は除くとなっておりますけれども、東日本大震災の被害の甚大さにかんがみ、支給対象が拡大をされ、次の3号を追加しております。

死亡者に係る配偶者と子、父母、それから孫、祖父母がいずれも存しない場合であっても、同居や生計が同じであった兄弟姉妹がいた場合は災害弔慰金を支給することになります。

附則といたしまして、平成23年3月1日以後でございますから、東日本大震災以後に発生した災害による死亡した方へ国の法律の基準に基づき適用することにしてまいります。

以上で説明を終わります。

〔市民部長（山内 達君） 降壇〕

議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

午後0時01分休憩

午後1時00分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。山口保健環境部長。

〔保健環境部長（山口 壽美君） 登壇〕

保健環境部長（山口 壽美君） 議案第14号壱岐市介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

壱岐市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日提出でございます。

提案理由といたしまして、第5期介護保険事業計画の策定に伴い介護保険料率を改正する必要があるものでございます。

次ページをお開きください。壱岐市介護保険条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表の23ページをお開きください。第5条で、平成24年度から26年度までの各年度における保険料率を改正しております。

第5条で、(4)が基準額で、本人世帯の所得等により減額増額が6段階に区分されております。

改正案で、(4)の5万9,600円は、第2号議案で説明いたしました第5次保険料4,970円の1年分に相当いたします。

(1)につきましては、50%の減額でございます。(2)につきましては、40%の減額でございます。(3)につきましては、25%の減額でございます。(5)につきましては、25%増でございます。(6)につきましては、50%増でございます。

附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものといたします。

これで議案第14号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

続きまして、議案第15号壱岐市芦辺町資源化センター条例の廃止についてご説明申し上げます。

壱岐市芦辺町資源化センター条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

本日提出でございます。

提案理由といたしまして、壱岐市クリーンセンターの稼働に伴い、旧町ごとに所在したごみ処理施設を廃止しようとするものでございます。

附則として、この条例は平成24年4月1日より施行するものでございます。

以上で議案第15号についてご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

〔保健環境部長(山口 壽美君) 降壇〕

議長(市山 繁君) 榊崎農林水産部長。

〔農林水産部長(榊崎 文雄君) 登壇〕

農林水産部長(榊崎 文雄君) 続きまして、議案第16号壱岐市死亡獣畜取扱場条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

壱岐市死亡獣畜取扱場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由といたしまして、指定管理者に施設の管理を行わせることができるよう所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。壱岐市死亡獣畜取扱場条例の一部を次のように改正しようとする

るものでございます。

第3条委任を第8条とし、第2条の名称及び位置の次に5条を加える。3条の使用料でございますが、死亡獣畜取扱場を利用するものは別表に定める使用料を納付しなければならない。

4条は使用料の減免でございます。

5条が遵守事項。

6条で管理の代行等でございますけども、市長は死亡獣畜取扱場の管理運営上必要があると認めるときは指定管理者に死亡獣畜取扱場の管理を行わせることができる、でございます。

次のページをお開き願います。7条といたしまして、利用料の收受等でございます。前条第1項の規定により、指定管理者に死亡獣畜取扱場の管理を行わせる場合においては、当該指定管理者に施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として收受させることができるものとする。このように改めようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行しようとするものでございます。

配付資料の資料1の24ページから26ページに新旧対照表を載せておりますので、あとまでご覧をいただきたいと思っております。

以上で議案第16号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔農林水産部長（榊崎 文雄君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 後藤建設部長。

〔建設部長（後藤 満雄君） 登壇〕

建設部長（後藤 満雄君） 議案第17号壱岐市営住宅条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

壱岐市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由といたしまして、公営住宅法の一部改正に伴い、壱岐市営住宅条例について所要の改正を行うものであります。

次のページをお開き願います。まず、この条例の改正につきましては、地域主権改革一括法の施行に伴いまして公営住宅法並びに同法施行令におきまして、入居者条件のうちの同居親族要件が撤廃になるために、改めて壱岐市におきましてはそれを引き続き存続をするというために、今回この条例を改正いたすものでございます。

壱岐市営住宅条例の一部を次のとおり改正するものでありまして、第6条中、老人、身体障害者、その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして、令第6条第1項で定めるものにあつては第2号から第6号までを削り、同条第1号に次のただし書きを加える。

恐れ入りますが、資料の27ページから30ページまでございますが、27ページをお開きを

願いたいと思っております。

第6条の左のアンダーラインを引いた部分につきましてを削除いたしまして、第1号の次に右側の改正案といたしましてただし書きから、以下イからクの条例に法律に該当いたします方々を入居者条件とするということを盛り込むものでございます。このイからクの方々を、以下単身入居者資格というものでございます。

次のページをお開きを願いたいと思っております。第7条第1号に次のただし書きを加える。資料の、恐れ入りますが29ページをお開きを願いたいと思っております。ただし書きの部分を加えることにいたしております。

それから、また本文に戻りますが、第8条第2項中老人を単身入居者資格に改めるものでございます。恐れ入りますが、29ページの右下のところをご覧いただきたいと思っております。

それから、資料の30ページをお開きを願いたいと思っております。附則の第5項を削除いたすものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第17号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第18号壱岐市水道水源保護条例の一部改正についてをご説明を申し上げます。

壱岐市水道水源保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由といたしまして、壱岐市水道水源保護審議会の組織及び構成員を見直し、変更するためでございます。

次のページをお開きを願います。今回改正するものは、壱岐市議会の活性化特別委員会からのご意見も踏まえまして、審議会の構成委員の変更を行うものであります。

第5条第1項中に、10人を8人に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号といたすものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

資料の31ページをお開きを願います。10人を8人に改めまして、以下1つずつ繰り上がるものでございます。

これで議案第18号の説明を終わらせていただきます。

以上、審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔建設部長（後藤 満雄君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第 19 号 壱岐市三島航路船客待合所条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

壱岐市三島航路船客待合所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、郷ノ浦渡良地区改修工事によりフェリーみしま着岸岸壁の場所が変更になったことに伴う待合所の移転のため、待合所の位置を変更するものであります。

次のページをお開きください。壱岐市三島航路船客待合所条例の一部を次のように改正しようとするものでございます。渡良浦船客待合所の位置を、壱岐市郷ノ浦町渡良浦 1 番地 2 から壱岐市郷ノ浦町渡良浦 1 番地 15 に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は平成 24 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で議案第 19 号の提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 松本消防長。

〔消防長（松本 力君） 登壇〕

消防長（松本 力君） 議案第 20 号 壱岐市消防関係手数料条例の一部改正についてご説明をいたします。

壱岐市消防関係手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由といたしましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令ほか上位法の改正に伴うものでございます。

次ページをお開きください。壱岐市消防関係手数料条例の一部を次のように改正する。

改正条例、新旧対照表 33 ページから記載のとおりでございます。これは、壱岐市においては該当する施設はありません。

附則として、この条例は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 21 号についてご説明をいたします。壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について。壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、壱岐市消防団員の組織再編、定数の変更及び出動手当の見直しに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次ページをお開きください。壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中、1,105人を1,020人に改める。これは、団員の条例定数の改正で85名の減であります。

第12条の表、本部部長の項を削るということで、これは第3期消防団組織がえに伴い、本部部長を廃止したため削除をいたしました。

第13条の表、出動手当の項、金額の欄中700円を1,000円に改める。県下で出動手当が低いという議会での指摘により、内部検討し、今回改正をさせていただいております。

附則として、この条例は平成24年4月1日から施行する。ご審議のほどよろしく願いいたします。

〔消防長（松本 力君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第22号壱岐市設置による勝本町優良牛の保留に関する条例の失効に伴う経過措置を定める条例等の廃止についてご説明を申し上げます。壱岐市設置による勝本町優良牛の保留に関する条例の失効に伴う経過措置を定める条例等を廃止する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、壱岐市合併に伴い施行されていた旧町の経過措置を定める条例及び暫定施行されていた条例について、経過措置期間の終了等により廃止をしようとするものでございます。

次のページをお開きください。次に掲げる条例を廃止する。第1号、壱岐市設置による勝本町優良牛の保留に関する条例の失効に伴う経過措置を定める条例（平成16年壱岐市条例第233条）。

第2号、壱岐市設置による勝本町観光事業振興条例の失効に伴う経過措置を定める条例（平成16年壱岐市条例第234条）。

第3号、芦辺町集落機構の整備並びに運営に関する条例（昭和37年芦辺町条例第7号）。

第4号、芦辺町納税組合報償条例（昭和30年芦辺町条例第22号）。

附則といたしまして、この条例は公布の日からでございます。

以上で議案第22号の説明を終わります。

続きまして、議案第23号公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称は壱岐市自動車教習場。位置でございますが、壱岐市郷ノ浦町田中触

991番1。

2、指定管理者となる団体は、佐世保市椎木町320番地、名称は株式会社共立自動車学校、代表取締役長島正氏でございます。

3、指定期間、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間といたしております。

提案理由でございますが、壱岐市自動車教習場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経ようとするものでございます。

なお、地方自治法第244条の2第6項の規定は、公の施設の設置、管理及び廃止に関する規定となっております。

以上で議案第23号の説明を終わります。

続きまして、議案第24号公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置でございますが、名称、壱岐市高等職業訓練校、位置、壱岐市郷ノ浦町田中触1212番3、1213番地5。

2、指定管理者となる団体は、壱岐市郷ノ浦町田中触1212番3、名称は、壱岐市高等職業訓練協会会長宮坂幸秋氏でございます。

3、指定期間、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間といたしております。

提案理由でございますが、壱岐市高等職業訓練校の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経ようとするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 浦企画振興部長。

〔企画振興部長（浦 哲郎君） 登壇〕

企画振興部長（浦 哲郎君） 議案第25号についてご説明申し上げます。公の施設の指定管理者の指定について、下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

記。1、公の施設の名称及び位置でございます。名称、筒城浜ふれあい広場、位置、壱岐市石田町筒城仲触1856番地7ほかであります。

2、指定管理者は、壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦281番地6、壱岐市観光協会会長長嶋立身でございます。

3、指定の期間は平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間でございます。
提案理由は、筒城浜ふれあい広場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経るものとするものであります。

次に、議案第26号についてご説明申し上げます。公の施設の指定管理者の指定について、下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

記。1、公の施設の名称及び位置は、名称、マリンパル壱岐、位置、壱岐市石田町印通寺浦471番地2であります。

2、指定管理者は、壱岐市石田町印通寺浦471番地2、有限会社マリンパル壱岐、取締役赤木英機でございます。

3、指定の期間、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間でございます。
提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、議案第27号についてご説明申し上げます。公の施設の指定管理者の指定について、下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

記。1、公の施設の名称及び位置は、名称、壱岐市シーサイド小水浜、位置は壱岐市郷ノ浦町渡良南触104番地先及び渡良東触2903番地1。

2、指定管理者は壱岐市郷ノ浦町新田触492番地、壱岐学友会会長大島耕司でございます。

3、指定の期間、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間でございます。
提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上をもって議案第25号から議案第27号までの説明を終わります。ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

〔企画振興部長（浦 哲郎君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 桝崎農林水産部長。

〔農林水産部長（桝崎 文雄君） 登壇〕

農林水産部長（桝崎 文雄君） 続きまして、議案第28号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてご説明を申し上げます。

地方自治法第9条の5第1項の規定により、本市内にあらたに生じた次の土地を確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を次のとおり変更するものでございます。

本日の提出でございます。

提案理由、壱岐市芦辺町箱崎諸津触字破戸ノ元地先の諸津漁港、後諸津地区の公有水面埋立により生じた土地について、議会の議決を経て確認し、字の区域を変更しようとするものでござい

ます。

次のページをお願いいたします。位置といたしまして、苓崎市芦辺町箱崎諸津触字破戸ノ元703の7地先及びに703の7及び703の8に隣接する防波堤地先。面積といたしまして、182.97平方メートルでございます。

編入する区域は字破戸ノ元でございます。

次のページをお開き願います。字図と位置図を添付いたしております。赤い色で着色しているところがあらたに生じた土地でございます。

この埋立地の目的は、漁港施設用地物揚場用地でございます。

続きまして、議案第29号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更についてご説明を申し上げます。

八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約を下記のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本日の提出でございます。

- 1、契約の目的、八幡浦地区特定漁港整備工事。
- 2、契約の方法、随意契約。
- 3、変更後契約金額、4億1,874万円、現契約金額4億7,140万8,000円、5,266万8,000円の減額でございます。
- 4、契約の相手方、苓崎市芦辺町諸吉二亦触560番地2、株式会社岡本組、代表取締役岡本一孝。

提案理由でございます。外防波堤の地盤改良作業中に台風並みの冬期風浪が発生し、特殊作業船が損壊した。作業船の復旧が直ちにできず、工事継続が見込まれなくなったため、特殊基礎工事の施工済部分を出来高として減工し、変更契約するものでございます。

次のページをお開き願います。計画平面図でございます。外防波堤、赤色で着色をしているところでございます。L=30メートルは上部工の表示をしておりますので、当初契約と変わっておりません。

次のページに、防波堤を縦に切った縦断図を添付いたしておりますのでお開き願いたいと思っております。図面の左側に凡例を載せております。黒色が平成21年度までに施行した区間、黄色が平成22年度、昨年度の実施区間でございます。そして、赤色着色部分が本年度、今回変更しようとする区間でございます。

提案理由で述べました特殊基礎工事を、当初は防波堤の全部、先端まで施工するように計画いたしておりましたが、11月30日から12月1日にかけての冬期季節風によりまして地盤改良をする作業船が損壊し、修理復旧のめどが立たなくなったため、地盤改良の基礎工事ができたと

ころまで図面で基礎高4.6メートルと表示をいたしておりますが、ここで精算し堤体工、上部工については当初計画のとおり変更するものでございます。

また、柿色は平成23年度八幡浦漁港に国からまた追加割り当てがありましたので、その施行区間をあらわしております。今回の工事量を減らした基礎工の地盤改良も、本年度の追加割り当てと合わせて発注するように計画をいたしております。

次のページに、基礎の地盤改良の詳細図を添付いたしておりますので、お聞き願いたいと思います。

この地盤改良工法は、サンドコンパクションパイル工法と申しまして、振動をさせながら砂を圧入して締め固め砂ぐいをつくる工法で、上にコンクリートの構造物を乗せても沈下が少なく、圧密期間を長くとも堤体上部の工事が継続してできるということが特徴でございます。

この作業船がサンドコンパクション船といいまして、ケーシングを振動機で所定の深さまで陥入して、ケーシング先端から砂を排出しながら引き揚げ、打ち戻しを繰り返して砂ぐいをつくっていくという手順となっております。

この詳細図の着色もさきほどと同じで、赤色の176本と柿色の144本、計320本の砂ぐいをすべて完了する計画でございましたが、作業船の損壊によりまして今回上程をいたしております議案のとおり、基礎工の工事量を減らしまして請負契約の減額変更を行うものであります。

砂ぐいの144本の施工につきましては、先ほどご説明いたしましたように八幡浦漁港の追加割り当て予算と合わせて3月中旬ごろに発注をする予定にいたしております。

以上で議案第28号と29号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔農林水産部長（榊崎 文雄君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第30号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）についてご説明申し上げます。

平成23年度壱岐市の一般会計補正予算（第9号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ957万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ238億8,812万2,000円とします。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により定めております。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」によるものでございます。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」によるものでございます。
本日の提出でございます。

次に、3ページから5ページをお開き願います。「第1表歳入歳出予算補正」、歳入及び歳出の補正の款項の区分、補正額等については、「第1表歳入歳出予算補正」に記載の3ページから5ページのとおりでございます。歳入歳出予算補正の内容については、事項別明細書で、後ほどご説明いたします。

次に、7ページをお開き願います。「第2表繰越明許費」、4衛生費2清掃費の勝本町自給肥料供給施設車庫棟増築事業のほか9件の事業、総額4億1,258万6,000円を年度内にその事業が終わらない見込みでありますので、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費を計上いたしております。

次に、8ページ9ページをお開き願います。「第3表地方債補正」、1変更、辺地対策事業債の補正前限度額3億1,630万円を、補正後限度額3億1,450万円に減額変更しております。

主な変更内容は、市道銀台線改良ほか2路線、芦辺漁港漁業集落環境整備、三島小学校原島分校屋内運動場改築工事の実績見込みで、180万円の減額補正をいたしております。

過疎対策事業債の補正前限度額3億1,340万円を補正後限度額3億560万円に減額変更しております。

主な変更内容は、八幡浦漁港特定漁港整備、郷ノ浦町漁協初瀬製氷施設改修、防火水槽新設事業、公共下水道事業等の実績見込みで780万円の減額補正をいたしております。

土木債の補正前限度額1億9,770万円を、補正後限度額1億8,980万円に減額変更しております。

主な変更内容は、公営住宅建設の桜木団地整備事業、臨時地方道整備事業の市道寺源田改良事業のほか1件、自然災害防止事業の宇土(2)地区急傾斜地崩壊対策事業のほか5件の実績見込みで、790万円の減額補正をいたしております。

合併特例事業債の補正前限度額22億310万円を、補正後限度額22億7,490万円に増額変更しております。

主な変更内容は、地域情報通信推進事業等の2次申請で同意を得ましたので、7,180万円を増額補正いたしております。

それでは、ここで事業別明細書により主要部分のみのご説明をいたします。

補正第9号は、入札等により事業費減額及び事業執行の不用額等について減額補正をいたしており、それらに伴う特定財源について補正を行っております。

14、15ページをお開き願います。まず、歳入についてご説明いたします。

12款分担金及び負担金、1項分担金、2目災害復旧費分担金、農地等災害復旧費受益者分担

金428万4,000円の減額は、災害復旧費県補助金の増嵩及び入札執行等、事業費減額により受益者分担金を減額補正いたしております。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、生活保護費負担金の1,661万3,000円の追加補正は過年度精算分であります。2項国庫補助金、4目農林水産業費国庫補助金、1節水産業費補助金、産地水産業強化支援事業補助金129万6,000円の減額は、郷ノ浦町漁協初瀬製氷施設改修事業費、減額により国庫補助金の減額補正をいたしております。3節農業費補助金、経営体育成支援事業345万8,000円の減額は、経営体の事業の取り下げ及び入札執行による減額補正をいたしております。5目土木費国庫補助金、2節住宅費補助金の地域住宅交付金1,113万3,000円の減額のうち862万円の減額は、桜木団地新築工事入札執行等により減額補正をいたしております。6目消防費国庫補助金、1節消防費補助金の消防防災施設等整備費補助金127万3,000円の減額は、防火水槽新設工事の入札執行により減額補正をいたしております。

次に、16、17ページをお開きください。15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、3節児童福祉費補助金の福祉医療費補助金734万2,000円の減額は、医療費の実績見込額による減額、子育て支援対策臨時特例交付金220万円の増額は、送迎事業補助金の増額補正によるものであります。4目農林水産業費補助金1節農業費補助金のながさき食と農支援事業補助金841万8,000円の減額は安全安心食料供給体制整備及び集落営農担い手支援の入札執行により、減額補正をいたしております。3節水産業費補助金の地域水産物供給基盤整備事業費補助金404万2,000円は八幡浦地区増殖場施設整備工事の入札執行による減額補正と、離島漁業再生支援交付金448万8,000円の減額は協定参加世帯の減により減額補正いたしております。6目土木費県補助金、1節河川費補助金の急傾斜地崩壊対策事業費補助金250万円の減額は、工事入札執行により減額補正をいたしております。

次に、18、19ページをお開きください。9目災害復旧費県補助金、1節農地及び農業用施設災害復旧費補助金790万6,000円の減額は、実施設計額による減額補正をいたしております。

18款繰入金、2項基金繰入金、地域振興基金繰入金970万円の減額は、国民宿舎壱岐島荘耐震補強工事及びリニューアル工事の入札執行により減額補正をいたしております。

次に、20款諸収入、4項雑入、後期高齢者医療制度特別対策補助金653万円の増額は、75歳以上対象の長寿・健康増進事業の入湯券、はり、きゅう等助成券交付実施に対し交付されるため増額補正をいたしております。

次に、20、21ページをお開き願います。21款市債、1項市債、1目辺地対策債から6目の合併特例債の増減額の内容につきましては、8ページ、9ページの「第3表地方債補正の変

更」で説明いたしましたとおりでございます。

次に、22、23ページをお開き願います。歳出について、主要内容をご説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、3目財政管理費、25節積立金4億231万8,000円の増額補正は、後年度における公債費償還額の財源確保のため減債基金へ追加積立をいたしております。

次に、24、25ページをお開き願います。3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、13節委託料のシステム改修業務400万円の減額は、住民基本台帳法一部改正、外国人住民にかかるもので、システム改修業務の入札執行による不用額を減額補正いたしております。

次に、26、27ページをお開き願います。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の乳幼児、母子、寡婦福祉医療費1,588万4,000円の減額は、実績見込みによる不用額を減額補正いたしております。3目老人福祉費、13節委託料47万1,000円の減額と15節工事請負費428万9,000円の減額は、壱岐市納骨堂改修工事の未執行により減額補正をいたしております。

次に、28、29ページをお開き願います。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、19節負担金補助及び交付金220万円の増額は、地域子育て創生事業の放課後児童クラブ送迎車購入に係る補助金を増額補正いたしております。

次に、32、33ページをお開き願います。5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金はながさき食と農支援事業である安全安心食料供給体制整備事業1,027万1,000円の減額は、入札執行による不用額を減額補正しております。

次に、36、37ページをお願いいたします。4目漁港漁場整備費、15節工事請負費水産基盤整備工事570万円の減は、八幡浦地区増殖場施設整備工事の入札執行による不用額の減額補正と、八幡浦漁港外防波堤の内示増額によりまして所要の補正をいたしております。

6款商工費、1項商工費、4目観光費の国民宿舎壱岐島荘耐震補強工事及びリニューアル工事の入札執行により、設計監理126万円の減額と改修工事費970万円の減額補正をいたしております。

次に、38、39ページをお開き願います。7款土木費、7項住宅費、1目住宅管理費の安全・安心住まいづくり支援事業は、民間木造住宅耐震診断業務委託の実績により27万円の減額と、耐震改修計画作成補助金及び耐震改修工事補助金及び民間建築物吹付アスベスト改修支援事業並びに建築物耐震化事業については、補助金申請がなかったため全額減額補正いたしております。

次に、40、41ページをお願いいたします。2目住宅建設費の公営住宅建設事業は、桜木団地新築工事入札執行による不用額1,627万円を減額補正いたしております。

次に、42、43ページをお開き願います。9款教育費、2項小学校費、2目教育振興費、14節使用料及び賃借料のOA機器借上料4,538万1,000円の減額は、小学校教育用OA機器借上料の更新延長による不用額の減額で、18節備品購入費280万円の減額は教育振興基金、備品購入実績により減額補正いたしております。

次に、44、45ページをお願いいたします。10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農地及び農業用施設災害復旧費におきましては、各災害復旧事業の実施設計額による減額で3,506万3,000円を減額補正いたしております。公共災害、農地58カ所、施設9カ所でございます。

11款公債費、1項公債費の地方債利子償還金2,200万円の減額は、22年度繰越事業に係る地方債借入利息及び一時借入金の利息の不用額719万3,000円を減額補正いたしております。

給与費明細書は47ページから49ページでございます。

次に、50ページに地方債の見込みに関する調書をそれぞれに記載しております。地方債の23年度末現在高、見込額は303億3,021万7,000円となります。

なお、別途資料の2の平成23年度2月補正予算案概要で詳細な概要及び基金の状況並びに繰越明許費について記載をいたしておりますので、主な内容のみの説明とさせていただきます。

以上で平成23年度吉崎市一般会計補正予算（第9号）について説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 山口保健環境部長。

〔保健環境部長（山口 壽美君） 登壇〕

保健環境部長（山口 壽美君） 議案第31号平成23年度吉崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

平成23年度吉崎市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,889万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億7,566万2,000円とする。第2項については記載のとおりでございます。

本日提出でございます。

8、9ページをお開きください。歳入の1款1項国民健康保険税、1目の一般被保険者健康保険税の4,918万1,000円の減につきましては、課税所得の減少により調定額の減によるものでございます。

4 款の国庫支出金、2 項国庫補助金、財政調整交付金 1 億 2,230 万 9,000 円の減額につきましては、財政調整も含めて予算計上しておりましたので、決算見込みにあわせて減額をいたしております。

5 款県支出金、1 項県負担金につきましても、実績により減額をいたしております。

10 ページ、11 ページをお開きください。8 款 1 項共同事業交付金、2 目保険財政共同安定化事業交付金につきましても、決算見込みにあわせて 6,146 万 2,000 円の減額をいたしております。

10 款繰入金、2 項基金繰入金でございますが、これにつきましては上記の減額により財政調整基金から繰入を 2 億 2,083 万 9,000 円を行っております。

続きまして、12 ページ、13 ページをお願いします。歳出ですが、1 款 1 項総務管理費の 13 節の委託料の 300 万円の減額につきましては、法改正がシステム改修を必要としなかったため減額をいたしております。

2 款保険給付費の 19 節負担金補助及び交付金の増は、一般被保険者高額療養費の増によるものでございます。

続きまして、14 ページ、15 ページをお願いします。7 款共同事業拠出金、1 高額医療費拠出金、2 目の保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、実績により減額をいたしております。

8 款 1 項特定健康診査等事業費の委託料の減額につきましては、健康診査の実績見込みにより減額をいたしております。

以上で議案第 31 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 32 号平成 23 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

平成 23 年度壱岐市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 22 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 9,444 万 5,000 円とする。2 項につきましては、記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2、3 ページをお開きください。第 1 表歳入歳出予算の補正でございます。歳出の増につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増による 22 万 9,000 円増額をいたしております。

歳入といたしまして、一般会計繰入金より充当をいたしております。

以上で議案第 32 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 33 号平成 23 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）につ

いてご説明申し上げます。

平成23年度吉岐市の介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,324万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億9,063万8,000円とする。2項については記載のとおりでございます。

本日提出でございます。

8、9ページをお開きください。歳入の1款1項介護保険料の減につきましては、所得の減少による調定額と1号被保険者の当初見込みより130人減によるものでございます。

3款1項国庫負担金につきましては、介護給付費の増によるものでございます。

3款2項国庫補助金につきましては、第5期介護保険計画に伴う介護予防実態調査分析事業が国庫補助金対象によるもので計上いたしております。

第5款1項県負担金の増は、高額介護サービス費の増によるものでございます。

7款1項一般会計繰入金の減は、介護予防費実態調査分析事業が国庫補助金に該当したためによる減でございます。

7款2項基金繰入金は、介護サービス給付費増及び22年度精算国庫等変換金の財源といたしております。

12、13ページをお開きください。歳出でございますが、1款3項介護認定審査会費の増は、介護認定審査者の増によるものでございます。

2款1項介護サービス諸費の増は、介護サービス給付費の増によるものでございます。

2款3項高額介護サービス費の増は、高額介護サービス費の償還払いの増によるものでございます。

6款1項償還金及び還付加算金の増は、22年度介護給付費の精算による返納金によるものでございます。

以上で議案第31号から33号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

〔保健環境部長(山口 壽美君) 降壇〕

議長(市山 繁君) 後藤建設部長。

〔建設部長(後藤 満雄君) 登壇〕

建設部長(後藤 満雄君) 議案第34号平成23年度吉岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明を申し上げます。

平成23年度吉岐市の簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,102万

8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億769万3,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

本日の提出でございます。

恐れ入りますが、8、9ページをお開き願います。予算の事項別明細書でございますが、2の歳入、4款繰入金、1項一般会計繰入金でございますが、人件費の減によりまして412万8,000円を減額をいたしております。

続きまして、6款の諸収入、2項雑入の1目の雑入でございますが、これは八幡芦辺線ほか6路線の工事補償金の減額に伴いまして690万円を減額をいたしております。

続きまして、10ページ、11ページをお開き願います。3の歳出でございますが、2目の施設管理費の委託料でございますが、それぞれ施設管理業務あるいは汚泥の処分量の減額に伴いまして422万円を減額いたしております。また、15節の工事請負費につきましては、先ほど申し上げました八幡芦辺線ほか6路線の補償工事の減額によりまして740万円の減額をいたしております。

12ページにつきましては、給与明細書を掲載いたしております。

以上で議案第34号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第35号平成23年度吉崎市下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

平成23年度吉崎市の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,078万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,349万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

地方債の補正は記載のとおりでございます。

本日の提出であります。

続きまして、4ページ、5ページをお開きを願います。「第2表繰越明許費」でございますが、今回下水道工事費の補助事業分で2件、これが1,510万円でございます。それから、起債事業で3件、これは亀川の雨水渠の関係3件でございますが、これが3,330万円、合計5件工事によりまして4,840万円を繰り越す予定でございます。

続きまして、5ページの「第3表地方債の補正」でございますが、下水道事業債、当初

6,460万円を予定をいたしておりましたが、今回490万円の減額をいたしまして5,970万円といたしております。

続きまして、10ページ、11ページをお開き願います。予算事項別明細書でございます。2の歳入、第1款分担金及び負担金、1項の負担金でございますが、1目の建設費負担金でございますが、加入者の減少によりまして400万円の減額をいたしております。

2款の下水道使用料でございますが、これは使用料の減少に伴いまして210万円の減額をいたしております。

3款の国庫支出金でございますが、当初内示が1億円、それから震災の関係等もありまして500万円減額をされたところでございますが、さらに今回それが復元をされたために500万円の増額内示が来ております。それに伴いまして250万円今回増額をいたしております。

4款の県支出金につきましては、芦辺漁港漁業集落環境整備事業の精算に伴います94万4,000円の減額をいたしております。

5款の繰入金につきましては、一般会計から公共下水、それから漁集分で合計1,075万3,000円の減額補正をいたしておるところでございます。

8款の市債につきましても、同様に公共下水道あるいは漁集の環境整備事業の減額によりまして490万円の減額補正をいたしておるところでございます。

続きまして、14ページ、15ページをお開きを願います。3の歳出でございます。

1款の下水道事業費、2目の施設管理費でございますが、これが施設管理業務の精算に伴います減額と、それから汚泥処分量の減少に伴いまして、合計250万円の委託料で減額をいたしております。それから、2項の施設整備費の1目施設整備費でございますが、工事請負費がそれぞれ事業の精算予定によりまして818万円減額補正をいたしております。

それから、2款の漁業集落排水整備事業費の1項管理費、1目一般管理費の19節負担金補助及び交付金でございますが、下水道加入者の減少によりまして、加入促進助成金と配管助成金の減額440万円をいたしております。

それから、2項の施設整備費、1目の施設整備費でございますが、工事費の減少に伴いまして257万円の減額をいたしております。

次に、16ページ、17ページをお開きください。16ページにつきましては給与明細書、それから17ページにつきましては、地方債の本年度末の見込み額19億4,344万7,000円を掲載をいたしております。

以上で議案第35号についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

〔建設部長（後藤 満雄君） 降壇〕

議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を14時15分といたします。

午後2時04分休憩

午後2時15分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。山内市民部長。

〔市民部長（山内 達君） 登壇〕

市民部長（山内 達君） 議案第36号平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

平成23年度壱岐市の特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ235万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,540万8,000円とする。第2項は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

次に、8ページをお開き願います。歳入でございますけれども、1節施設介護費の2,000万円の減額ですが、今年度は入所者の死亡退所者が多く、次期入所者調査の期間は空きベッドとなり稼働率が低下したため、介護保険料等の収入が減額となる見込みでございます。2節の短期入所者生活介護費の1,409万6,000円の増額は、先ほど申し上げましたベッドが今度空いておった関係で、それをショートステイの入所者を受け入れをしたために介護保険料等が増額する見込みでございます。

次に、10ページをお開きください。歳出関係でございますけれども、報酬を初めといたしまして、予算の精算見込み額に応じましてそれぞれ増額、減額補正をいたしております。

以上で説明を終わります。

〔市民部長（山内 達君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第37号平成23年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。平成23年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17万

3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,360万7,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

本日の提出でございます。

2ページ、3ページにつきましては、歳入歳出予算補正でございます。

5ページから7ページにつきましては、事項別明細書でございます。

8、9ページをお開き願います。歳入予算補正についてご説明いたします。

歳入財源としておりました一般会計からの繰入金金を、17万3,000円を減額いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。歳出予算補正についてご説明いたします。

1款運航費、1項運航管理費、1目一般管理費でございますけれども、新規採用の嘱託職員の階層区分別基本報酬月額を上位の級で見込んでいたことにより、不用額の減額及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行による長期公的負担金率の平成23年4月までの遡及増率改定により、一般職共済組合負担金を増額計上させていただいております。

12ページ、13ページは給与明細書でございます。

以上で議案第37号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 後藤建設部長。

〔建設部長（後藤 満雄君） 登壇〕

建設部長（後藤 満雄君） 議案第38号平成23年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

第1条、平成23年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成23年度壱岐市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。収益的支出、第1款の水道事業費に14万円補正増額をいたしまして、合計の1億4,499万6,000円といたします。

第3条、予算第6条に定めた経費の金額を次のとおり定める。科目としまして、職員給与費に14万円を補正増額いたしまして、合計の1,770万3,000円といたします。

本日の提出でございます。

4ページ、5ページをお開き願います。予算の実施計画書並びに資金計画書を掲載をいたしております。

続きまして、8ページ、9ページをお開き願います。本年度末決算予定の貸借対照表を掲載をいたしております。

10ページ、11ページをお開きを願います。収益的収入及び支出の支出でございますが、1款の水道事業費、1目の総経費に14万円、これは共済年金の負担率の増のために14万円の補正増をいたしております。

以上で議案第38号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

〔建設部長（後藤 満雄君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第39号平成24年度壱岐市一般会計予算についてご説明申し上げます。

本年度の当初予算につきましては、市長選挙のため骨格予算で計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

平成24年度の壱岐市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ191億1,000万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30億円と定めるものであります。23年度の一時借入金最高額は50億円でしたが、24年度は廃棄物処理施設整備事業等の大型事業の完成に伴い、借入最高額の減額設定をさせていただきます。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1項第1号に定めるとおりでございます。

本日の提出でございます。

2ページをお開き願います。「第1表歳入歳出予算」、歳入及び歳出の款項の区分の金額については、「第1表歳入歳出予算」に記載の2ページから5ページのとおりでございます。歳入歳出予算の内容については、後ほど説明をさせていただきます。

6ページをお開き願います。「第2表債務負担行為」で、平成24年度以降に発生する債務負担行為の13件でございます。内容は記載のとおりでございます。

7ページをお開き願います。「第3表地方債」で、平成24年度に借り入れるもので起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。起債総限度額が17億7,760万円でございます。

それでは、事項別明細書により主要分についてご説明いたします。本年度の予算規模は191億1,000万円で、前年度と比較し36億2,500万円の減額で15.9%の減少率であります。

12、13ページをお開き願います。まず歳入の主な内容についてご説明いたします。

1款市税1項市民税は7億9,982万1,000円で、対前年度比較2,993万5,000円の減で、個人市民税におきましては個人所得の大幅な減少や法人市民税は企業収益の悪化等により減額予算となっております。

2項固定資産税は9億7,951万3,000円で、本年度におきましては土地、家屋評価がえによる減価や地価の下落に伴うもの等によりまして、対前年度5,025万3,000円の減で予算計上をしております。

3項軽自動車税は9,426万9,000円で、対前年度比較148万円の増額は軽四乗用車の増、普通車から軽自動車への買いかえなどによる増額を考慮し予算計上をいたしております。

4項市たばこ税はたばこの消費本数の減及び23年度決算見込みの95%で1億6,485万6,000円を計上いたしております。

14、15ページをお願いいたします。2款地方譲与税から16、17ページ、9款地方特例交付金までは23年度の決算見込み、及び国の財政計画等の見込みを考慮して計上いたしております。

同じく16、17ページの10款地方交付税は香岐市の試算においては23年度の交付実績及び国の地方財政計画における交付税の伸び率等を見込み、本年度の当初予算は前年度に比して6,532万9,000円を増額し、94億6,458万8,000円を計上いたしております。

内訳につきましては、普通交付税を対前年度比0.7%の増、90億1,458万8,000円で特別交付税は前年同額の4億5,000万円を計上いたしております。

18、19ページをお願いします。2項負担金でございますが、養護老人ホームの介護保険法の規定する事業所の規定により、訪問介護事業、特定施設入居者生活介護事業、老人ホーム事業で運営を行っており、介護事業負担金及び介護事業利用者負担金の増額及び保育所の入所負担金は23年度調定額の95%を見込んで予算計上をいたしております。

続きまして、13款使用料及び手数料でございますが、1項使用料3目衛生使用料は本年度から新規に焼酎かす及び洗米水に対するし尿処理施設使用料と堆肥使用料をあわせて800万円を計上いたしております。

22、23ページをお開き願います。2項手数料2目衛生手数料ごみ処理手数料の増額につきましては、苓崎市クリーンセンターの完成に伴いごみの直接搬入等の手数料改定による増加額250万円を見込んで1,003万2,000円を予算計上いたしております。

次に、28、29ページの15款県支出金1項県負担金1目市町村権限移譲等交付金は、23年度の実績で計上いたしております。

30、31ページをお願いいたします。3目衛生費県補助金の増額は苓崎市クリーンセンター完成に伴い旧町既存施設の郷ノ浦町環境管理センター及び勝本町クリーンアンドリサイクルセンターの焼却炉解体事業の補助金として4,355万円を計上いたしております。

4目の農林水産業費県補助金1節農業費補助金の中山間地域等直接支払い制度事業は、農用地の多面的機能を守るため現在第3期対策を取り組んでいるところであり、本年度においても1億3,653万4,000円の補助金を計上しております。

また、農地・水保全管理支払い交付金34組織の799万9,000円を予算計上しております。

32、33ページをお願いいたします。7目の教育費県補助金の増は、平成26年開催、第69回国民体育大会の競技施設整備事業補助金4,062万4,000円を計上いたしております。

次に、34、35ページをお願いします。第16款財産収入2項財産売り払い収入、アワビ種苗売り払い収入については全額を栽培漁業振興基金積立金の財源といたしております。

36、37ページをお願いいたします。18款繰入金2項基金繰入金財政調整基金繰入金は、財源不足について1億8,000万円を取り崩し、財源の確保をいたしております。減債基金繰入金2億4,300万円は繰り上げ償還の財源に、地域振興基金繰入金1億6,200万円は苓岐島荘改修事業の財源に充当しています。

栽培漁業振興基金繰入金2,000万円は、アワビ種苗センター管理経費に、沿岸漁業振興基金繰入金3,000万円は漁獲安定対策及び漁船漁業近代化対策事業等にそれぞれ財源を充当しています。

38、39ページをお願いいたします。20款諸収入4項雑入2目雑入の上から8番目でございます。スポーツ振興くじ助成金は平成26年開催、第69回国民体育大会の競技施設整備事業の財源として5,568万3,000円を計上いたしております。

次に、42、43ページをお願いいたします。21款市債1項市債2目過疎対策事業債の中で、病院事業の医療機器購入事業に2,800万円、病院改築事業に2,080万円を計上しております。

5目合併特例事業債でごみ処理施設跡地整備事業の郷ノ浦町環境管理センター及び勝本町クリーンアンドリサイクルセンター解体に2億560万円、学校耐震事業の沼津小学校校舎に

2,610万円、勝本小学校校舎に4,370万円を財源としております。

また、財源不足に対処するために6目臨時財政対策債は平成23年度と同額の6億2,900万円を計上しております。

続きまして、歳出の説明に入りますが、主要事業のみご説明させていただきます。

48、49ページをお開き願います。2款総務費1項総務管理費1目総務管理費13節委託料自治公民館行政事務委託の2,584万9,000円を、次に、50、51ページの19節に負担金補助及び交付金自治公民館運営費935万1,000円を激変緩和措置し、予算計上しております。2年目でございます、3年間で4分の1の増減調整を行います。

次に、54、55ページをお願いいたします。5目財産管理費15節工事請負費は、郷ノ浦庁舎電話設備改修、芦辺地区貸付施設ひまわり保育園下水道接続、壱岐自動車教習所外灯設備改修に係る経費1,857万円を計上しております。

次に、56、57ページのほうをお開き願います。6目企画費19節負担金補助及び交付金に自治会公民館バリアフリー化補助金600万円、島外通勤・通学者交通費助成事業補助金として920万円を計上いたしております。

次に、58、59ページをお願いいたします。まちづくり市民力事業は、平成23年度からの事業で、市民と行政の協働により市民の自主的で創意あふれるまちづくり活動やコミュニティ活動の推進を図り、市民自ら考え行動する「まちづくり市民力事業」に対し、支援、助成をするため1,000万円を計上いたしております。

次に、62、63ページをお願いいたします。12目災害諸費には東日本大震災災害救助対策費として福島県楢葉町の被災地へ職員派遣経費132万6,000円を計上いたしております。

次に、68、69ページをお願いいたします。3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費13節委託料に住民基本台帳法一部改正に伴うシステムの外国人住民に係る住基台帳制度への移行のため、また戸籍システム改修に係る経費として2,700万円を計上いたしております。

次に、70、71ページをお願いいたします。4項選挙費3目市長選挙費は、平成24年4月任期満了により市長選挙執行経費として1,532万5,000円を計上いたしております。

続きまして、88から93ページをお願いいたします。3款民生費1項社会福祉費6目老人福祉施設費は養護老人ホーム施設運営費として2億8,595万7,000円を計上いたしております。

次に、94ページ、95ページをお願いいたします。2項児童福祉費2目児童措置費20節扶助費の子ども手当制度は平成24年度以降見直しとしており、支給対象者は中学校3年生までの子どもを養育している保護者に対し支給されます。

本年度は制度見直しを考慮し、6億7,555万2,000円を計上いたしております。財源と

して国、県負担金をあわせ4億4,613万円を充当いたしております。

次に、108、109ページをお開き願います。4款衛生費1項保健衛生費2目予防費13節委託料、予防接種で子宮頸がん等ワクチン接種事業費として3,683万円を計上しております。財源として国庫を伴う県補助金2分の1を充当しています。

次に、110、111ページのほうをお願いします。3目環境衛生費19節負担金補助及び交付金で、新規事業として住宅用太陽光発電設備設置事業に1件当たり6万円の30件分、経費として180万円を計上いたしております。

次に、114から115ページをお願いいたします。2項清掃費1目清掃総務費13節委託料に県から権限移譲されました騒音監視業務3地点の測定経費であります175万1,000円を計上いたしております。

次に、116、117ページをお願いいたします。2目じんかい処理費13節委託料、設計管理の中に芦辺町資源化センター解体工事設計業務、石田町環境美化リサイクルセンター解体工事発注仕様書作成業務、郷ノ浦町環境管理センター解体工事施工管理業務、勝本町クリーンアンドリサイクルセンター解体工事施工管理業務など、あわせて1,306万2,000円を予算計上いたしております。

15節工事請負費は、郷ノ浦町環境管理センター及び勝本町クリーンアンドリサイクルセンターの解体工事費として2億5,000万円を予算計上いたしております。財源として、廃焼却炉解体事業補助金4,355万円と合併特例事業債2億560万円を充当しています。

次に、124、125ページをお開き願います。5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費13節委託料の施設管理業務委託3,680万円で、出会いの村・猿岩物産館、風民の郷委託料を計上、有害鳥獣対策としてイノシシ、カラス、タイワンリス捕獲委託料と新規に三島のタヌキ捕獲委託料を予算計上いたしております。

次に、126、127ページをお願いいたします。19節負担金補助及び交付金のながさき花き100億達成推進事業は、施設利用の高度化、省力化を図る設備の導入による企業的農家の育成、新規導入による花き生産者のすそ野拡大や他部門生産者からの品目転換を図るため、今年度は小菊生産資材1.2ヘクタール分の事業費として187万4,000円を計上いたしております。

次に、126から131ページをお願いいたします。4目畜産業費の中で和牛共進会経費として市代表牛選考会、県代表牛選考会、第10回全国和牛能力共進会長崎大会負担金及び応援者旅費助成として2,111万5,000円を予算計上いたしております。

19節負担金補助及び交付金の地域肉用牛緊急増頭対策事業につきましては23年度からの事業で、繁殖雌牛群の系統の均衡を図るため県家畜導入事業以外の導入牛に対し1頭当たり8万円、合計200頭1,600万円を予算計上しております。

また、地域肉用牛活性化プロジェクト推進事業は、肉用牛淘汰更新対策補助金で1頭2万円の600頭、1,200万円を予算計上いたしております。

次に、140、141ページをお開き願います。3項水産業費2目水産業振興費19節負担金補助及び交付金の漁獲共済掛金の5%を補助する漁獲安定対策事業補助金261万9,000円と漁船機器導入に対し補助率3分の1以内、15万円上限の事業の漁船漁業近代化対策事業補助金800万円、漁船保険掛金の5%補助の漁船漁業安定対策事業補助金697万1,000円を予算計上いたしております。

次に、146、147ページをお願いいたします。6款商工費1項商工費2目商工振興費13節委託料の物産展開催委託は博多駅のリニューアルオープンにより博多駅前広場において壱岐市観光物産PRイベントを実施するため、博多駅前広場観光物産PR事業に257万円を予算計上しております。

次に、150、151ページをお願いいたします。4目観光費の中で国民宿舎壱岐島荘耐震補強及びリニューアル工事並びに備品購入等に係る経費として1億6,951万7,000円を予算計上いたしております。

次に、154、155ページをお願いいたします。7款土木費1項土木管理費1目土木総務費13節委託料は、2年に1度行っている道路台帳補正業務委託経費を800万円計上いたしております。

次に、158、159ページをお願いいたします。2項道路橋梁費3目道路橋梁新設改良費は道路改良補助事業で、八幡芦辺線、住吉湯本線、新郷ノ浦港線、これは常盤橋でございますけれども、3路線事業で1億6,999万4,000円、単独事業で片原梅津線の排水整備、柳川楠線ほか3路線の改良事業、亀川地区建物解体1棟、竹内線ほか1路線の測量設計で4,259万1,000円、起債事業で角野田線ほか9路線の道路改良事業などに係る経費を1億9,889万4,000円予算計上いたしております。

次に、160、161ページをお願いいたします。3項河川費で準用河川町谷川改修工事及び急傾斜地崩壊対策事業で石田町白水地区ほか2地区と急傾斜地施設調査点検業務10カ所を計上いたしております。

次に、168、169ページをお願いいたします。7項住宅費1目住宅管理費13節委託料及び15節の工事請負費は、芦辺町桜木団地の完成に伴い大久保団地の4棟16戸の解体に係る設計管理と工事経費であり、あわせて1,280万円を予算計上いたしております。

また、18節備品購入費は、公営住宅の消火器整備に係る経費で350本分を計上いたしております。その財源として公営住宅火災共済助成金を充当しております。

2目住宅建設費13節委託料は、住宅長寿命化マスタープラン作成業務委託経費として

300万円を予算計上いたしております。

次に、172から175ページをお願いいたします。8款消防費1項消防費2目非常備消防費の消防団運営費として8,526万2,000円、消防ポンプ操法大会経費として1,202万3,000円を予算計上いたしております。

次に、176、177ページをお願いします。5目災害対策費13節委託料の地域防災計画策定業務、これは見直しでございますが、その経費として500万円を計上いたしております。

次に、184、185ページをお願いいたします。9款教育費2項小学校費1目学校管理費13節委託料の校舎等耐震補強工事設計業務1校、石田小学校、屋内運動場耐震補強工事設計業務4校、盈科小学校、渡良小学校、勝本小学校、霞翠小学校の経費として1,557万5,000円を予算計上いたしております。

また、15節工事請負費に校舎耐震補強及び改修工事費、沼津小学校、勝本小学校、1億250万円を予算計上いたしております。

次に、188、189ページをお願いいたします。3項中学校費1目学校管理費13節委託料の屋内運動場耐震補強工事設計業務、勝本中学校の経費として320万2,000円を計上いたしております。

続きまして、196、197ページをお願いいたします。5項社会教育費2目青少年育成費19節負担金補助及び交付金の日本の宝「しま」体感交流事業は県内の小学4年生から中学3年生までを対象に県特有の「しま」の魅力を経験する活動を実施し、交流人口の拡大を図るため300万円を予算計上いたしております。

その財源として、県補助金として事業費3分の2、200万円を充当いたしております。

続きまして、208、209ページをお願いいたします。6項保健体育費1目保健体育総務費の中の第69回国民体育大会推進費として1億4,980万6,000円を計上いたしております。国民体育大会吉崎市実行委員会補助金、これは国体広報業務・開催競技実施設計業務となっております。大谷公園ソフトボール専用球場やふれあい広場多目的グラウンドの整備に要する経費として予算を計上いたしております。

次に、214、215ページをお願いいたします。11款公債費で銀行等引受債のうち臨時財政対策債1件、4億8,700万円の地方債繰り上げ償還を予算計上いたしております。

次に、218ページをお願いいたします。給与費明細費、1、特別職の前年度比較で職員数のその他の区分での人員の主な増は、換地業務調査員の増で、報酬の主な増は嘱託職員の増によるものであります。共済費の減は、議員共済の負担率によるものであります。

続きまして、219ページをお願いいたします。2、一般職の給料、職員手当、共済費の減は退職27名に対し採用17名による職員給与額の減少に伴うものであります。

債務負担行為に関する調書は224ページから233ページに記載のとおりでございます。

地方債に関する調書は最後の234ページに記載のとおりで、平成24年度末地方債現在高見込み額は290億8,358万7,000円であります。

当初予算概要を資料3で、平成24年度吉崎市各会計当初予算額、一般会計款別集計表、歳出予算の性質別総括表、予算の主要事業等については財源内訳を記載しております。

次に、基金の状況、地方債の状況に関する調書を記載いたしております。

以上で、議案第39号平成24年度吉崎市一般会計予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 山口保健環境部長。

〔保健環境部長（山口 壽美君） 登壇〕

保健環境部長（山口 壽美君） 議案第40号平成24年度吉崎市国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成24年度吉崎市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46億148万7,000円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,709万9,000円と定める。2項については、記載のとおりでございます。

一時借入金、2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定める。

3条については、記載のとおりでございます。

行政報告で申し上げましたが、予算書の説明に入ります前に、国民健康保険事業特別会計の近年の現状についてご説明申し上げます。

歳入につきましては、景気の低迷等により世帯所得を比較してみますと、平成18年度119億円が平成23年度は73億8,000万円と大幅に減少しております。特に営業所得、農業所得の事業所得の世帯の落ち込みが顕著でございます。このような状況下で、平成19年度に11億2,000万円程度あった国保税の調定額が23年度においては8億5,000万円に低下しております。

こうした中で、各年度の決算においては歳入不足は基金からの繰り入れで賄ってまいりました。基金も23年度末でほぼ枯渇する状況となっております。

そこで24年度につきましては、保険税につきまして被保険者の皆様にはご負担をお願いしなければなりません。改定率につきましては、23年度分の申告が終了し、所得が確定した後に税率を改定する予定でございます。しかし、全額税となりますと相当な負担増になりますので、初

めて一般会計から2億円を法定外繰り入れとして特別に繰り入れをし、予算を編成しているところでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

この国保会計につきましては、全国的に財政悪化が進んでおり、国保制度改革が待たなしの厳しい状態になっております。また、歳出ですが、医療費は高齢化の進展に伴い1人当たりの医療費は若干の増加があるものの総医療費は横ばいの状況でございます。しかしながら、後期高齢者医療への支援金、介護保険納付金については増加している状況でございます。市といたしましては、さらなる特定健診、特定保健指導の推進、健康教室を開催し、病気の重症化防止に努めなければならないと思っておりますので、市民皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、8ページ、9ページをお開きください。歳入でございます。歳入について説明させていただきます。

1款1項でございますが、1目一般被保険者健康保険税8億3,570万8,000円でございます。2目退職被保険者等健康保険税8,464万7,000円を計上いたしております。現年度課税分で約4,000万円の増を予算を計上いたしております。

10ページ、11ページをお開きください。4款1項国庫負担金1目療養給付費等負担金につきましては8億8,244万円を見込んでおります。4款の2項国庫補助金1目財政調整交付金につきましては4億7,888万7,000円を見込んでおります。

12ページ、13ページをお開きください。5款2項の県補助金でございますが、財政調整交付金を2億2,971万2,000円を見込んでおります。

6款1項療養給付費交付金ですが、退職者医療費交付金といたしまして2億1,871万2,000円を見込んでおります。

7款1項前期高齢者交付金ですが、7億1,603万円を見込んでおります。

8款の1項共同事業交付金、高額医療費共同事業交付金でございますが、これにつきましては1件あたり80万円を超える分を2目の保険財政共同安定化事業交付金は1件あたり30万円を超え80万円までに対して県国保連合会からそれぞれ被保険者数給付実績に基づいて交付されることになっております。

10款1項一般会計繰入金につきましては12ページから14ページに計上いたしております。繰り入れ給付に基づいた法定分を2億5,172万3,000円、法定外繰り入れといたしまして、先ほど説明いたしました2億円と乳幼児福祉医療現物給付分の国庫補助減収分を含めて2億376万円を計上いたしております。

続きまして、18ページ、19ページをお願いします。歳出についてご説明申し上げます。

1款1項総務管理費ですが、これにつきましては事務的経費を計上いたしております。

20ページ、21ページをお開きください。下段の2款1項療養諸費1目一般被保険者療養給

付費は前年と同額の24億6,000万円を計上いたしております。

22、23ページをお開きください。2款2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費3億4,800万円を計上いたしております。

2款4項出産育児一時金ですが、これにつきましては42万円の60人分を計上いたしております。

24ページ、25ページをお開きください。3款から6款につきましてはそれぞれ現時点で国が示した算定方法に基づいて計算をして計上いたしております。

3款1項後期高齢者支援金等ですが、5億4,024万3,000円で1人あたり4万9,497円が示され、昨年度より2,609円増加しております。

それから、6款1項介護納付金につきましては、40歳から64歳までの方の負担分で2億6,225万9,000円で、1人当たり5万6,400円が示され、昨年度より2,200円増加しております。

7款1項2目の保険財政共同安定化事業拠出金でございますが、これは30万円から80万円が基本となっております、本年度は5億4,245万4,000円を計上いたしております。

26ページから29ページは、8款保健事業費特定健康診査等事業費を計上いたしております。本年度は受診率65%が目標でございます。

32ページをお開きください。給与費明細費でございますが、これはレセプト点検職員2名分、運営協議会委員報酬12名分に係るものでございまして、内容は記載のとおりでございます。

34ページをお開きください。34ページから45ページですが、これにつきましては、診療施設勘定の予算を計上いたしております。

以上で、議案第40号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第41号平成24年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成24年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億659万4,000円と定める。2項につきましては、記載のとおりでございます。

本日提出でございます。

8ページ、9ページをお開きください。歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険料につきまして、平成20年度4月の制度発足時から23年度までは一律で所得割7.8%、均等割4万2,400円で経過しておりましたが、医療給付費の増により保険料率の改定が必要となり、改定後の保険料、所得割が8.23%、0.4%の増、均等割が4万4,600円、2,200円の増となり、昨年度より401万6,000円の1億5,969万3,000円を計上

いたしております。

4款1項の一般会計繰入金ですが、一般事務費と広域連合に納める事務費と保険基盤安定分の繰入金をあわせて1億4,439万2,000円を計上いたしております。

12ページ、13ページをお開きください。歳出でございますが、1款1項総務管理費は事務的な経費を計上いたしております。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして2億9,642万8,000円を計上いたしております。内訳といたしまして、保険料分が1億5,956万8,000円、保険基盤安定分が1億2,379万5,000円、共通経費等事務負担分が1,306万5,000円となっております。

これで、議案第41号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第42号平成24年度吉崎市介護保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成24年度吉崎市介護保険事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29億7,231万2,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,024万2,000円と定める。2項につきましては、記載のとおりでございます。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入額の最高額は、2億円と定める。

3条につきましては、記載のとおりでございます。

本日提出でございます。

8ページ、9ページをお開きください。歳入につきましてご説明申し上げます。

1款1項につきましては、第1号被保険者保険料といたしまして特別徴収、普通徴収、滞納繰越分あわせて4億5,804万6,000円を計上いたしております。昨年より6,776万2,000円増加しております。これにつきましては、議案第14号でご説明いたしました介護保険料アップによるものでございます。

3款1項国庫負担金は歳出の介護サービス諸費に対応するもので5億927万4,000円を計上いたしております。

3款の2項、国庫補助金の1目の調整交付金でございますが、2億6,284万1,000円とし、通常は交付率5%のところですが、格差是正、後期高齢者の加入割合等で本年は9.29%の額を計上いたしております。

4款1項支払基金交付金でございますが、これにつきましては、支払基金から交付されるものでございます。本年度の交付率は29%となっておりまして、8億2,049万7,000円を計

上いたしております。

5款1項県負担金1目介護給付費負担金につきましては、施設分が17.5%、在宅分が12.5%の負担となっております、4億1,024万8,000円を計上いたしております。

10ページ、11ページをお開きください。5款2項財政安定化基金支出金は、第5期の介護保険料の増加の抑制の目的で設置された長崎県介護保険財政安定化基金交付金を計上いたしております。

7款1項一般会計繰入金でございますが、これにつきましては介護給付費、介護予防費、それから包括入分、それと事務費といたしましてそれぞれの一定のルールに基づいて繰り入れをいたしております。4億3,265万6,000円を計上いたしております。

7款2項の基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金と計上いたしておりますが、これは平成23年の決算前の予算編成で、現在では県下の説明では困難な状況でございます。

14ページ、15ページをお願いします。歳出でございますが、下段の1款3項介護認定審査会費でございますが、これにつきましては14ページから17ページに記載しておりますが、審査会費並びに認定調査に係る経費を計上いたしております。

16ページ、17ページをお願いします。下段の2款介護給付費1項介護サービス諸費として27億7,032万円を計上いたしております。

次に、18ページ、19ページをお願いします。2款3項高額介護サービス費5,520万円を計上いたしております。

3款1項介護予防事業費といたしまして5,655万2,000円を計上いたしております。要介護にならないようにするための事業でございます、介護予防事業、2次予防通所事業などを行うものでございます。

20ページから21ページをお願いします。3款2項包括的支援事業、任意事業でございますが、これは介護相談、家庭訪問、訪問指導等で4,249万4,000円を計上いたしております。

13節の委託料ですが、相談事業につきましては、社会福祉協議会へ委託いたしております。

19節の介護用品代助成金は、おむつ代助成金を計上いたしております。

次に、36ページ、37ページをお願いします。介護サービス事業勘定の歳入についてご説明いたします。要支援1と2と認定された方へのケアプラン作成に関するものでございます。居宅支援サービス計画費収入といたしまして2,419万9,000円を計上いたしております。

2款1項繰入金一般会計繰入金ですが、嘱託職員人件費相当を繰り入れていただいております。

38ページ、39ページをお開きください。歳出の1款1項総務管理費は事務的な経費でございます。2款1項居宅介護支援事業費は現在介護支援専門員の派遣を社協からいただいておりますので、その分の予算を計上いたしております。

以上で議案第40号から42号についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

〔保健環境部長（山口 壽美君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 後藤建設部長。

〔建設部長（後藤 満雄君） 登壇〕

建設部長（後藤 満雄君） 議案第43号平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

平成24年度壱岐市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億9,596万5,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、3億円と定める。

本日の提出でございます。

4ページをお開きを願います。第2表地方債でございますが、簡易水道事業債、限度額を7,000万円といたしております。

8ページをお開きを願います。事項別明細書の歳入でございます。1款分担金及び負担金、1項の負担金でございますが、新規加入者を合計50件分予定をいたしております、208万円を予定をいたしております。

2款の使用料及び手数料1項の使用料1目簡易水道使用料でございますが、現年度分を4億180万円、それから過年度滞納分といたしまして350万円を予定をいたしております。

続きまして、3款の国庫支出金1項の国庫補助金1目の衛生費国庫補助金でございますが、これは本年度、23年度と同様、湯本地区の簡水と石田地区の簡水事業費が合計2億8,000万円でございますが、2分の1の補助額1億4,000万円を計上いたしております。

4款の繰入金でございますが、一般会計から2億6,900万5,000円を繰り入れる予定でございます。

続きまして、10ページ、11ページをお開きを願います。6款の諸収入1目の雑入でございますが、これは八幡芦辺線ほか9線の工事、管の移転補償金でございます、890万2,000円を雑入で計上いたす予定であります。

続きまして、12ページ、13ページをお開きを願います。3の歳出、1款総務費1項の総務

管理費 1 目一般管理費でございますが、13 節の委託料が昨年より 500 万円ほど増額をいたしております。これはその委託料の 2 番目にあります資産台帳作成業務 500 万円を計上いたしておりますが、平成 28 年度に上水と簡水が統合をする計画をいたしておるわけでございます。これに伴いまして、本年から 3 カ年をかけまして簡水の試算の台帳を作成をするというがために計上させていただいております。

次の 14、15 ページをお開きを願います。2 目の施設管理費工事請負費でございますが、昨年より約 1 億 1,200 万円ほど減っております。これは、水道施設の改修費、あるいは布設がえの補償、量水器の取りかえ等々で 1,334 万 7,000 円を計上いたしております。

それから、次の 16、17 ページをお開きを願います。2 款の施設整備費、1 項の簡易水道施設整備費、1 目の簡易水道施設整備事業費でございますが、13 節の委託料が昨年より 1,340 万 5,000 円ほど増えておりまして、本年度は 3,703 万円を予定をいたしております。これは、湯本、石田地区の簡水の設計の分でございます。

また、15 節の工事請負費につきましては、昨年より 1,047 万 1,000 円を減額いたしております。同じく湯本と石田の分でございますが、2 億 5,701 万 5,000 円の工事請負費を計上いたしております。

続きまして 19 ページをお開きを願います。給与明細費でございます。19 ページから 23 ページまででございます。24 ページにつきましては、地方債の平成 25 年度末の予定額 34 億 4,941 万 5,000 円を計上、起債をいたしております。

以上で、議案第 43 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 44 号平成 24 年度吉崎市下水道事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

平成 24 年度吉崎市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 億 198 万 5,000 円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

債務負担行為につきましては記載のとおりでございます。

地方債につきましても記載のとおりでございます。

一時借入金、第 4 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定により、一時借入金の借入れの最高額は 3 億円と定める。

歳出予算の流用は起債のとおりでございます。

本日の提出でございます。

続きまして、4 ページ、5 ページをお開きを願います。4 ページ、第 2 表の債務負担行為で

ざいますが、水洗便所の改造資金にかかる金融機関からの損失補償といたしまして、金融機関から借りた融資額の全部、それから利子補給、その利子補給の分、借入総額2,100万円を予定いたしておりますが、この限度額1,100万2,000円と定めております。5ページにつきましては、地方債掲載をいたしております下水道事業債といたしまして、限度額4,820万円といたしております。

続きまして、10ページ、11ページをお開き願います。歳入の明細でございます。2款の使用料及び手数料、1項使用料、1目の下水道使用料でございますが、現年度分といたしまして4,105万8,000円を予定をいたしております。

3款の国庫支出金でございます。1目の土木費補助金でございますが、都市計画費補助金といたしまして5,500万円を予定をいたしております。

4款の県支出金でございます。1目の漁業集落排水整備事業費補助金でございますが、3,180万円を予定をいたしております。

続きまして、12、13ページをお開きを願います。8款の市債でございますが、公共下水道分が3,540万円と漁集の分が1,280万円で、合計4,820万円を予定をいたしております。

次のページをお開き願います。3の歳出でございますが、1項の管理費、2目の施設管理費でございますが、13節の委託費で昨年より291万6,000円減額をいたしまして2,034万5,000円を予定いたしております。これは、汚泥収集運搬分が昨年よりも島内にその施設ができましたために、減額をいたしておるところでございます。

続きまして、次の16、17ページをお開きを願います。2項の施設整備費、1目の施設整備費でございますが、同じく委託費が昨年より120万円減額いたしまして3,080万円といたしております。これは、測定の予算が昨年よりも減額となったわけでございますが、本年度は片原、永田地区の污水管の埋設に伴う測量設計3,800メートルほどを予定をいたしておるところでございます。

15節の工事請負費でございますが、これは昨年より5,072万5,000円ほど減額となりまして、1億195万円といたしております。

これは、亀川地区の雨水渠23年度に完成をいたしますために大幅な減額といたしているところでございます。

次の、18、19ページをお開き願います。2款の漁業集落排水整備事業、1項の管理費、1目の一般管理費でございますが、19節負担金補助及び交付金に1,636万円計上いたしております。主なものといたしましては、下水道加入に伴います補助金が1,600万円ほど計上いたしておるところでございます。

また、2目の施設管理費につきましては、次の20、21ページをお開き願いたいと思っております。委託料で1,504万7,000円計上いたしております。

芦辺の浄化センターの汚泥の分析を23年度に計上いたしておりましたが、23年度は実施をせず24年度で実施をいたすようにいたしております。そのために52万5,000円ほど計上をいたしておるところでございます。

あと、山崎と瀬戸地区の管理業務を1,400万円で計上いたしております。

また、18の備品購入費につきましては、芦辺浄化センターのコンポスト用の赤外線水分器の購入を予定をいたしております。

それから、2項の施設管理費、1目の施設管理費でございますが、13節の委託料が昨年より5,350万円増えまして5,360万円で予定をいたしております。これは漁業集落環境整備事業の芦辺の漁集の芦辺地区を平成24年度に計画をいたしておるがための測量設計費でございます。

6月ごろ事業計画して事業評価があるわけでございますが、その結果、9月ごろ事業の採択が判明する予定となっておりますところでございます。

続きまして、22、23ページをお開き願います。地方債、3項の公債費で元金に対します分が2,029万9,000円、利息に対しますものが1,510万2,000円計上いたしているところでございます。

25ページから29ページにつきましては、給与費明細費を掲載をいたしております。また、30ページにつきましては、債務負担行為の限度額を掲載をいたしております。

32ページにつきましては、地方債の年度末、来年度末の予定を掲載をいたしているところでございます。

以上で、議案第44号に関します説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

〔建設部長（後藤 満雄君） 降壇〕

議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を15時40分といたします。

午後3時28分休憩

.....
午後3時40分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。山内市民部長。

〔市民部長（山内 達君） 登壇〕

市民部長（山内 達君） 議案第45号平成24年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計

予算についてご説明いたします。

平成24年度吉岐市の特別養護老人ホーム事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億5,321万4,000円と定める。2項は記載のとおりでございます。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000万円と定める。

第3条は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

次に、8ページをお願いいたします。歳入関係でございますけれども、介護サービス費の介護保険料などの収入、それから、次の2目については施設入所者の利用負担金でございます。

次に、12ページをお願いいたします。歳出関係でございますけれども、当初予算では施設の運営に必要な経常経費が主なものとなっております。その中で、次に16ページをお開きを願います。1款1項14節の物品借上料でございますけれども、寝具類のリース料の経費、それから18節の備品購入費でございますけれども、介護度の高い方に使用するリクライニング車いす、それから寝具類の運搬車の購入予算を計上いたしております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

〔市民部長（山内 達君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第46号平成24年度吉岐市三島航路事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

平成24年度吉岐市の三島航路事業特別会計予算は、次の定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,122万4,000円と定める。2項は、記載のとおりでございます。

第2条一時借入金、一時借入金の借入れ最高額は、5,000万円と定める。

本日の提出でございます。

8ページをお願いいたします。歳入についてご説明いたします。1款使用料及び手数料1項使用料1目船舶使用料でございますけれども、本年度は2,493万7,000円を計上いたしております。これは、利用者が年々減少している傾向にございます。

それから、2款国庫支出金につきましては、制度改正のため国、県の補助金が一括して交付されることになり、6,234万934円の補助額の内定を受けておりますので、増加しております。

3 款県支出金につきましては、これまで当該年度の補助金額を翌年度の収入として計上しておりました関係上、平成 24 年度も同様の取り扱いとしております。

なお、国、県の補助金が一括交付となりましたので、県支出金は平成 24 年度の予算計上が最後ということになります。

4 款繰入金一般会計からの繰入金は国、県の補助残及び補助対象外について計上しております。

10 ページをお開き願います。歳出についてご説明申し上げます。1 款運航費 1 項運航管理費の一般管理費でございますけれども、これにつきましては、経常的な経費でございます。本年度は、船員関係では、1 節報酬のところでは嘱託職員 3 人を、2 節の給与のところでは海事職員 4 人を計上いたしております。

次に、12 ページをお願いいたします。27 節公課費 70 万円でございますが、これは消費税納付金でございます、簡易課税に基づくものでございます。

2 目業務管理費でございますが、これも経常的なものでございます。

11 節需用費の修繕料 2,180 万 6,000 円でございますが、これは定期検査とドックに係る修繕料でございます。

それから、14 節使用料及び賃借料でございますけれども、これはドック検査に入ったときに係る臨時船の用船料でございます。

それから、2 款公債費でございますけれども、これは平成 14 年度に建造いたしましたフェリー三島の分、そして原島の待合所に係る公債費の償還分でございます。

15 ページから 19 ページにかけましては給与明細書でございます。20 ページをお開き願います。最後のページには地方債への当該年度末残高の見込み額でございますけれども、3,939 万 9,000 円となっております。

以上で、議案第 46 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 榊崎農林水産部長。

〔農林水産部長（榊崎 文雄君） 登壇〕

農林水産部長（榊崎 文雄君） 議案第 47 号平成 24 年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算についてご説明を申し上げます。

平成 24 年度壱岐市の農業機械銀行特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 1,260 万円と定める。2 項については、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8 ページ、9 ページをお開き願います。歳入でございます。1 款使用料及び手数料 1 項使用料

1目使用料でございます。本年度予算額といたしまして、8,000万6,000円でございます。対前年度と比較いたしまして319万5,000円減額となっております。これは、平成23年度の決算見込み額により減額をした予算を計上いたしております。

それから、3款の繰入金でございます。1目の一般会計繰入金、本年度予算額で568万円、対前年度と比較いたしまして364万7,000円の減額でございます。これは、平成23年度柳田事務所の増築工事に対する一般会計からの繰入金の分でございますが、これが本年度は減額となっております。

それから、同じく3款の繰入金で、減価償却基金の繰入金でございます。減額の371万1,000円でございます。これは、平成24年度は備品の購入計画がございませんので、基金からの繰入金は計上をいたしておりません。

続きまして、10ページ、11ページをお開き願いたいと思います。5款の諸収入でございます。1目の受託事業収入でございます。本年度予算額として2,665万2,000円を計上いたしております。これも23年度の決算見込み額によって計上いたしております。

それから、12ページ、13ページをお開き願います。歳出でございます。1項総務管理費1目一般管理費でございます。本年度予算額といたしまして1億1,254万9,000円でございます。対前年度と比較いたしまして1,046万7,000円の減額となっております。

主なものは、平成23年度柳田事務所の増築工事に伴う工事費と設計委託料が計上をされておりましたが、本年度はこの分が減額となっております。

また、27節の公課費でございますけれども、消費税の納付金を前々年度の事業費収入実績によりまして減額をいたしております。

あわせて、事務的な経費についても節減をする予算で計上をいたしております。

以上で、議案第47号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔農林水産部長（榭崎 文雄君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久田病院部長。

〔副市長兼病院部長（久田 賢一君） 登壇〕

副市長兼病院部長（久田 賢一君） 議案第48号平成24年度吉岐市病院事業会計予算についてご説明いたします。

第1条、平成24年度吉岐市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条は、業務の予定量について定めております。記載のとおりでございますが、本年度は精神科の休床に伴いまして入院患者の減を見込んでおります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。次のページをお開き願います。収入で、第1款吉岐市民病院事業収益は、23億8,865万3,000円。第2款のかたばる病

院事業収益は、3億7,464万1,000円となっております。

支出で、第1款の壱岐市民病院事業費用は、24億9,188万円、第2款のかたばる病院事業費用は、3億9,773万1,000円で、市民病院が1億322万7,000円の赤字、かたばる病院も2,309万円の赤字予算で計上させていただいております。

壱岐市民病院の収支の改善計画につきましては現在作成をいたしております、所管の委員会でご説明をいたしたいと思っております。

かたばる病院の赤字につきましては、前年度の繰り越し利益剰余金にて補てんをさせていただきたいと思っております。

第4条資本的収入及び支出で、壱岐市民病院において資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,626万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんをいたします。かたばる病院においては資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額128万5,000円は過年度分損益勘定留保資金で補てんをいたします。

収入ですが、第1款の壱岐市民病院資本的収入1億9,267万1,000円、第2款かたばる病院資本的収入が1,000円でございます。

支出は、第1款の壱岐市民病院資本的支出が2億4,893万5,000円、第2款のかたばる病院資本的支出が128万6,000円でございます。

第5条の企業債から第10条につきましては起債のとおりでございます。

次に、6ページをお開き願います。平成24年度壱岐市病院事業壱岐市民病院会計の収益的収入及び支出でございます。収入の第1款壱岐市民病院事業収益23億8,865万3,000円で、前年比7,935万7,000円の減となっております。これは、精神科の休床のために入院患者の減によるものでございます。

2目の医業外収益4億4,237万7,000円、3,305万7,000円の前年比の増でございますが、増の要因でございますが、一般会計からの負担金の増額によるものでございます。

次に、7ページの支出でございます。1款の壱岐市民病院事業費用24億9,188万円、前年比の1億3,540万7,000円の減となっております。

主な要因は、正規職員、それから嘱託職員、臨時職員の減によるものでございます。

また、3目の経費の中で、本年度から1業務を外部委託をするように委託料を計上をいたしております。

次に、9ページをお開き願います。資本的収入及び支出で、収入の3目の企業債、それから4目の長期借入金につきましては、医療器械の購入費、それから精神科の改修費用分の企業債、一般会計からの借入金でございます。

次に、10ページをお開き願います。支出で1目の固定資産購入費は婦人科超音波画像診断装

置、それから特殊浴槽などの機械備品購入費を計上いたしております。

3目の施設整備事業費は、精神科改修工事費と設計管理委託料を計上いたしております。

次に、24ページをお開き願います。かたばる病院会計の収益的収入及び支出の収入でございます。かたばる病院事業収益3億7,464万1,000円、前年比の1,476万8,000円で計上いたしております。

これは入院収益につきまして、前年度の実績を考慮いたしまして増額をいたしております。

次に、25ページの支出でございます。3億9,773万1,000円で、前年比の546万8,000円の増となっております。増の要因でございますが、薬品費、診療材料費の増を見込んでおります。これは医療収益の増に伴うものでございます。

次に、27ページをお開き願います。資本的収入及び支出の支出でございますが、固定資産購入費128万6,000円、これは本年4月から勤務をしていただく先生が皮膚科の専門医ということで、顕微鏡の購入費を計上させていただいております。

以上で説明を終わります。よろしく願います。

〔副市長兼病院部長（久田 賢一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 後藤建設部長。

〔建設部長（後藤 満雄君） 登壇〕

建設部長（後藤 満雄君） 議案第49号平成24年度壱岐市水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

第1条、平成24年度壱岐市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、記載のとおりでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおり定める。

収入、第1款水道事業収益でございますが、1億6,090万8,000円。支出でございます。第1款の水道事業費用でございますが、1億5,046万3,000円であります。

第4条資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,023万7,000円は、当年度の消費税資本的収支調整額700万9,000円、当年度分損益勘定留保資金6,480万9,000円、減債積立金1,304万7,000円及び建設改良積立金7,537万2,000円で補てんするものとする。

次のページをお開きを願います。収入としまして、資本的収入で214万8,000円、支出の資本的支出といたしまして1億6,238万5,000円といたしております。

第5条から第7条につきましては、起債のとおりでございます。

本日の提出でございます。

4ページをお開きを願います。予算の実施計画書を4ページ、5ページに掲載をいたしております。また、6ページをお開き願います。資金計画書につきまして掲載をいたしておるところでございます。7ページにつきましては、職員の給与費明細書を9ページまで掲載をいたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。平成25年3月31日の予定の貸借対照表を掲載を10ページ、11ページに掲載いたしております。

また、12ページ、13ページにつきましては、本年の3月31日の決算見込みの貸借対照表を記載をいたしております。

14ページにつきましては、損益計算書、本年の3月31日までの損益計算書を記載をいたしておるところでございます。

16ページ、17ページをお開きを願います。収益的収入及び支出の収入、1款の水道事業収益、1項の営業収益でございますが、1億5,600万円の水道、現年度分の収入を予定をいたしておるところでございます。

また、2項の営業外収益といたしましては、消費税還付が228万1,000円を予定をいたしておるところでございます。

18ページ、19ページをお開きを願います。支出につきましては、1款の水道事業費用の6節の動力費が電気料といたしまして昨年より120万円ほど減額をいたしておりますが、2,400万円を計画をいたしておるところでございます。

20ページ、21ページをお開きを願います。5節の委託料でございます。本年は747万2,000円を予定いたしております。昨年より310万1,000円ほど多いわけでございますが、特筆をすべきところといたしましては、非常に漏水量が多い状況でございますので、本年度は漏水調査を300万円ですべて新たに計画をいたしているところでございます。

また、6節の修繕費につきましては、昨年より170万2,000円を多く計上いたしまして1,189万8,000円を予定いたしておりますが、これは量水器の取りかえが昨年よりも多いがために増額をいたしておるところでございます。

24ページ、25ページをお開きを願います。5目の資産減耗費でございますが、これは、鹿ノ辻の配水池、あるいは麦谷の中継ポンプ場の関係で、昨年よりも776万3,000円多うございまして、本年776万4,000円を計上いたしておるところでございます。

28、29ページをお開きを願います。資本的収入及び支出の収入でございますが、他会計からの繰入金で214万8,000円を計上いたしておりますと同時に、昨年は排水管の移転補償工事が215万円あったわけですが、本年度は計上はいたしておらないがために減額となっております。

次の30ページ、31ページをお開き願います。支出の1款の資本的支出でございますが、工事請負、1項の建設改良費の1節工事請負費でございますが、昨年より760万8,000円多い3,441万6,000円を予定をいたしております。これは、大谷線を初め4路線の配管外工事と、それから市道の舗装工事を予定をいたしておるところでございます。

それから、3目の排水設備拡張工事につきましては、昨年より293万2,000円減額をいたして892万5,000円を計上いたしておるところでございます。本年度は武生水系それから東系の電気計装設備の事業を、工事を予定をしておるがための委託設計分でございます。

また、2節の工事請負費につきましては、9,996万円を計上いたしております。武生水系の電気施設の工事、あるいは監視設備、送水設備の工事を本年は行う予定でございます。

以上で議案第49号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔建設部長（後藤 満雄君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これで、市長提出議案についての説明を終わります。

・ ・

議長（市山 繁君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は3月5日月曜日午前10時から開きます。本日はこれで散会いたします。お疲れさんでした。

午後4時06分散会

平成24年 吉 岐 市 議 会 定 例 会 2 月 第 2 回 会 議 録 (第 2 日)

議事日程 (第 2 号)

平成24年 3 月 5 日 午前10時00分開議

日程第 1	議案第 2 号	吉岐市高齢者福祉計画・第 5 期介護保険事業計画の策定について	質疑、 厚生常任委員会付託
日程第 2	議案第 3 号	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第 3	議案第 4 号	吉岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定について	質疑、 総務文教常任委員会付託
日程第 4	議案第 5 号	吉岐市附属機関設置条例の一部改正について	質疑、 総務文教常任委員会付託
日程第 5	議案第 6 号	吉岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	質疑、 総務文教常任委員会付託
日程第 6	議案第 7 号	吉岐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第 7	議案第 8 号	吉岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第 8	議案第 9 号	吉岐市公民館条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第 9	議案第10号	吉岐市体育施設条例の一部改正について	質疑、 総務文教常任委員会付託
日程第10	議案第11号	スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	質疑、 総務文教常任委員会付託
日程第11	議案第12号	吉岐市芦辺浦住民集会所条例の一部改正について	質疑、 総務文教常任委員会付託
日程第12	議案第13号	吉岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第13	議案第14号	吉岐市介護保険条例の一部改正について	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第14	議案第15号	吉岐市芦辺町資源化センター条例の廃止について	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第15	議案第16号	吉岐市死亡獣畜取扱場条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第16	議案第17号	吉岐市営住宅条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第17	議案第18号	吉岐市水道水源保護条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第18	議案第19号	吉岐市三島航路船客待合所条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教常任委員会付託

日程第19	議案第20号	吉崎市消防関係手数料条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第20	議案第21号	吉崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	質疑、 総務文教常任委員会付託
日程第21	議案第22号	吉崎市設置による勝本町優良牛の保留に関する条例の失効に伴う経過措置を定める条例等の廃止について	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第22	議案第23号	公の施設の指定管理者の指定について（吉崎市自動車教習場）	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第23	議案第24号	公の施設の指定管理者の指定について（吉崎市高等職業訓練校）	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第24	議案第25号	公の施設の指定管理者の指定について（筒城浜ふれあい広場）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第25	議案第26号	公の施設の指定管理者の指定について（マリンパル吉崎）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第26	議案第27号	公の施設の指定管理者の指定について（吉崎市シーサイド小水浜）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第27	議案第28号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第28	議案第29号	八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について	質疑、 産業建設常任委員会付託
日程第29	議案第30号	平成23年度吉崎市一般会計補正予算（第9号）	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第30	議案第31号	平成23年度吉崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第31	議案第32号	平成23年度吉崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第32	議案第33号	平成23年度吉崎市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第33	議案第34号	平成23年度吉崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第34	議案第35号	平成23年度吉崎市下水道事業特別会計補正予算（第3号）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第35	議案第36号	平成23年度吉崎市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第36	議案第37号	平成23年度吉崎市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第37	議案第38号	平成23年度吉崎市水道事業会計補正予算（第2号）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第38	議案第39号	平成24年度吉崎市一般会計予算	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第39	議案第40号	平成24年度吉崎市国民健康保険事業特別会計予算	質疑なし、 厚生常任委員会付託

日程第40	議案第41号	平成24年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第41	議案第42号	平成24年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第42	議案第43号	平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第43	議案第44号	平成24年度壱岐市下水道事業特別会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第44	議案第45号	平成24年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第45	議案第46号	平成24年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第46	議案第47号	平成24年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	質疑、 産業建設常任委員会付託
日程第47	議案第48号	平成24年度壱岐市病院事業会計予算	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第48	議案第49号	平成24年度壱岐市水道事業会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第49	議案第50号	壱岐市ケーブルテレビ施設設置条例の一部改正について	企画振興部長説明 質疑なし、 総務文教常任委員会付託

本日の会議に付した事件
(議事日程第2号に同じ)

出席議員(19名)

1番 久保田恒憲君	2番 呼子 好君
3番 音嶋 正吾君	4番 町田 光浩君
5番 小金丸益明君	6番 深見 義輝君
7番 町田 正一君	8番 今西 菊乃君
9番 市山 和幸君	10番 田原 輝男君
11番 豊坂 敏文君	13番 鶴瀬 和博君
14番 榊原 伸君	15番 久間 進君
16番 大久保洪昭君	17番 瀬戸口和幸君
18番 牧永 護君	19番 中田 恭一君
20番 市山 繁君	

欠席議員(1名)

12番 中村出征雄君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君 事務局次長 米村 和久君
事務局係長 吉井 弘二君 事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長兼病院部長	久田 賢一君
教育長	須藤 正人君	総務部長	眞鍋 陽晃君
企画振興部長	浦 哲郎君	市民部長	山内 達君
保健環境部長	山口 壽美君	建設部長	後藤 満雄君
農林水産部長	榊崎 文雄君	教育次長	堤 賢治君
消防本部消防長	松本 力君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	川原 裕喜君	病院管理課長	左野 健治君
会計管理者	宇野木眞智子君		

午前10時00分開議

議長(市山 繁君) 皆さん、おはようございます。

中村出征雄議員から欠席の届けがっております。

ただいまの出席議員は19名であり定足数に達しております。

これより議事日程表第2号により本日の会議を開きます。

御報告いたします。本日までに白川市長より追加議案1件を受理し、お手元に配付をいたしております。また、監査委員より定期監査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付いたしておりますので、御高覧をお願いいたします。

日程第1・議案第2号～日程第48・議案第49号

議長(市山 繁君) 日程第1、議案第2号壱岐市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画の策定についてから、日程第48、議案第49号平成24年度壱岐市水道事業会計予算についてまで48件を議題とし、これから各議案に対し質疑を行います。

初めに、議案第2号壱岐市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画の策定について質疑を行

います。

質疑の通告がありますので、これを許します。1番、久保田恒憲議員。

議員（1番 久保田恒憲君） 議案第2号の壱岐市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画の策定の中で、ページ数で43ページ、下のほうに施策の方向というのがあります、その中で「介護予防教室や講演会などを通じて介護予防に関するボランティアの育成を目指します」という項目があります。その中で、下のほうで「広域リハビリテーション支援センター（壱岐市民病院）及び協力機関が実施する転倒骨折予防体操普及推進事業サポーター養成に協力してサポーターの養成を図ります」という項目がありますが、このことについて初めて耳にするサポーターということなので、もう少し詳しい説明をいただければと思っております。

議長（市山 繁君） 山口環境保健部長。

保健環境部長（山口 壽美君） 転倒骨折予防体操でございますが、これにつきましては、こういう転倒予防をすることによって医療費が削減できるというデータが出ておりますので、壱岐地域リハビリテーション連絡協議会が、老人クラブや社会福祉協議会のふれあいサロン事業等を利用し、自主的に公民館等で活動されてあるグループに呼びかけ、介護予防の一環として転倒骨折予防体操を推進され、そのグループの中からリーダーを育成することが目的で実施されておられます。

壱岐地域リハビリテーション広域センターは、壱岐市民病院がセンターとして申請をしております。その中で協力病院として、品川病院、光武病院、かたばる病院、協力施設として介護老人保健施設、壱岐光風、協力歯科医院として松永歯科、村瀬歯科、こういう方のメンバーで各担当者がそれぞれ話し合われて、地元に出て転倒骨折予防体操を推進しておられます。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） サポーター養成ということで、そのサポーターをどのような形で養成していくのかというのがちょっと見えないわけですね。と言いますのは、既にはつつ元氣塾とか、ゆうゆうお達者クラブのほうでも、転倒骨折予防介護予防事業として、地域の人たちの運動指導者等の参加をいただいて既に行っているわけです。そういうところと、今回新たに養成をされるこの転倒骨折予防サポーターとのその関係がよくわかりにくいので、詳しい説明をということで質問を投げているわけですけど。

議長（市山 繁君） 山口保健環境部長。

保健環境部長（山口 壽美君） 久保田議員さんが言われましたように、現在いろいろの形でいろいろの転倒骨折予防事業が行われております。その中で地域リハビリテーション広域支援センターとしての取り組みとして、地域に出向いていきますよということで、現在平成20年から

23年度までに地域に入っていろいろな教室をされております。その中では、いろいろの連携、市の包括支援センターとの連携、警察との連携、いろいろの状況の中で介護予防の推進をされております。そのリハビリテーション協議会としても、その目的としていろいろと連携してやっていくということで、そういうことで事業計画として、しているところでございます。

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） 大体の流れはわかりました。ただ、私がここで質問とそれからお伝えしたいことは、既に動いているところもあると。新しく養成するところもあると。当然すぐ既に動いているところのその流れであるとか、その中の人材であるとかそういうところと、それから新たに今度計画されているサポーターとは、ひょっとしたらダブる場所もあるかもしれません。人間的にですね。ですから、そういうところをうまく連携をして、要は、より効果的な事業を計画していただきたいと思っているわけです。

私も健康づくりの推進事業の中には、かなり前から御存じのように加わっておりますし、介護予防事業にも加わらせていただいております。その中で初めて目にするこのサポーターだったので、ちょっと問い合わせをしたわけです。

とにかく今後流れはわかりましたので、今までであるところのはつつ元氣塾にかかわっていらっしゃる方と、それから今、今後行うということで広域リハビリテーション支援センター、こちらのこの計画にあります転倒骨折予防体操、ちょっと長いですけどね、推進事業サポーター養成、これをぜひうまくかみ合わせた上で計画の実行をしていただきたいと思っているわけです。

御存じでしょうけど、サポーターというのは、ちょっとお手伝いをするんですけど、高齢者の場合は、転倒骨折というこれ体操の普及とか運動の普及ですけど、かなりデリケートな部分がありますので、ただ単にサポーターを養成すればいいというものでもないんですよ。やはりそこにはしっかりとしたその医療関係者のバックアップと、それからしっかりとした指導体制がないとうまくいかない部分があるんじゃないかと思って質問をさせていただいたわけです。

以上です。

議長（市山 繁君） 山口保健環境部長。

保健環境部長（山口 壽美君） 広域リハビリテーションの支援センター事業につきましては、24年度からが新規ではございません。平成20年度からずっと行われてきておりました。そういう状況の中で、今後もこういうふうにして連携をしていくということで、介護保険計画に記載をさせていただいております。

以上です。

議長（市山 繁君） ようございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第3号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定について、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。13番、鵜瀬和博議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） 今回、第4号につきましては、地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行に伴いまして、今回、壱岐市が出資する割合が、2分の1から4分の1になる法人については、市長の調査権が拡大されるわけですが、今回4つ、新たに第2条の中で上がっております。

まず、財団法人壱岐栽培漁業振興公社、壱岐空港ターミナルビル株式会社、株式会社壱岐カントリー倶楽部、壱岐クリーンエネルギー株式会社の4つが上がっているわけですが、今回4分の1以上については対象になったわけですが、今回のこの各それぞれの壱岐市の出資額と、及びその出資割合についてお尋ねをいたします。

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第4号の壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例制定についての中での追加法人の出資額と出資割合の御質問でございますけれども、その追加する法人は4法人でございます、その出資額と出資割合でございますが、財団法人壱岐栽培漁業振興公社で、出資総額8億円のうち4億円で出資比率は50％であります、そのうち8,000万円の10％は、市内5つの漁協から寄附金を充当しています。

次に、壱岐空港ターミナルビル株式会社でございますが、出資総額1,000万円のうち460万円で出資比率は46％であります。

次に、株式会社壱岐カントリー倶楽部は、出資総額7,200万円のうち2,640万円で出資比率は36.7％であります。

また、次に壱岐クリーンエネルギー株式会社でございますが、出資金総額は2,000万円でございます。そのうち510万円が壱岐市の出資額でございます。出資比率については25.5％となっております。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑はありませんので、これで議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第5号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。牧永議員。

議員（18番 牧永 護君） 設置条例を改正する議案でございますが、今この時期に郷ノ浦町及び石田町の公害防止委員会の項を削るということでございますが、大変な勘違いをしていると思われまふ。確かに新施設が完了し、2つの施設は休止し、郷ノ浦町の分が24年度、石田町の分が25年度解体の予定をされておりますが、休止したらと即、委員会が24年3月31日に廃止するというのは、地域住民を愚弄していると思えまふ。

郷ノ浦町においては、半世紀近く当地点であり、当地は悪臭公害がひどく、途中からはダイオキシン問題が発生し、人々は悩みに悩み、ようやく休止に至ったわけでございます。その間、地域と焼却場の問題を話し合うということで公害防止委員会が設置され、数々の問題が浮上してきております。

その中にも協定書があるわけでございます。年末にも協議会があり、厚生委員長も委員として出席されております。数々の問題もあり持ち帰り地区住民と協議しているわけでございます。焼却場を休止したからといってすぐに廃止する議案を提出というのは、どう考えてみても納得ができません。執行部の中には焼却場に関する部長さんも3人いらっしゃいます。市長から提案があっても、なぜ助言がなかったのか、残念でなりません。

このような議案が簡単に提出されたこと自体、今後地元との信頼関係が崩れ、後処理には悪影響を及ぼすものと思っております。解体も含め周辺整備が終わってから、委員会、地元で謝罪の一つも述べてからでも議案の提出が正しいと思っておりますが、今回の提出について市長はどう思っているのか、お聞きしたいと思います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

市長（白川 博一君） この内容につきまして、今牧永議員がおっしゃること、そのことについても十分理解ができます。その後のことにつきましては、また地元との協議の中で考えられることではなからうかと思っております。

議長（市山 繁君） 牧永議員。

議員（18番 牧永 護君） を公害防止委員会に委ねたわけですね。今後そうすると、地元自治会全員とお話をするわけですか。そういうのが大変だから公害防止委員会をつくって、その委員さん方と相談しているわけでございます。討論の場でございますので、後で委員会等で

も十分討論されると思いますので、こういうことをしとったら、先ほども申しますように、後処理に大変あなた方は苦勞されますので、そこだけ伝えておきます。

議長（市山 繁君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 今の御発言の趣旨を十分に考慮いたしまして、本会期中の議論の中でいろいろお話をしていきたいと思っております。

議長（市山 繁君） ようございますか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案第6号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、質疑を許します。14番、榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） この中で、「体育指導員をスポーツ推進委員に改める」となっておりますが、このスポーツ推進委員について、定数はどのようになっているのか。また、どのように選考されているのか。通告はしておりませんが、今平均年齢はどのくらいなのか。また、年齢制限があるのかどうか。それから、どのような仕事内容というか、業務内容がどのようなものかをお尋ねいたします。

議長（市山 繁君） 堤教育次長。

教育次長（堤 賢治君） 14番、榊原議員の御質問にお答えをいたします。

スポーツ推進委員につきましては、定員は何名かとか、それからどのようにして選考しているのかというような御質問の趣旨でございます。

壱岐市スポーツ推進委員の定数というのは36名でございます。36名以内でございます。これは、これまでの体育指導員がスポーツ推進委員となりますので、このこれまでの体育指導員の設置の方針、あるいは精神などをそのまま引き継がせていただきまして、36人以内ということでさせていただいているところでございます。

それから、どのように選考されているのかということでございますけれども、これは、スポーツ推進委員の委嘱につきましては、スポーツ基本法というのが今度制定されまして、その32条に定めがございまして、「市町村の教育委員会は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備のため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、スポーツ推進のための連絡調整や実技の指導助言ができる熱意と能力を有する者の中から委嘱する」ということにされております。これらに照らしまして、教育委員会が旧町地域のバランス、それから特技と申しますか、それらを考慮いたしまして委嘱をしているということでございます。

旧町のバランスということになりますけれども、これは、壱岐市発足当時の協議調整に基づきまして、36人の内訳を郷ノ浦が13、勝本が8、芦辺が10、石田が5、計36人とされているものでございます。

平均年齢につきましては、手元に資料を持ち合わせておりませんが、年齢は、30歳から、現在、上は57歳ぐらいの方までいらっしゃるというものでございます。年齢が何歳までという定めはございません。

それから、また男女は御質問をされておられませんけれども、男の方が26名、女の方が10名という内訳でございます。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 榊原議員。

議員（14番 榊原 伸君） 総務常任委員会のほうで、また後のことはお尋ねいたします。一応これで終わります。

議長（市山 繁君） 以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑はありませんので、これで議案第6号の質疑を終わります。

次に、議案第7号壱岐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案第8号壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案第9号壱岐市公民館条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案第10号壱岐市体育施設条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。14番、榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） 14番、榊原です。この条例について、私は解釈がちょっとしにくかったもので質問いたしますけれども、旧中学校体育館と学校開放施設の利用料が1回

500円と明記されていますが、どのようなときに有料で、どのようなときに無料となるのか。

それから、グラウンドについて、今度統廃合されまして、旧中学校のグラウンドですけれども、これの管理といいますか、その辺も含めて、また余分といいますか、管理の費用が高くなりますけれども、このグラウンドについて、どのようなことを決めてあるのか、お尋ねいたします。

議長（市山 繁君） 堤教育次長。

教育次長（堤 賢治君） 榊原議員の御質問にお答えをいたします。

旧中学校体育館と学校開放施設の利用が1日500円となっているというようなこと、それからどのようなときに有料になるのか、あるいは無料になるのかということ、それからグラウンドについてはどうかというふうな御質問の趣旨でございます。

体育施設の使用料につきましては、吉崎市体育施設条例第3条に定めがございまして、減免につきましては、その条例の第5条に定めがあるわけでございます。第1号から4号までには一般的なことを定めておきまして、5号のほうで「全各号に掲げるもののほか、特別の事情があると認めるときは、これを減額することができる」ということでございます。

教育委員会の内規といたしまして、平成16年の11月から適用いたしております取扱要綱というものがございまして、この中に全額の免除の場合の定めをいたしております。

それは一つといたしまして、公民館、それから公民館組織、公民館の中には各部会などもございますが、それらを含んでおります。それから地域における婦人会、老人会、青年会、それからジュニアスポーツ団体、それからその他社会教育団体と認められるときということでございます。そういう場合に全部が免除でございます。

有料の扱いとして、1回500円の使用料を徴収しますのは、一般のスポーツ団体、いわゆるママさんバレーのクラブ、それから同好会のチームなどがございます。それらが利用する場合は有料とさせていただきます。グラウンドにつきましては、使用料は徴収をいたしておりませんけれども、夜間照明施設を使用する場合は、体育施設条例の定めによりまして使用料を徴収いたしております。

それから、グラウンドの管理につきましては、現在廃止された中学校の管理は、教育委員会のほうでいたしております。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） 大体わかりましたけれども、今グラウンドの照明施設があるのは、旧鯨伏中学校ですかね、そこだけですよ。ほかのところは、何か要望が公民館長からナイター設備の要望が出ているとは思いますが、その辺の検討をされているのか、お尋ねして終わりますけれども。

議長（市山 繁君） 堤教育次長。

教育次長（堤 賢治君） 榊原議員の質問にお答えをいたします。

廃止されているグラウンドに対する照明施設の設置ということのお尋ねでございますけれども、確かにそのような要望は出されております。現在廃止された学校の取り扱いも含めて調整中でございます。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案第11号スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案第12号苓崎市芦辺浦住民集会所条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。13番、鵜瀬和博議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） 今回の条例改正については、指定管理者制度の導入を促進されるための一部改正になっておりますが、今回使用においての別表第5条関係の中で、今回管理されるところにつきまして、芦辺の住民集会所においては、市民の憩いの場所として「老快待所」というところがありますが、今回この条例改正によって、その「老快待所」の取り扱いについては、どのようになるのか、お尋ねをいたします。

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

総務部長（眞鍋 陽晃君） 苓崎市芦辺浦住民集会所条例の一部改正について、市民の憩いの場として設置された「老快待所」の取扱いは、どうなるかという御質問でございますが、この「老快待所」は、芦辺浦住民集会所の一階の西側に平成16年に設置をされております。長崎県商店街活力アップ支援事業により、空き店舗を利用して休憩場所、バスの待合所、地域住民の作品発表の場として市民の展示等の目的に整備をされているところでございます。

事業主体は、苓崎市商工会でありまして、管理についても商工会と商工会青年部で現在行っているところでございます。

商工会芦辺支所は、この集会所に事務所を置いておりますので、集会所の管理運営について、委託契約を交わしておりまして管理をしていただいているところでございます。現在は、商工会芦辺支所の勤務日は、平日の月曜から金曜までの8時45分から5時半までとなっております。

その勤務日にあわせて開所・閉所を行っていただいているところでございます。

しかしながら、商工会の組織の見直しによりまして、平成24年度からは、商工会芦辺支所が、月曜、水曜、金曜の週3日勤務となるために、火曜日と木曜日の開閉ができなくなります。しかしながら、今後「老快待所」の開閉については、商工会と協議を重ねているところでございますが、今後指定管理を視野に入れながら、住民サービスの低下につながらないように、現行のとおり「老快待所」としての役割を果たしていきたいと考えております。

今回は、指定管理者制度となってもスムーズな対応ができますように、使用料の改定もあわせて行っているところでございます。

以上で説明を終らせていただきます。

議長（市山 繁君） 以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案第13号壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案第14号壱岐市介護保険条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案第15号壱岐市芦辺町資源化センター条例の廃止について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案第16号壱岐市死亡獣畜取扱場条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案第17号壱岐市営住宅条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案第18号壱岐市水道水源保護条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第18号の質疑を終わります。

次に、議案第19号壱岐市三島航路船客待合所条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第19号の質疑を終わります。

次に、議案第20号壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案第21号壱岐市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。14番、榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） 今回定数の見直しが行われておりますが、85名ほど減員されて、現在はこの85名を減にしたときに、定数を満たしているのかどうか、お尋ねいたします。

それと、今後各消防団とも、地域の高齢化により新入団員がなかなか確保が難しいというようなことも聞いておりますが、今後の見通しとしてどうなのか。なぜこれを聞くかといいますと、私の考えをちょっと述べますが、常備消防が今61名ぐらいですかね、この常備消防のほうをやっぱり充実して、今まで負担かけておりました消防団がだんだん定数が私は減ってくるのではなからうか。中には統廃合も将来的には必要となってくるような感じがします。そこで、常備消防の充実のほうで、地域のため、今災害等突然きますけれども、そのようなときに対応が早くて専門でございますので、対応がいいのではないかと思っておりますが、その辺のこともあわせてお尋ねいたします。

議長（市山 繁君） 松本消防長。

消防長（松本 力君） 14番、榊原議員の御質問にお答えいたします。

今回の定数の見直しにつきましては、1,105名の定数に対し、1,020名ということで改正を行うようにしております。現在消防団員は985名で、1,105名からは120名の不足、そして今回条例改正する場合でも35名の不足となっております。

現在、国、県、市、そして消防団が協力をしながら、消防団の加入促進に努めているところで

ございます。

その一例といたしまして、今年の成人式の折には、成人式会場で消防職員、消防団員、そしてその中の幹部の方たちが加入促進に動いております。また、消防団員を雇っている職場においては、消防団協力事業所というのを設け、その中で表彰を行い、また入札時のポイントの増加等を現在行って、消防団の加入促進に全力を尽くしているところでございます。

今後の見通しとしてはどうかということでございますけれども、人口減少及び高齢化が進んでいる中、消防団員の確保というのは非常に厳しい時代に入ってきているのではないかと思います。消防署ができた昭和47年から48年にかけての消防団員定数というのは、約1,400人程度でございました。それが現在では985名に減少しております。毎年ずっと10名程度ぐらいずつは減少してきているんですけれども、1年だけは、これが増えた年があります。これは理由は、大島、長島、原島の婦人消防クラブが婦人消防団に昇格をして加入いただいた年だけは増加しておりますが、それまではずっと減少をたどってきております。

そういった中で、じゃあどうやって消防団員を確保していくかということで現在考えているんですけれども、結局やめられる団員が多くて入られる団員が少ないために減少してきております。というのは、消防団員は3年を1期とした編成替えを行っております。その折に、分団長、副分団長クラスの方々が本部に上がれない場合は、そこで後輩も上がってきますので、どうしてもやめられるわけですね。その人員というのが毎年50人程度ぐらいおられますので、そういった消防団員の方にどうか残っていただいて、地域の安心・安全のために活躍できればと現在思っているところでございます。

その例といたしまして、最近宮崎県の椎葉村のほうから、操法の研修ということで壱岐のほうに見えられましたけれども、その椎葉村も一たんやめられた団員を入れていただいて、予備団員として定数の確保をしているということでございます。

また、長崎県下においても、松浦市が条例定数と実数がほとんど同じでございます。ここもやはりやめられた団員さんを確保しているという現状があります。そういったことも考えながら、今後消防団員の確保というのには全力を尽くしていきたいと考えております。

それともう一件、常備消防と消防団との関係ということですが、常備消防は、現在実質定数は63名でございますが、60名ほどでございます。3名ほどの減でございますけれども、あくまでも消防団と協調しながら、お互いに力を合わせながら壱岐の治安を守っていくということで頑張っております。消防団の団員規則というのは、壱岐の防災面においては非常にマイナスではないかと思っておりますし、できれば消防職員も定数のそこは少なくとも確保してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（市山 繁君） 榊原議員。

議員（14番 榊原 伸君） 私も前、消防団員の一人でございます。あの時分、やっぱり操法大会が非常に盛り上がった時分で、どうしても若い人に移行してしまって、定年というか退職が早くなった経緯があります。昔は60代まで幹部の方は残られておったですけども、最近は45ぐらいで、私が見た範囲の消防団は45ぐらいで、もうみんな周りがやめよるけん、やめようというような形をとってありますので、年齢制限というか退職年齢を定めるのは難しいかもしれませんが、その辺をして少し今退団される方の年齢を引き上げるのも一つの方法かと思えます。

以上で終わります。

議長（市山 繁君） 以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑はありませんので、これで議案第21号の質疑を終わります。

次に、議案第22号壱岐市設置による勝本町優良牛の保留に関する条例の失効に伴う経過措置を定める条例等の廃止について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑はありませんので、これで議案第22号の質疑を終わります。

次に、議案第23号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市自動車教習場）から、議案第27号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市シーサイド小水浜）まで5件を一括して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑はありませんので、これで議案第23号から議案第27号についての質疑を終わります。

次に、議案第28号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑はありませんので、これで議案第28号の質疑を終わります。

次に、議案第29号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について、質疑を行います。質疑の通告がありますので、これを許します。14番、榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） 榊原です。提案理由の中に特殊船が壊れたと、それで少し減額をしてというようなことございますけれども、普通考えたときに、ほかの話をしますと、特殊なブルドーザーが壊れたと、そしてそれに対してそのブルドーザーの修理に時間がかかるから、

その仕事はちょっと待ってくれというようなことに私は判断したわけですね。船のほうですから、特殊船ということで日本に幾つもないと思いますけれども、そういうことでこの契約自体が減額をしてということで、ちょっと不安を感じておりますので、その辺のもし説明がありましたらお願いいたします。

議長（市山 繁君） 榊崎農林水産部長。

農林水産部長（榊崎 文雄君） 榊原議員の御質問にお答えいたします。

議員の御指摘の内容は、十分御理解ができます。ただし、今回の損傷事故の原因が何であったかということが、対応の仕方も違ってくると思っております。通常は、発注者と請負者が平等の立場で請負契約を交わして、契約書に基づいてこの契約を履行するようになっております。

この契約後、請負者が注意義務を怠ったことによって履行できなかつたり、途中で工事が中断した場合は、もちろん請負者のほうに違約金の請求もできますし、契約の解除もできるようになっております。議員の考えてあるように、今請負者の責任において、目的物を発注者に必ず引き渡さなければならないということでございます。

今回は、11月30日から12月1日にかけて、異常気象による天災が原因ということで判断をいたしました。その天災、不可抗力とは、台風、地震、それから豪雨等、人力をもって防ぐことのできない異常の災害、その他社会通念上、可能な限りの防止措置を講じても抗することができない事故等で、発注者及び請負者の双方の責に帰することのできないものを不可抗力ということで、これは建設業法の解説がそういうふうになっております。

工事請負契約書の第29条にも「不可抗力による損害」という条文がございます。工事目的物の引き渡し前に、天災等で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことのできないものにより、工事目的物、それから仮設物、または工事現場に搬入済みの工事材料、もしくは、建築機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実を発生後に直ちにその状況を発注者に通知をしなければならないということになっております。

ちなみに、国土交通省の発注する公共工事の天災等の基準でございますけれども、波浪、高潮、降雨、強風、地震、津波等に起因する基準を示してあります。通常は、こういった国の基準に準じてやっているわけでございます。

その中で、今回、八幡浦の季節風、強風による場合ということで、その基準を申しますと、最大風速が毎秒15メートル以上ということになっております。今回の壱岐地方の気象データを見ますと、11月30日の午後3時ぐらいからだんだん風がひどくなって、午後7時ごろは最大風速が15メートルを記録しておいて、午後8時01分に壱岐地方に暴風波浪警報が発表されました。もちろん壱岐 博多間のフェリーもすべて欠航となっております。

その後も暴風雨は続いて、12月1日の午前0時ごろは20メートル近くの風が記録をされて

おり、15メートル以上の暴風雨が12月1日の午後3時ごろまで吹き続けております。暴風波浪警報は、12月1日の午後2時24分に注意報に変わりましたが、その後も12、3メートルの風は吹いております。

現地のほうでは、前日の12月29日の天気予報で、風が海上では北東の風が強くなるということで、それを踏まえまして、30日よりこういった波浪の対策を行っております。

作業船は、この防波堤の内側に避難をさせ、パイプ類やエアホース類の固定作業をしております。気象状況は、予報よりはるかに悪い状況となっており、先ほど申しましたように、強い風が長時間吹く状況の中で、作業船のアンカーロープが切れて、とも綱一本であって、船が移動をし始めております。これはちょっと流された時間は、はっきり確認しておりませんが、移動をし始めたということで、これを受けて夜明けを待って作業船に乗り込んで、最終手段として海底に穴をあけるケーシングパイプを海底までおろして作業船をとめたということでございます。その後も風、波ともとまることなく、船の船体やバイブルハンマー、それからケーシングパイプがぶつかって、パイプが折れたりかなり損傷をいたしております。

その後、ある程度、風がおさまってから、郷ノ浦港のほうに曳航いたしまして、専門の造船会社、あるいは船会社に調査依頼をしております。まだ最終の報告書は出ておりませんが、作業船の所有者も調査の結果を待って、先の判断をしたいということでございます。

今現在の修理の行程として、概略ですけれども、損壊をした主要な設備の分でございますけれども、こちらのほうが発注をしてから、利用者が精算を始めるということで、1年近くはかかるということでした。

以上申し上げましたように、台風並みの季節風浪が直接の起因であろうということで、請負者のほうからの聞き取り、それから同じ作業船を所有している島外の業者のほうにも、アンカー綱の張り方等を参考のために確認をさせていただきました。そういった中では、特別、今回所有者のほうの作業の怠りはなかったということで判断をいたしました。よって、天災による不可抗力ということで、請負者の負担による代替船の工事の継続ということにはならないと考えております。

先ほど議員も言われましたように、このサンドコンパクション船は、日本には10隻ぐらいしか在籍をしております。そういったことで、今の契約放棄なことも考えまして、今できている工事で積算をして、早く次の工事の段取りをして、防波堤の効果を発現したいということで考えております。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 榊原議員。

議員（14番 榊原 伸君） 天候不良が主な原因というなら、海上のことですから作業がで

きないのはわかります。それで、工期中にできないとか、そういう理由ならわかりますけれども、船の係留したロープが切れてどうのこうのというのは、聞いた範囲で、私は業者の管理不足のような感じも受けるわけですね。そこのところがまだ内容がはっきり私もわかりませんから、ちょっと疑問に思ってこのような質問をしておりますけれども、あとで委員会でまた追求されるでしょうから、今日のところは、これで終わります。

議長（市山 繁君） 以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。田原議員。

議員（10番 田原 輝男君） 通告はしていませんけれども、今の榊原議員さんの関連で一点だけ質問いたします。

今、部長の説明では、いろいろとなされましたけれども、この特殊な船が悪天候のためにこういう状況になったと。だけど、日本には、あと10社ぐらいしか、この船がないと。ならば、この時点でほかの会社とのこの船のあれについて、連絡をとったのか。その点だけ。そして、連絡をとって、できなかったからこういう状況になったのか。そのほかの会社との連絡をとったかあっていないか、その一点だけ聞かせてください。

議長（市山 繁君） 榊崎農林水産部長。

農林水産部長（榊崎 文雄君） この事故が発生してから、サンドコンパクション船の代替のほうの業者とは、連絡はとっておりません。といいますのは、御承知のように、このサンドコンパクション船は、1隻は壱岐に在籍をいたしております。それで、現在契約をしている内容については、壱岐での八幡港までの回航ということで設計も計上いたしております。ただそういったことで、先ほど言いました事故の原因が悪天候ということで、新たにまた施設から回航ということになりますと、もちろんそういった原因ですから天候理由もあるわけですが、国のほうにも承認をとらなければいけません。そういったことで時間もかかるということで一応今の分で打ち切ったということでございます。

議長（市山 繁君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑はありませんので、これで議案第29号の質疑を終わります。

次に、議案第30号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第30号の質疑を終わります。

次に、議案第31号平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 3 1 号の質疑を終わります。

次に、議案第 3 2 号平成 2 3 年度吉崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 3 2 号の質疑を終わります。

次に、議案第 3 3 号平成 2 3 年度吉崎市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 3 3 号の質疑を終わります。

次に、議案第 3 4 号平成 2 3 年度吉崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） ありませんね。質疑がありませんので、これで議案第 3 4 号の質疑を終わります。

次に、議案第 3 5 号平成 2 3 年度吉崎市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 3 5 号の質疑を終わります。

次に、議案第 3 6 号平成 2 3 年度吉崎市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 3 号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 3 6 号の質疑を終わります。

次に、議案第 3 7 号平成 2 3 年度吉崎市三島航路事業特別会計補正予算（第 3 号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、議案第 3 7 号の質疑を終わります。

次に、議案第 3 8 号平成 2 3 年度吉崎市水道事業会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 3 8 号の質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を 1 1 時 5 分といたします。

午前10時55分休憩

午前11時07分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案質疑を続けます。

次に、議案第39号平成24年度吉野市一般会計予算について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） ありませんね。質疑がありませんので、これで議案第39号の質疑を終わります。

次に、議案第40号平成24年度吉野市国民健康保険事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第40号の質疑を終わります。

次に、議案第41号平成24年度吉野市後期高齢者医療事業特別会計予算について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第41号の質疑を終わります。

次に、議案第42号平成24年度吉野市介護保険事業特別会計予算について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第42号の質疑を終わります。

次に、議案第43号平成24年度吉野市簡易水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第43号の質疑を終わります。

次に、議案第44号平成24年度吉野市下水道事業特別会計予算について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） ありませんね。質疑がありませんので、これで議案第44号の質疑を終わります。

次に、議案第45号平成24年度吉野市特別養護老人ホーム事業特別会計予算について、質疑

を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第45号の質疑を終わります。

次に、議案第46号平成24年度吉岐市三島航路事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第46号の質疑を終わります。

次に、議案第47号平成24年度吉岐市農業機械銀行特別会計予算について、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。7番、町田正一議員。

議員（7番 町田 正一君） 通告はしていますが、一応個別に農業機械銀行の受託費については資料をいただいていますので、この資料をもとに質問をさせていただきます。

農業機械銀行収入が1億円くらいあって、そのうちの8,000万円くらいは機械の手数料、使用手数料で収入を上げて、残りの2,665万円がいわゆる公園とかトイレとか、それから市道の整備等の受託費、要するに委託費で上げられているわけです。トイレとか公園等は、別に機械銀行だけじゃなくて、ほかに森林組合が受けたりとか、あるいは地域の団体が受けたりしているわけですが、この受託費について前も僕は聞いたんですが、どういう基準でこの受託費を出しているんだと。例えば公園だったら、広さに応じて普通は委託費を出すとか、そういう形になっているだろうと。あるいはトイレについても、便槽の数とかそういうので多分委託費を出されているんだらうと思ったんですが、聞くところによると何の基準もなく、旧町が定めた委託費がそのままずっともう市になってからも引き続いて、その委託費としてそのままもうめくら判で契約されているような状況やないかと正直いって思っています。この間委託費について、合併してから、まず見直しされたというところがあるのかどうか、これについて答弁をしてください。細かいことは後に、その時点で聞きますから。

議長（市山 繁君） 桝崎農林水産部長。

農林水産部長（桝崎 文雄君） ただいまの町田議員の御質問にお答えいたします。

委託費の見直しをしたかということでございますけれども、議員言われますように、合併してからは、旧町でやっていた分を引き続いております。それで、一応実績に基づいて見積もりはいたしておりますけれども、大幅な見直しというのは、やっておりません。

議長（市山 繁君） 町田正一議員。

議員（7番 町田 正一君） この機械銀行については、実はこれはほとんどが、旧勝本町のときの実は公園とかトイレについてのみ機械銀行が受託している形で全部出されています。私が見とって、同じような箇所が、例えばトイレの清掃にしても、単位面積当たりとか便槽の数によ

って多分基本的にはあるんだろうけれども、同じような面積、同じような形で公園の清掃委託費にしとって、片一方は面積が広いのに金額が安いとか、片一方は面積が大きいのに金額が高いとかあるんですが、この例えば一番高いところは、天ヶ原グラウンド清掃、週三、四回、これは社会教育課ですが103万2,000円、勝本町で、それも後ずっといっぱいあるんですけども、湯本清掃週三、四回、くみ取り連絡ですね、別にくみ取りをするわけじゃなくて、くみ取りしてくれというふうな連絡だけで、これは環境衛生課で年間44万3,000円、瀬戸も実は今度公衆トイレをつくって新しくもらったんですが、ここはたしか年間20万円だったと思います。瀬戸の2倍以上の受託金額があるわけですね。

まず、どういう基準でこういうのを定める。さっき言われるように旧町のそのままもう無条件でこう受託費をずっと出されているわけですが、これを別にもう基本的に便槽の数とか清掃状況とかできちんと基準を決めて、4町もう一緒にやらないと、非常にこれは不公平感があります。

それからもう一点、同じように機械銀行で受けているんですね。港の整備清掃業務がありますね。勝本港湾内清掃、これは水産課34万円、湯ノ本港湾内清掃6万円、これはほかの例えば郷ノ浦港とか芦辺港とか石田港とか、ああいったところも港湾清掃費はどうされているんですか、じゃあ。ちょっとそこを2点、ちょっとお尋ねします。

議長（市山 繁君） 榊崎農林水産部長。

農林水産部長（榊崎 文雄君） 1点目の基準でございますけれども、言われますように、今受託をしている施設・トイレ等も受託費はばらばらでございます。確かに便器の数は違いますし、清掃の回数、それから公園等については植栽等の面積も違いますが、確かに言われますように、そういった基準というのは設けて、平等な委託費ということが当然だろうと思っております。

それから、港湾・漁港の湾内の清掃でございますけど、今機械銀行で受けているのは、湯本と勝本港でございますけれども、芦辺、それから郷ノ浦町については、漁協で回収をする場合は、そういった予算を計上いたしておりますし、運搬についてもそうやって計上いたしております。

議長（市山 繁君） 町田正一議員。

議員（7番 町田 正一君） 基本的には、やっぱりそれはおかしな話ですよ。部長もおわかりだと思いますけど。同じ港湾なのに、片一方は年間の委託費を出して、片一方は漁協に任せて、漁協が例えば芦辺港なんかは、6月なんかはアシが非常にたまって、漁船が出られんとか往生するときがあるんですが、そういうときは、かかった分は当然市が出しているわけですけども、それだったら、もう年間契約でこの港湾については、結局は別に漁協でも地域団体でも構わんと思っております。できたら、もうできるだけこえんとは、地域とか地縁団体とかが本当は受けて、自分たちの地域のことは、自分たちの地域がやるというふうな方向でどんどんやっていったほうがいいと。もう瀬戸も今、少式公園なんかは、もう瀬戸浦会が年間50万円で受けてやって

います。もう非常に今まではもう年三、四回しかやってくれなかったんですが、今はもう個人に頼んでいますから、もうこの人たちは、暇なときはもうしょっちゅう少式公園に行ってお草刈りしてくれているんですよ。もう非常にきれいになっています。もうびっくりするくらいきれいです。

だから、例えば郷ノ浦の都市公園管理、これは弁天崎から亀川から元居、今宮公園、大谷、永田ダム公園の芝管理とか花壇管理とか植栽とか遊具施設、トイレも、こういうのも僕は、その地域の人たちの公民館とか地域団体が、これを今480万円あるんですか、年間、これも地域の人たちが公民館が3つぐらい、480万円ちゅうたらもう3つの公民館のこの運営費ぐらい、これだけで賄えるぐらいこれは仕事があるんですよ。だからもうできたら、ぜひこのこういった形のお金も、ぜひ地域の公民館とか老人会とかそういった形に委託して、どんどん地域のほうが自分たちで自分たちの地域を守ると、自分たちの地域で自分たちはやっていくというふうな方向で、ぜひやってもらいたいと思います。

それから、港湾については、もうぜひこれは統一的な委託費を出してください。

それから、トイレについても、同じようにもうこれは統一すべきです。もう旧町のままで委託費をそのままもう無条件にずっと計上するというのは、もう合併して8年になるとですから、もうそろそろこういうところから一本化していかないと、いつまで経っても行政がこういうことばっかりするから、合併して8年になるとに相変わらず何々町はどうなのこうなの、だれのどこのところがどうだろこうだろとか、そういうような話ばかりです。だから行政がこげんとは率先して統一していかにかいかんと私は思います。ということで市長の答弁をお願いします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 町田議員の今の御質問は、本当にそのとおりだと思っております。この問題につきましては、先ほど申されますように、教育委員会、あるいは市長部局、横断的でございますので、私のほうでそういったものは今言われました公園、トイレ、あるいはその港湾、そういったものがまだまだあると思います。それも含めまして統一した基準を出させます。

それから済みません、もう一つ。もう一つ、地域のことは地域でやるといういわゆる私が思っております市民力の力添え、そういったものについても、ぜひ参考にさせていただきたいと思っております。

議長（市山 繁君） 町田議員、ようございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第47号の質疑を終わります。

次に、議案第48号平成24年度吉岐市病院事業会計予算について、質疑を行います。質疑は

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） ありませんね。質疑がありませんので、これで議案第48号の質疑を終わります。

次に、議案第49号平成24年度壱岐市水道事業会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第49号の質疑を終わります。

以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより委員会付託を行います。議案第2号壱岐市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画の策定についてから議案第29号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更についてまで、議案第31号平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）から議案第38号平成23年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）についてまで、議案第40号平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算についてから議案第49号平成24年度壱岐市水道事業会計予算についてまで、46件をお手元に配付の議案付託表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りいたします。議案第30号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）及び議案第39号平成24年度壱岐市一般会計予算については、議長を除く19人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思いを。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号及び議案第39号については議長を除く19人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く19名を指名いたしたいと思いを。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く19名を予算特別委員に選任することに決定いたしました。

それでは、しばらく休憩をいたします。

午前11時24分休憩

.....

午前11時25分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の正・副委員長が決定しましたので御報告をいたします。予算特別委員長に、11番、豊坂敏文議員、副委員長に13番、鵜瀬和博議員に決定いたしましたので御報告をいたします。

日程第49・議案第50号

議長（市山 繁君） 次に、日程第49、議案第50号壱岐市ケーブルテレビ施設条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 本日提出の議案第50号につきましては、担当部長より説明をさせますのでよろしくお願いします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 浦企画振興部長。

〔企画振興部長（浦 哲郎君） 登壇〕

企画振興部長（浦 哲郎君） 議案第50号壱岐市ケーブルテレビ施設条例の一部改正について、御説明いたします。

壱岐市ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、壱岐市ケーブルテレビ施設使用料の前納及びこの場合の減額ができるものとし、加入者のサービス向上を図るため、所要の改正を行うものであります。

次のページをお開き願います。改正する条例案であります。

改正内容といたしましては、次のページ、資料の改正条例新旧対照表をお開き願います。第11条に第3項として「加入者は、当該年度において、納付期限内に使用料の前納ができるものとし、この場合にあつては、別に定めるところにより、使用料を減額できるものとする」を加えるものであります。

制度内容は、現行の月払い契約に加え、第3項で年払い契約をできるものとし、別に定める規則で、年払い契約者に対して減額をするものであります。

この年払い制度については、加入者からの要望も多く、指定管理者より制度的に行うという申し出があり、制度として設けるものであります。

減額をする使用料は、テレビ放送及びインターネットサービス使用料について、0.5カ月分

の減額を予定しております。なお、I P 電話使用料については対象外であります。

附則として、この条例は、平成24年4月1日から施行いたすものであります。

以上、議案第50号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔企画振興部長（浦 哲郎君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これから議案第50号壱岐市ケーブルテレビ施設条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、議案第50号に対する質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号壱岐市ケーブルテレビ施設条例の一部改正については、総務文教常任委員会のほうに付託をいたします。

・

議長（市山 繁君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は明日3月6日火曜日、午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさんでした。

午前11時29分散会

平成24年 梶 岐 市 議 会 定 例 会 2 月 第 2 回 会 議 録 (第 3 日)

議事日程 (第 3 号)

平成24年 3 月 6 日 午前10時0分開議

日程第 1 一般質問

- 4 番 町田 光浩 議員
- 1 番 久保田恒憲 議員
- 2 番 呼子 好 議員
- 1 3 番 鵜瀬 和博 議員

本日の会議に付した事件
(議事日程第 3 号に同じ)

出席議員 (18 名)

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 久保田恒憲君 | 2 番 呼子 好君 |
| 3 番 音嶋 正吾君 | 4 番 町田 光浩君 |
| 5 番 小金丸益明君 | 6 番 深見 義輝君 |
| 7 番 町田 正一君 | 8 番 今西 菊乃君 |
| 9 番 市山 和幸君 | 10番 田原 輝男君 |
| 11番 豊坂 敏文君 | 13番 鵜瀬 和博君 |
| 14番 榊原 伸君 | 15番 久間 進君 |
| 17番 瀬戸口和幸君 | 18番 牧永 護君 |
| 19番 中田 恭一君 | 20番 市山 繁君 |

欠席議員 (2 名)

- | | |
|------------|------------|
| 12番 中村出征雄君 | 16番 大久保洪昭君 |
|------------|------------|

欠 員 (な し)

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君 事務局次長 米村 和久君

事務局係長 吉井 弘二君 事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長兼病院部長	久田 賢一君
教育長	須藤 正人君	総務部長	眞鍋 陽晃君
企画振興部長	浦 哲郎君	市民部長	山内 達君
保健環境部長	山口 壽美君	建設部長	後藤 満雄君
農林水産部長	榊崎 文雄君	教育次長	堤 賢治君
消防本部消防長	松本 力君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	川原 裕喜君	病院管理課長	左野 健治君
会計管理者	宇野木眞智子君		

午前10時00分開議

議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

中村出征雄議員、大久保洪昭議員から欠席の届けがっております。

ただいまの出席議員は18名であり、定足数に達しております。

これより議事日程表第3号により本日の会議を開きます。

・

日程第1 一般質問

議長（市山 繁君） 日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。一般質問の時間は、質問、答弁を含め50分以内となっておりますので、よろしくお願いいたします。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いいたします。

それでは、質問順位に従い、4番、町田光浩議員の登壇をお願いいたします。

〔町田 光浩議員 一般質問席 登壇〕

議員（4番 町田 光浩君） おはようございます。今回一般質問トップバッターということでございます。白川市長も任期満了まであとわずかかというところまで来ております。先般ちょっと体調を崩されてちょっと心配をしていたところでもあります。本日の質問も穏やかに私は一発目でありますし進めていこうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私のほうから3点質問をさせていただきますが、前半の2点につきましては、県と絡む部分が非常に多々ございますので、答弁のほうも言えるところが限れてくるかとは思いますが、市長の考え方をお尋ねしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

1点目、モニタリングポストについてでございます。長崎県において、壱岐市内のほうに当初1基設置をされるということになっておりましたが、先日の市長行政報告の中でもう一基さらに追加される予定であるということが申されました。モニタリングポストの設置につきましては、昨年の東日本大震災を受けて、原発立地自治体の周辺の自治体においても、今早急に取り組みがなされているところであります。また、当壱岐市議会としても、この設置を強く要望してきた経緯もございますので、モニタリングポストが一体どういう形で設置され、どうなっていくのかということをお聞きしたいと思っております。また、この設置を強く要望してきた経緯もでございますので、モニタリングポストが一体どういう形で設置され、どうなっていくのかということをお聞きしたいと思っております。また、この設置を強く要望してきた経緯もでございますので、モニタリングポストが一体どういう形で設置され、どうなっていくのかということをお聞きしたいと思っております。

設置される予定のモニタリングポスト、これがいつどこに設置される予定なのか、また、モニタリングポストにおける測定値の把握はどこでだれがどのようなタイミングで行うのか、もう基本的なことです。詳細な協議がどこまでなされているかわかりませんので、現在わかっているところで、まだ決定していない部分については、その予定をお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（市山 繁君） 町田光浩議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） おはようございます。4番、町田光浩議員の御質問にお答えをいたします。モニタリングポストの件でございます。

かねてから国、県に要望いたしておりましたモニタリングポストの設置につきましては、長崎県が文部科学省の予算を活用いたしまして、県内に5カ所設置をするということが決まりました。長崎市、島原市、平戸市、松浦市、壱岐市の5市でございます。その設置場所でございますけれども、長崎県壱岐振興局敷地内に年度内に設置するというところでございます。その後、同じく文部科学省の予算によりまして1基の追加が決定されたところでございます。この予算につきましては、長崎県の補正予算に計上されることとなっております。繰越明許費により翌年度に設置が予定されております。したがって、4月以降ということとなります。なお、設置場所につきましてはまだ決定をいたしておりません。検討中ということでございます。

測定値につきましては、モニタリングポストとは空間の放射線量、ガンマ線でございますけれども、連続的に測定する装置でございます。設置されるモニタリングポストから、大村にある環境保健研究センターを経由して文部科学省に自動的に転送される仕組みとなっております。また、その数値につきましては、文部科学省及び長崎県のホームページで公開予定となっております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 町田光浩議員。

議員（４番 町田 光浩君） ありがとうございます。わかりました。もう一基は補正ということで4月以降ということ。これはほぼ決定と置いてよろしいわけですね。私が思うのが、これ県の防災計画の中にもあるんですが、緊急時モニタリングに関する平常時からの緊密な連携をとるといことがございます。今の市長の説明の中で大村から環境保健研究センターを通過して文科省へ直接測定値のほうが行くと、文科省からホームページ等で公開をされていくということなんですが、平常時にずっとそうやって追跡調査といいますか、測定値を常に監視するということはもちろん大切なんですが、問題は緊急時にどういう対応がなされるのか、市のほうへはどういったタイミングで連絡をいただけるのか、市がどうやってそれを把握していくのか。市のほうで、これ2番目にちょっとかかってくるんで、あとにちょっと回しますが、市のほうでもやはり離島という特殊なここは自治体でございます。しかも、玄海原発から距離は30キロ前後ではありますが、市長も以前から何回も言われているように遮へいするものがない。海だけしかないんです。その場合において、この放射線量の測定値の変化に迅速に対応する必要が生まれてくると思うんです。そういった場合に、連絡の俊敏性、対応の速さというのは非常に大きなポイントとなってくると思います。市長、その辺のところはどのようにお考え、もしくは市のほうへの緊急連絡の体制というのはどういうふうになっていくのか、そこを教えてください。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 今の御質問の件につきましては、議員おっしゃいましたように、次の項目でもお答えすると思っておりますけれども、基本的にはやはり防災計画に基づいたきっちりしたマニュアルというものをやっぱりつくらなきゃいけないと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 町田光浩議員。

議員（４番 町田 光浩君） それでは、ちょっと1番をこの辺にしまして、2項目めに質問を移らせていただきたいと思います。

地域防災計画についてお尋ねをいたします。県も地域防災計画、特に原子力発電災害についての見直しがおおむね固まりつつあります。もうほぼできていると言ってもいい状態になっていると思っております。

ただ、壱岐市にとって、県の計画、対応、それが不十分と思われる部分があった場合に、市独自でどういう考え方をしていくのか、方向性をどういったものに持っていくのか、計画の見直しにどういうスタンスで臨んでいくのかという今のお考えをお聞きしたいと思っております。

30キロ圏内、郷ノ浦、石田が壱岐市の場合入ってくるわけでございます。ここは、避難勧告の地域に、万が一有事のときに指定された場合、勝本、芦辺のほうに壱岐市住民は避難をすると

ということになるかと思えます。その場合、先ほども申し上げましたが、玄海原発から吉崎市まで遮へいするものはない。しかも、吉岐は非常に平らな島です。空気中を流れてきます。本当に郷ノ浦、石田から勝本、芦辺に避難しただけで大丈夫なのかというのは非常に疑問があります。もちろん素人考えではございますが、普通に素人が考えた場合、もうその場合は、全島避難を余儀なくされるのではないかと、一般の方はやっぱりそう思われると思うんです。そういう意味で県の想定が果たして正しいのかどうか。これはもう有事にならないとわからないんですけども、市長の考えとして、それをどういうふうに、県にひたすら要望していくのか、それとも市が独自で何らかの方針を示していくのか、そういった部分で市長の考え方をお聞かせください。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 2番目の質問、地域防災計画についてでございますけれども、県の計画の見直し案について、吉岐市にとって不十分と思われる点はどういうふうにカバーするのかという御質問でございます。

長崎県では、現在、地域防災計画を見直すまでの間における初動対応を円滑に進めるために、原子力災害対策暫定計画案を策定をいたしております。これまで4回の地域防災計画の見直し検討委員会が開催されているところでございますけれども、その中で暫定計画案はおおむね了承されている状況と聞いております。最終案は本年の6月ごろに開催の長崎県防災会議で決定されることになっております。なお、本市の地域防災計画につきましては、県の地域防災計画に即して見直しを進めることといたしております。

県の計画は、県全体の計画でありますから、議員の御指摘のように、それぞれの地域にすべて合致するものとは限りません。当然、その地域の実情に合った防災計画を策定しなければならないと思っているところでございます。

例えば、暫定計画案では、市内の30キロ圏内の住民は、30キロ圏外の市の北部、勝本町ということになりますけれども、避難することになっておりますけれども、30キロ圏外であれば安全だという保証はどこにもないわけございまして、県も異常時には、県からそういうことが速報されまして、放射線の飛散シミュレーションを直ちにすることになっております。

そこで、やはり先ほど申しますように、30キロ圏外であっても危険ということは間違いないわけございまして、議員御指摘のように、島外への避難も考慮に入れなければならないと考えているところでございます。

また、原子力以外でございますけれども、津波について申し上げますけれども、津波につきましては、県が実施したシミュレーションによりますと、本市には余り大きな津波は来ないとの予測でございますけれども、離島という特性でございます。やはり浸水予測にとどまらず、速やか

な避難対策を講じる必要があると考えておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 町田光浩議員。

議員（4番 町田 光浩君） 県の計画も、私の今の段階のものを読ませていただいたんですが、確かに30キロ圏内から圏外へたん避難をして、それでもなおという場合は、海上保安庁もしくは自衛隊に要請を図るようになるところまでは書いてあるんですが、そっからその時点から動き出されても、壱岐の場合、果たしてそれで間に合うのか。

また、今避難の方法とかタイミングとかということは、いろんなところで話が出ておりますが、もう一つ大事なのは、被ばく医療体制というのが果たして市内でとれるのかというのが非常に危惧をしております。例えば30キロ圏外への避難ということで、北部へ市民が避難した場合、全島避難まで行かないにしても、もしくは行けない場合、やはりそこに特殊な医療体制というものが必要になってきます。もちろん国、県の動きもあるんですが、果たしてそれを待っていて対応ができるのか非常に危惧をしております。被ばく医療体制の確保とか強化とか、もちろん新年度において、壱岐市の地域防災計画が立てられていくわけですから、その中で考えていかれるところではあると思うんですが、市長としては、そのあたりの取り組みをどのように持っていく方向性を今持っていらっしゃるのか、さきのことですから、ちょっと新年度のその防災計画に入っていくわけですから、はっきりしたことは答弁できないかもしれませんが、現時点でのお考えをお聞かせください。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 御指摘のように、島の北部に移動するということだけでは安全は確保できませんし、先ほど申されますように、海上保安庁とか、あるいは他の方法で島外に脱出ということも当然考えなければいけないわけです。

しかしながら、新聞等で皆様御存じだと思いますけど、糸島市が人口9,000人でございますけれども、福岡市にその受け入れを要請をいたしております。しかし、福岡市は、それは非常に厳しいという返事があるわけでございます。したがって、壱岐の3万島民が壱岐島を脱出してじゃあどこに受け入れてもらうのかといったこと、そういったことにつきましても、やはり早期に研究をしなきゃいかんという気持ちを持っております。

それから、被ばくの対策でございますけれども、50キロ圏内につきましては、安定ヨウ素剤を40歳以上の方に配布するということに決まっております。現在、壱岐市民病院に保管が、40歳以下の、丸剤、いわゆる粒剤でしょうけど、3万9,000丸、粉末で750人分、必要丸数は40歳未満の人口の3日分、1人当たり6丸ということございまして、40歳未満は

5,894人ということで、必要数は3万5,364丸でございます。3万9,000丸ございますから、余裕があるということになります。うち3歳未満が432名というところでございます。

この地域防災計画につきましては、手順と申しますか、修正の手順を申し上げますと、市の防災会議で修正方針を出しまして計画を修正いたします。それをもう一度防災会議に戻しまして、そこで成案をしていただくと。今回、議会基本条例の中で、この防災計画についても市議会の議決があるということが決定されておりますので、議会にその成案をお諮りするということになります。そして公表ということにあるところでございまして、議会の御意見についても十分拝聴したいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 町田光浩議員。

議員（4番 町田 光浩君） ぜひしっかりした地域防災計画を一緒につくっていったらと思います。

被ばく医療体制の件でヨウ素剤のことを市長答弁をしていただいたんですが、確かにヨウ素剤ちゃんと配備していただくようになっております。ただ、東日本大震災のときに、このヨウ素剤はほとんど生かされてません。今まで使ったことがない、実際にそれを服用した人も非常に少なかったというふうな報道もあっております。そういった部分を含めて、もちろんそういう事例がありますから、今後は各地域の防災計画の中には、そういったところもしっかりと体制を盛り込んでいかれると思いますし、壱岐市も当然盛り込んでいかれると思いますが、念を押して申し上げておきたいと思います。

それでは、3番目の項目に移らせていただきます。食育についてということで質問をいたします。

食育についてですが、学校教育の中では、もう早くからいろんな形で取り組みがなされてきております。ただ、保護者や地域の中では、この食育に関する意識というものが温度差が非常に大きいというふうに感じております。県もココロねっこ運動等をいろいろ展開をされまして、いろんな啓蒙活動、そして、浸透するような活動が行われてきております。ですから、子供たちや保護者もPTAの役員とか、そういった方は非常にこの食育に関して認識もございまして、意識を持っていらっしゃるんですが、やはりそうではない、周りの大人の人たちにまだまだそういった意識が浸透していないんじゃないかと感じることが最近増えてきているんです。ある程度、同じような状態であるのであれば、私も少しずつは浸透していくのかと思っていたんですが、あえてこの質問をすることにしたのは、最近、食育に関する意識が非常に低い方がどうも増えているような気がしてならない。その危機感をもって質問させていただくことにいたしました。

簡単に言えば、社会教育の中でももう少し取り組みをしていただけないのかと思ひまして、ちょ

っと社会教育課のほうにも1回お聞きしたんですが、社会教育の中で食育ということで取り組んだことが今までにありますかとお聞きしたところ、これといった取り組みはないと。学校教育の中、もしくは学校教育の延長の中では取り組みはされてきておりますが、まだまだ大人の方々の認識が低いように思われます。

実際、子供たちが幾ら食育に関する知識を学んだり、そういう意識を持ったりしても、家庭で御飯をつくるのは基本的にお母さんの仕事です。お父さんがつくられるところもあるでしょうけれども、その方々にそういう意識がなければ、幾ら子供たちがそういう意識を持っていても、全体的には変わっていかないんです。

先ほど申し上げました県の取り組みとして、平成13年からココロねっこ運動というのがされております。今年でもう10年になるかとしております。また、平成18年には、ココロねっこ運動の一環として重点メッセージというのが発表されました。6項目ございまして、その中に家族一緒に食事を大切にしましょうというのもちょうと入っております。食育に取り組まれたり、ココロねっこ運動に取り組まれている小学校とか中学校なんかでは、早寝・早起き・朝ごはんという言葉、これもう皆さんもちろん御存じだと思うんですが、このキャッチフレーズといいますが、その言葉で食育の一つの意識を高める運動として行ってこられてきています。

最初、私、早寝・早起き・朝ごはん、なんて当たり前のことをそんな言ってるんだと正直思っておりました。ところが、その当時いろいろお話を聞いて、全国の事例とかを聞きますと、ある学校の話でしたが、その学校では、朝ごはんを生徒に出している。耳を疑いましたが、何でそういうことになったかということ、生徒の大半が朝ごはんを食べずに登校してくる。授業にも集中できないということで、仕方なく学校で朝ごはんを準備するようになったと。そういう学校の話聞いたこともあります。まさか、壱岐でそんなことは起こらないだろうと思って、もう対岸の火事ではございませんが、半分人事のように考えておりました。

ところが、壱岐でも朝ごはんを食べない子が随分と増えてきているように最近感じております。これは、いろいろ家庭の事情等々ありますので、余り踏み入った話はできないんですけれども、やはり成長期の子供たちにとって食というものがいかに大事かというのは、これは細々説明しなくても、普通の大人の方はおわかりになられると思います。そういう意味で、ぜひまず第一段階として、市の社会教育の中で食育に対して取り組みをしていただけないかと思っております。そういう提案をさせていただきたいと思っております。教育長の答弁をお願いいたします。

議長（市山 繁君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 4番、町田光浩議員にお答えをいたします。議員申されますように、人生において、食べるということがすべての基本であります。現在、食育につきましては、壱岐

市、そして、学校現場が主になってやっておると理解をいたしております。社会教育課の取り組みといたしまして、あえて食育という名前は関してはおりませんけれども、公民館教室といたしまして、各種の料理教室を行っております。平成23年度でも郷土料理教室、地産地消料理教室、男の料理教室、夏休みファミリークッキングというふうなことをしております。

特に、社会教育課の夏休みファミリークッキングと申しますのは、島内の4町で1カ所場所を選定いたしましたの取り組みでございました。

学校現場での食育教育をいかに家庭に反映させるかということが町田議員の趣旨の御質問だと思います。学校現場での取り組みを家庭に浸透させるためには、家庭の方がまず学校現場、また各種の講座に参加をしていただきまして、実際に自分がつくる、食べるという経験をしていただくのが一番であろうかと思っております。社会教育課の今後の取り組みといたしまして、今までの公民館教室にとどまらず、学校現場での食育と壱岐市の取り組みのいかにそれを利用いたしまして、家庭に浸透させるかということに取り組んでいきたいと思っております。

ちなみに、壱岐市では食育推進計画を策定いたしております、各分野での食育を推進されております。この事業に教育委員会の社会教育課も協力をいただきまして、今までの公民館教室を運営をしております。

今後も、壱岐市の食育推進計画等々にのっとりまして、またそれを活用いたしまして、社会教育課の動きをさせていただきたいと思っております。

また、皆さん御存じのように、給食センターが完成をいたしております。この給食センターを活用しての食育ということも今後教育委員会といたしましては考えていかなければいけないことだと思っております。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 町田光浩議員。

議員（4番 町田 光浩君） ぜひ早急にいろんな取り組みをお願いしたいと思います。本当に子供たちが危ないです。大げさのように聞こえるとは思いますが、具体的なちょっと事例はちょっとここで申し上げるのをちょっと避けたいと思っておりますので、どういったことが起きているのかというのはお教えできないんですが、何らかの取り組みを早急にしないと、今後壱岐の宝である子供たちにとって、今はもちろん、将来までこれは響いてきます。成長して大人になった後まで響いてきますので、ぜひ早急な取り組みをお願いしたいと思います。

また、今教育長、給食センターを活用した取り組みが何かしていければというようなことを答弁の中で言われましたが、済みません、私ちょっと給食センターを活用した食育の推進というのがちょっとイメージできませんので、教育長が今イメージされているもので結構ですんで、教えていただきたいと思っております。

議長（市山 繁君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 町田光浩議員にお答えをいたします。

学校給食のすごさというのをまずあの現場で見たいというのが私の考えでございます。食べるということは、非常に日常的なことで軽く感じておられる階層が増えてきておられるというのが町田議員の御指摘の一つでございますので、できるだけ多くの吉岐の市民の方に給食センターの活動をまず見たいというのが私の趣旨でございます。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 町田光浩議員。

議員（４番 町田 光浩君） ぜひどういった形でもいいんで、市長がよく言われてましたスピード感を持って事に臨んでいただきたいと思います。

いろんな啓蒙活動とか運動をしかけていっていただきたいんですが、１つ、あえて肝に銘じていただきたいのは、率先して参加される方はもう十分に認知されてるんです。何をやってもそういうのになかなか参加していただけない、そういう方こそそういった認識を持っていただきたい人たちだと思いますので、そういった人たちが参加するような、参加できるような、取り込めるような、巻き込めるような、そういう啓蒙の仕方を、私もいろいろ考えていきたいと思ひますし、教育長初め、教育委員会、学校教育課、社会教育課、そして、行政のほうもいろんな角度から子供たちを守っていけるように知恵を絞っていただきたいと思ひます。ちょっと早うございますが、私の質問は以上で終わらせていただきます。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 先ほど安定ヨウ素剤の配布のことにつきまして発言をいたしましたけれども訂正をさせていただきたいと思ひます。配布をされる圏内は５０キロと申したようでございますけれども、３０キロ圏内の方に配布される。そして、その人口が吉岐では１万６、３９８人が対象の人口の中で、これまた４０歳以上と言ったような気がしますが、４０歳未満の方でございます、４０歳未満の人口が５、８９４人でございます。

それから、市民病院へ保管していると申しましたけれども、これにつきましても、３月中に、今月中に市民病院へ配布されるということに訂正をお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 町田議員、そういうことで。

議員（４番 町田 光浩君） 終わります。

〔町田 光浩議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって町田光浩議員の一般質問を終わります。

議長（市山 繁君） 次に、1番、久保田恒憲議員の登壇をお願いいたします。

〔久保田恒憲議員 一般質問席 登壇〕

議員（1番 久保田恒憲君） やはり休憩なかったですね。世の中ハプニングがつきものなので、それでは、私の一般質問に移りたいと思っております。今回は3点あるんですけど、まず第1点、障害者スポーツへの取り組みについてということで、平成26年、御存じのように長崎国体が開催されます。壱岐市では、女子のソフトボールと自転車ロードレースが行われますが、その年は長崎県で全国障害者スポーツ大会も開催されるようになっております。壱岐市において、この障害者数の把握とか、あるいは障害者スポーツへの取り組みとか、そういうものをなされているのであれば、まずそれをお聞きしたいというのが第1点でございます。

議長（市山 繁君） 久保田議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 1番、久保田恒憲議員の御質問にお答えをいたします。

障害者スポーツの取り組みについてということでございますが、現在の障害者の数、そして、スポーツ大会への取り組みはということでございます。壱岐市の障害者数は、平成23年3月31日現在で、身体障害者手帳を所持されておる方が1,936名、知的障害による療育手帳の所持者が284名、精神障害による保健福祉手帳の所持者が180名の合計2,400人でございます。障害をお持ちの方々が参加するスポーツ大会といたしましては、長崎県障害者スポーツ大会が、長崎県障害者スポーツ協会の主催によりまして、毎年長崎市あるいは諫早市で開催をされておりまして、壱岐市におきましても、選手団を結成して参加をいただいております。

選手、役員を含めた参加者数は、平成23年度は39名で、陸上、卓球、フライングディスク、ボウリング、ユニカールの5種目に参加をされているところでございます。各種目とも、視覚、聴覚、肢体、知的、精神など、障害部位等によって細かく出場種目も分かれております。市内における障害者スポーツの取り組みにつきましては、壱岐市身体障害者福祉協会主催によりますペタンク大会が毎年開催されておりまして、参加者の実績は毎年70名余りであります。平成23年度は、県より講師を招いてスポーツ講習会も実施をされておりまして、さらに、壱岐市身体障害者福祉協会の各支部につきましても、スポーツ大会またはレクレーション大会が開催をされておりまして、市といたしましては、こうした取り組みに対して補助金を交付して支援を行っているところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） まず、私も事前に少し市のほうに問い合わせをしたんですけど、障害者の方が今お話をされたように2,400名、私もその数の多さに少し驚いておるわけです。

なぜ私がこの質問をしたかといいますと、私が実は障害者スポーツの初級指導員というものを持ってまして、今回2月の4、5で長崎市において平成23年度の日本障害者スポーツ指導者協議会の九州ブロック研修会というものがありません。私も障害者スポーツにかかわる者として、今まで余り行ってなかったんですけど、今回、長崎がこの九州ブロックの会場を務めるということで、同じ長崎県民として障害者スポーツの資格を持っている者としてやはり参加ぐらいしたいが、いいんじゃないかと思って、忙しい中ちょっと参加をしたわけですけど、そこで、要するに国体の年に全国障害者スポーツ大会も開かれていると。御存じのように、オリンピックの年にはパラリンピックが開かれていると、こういう流れができていくということすら私自身が知らなかったんです。そういう中で、国民体育大会に関しては、壱岐市でも競技の誘致をしていると。障害者スポーツについて誘致をしるとか、そういうことではなくて、やはり私を含めて、現実の壱岐市の障害者の皆さんの状況というものも把握して、今後につなげていかなければいけないと私なりにちょっと思いましたので、今回のこの質問をさせていただいたわけです。

パラリンピックとか障害者スポーツ大会というのは当然競技であります。市長が言われたように、長崎県障害者スポーツ大会のほうにも、私は何年か前1回お手伝いに行ったことがあります。そのときに、やはり障害者スポーツ大会の運営の大変さもよくわかっていましたので、ただ、その後、五、六年か七、八年か忘れましたが、私自身の中からも少しそういう意識が遠のいていった中に今回のこのような機会がありましたので、行政のほうにもひとつ一石を投じさせていただいたわけであります。

競技スポーツじゃなくて、全国障害者スポーツ大会の目的があるんです、ちょっと読み上げさせていただきます。障害のある選手が障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とするという条項がありまして、やはり競技そのものを楽しむのではなくて、障害者の方のスポーツに対する認識を一般の人にもわかっていただきたいというのが目的であるということで、今披露させていただいたわけです。

この九州ブロック大会のときに、国体準備室のほうの長崎県の職員さんも来ておりましたので私自身も言いました。県はよく指導する指導するって言っているけど、離島に対するこの障害者スポーツの本来の普及、まず競技じゃなくて、障害者も一般の人と同じようにスポーツを楽しめるんだよという、そういう取り組みをしているかということをおの方に問い合わせをしましたけど、もちろん帰ってちょっと調べますぐらいのことで、多分市にも何の連絡も来てないんじゃないかと思いますが、そういうことよりも、私自身もそういうふうにして、障害者の方の数の多

さ、それから、やはり皆さんと同じように、楽しむことの機会は提供していくべきではないかと思って今回の質問をさせていただきました。ぜひ今後もペタンクも私駆り出されたことがあります、何かで。以前行われた長崎のウエスレヤン大学の内山教授という人が、その道に詳しくて、その人が壱岐に来られたときのお手伝いもさせていただきました。ただ、それ以後なかなかそういう情報も見ませんでしたし、今回のこういう件を機にもう一回かかわればなと思って質問させていただきましたので、もし今の私の発言について何か返答いただける部分がありましたらひとつお願いしたいと思います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 今久保田議員が仰せのように、この身体障害者の数をといたしますか、そういったものについて、一般の健常者の方も十分理解するというのが大きな目的であるということとはもうそのとおりだと思っております。障害者の大会だけではないんだということを改めて認識をしたところでございます。それにつきましては、県のスポーツ大会の中で、全国障害者スポーツ大会の実施種目もございますけども、壱岐市の選手のほとんどは全国大会へ出るというようなお気持ちはお持ちでない方がもうほとんどでございまして、前回のパラリンピックは4年に一度でございまして、全国大会は毎年行われておりまして、昨年の実績を申し上げますと、長崎県で31名の方が全国大会に出場なさっております。この全国大会出場者につきましては、希望者の中から県大会記録の上位者について選考会を開催して決定をされておるようでございます。現実には、特別支援学校等でクラブ活動をしておられる生徒さんや学校卒業直後の若い方々が出場をされておると聞いております。壱岐におきましては、より多くの障害者が参加しやすい、親しみやすいスポーツが好まれておりまして、いわゆる競技に対する取り組みには至っていないのが現実と思っておりますけれども、やはりこの障害者スポーツについては、先ほど言われますように、楽しむ、親しみやすいというようなことで、壱岐市におきましては、そういった意味から障害者の方が求めるスポーツ大会について支援をしていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） それでは、第1項は終わりました、第2項に移りたいと思っております。

中学校の武道必修化における選定種目とその選定経緯についてということで、御存じのように、24年度から中学校で武道の必修化が予定されております。4中学校でもう多分決めれたと思いますので、選定された種目と選定までのいきさつ、それから、採用された選定種目以外に検討された種目と、じゃあ、その選定に至らなかった理由と、そして、選定された種目はずっと続くの

か、1回選定してしまえばその種目を何十年も続けられるのか、その点を教育長にお尋ねしたいと思います。

議長（市山 繁君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 1番、久保田恒憲議員にお答えをいたします。

まず、中学校の武道必修化における選定種目と経緯について御答弁を申し上げます。

4中学校で選定されました種目は柔道でございます。選定までのいきさつについては2点ございます。まず、1点目は、選定作業、教育課程編成作業についてでございます。これは、壱岐市中学校教育課程編成委員会の中で保健体育担当教員の協議で作業に当たっております。2点目は、柔道を選定した理由でございますが、これまでの武道授業で柔道を取り上げておりまして、柔道を指導してきた経験者が多いこと、そして、柔道のための競技場であります畳などが学校にも整備をされていること、そして、用具類の経費が余りかからないことというのも選定の理由の一つに挙げておりますし、指導者に柔道の有段者が多いことなどが挙げられております。

これまでも柔道の指導時及び指導前後におきまして、指導者は安全面への細かな配慮を行い、生徒にも安全意識を高揚する指導を行ってまいりました。

2番目の選定種目以外に検討された種目と選定に至らなかった理由を申し上げます。選定種目以外に検討された種目は、文部科学省作成の中学校学習指導要領におきまして、武道の選択種目として挙げられております剣道と相撲でございます。選定に至らなかった理由は、用具類の経費がかかること、十分に研修を積んだ指導者が少なかったことを挙げております。なお、剣道につきましては、中学校3年生になりますと、希望者が履修できるように選択種目としての位置づけを行っております。

3番目に選定種目の実行期間でございます。24年度から開始をされます学習指導要領の改訂は、現時点ではいつになるかわかりません。それで、壱岐市の教育課程の編成作業は4年間単位で行っておりますので、今のところ4年間は続くという言い方にさせていただきたいと思っております。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） 今端的に答えていただいてありがとうございました。実は、御存じでしょうけど、この武道の必修化に向けては、武道各競技団体が文科省と綿密な打ち合せをして進めております。その武道は、日本武道館とか日本武道協議会という組織がありまして、日本武道協議会の中に柔道、剣道、相撲、弓道、空手、少林寺、合気道、薙刀、銃剣道という団体があります。この方たちが武道の必修化に向けて文科省と打ち合わせをしながら、武道必修化にこ

ぎつけたわけです。確かに、中学校の指導要綱には、柔道、剣道、相撲と書いてあります。なぜ柔道、剣道、相撲に原則としてと書いたというのは、多分力関係だけのことなんですけど、それをよくよく読んでいくと、本来は、柔道、剣道、相撲などなんです。最終的に、ただし地域事情においては、他の武道、例えば、薙刀であるとか、弓道であるとか、例えば私が行っている空手であるとかも選んでいいことになっているんです。それは、私は空手の専門家としてそういう流れは知っていますから、私自身は、学校教育課に武道必修化に向けて今選定されてますねって、じゃあ、私も参考資料として、全日本空手道連盟が出した中学校武道必修化に向けての資料をお渡ししております。よかったら参考にしてくださいよということでお渡しして、その後何の返事も無いから、今回じゃあこの一般質問の中で問い合わせをしたわけです。

今教育長が言われたように、選定種目に至らなかった競技の中ぐらいには入っているんじゃないかと思ったけど入ってない。ということは、当然別の剣道とかを検討された。それはそれでいいんです。ただ、その選定された中で、例えば、柔道を学んでいる人が多い。それから、安全対策も練っている。量があるから。じゃあ、教える側の都合だけじゃないです。自分たちがすぐに取り組みやすい競技だけをやったが一番楽だから、ほかにそういう選択肢があったとしても検討もしなかった。こういう判断をされたときにどういうふうにお答えになりますか、教育長。

議長（市山 繁君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 久保田議員にお答えをいたしたいと思います。文部科学省の武道の項目にあります柔道、剣道、相撲の検討をしたということでございまして、空手につきましての検討はいたしておりません。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） ですから、教育長のお答えはそこまでしか出てないというのが私は一つ問題だと思うんです。

例えば、私がちょっと一競技の愛好者として、空手もお願いしますよと言ったんだったらともかく、先ほど言いました武道団体の全日本空手道連盟の私は参加団体の壱岐市空手道連盟の長であります。それから、今までの活動もそこそこやってきております。参考資料もしっかりとした参考資料を、私がちょっと壱岐の学校にもアタックしたいんだけどって長崎県の空手道連盟の理事長に話したら、ああ、それはもうぜひやってくれということわざわざ送っていただいた資料を持っていったんです。しかし、それも全然何の役にも立ってない。このことが私は問題だと言ってるんです。

だから、そういう感覚自体が、武道の必修化というのは、例えば礼儀を重んじることとか、私

は武道が教えられたから礼儀が正しい子供たちが増えるとか、そういう短絡的な考えを持っておりません。ただ、少なくとも選ぶ人たちは礼儀を、礼儀かどうかわかりませんが、ちゃんとした、人間がちゃんとした書面とかじゃなくて、一応一つの意味としてお届けしたことを少しぐらいは考えてもいいんじゃないですかということをお話してるんです。ですから、そういう情報は学校教育課というのかな、全然あがってきてませんか、教育長。

議長（市山 繁君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 学校教育課からは久保田議員さんが課に来られてのお話を私のほうには伝え聞いております。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） それは、先ほど言いましたように、取るに足りないという判断を学校教育課がしたんだと思います。それは、今後の学校教育課と私、あるいは教育長の間で、少しいろんな面で話を進めていかざるを得ないというふうに思っております。取るに足らんというふうに判断されたかどうかというのは私の私見なんで、そうじゃない、いろんな教養のあらわれる方たちの組織なので、いろんなことがあったと思いますので、それは追って私なりに問い合わせ等させていただきたいと思っております。

私がお伝えしたかったのは、武道教育というものはそういう流れがあって、そういうことで必修化になったんだよと、そういうことをまずお伝えをしています。それと、例えば競技人口を調査するとか、習うものの視点に立った選定はされてないと、無難なところで決められたととられてもおかしくない選定方法をやっていると。それは、やはりそれでいいのだろうかという問題提起だけをさせていただいて、この2項は終わりたいと思います。

それでは、続いて3番、国境周辺離島としての存在価値を認識し、国民の祝日に日の丸を掲げる取り組みをぜひ行っていただきたいという提案です。日本の面積は世界で60番目だそうです。しかし、領海を含む排他的経済水域、もう御存じだと思いますけど、自分の経済活動ができる国際海洋法上認められたとにかく水域、これが重要らしいんです。排他的経済水域は、世界でも6番目に広いと。ということは、漁業を初め、最近話題のメタンハイグレードなど、我が国にとって重要な海洋資源が確保できる、それだけの広さがあり重要であるということです。この広大な水域は、この吉岐とか対馬とか、要するに離島でもって水域の確保ができています。これは市長もよく言われてます。じゃあ、その離島に住む私たちは、離島の存在価値が何なのかと考えたときに、もちろん税収も少ないです。しかし、国の恩恵はそれなりに預かっていると。じゃあ、私たちの存在、離島の存在価値は、そういう使うだけかと、そうじゃないと、日本のこの排他的経

済水域を含む我が国の資源のもとには離島があるからこそ排他的経済水域が広がっているんで、だから、我々はそれだけで存在価値があるんだという認識に私も至っているわけです。じゃあ、その離島に住む住民がやはりどういうことで、そういう意識を見せるかということ、やはり祝日には国旗を揚げるとか、対馬が何か韓国のとかいろいろ言われてまして、そういうことがないように、ほかの国に、我々は、この市民は、そういうとこだよというような意識を見せるためにも、国民の祝日ぐらいには国旗を掲げる運動を呼びかけようではありませんかと。それだけじゃなくて、市長は何か副会長とかかれて、全国離島何とか、そしたら、そこでこそ呼びかけたらどうかというのが今回の私の質問兼提案なわけです。

これだけじゃあ、何か右翼か何かとか思われたら困りますので、外国の学校における国旗、国歌、歌の取り扱いというのをインターネットでちょっと調べてみました。国歌は置いておきます。国旗の掲揚について、アメリカ合衆国、連邦法により学校の校舎を含む公的機関の主要建物等に国旗を掲揚することが規定されている。イギリスは規定はありません。フランス、法令はないが公立学校を含むすべての公的機関で掲揚されている。ドイツ、官公庁等は掲揚義務あり、イタリア、公立学校では、正面入り口上部に掲揚されている。祭日等に公共建物で掲揚。ロシア、義務づけた法令はないが、入学式の何とかで学校に掲揚されている。これ今学校におけるのが公共機関です。中国、もうこれはわかりますよね、当然。韓国、国、地方自治体は年間を通じ掲揚の義務がある、学校も年間を通じ掲揚しなければならない、こういうふうになってます。外国がどうのだからじゃなくて、やはり外国における国旗の重要性、国旗掲揚の意識の高さというものを一応お知らせしているわけです。

ちょっと長くなりますけど、実はこの質問は私1年前に議会の建国記念の日の取り組みで、教育長に学校はどのような取り組みをしているかということをお話しました。実は、12月天皇誕生日の日に市民から電話がありまして、市役所に国旗が揚がってないよと。振興局、盈科小学校に掲がっているけど、郷ノ浦庁舎に掲がってない。どういうことですかと言われたんですけど、わかりましたってすぐ行きました。揚がってません。だから、揚げた方がいいんじゃないのとすぐ当番の職員が揚げてくれました。ほかの3支所大丈夫というたらすぐ問い合わせをされました。そのことは伝わってますか、まずそっから答えていただきたいと思います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 久保田恒憲議員の3番目の御質問でございます。国境周辺の離島として存在価値を認識し、国民の祝日に日の丸を掲げる取り組みを行うべきだということでございます。日本は世界有数の海洋大国でございます。先ほど申されますように、447万平方キロと言われる排他的経済水域を有しております、世界6位と言われておるところでございますけれども、

この排他的経済水域は、離島の存在によりまして、その50%が離島の存在によって確保されていると及んでいるところでございます。その海洋大国という位置づけは、離島の存在なくしてはあり得ません。魚介類を初めとする海洋資源、先ほど申されましたメタンハイグレードあるいはレアアースなどの海底資源は日本にとって大変貴重でありまして重要でございます。五島、壱岐対馬を初め、国境付近に位置する離島は、密漁、密航防止を初め、監視船の役割をも果たしておりまして、国防上極めて重要な存在であることは議員御承知のとおりであります。

また、本市と対馬市の間の対馬海峡には、公海部分、いわゆる公の海の部分がございまして、日本海と東シナ海を結ぶ海峡でございます。かつて東西冷戦時代では、旧ソ連太平洋艦隊の艦船が頻繁に航行いたしておりましたし、現在でも時折ロシア海軍と中国海軍の艦船や潜水艦が航行しているということも聞いております。こういうことから、壱岐市は国境離島であると認識をしておるところでございまして、昨年9月には国に対しまして、県知事、県議会議長、県離島振興協議会長、これは、今現在私が会長を務めております。県離島振興市町村議会議長会会長連名で、新たな離島振興法に関する意見書を提出をいたしました。国境離島に対する強力な支援等について要望をいたしております。

このようなことから、私は、国が国境離島の役割を認識して、国境離島に対してそれなりの施策を講じることが先決だと私は思っている次第でございます。

そこで初めてそういう施策が講じられましたならば、我々国境離島住民が国を守っているんだという誇りが生まれまして、みずから国旗を掲揚しようという気持ちが生まれると思っております。

ですから、現時点で、国境離島であるから、義務として云々ということにはならないと私は思っているところであります。

しかしながら、行政機関として国旗を掲揚することは当然のことでありまして、本市におきましては、国旗及び国歌に関する法律に基づき、平日及び祝日には国旗を掲揚しておるところであります。一般市民あるいは他の離島に対して国旗の掲揚を呼びかけるべきだということにつきましては、国歌斉唱もそうでございますけれども、これは、人によっていろいろな見解が存在しておりますので、十分に配慮した取り扱いが必要だと思っているところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） だから、国旗を掲揚してないことを指摘されたというのは、市の幹部のほうにはそういう情報は伝わっていたんですかということをお聞きしたいと思います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 1年前にそういうことがあったという御指摘でございます。もしそういうことがあったとしたならば、これは、大変申しわけないことであったと思っています。公の施設でそういうことがあったということでありましたら、大変申しわけないことだと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） だから、私は1年前に建国記念の日の取り組みとしてどういうことをやっているのかと教育長にお尋ねして、そのときに市長のほうも、やはり旗は個人の考えだということを言われました。

ただ、本当にそのことをみんなが、例えば一般質問なり何かで聞いていたり、意識があれば、先ほど行ったら国旗が揚がってなかったのは年末、12月の天皇誕生日ですから、そういう危機意識があったとしたら、そういう郷ノ浦本庁に揚がらないということ自体もまずおかしんです。私はそれは仕方ないと思うんです、忘れることもあって、そしたら、次の建国記念の日に、全部揚がっているか、揚がってないんです。揚がってない支所、揚がってない小学校か学校、あるから今ここで言ってるんです。それをまたいちいちどこ支所が揚がってなかったよ、どこ小学校が揚がってなかったということは言いません。ただ、そういうせっかく私が1年前に行った一般質問が、そういう結果を見ると軽くなされているとしか思えないんです。それでいいのかということです。

市長が言われるように、国旗は国が何か手当てしてから我々は、僕はそれは逆だと思います。私たちは、これだけのことをやってますよ、だから国もちゃんとしてくださいよと言うんだったら説得力がありますけど、私たちの立場を理解して国もどうかしれくれよ。そしたら、我々も、それは絶対に逆です。だから、そういう考えがあるから、要するに、ちょっと厳しいことといえば、市の職員とか学校の先生たちにも、そういう発想は芽生えないんです。

例えば、私たち企業人としてあるとき、NTTに勤めたときに、何かお客さんから苦情があった、何かあった、それは必ず平なら平が受けて上司に伝えて幹部会で話します。そして、いつこういうことがあった、お客様からこういう苦情をいただいたと。だから、次に向けて注意しましょうよというのは、当たり前なんです。たった4支所でしょう、何百人いるか知りませんが、その人がこういう私も単なるおいちゃんというような立場で見られたのか知りませんが、少なくとも市民の代表である私が、市民の情報で揚げてくれよって言ってきて揚げただけで終わらせるのかということです。またおんなじような質問を、私はまた1年後にせにゃいかんのかということです。

学校の取り組みも、私も聞きました、子供たちに。私道場やっていますから、小学生結構来てますから、先生から聞いた、聞いたっていう子もいます。すごいその先生は。聞いてません、おお、そうか、だれだその先生はということはメモはしませんけど、ぜひ教育長、今の私の1年前と、それから今の市長のあれもそうですけど、学校での国旗の掲揚も含めて、その後何か指導されました。1年をこうやって言われたと一般質問で、だから、いろんな取り組みをしているだろうけど、国旗ぐらいは忘れないように掲げてくれよというような指導されましたか、ちょっとそれ教育長お願いします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 教育長の指名でございますけども、その前に今久保田議員がおっしゃったことについて申し上げたいと思います。

まず、公の施設で国旗を祝日に掲げていないということにつきましては、やはり休日、もちろん祝日って休日でありますから、学校のほうはどういう取り扱いをしているかということは教育長のほうにお答えを願いたいと思いますけれども、それ以外の庁舎等について、そういうことがよございましたということでもありますならば、これについては本当に申しわけないと思っております。そういうことは決してないようにさせます。

それから、国境離島に対してこれをしてくれればこうするよという、そういう意味では申し上げておりません。今度、国境離島新法が制定されることがほぼ確実になっておりますけれども、その中でも、私は壱岐が国境離島なのかという議論もございます。そういった中で、やはりそうではなくて、やはり機運を盛り上げるためには、国境離島という機運を盛り上げる、誇りを持つ、そういった意味でぜひそういう国境離島新法について壱岐も入れてほしい、そしてまた、そういった施策を講じてほしいという、そういう気持ちで申し上げたことございまして、もしそういうふうな御理解をされておるんでありましたら、ぜひ趣旨が違うんだということで御理解いただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 1番、久保田恒憲議員にお答えをいたします。国旗掲揚につきましては、学校教育課を通じまして、各小中学校に話をさせていただいております。しかし、議員が申し上げますように、小学校で揚がっていなかったという事実があるようでございます。このことにつきましては、愕然とするところでございますが、今後は、私の言葉で直接校長に伝えたいと思います。その機会は、月に1回定例校長会というのがありますので、その席で私から話を

させていただきたいと思っております。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） ぜひこれも危機意識なんです。やはりトップも、それから、そうじゃない人たちも共通の認識を持つということは当然必要なので、ぜひ今教育長が言われたこと、それから、市長の指導力に期待をするわけです。

全国に先駆けて何か言いづらいと言われましたけど、私はもう市長にはぜひ全国に先駆けて呼びかけぐらいは何かでももらいたいと思うんです。そしたら目立ちますから、たたかれるかもしれないんですけど、何かたたかれるのもひとつ宣伝にはなるのかなという、ちょっとこれは私だけの私見ですけど、インターネットで調べてたんです。どっかにやっているところはないかなと思って、国旗掲揚、そしたらありました。橋下市長がいろいろやったんですけど、お隣の尼崎市議会が今公共施設に日の丸の掲揚を義務づける条例案を提出しています。すごいですよね。3月23日採決されるようなんですけど、こういうふうに議会がやったり、あるいは市長がちょっとアドバルーンじゃないですけど、私は壱岐も何かそういうことを離島の中でどうですか、皆さんの呼びかけぐらいしてもいいんじゃないかなと思うんです。それがもし社会的にすごいインパクトを与えたとしたら、私はそれで壱岐の宣伝になっていいんじゃないかと思うんですけど、何かやはりこれは冒険過ぎるんですか、市長。壱岐では、こういう呼びかけをしていますが、全国離島何とかの皆さん一緒にやりましょうよというような発言をするのがやはり冒険過ぎるんですか、ちょっとその点を市長にお尋ねしたいと思います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） その問題につきましては、冒険とかパフォーマンスとか壱岐が有名になるとか、そういったことではございませんで、私の心情として、そこまでやるべきでないと思っている次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） わかりました。ただ、私が言ったのは、パフォーマンスとか目立つとかいうのはついてきたものだけで、本当の真意は、本当に腹の底からそうあるべきだと思っているから提案をしたんです。結果として、そういうふうになるかもしれないと。しかし、それも自分が本当に思っていることだったらいいじゃないかということなんです。そういうことです。

私が今回、このように障害者スポーツ、それから、中学校の武道必修化で離島の日の丸をつなげていったのは、やはり日本国民の伝統とか文化、そういうものを考えつつ、当然ハンディのあ

る人への優しさも持って、開かれた武道教育の選択をされて、日本国民ここにありというような、そういう一つの流れで今回の一般質問させていただきました。私たちも、そういうつもりでこういう仕事を日々こなしているつもりですから、ぜひこの一般質問における私たち議員の発言は、個々のもちろんこうしてお話をしてる幹部の方だけじゃなくて、もしこういうのを当然聞かれていますと思いますけど、そういう一般の人、それから、市民の人たちとも共通認識でありたいということで、こういう発言をしているわけです。ですから、同じような発言をまた来年とか、あるいは次の議会でもしたくありませんから、やはり一つの市民としての基本的な位置というか、スタンスがベースを置いて少しでも前進していきたいと思うので、こういう質問をさせていただきます。真摯に受けとめていただいて、それぞれの分野で一生懸命取り組んでいただきたいと思えます。

もし教育長、市長、何か御意見がありましたら、それを拝聴しまして終わりたいと思いますが。議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 議員おっしゃいますように、心底思っ行動するという事です。先ほど言いますように、私は、公の施設については、先ほど言いますように、これはもうしなやかいかんと思ってます。ただ、一般の方々にそのことをある意味市長が言えば強制的なことになります。そういったことをそれぞれが人によっていろんな解釈がございます。国旗あるいは国歌については裁判も行われているようなこともございます。そういった中で、首長としてそのことに市民に対して旗をふるということには私は心底そういう気持ちにはならないということをお願いしております。久保田議員におかれましては、愛国心あふれた方でございます。十分わかります。それぞれの立場でそれぞれ頑張っていきたいと思ってます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 学校では国旗掲揚という形とともに、教育活動全体を通しまして、児童生徒の発達段階に応じました郷土を愛する心、国を愛する心を育てているところであります。今後もこのことは継続をまいります。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） 私は愛国心にあふれている人間だと、自分自身はそんなに思いません。ただ、それが、先ほど言いましたようにベースだと思ってるんです。そこからスタートすべきだと思ってるんです。ですから、例えば、納税の義務があって、納税をしてそこから権利

を主張する、それが私は、それが一番の基本だと思っておりますので、じゃあ、離島市民として、あるいは広くいえば日本国民としてどうあるべきかということで今発言をしております。市長が言われたように、市長という立場で呼びかけることが非常に難しいということであれば、ぜひこの一般質問の話などを職員かなんかでミーティングでもしていただければ、何名かの市の職員あるいは学校の先生たちが、おお、それもそうだなと思ってくれる人たちが動き出していただければ一番いいじゃないかと思います。あるいはいつということ、いろいろたくさんであれば、それはそれでまたそこから一步前進することがあるかもしれませんが、とにかく今回の質問は、私は市民としてこれからスタートだよということが大前提で発言をさせていただきました。

以上で終わります。

〔久保田恒憲議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって久保田恒憲議員の一般質問を終わります。

.....
議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を 11 時 35 分といたします。

午前11時24分休憩

.....
午前11時35分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、2番、呼子好議員の登壇をお願いします。

〔呼子 好議員 一般質問席 登壇〕

議員（2番 呼子 好君） 今日は午前中3名でございまして、少し12時をすぎるかなと思っておりますが、御理解願いたいというふうに思っています。

今日は私のほうから3点ほど私の提案といえますか、市長の考えを含めて提案申し上げたいというふうに思っています。

まず、一般廃棄物処理の施設の運営についてということで大きく出しておりますが、今回の一般廃棄物の処理施設は、ごみ焼却場、そして、リサイクルセンター、最終処分場、污泥処理センターということで、総事業費が49億円を投じまして完成をいたしました。15日には竣工式が行われ稼働するわけでございますが、一部ごみ焼却施設、リサイクルセンターは、1月より試験運転を行っておりますが、私は、新一般廃棄物処理施設での新しい雇用は生まれておるわけでございますが、現在の郷ノ浦、勝本の焼却場の施設、そして、壱岐環境管理組合の従業員の雇用が3月で切れるということで大変心配をいたしております。

私はこの施設の雇用の問題だけではなくて、壱岐全体の雇用の問題だと思っております。壱岐

で働きたい、働く場所がない、切実な願いが出ております。この2年間は緊急雇用対策事業で一時的には短期間でありましたが雇用の確保ができましたが、今年度は厳しい雇用対策事業のようです。市長の見解をお伺いしたいと思います。

一方、壱岐環境管理組合の収集業務の収集車の整備につきましては、業者との話し合い、協議ができたと聞いておりますがお伺いをいたしたいと思います。

2点目に一般廃棄物と産業廃棄物の仕分けについてであります。特に魚の残渣の処理の件につきましては、一般廃棄物と産業廃棄物の仕分けが魚の処理の段階、過程で異なるところがありますが、平成元年、郷ノ浦町が企業誘致で魚の加工業者を誘致いたしました。それまでは、民間の業者は、焼却場で魚の残渣を処理しておりましたが、その利用が膨大になり、当時焼却場での処理は難しくなりました。

郷ノ浦町が平成3年に冷凍施設をつくり、当時18名の民間業者でその加工組合の運営をしておりましたが、現在では、一部廃業された方もおられまして、郷ノ浦漁協含めて8名で運営をされております。現在、この産業廃棄物で扱っておる特定地域の方が産業廃棄物として処理されておるということで、不公平感が出ておるという話も聞いております。焼却場の維持あるいは燃費、二酸化炭素の排出量等問題があり、指導する必要があるのではないかとこのように思っております。

3点目に、生ごみ、そして、魚の残渣の堆肥化であります。生ごみ、魚の残渣を活用した有機堆肥を作出し、その堆肥を農地に還元し作物野菜を育てる有機栽培循環型社会の実現であります。以前、生ごみ減量による燃料処分費の削減、一酸化炭素の排出量の削減等を考慮したEM菌とか、あるいは土着菌とか酵素菌とか活用してごみ処理の低減化に普及を図ったわけですが、現在では一部の方が使用されてありますが、再度環境に優しい有機肥料に挑戦し、壱岐の島を有機栽培の島として考えておりますが、市長の見解をお伺いしたいと思います。

この魚残渣等の有機物についてのいろいろな全国各地で循環型社会の形成なり、有機肥料、飼料、バイオ燃料の創成事業が自治体で取り組んでありますので、若干失礼でございますが、私のほうから御紹介をしたいと思っております。

九州では、延岡市がやっております循環型社会の構築に向けたまちづくりという形でやっておりますが、ここは3つの施設を持っておりまして、有機肥料センター、家畜の排せつ物、そして、食品残渣、そして、魚の残渣を肥料化しておるとい、そういう施設をこの延岡は1つ持っております。

2つ目は、ごみの焼却場でございますが、ここでごみの焼却をして、それを発電量を出しておるとい、2,500キロワットここで発電を出しておる、そういう事業もしておりますし、もう一つは、下水処理の汚泥の関係でございますが、汚泥を利用してメタンガスを出して、

ここで250キロワットぐらいの発電を出しておるということで、それを延岡市が取り組んでおるといふ、そういう循環型の社会を形成しておるといふのもございます。

特に、残渣につきましては、発生量すべてが有効利用されているということで、今後もこの魚残渣につきましては、肥料化、飼料化を有効に推進していこうという、そういうことで延岡はやっておりますし、市内の商店街のそういう魚市場、そういうのを集積しまして、有機肥料センターをつくっておるといふ、そういうことも延岡市は取り組んでおるところでございます。

一方、富山県の会社でございますが、会社はこの魚の水産加工の残渣を利用しまして、ペレット化をして犬の飼料とか、そういうのをつくっておる、そういう事例も出ておりました。

それと、お隣の佐賀の唐津でございますが、唐津につきましても、バイオマスの有効活用という形で下水の汚泥、そして松葉や魚の処理で残渣でバイオマスタンを循環させておると、そういうことが出ておまして、ここでは、食用油のディーゼル燃料として再利用するという、そういうことが唐津でも行われておるといふ状況がございますので、こういう先進的な事例がたくさん出ております。

実は、昨日、農業新聞に、ここに私持ってきておりますが、食品残渣を無機肥料、微生物使い半日で堆肥化と、そういうものが農協の研究で出ておまして、微生物でこういうのを分解してつくるんだという、そういうのが出ておりましたので、こういうのにかけて、私は壱岐はやっぱりそういう中での循環型社会の中で堆肥化とか肥料化とか、そういうのを検討する、そういうことを今後処理施設、一般廃棄物処理施設の中でもできないではないか、できるだろうというふうには思ってますから、これ等についての市長の考え方をお願いしたいと思っております。

議長（市山 繁君） 呼子議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 呼子好議員の御質問にお答えをいたします。

一般廃棄物処理施設の運営について、まず第1点が、現在の壱岐市環境管理組合の雇用人、あるいは車両等の処遇はということでございます。壱岐市の廃棄物処理及び収集業務の委託業者の方々につきましては、これは、この壱岐市の一般廃棄物処理施設計画の中で立地をされる、そのときに新しい雇用は現地の方を雇用するというお約束が平成17年に決定をされておったと聞いておるところでありまして、企業の方が郷ノ浦町あるいは勝本町のごみ焼却場等には、そういう会社が入っておったわけでございますけれども、その平成17年時点で直営にするというお約束のもとにこの一般廃棄物処理施設の立地が決まったと、私はそのように認識をいたしておるところであります。そういうことがございまして、委託業者の方々へは、事前に平成23年度末をもって廃止をいたしますから、自社にて雇用対策をお願いいたしますということを申し上げておったところでございます。

そういうことで、今回委託業者の方々の中で失業者が出てしまうということは現実でございます。そういった方々につきまして、市としてその方々を全部フォローアップするということは非常に困難なことでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

収集用車両につきましては、吉岐市環境社が現在利用しております車両の中でパッカー車2台、2トントラック1台を買い上げてほしいという要望がございました。車両の耐用年数によりまして減価償却をした上で適正価格で買い取りをするということにいたしました。協議の合意ができたところでございまして、吉岐市環境管理組合での収集車両として利用するため、平成24年度に購入費用を予算化をいたしております。

そして、その中で先ほどの雇用対策についてでございますけれども、日本全体が本当に仕事がなく空洞化をしている状況でございます。そういった中でももちろん吉岐も例外ではございませんで、非常に有効求人倍率が低いという状況でございます。行政報告で申し上げましたけれども、平成24年度におきましては、観光施設整備事業、吉岐市不法投棄回収パトロール事業、原の辻遺跡公園管理運営事業など、市単独事業を実施をいたしますとともに、国、県の施策に注視し、各種雇用創出事業を展開してまいります。この市単独事業につきましては、議員御指摘の緊急雇用対策が終わりまして、それを100%引き継ぐというわけにはまいりません。激変緩和という意味で、こういう市単独の予算を組んだところでございます。

企業誘致の推進でございますけれども、株式会社マツオのように離島というハンディの中、業績を好調に伸ばす企業があることから、今後も既に誘致している企業に対するフォローアップと光通信環境のもと、IT情報関連企業を中心に県と連携して企業誘致に努めてまいります。場所といたしましては、中学校統廃合による校舎等の空きもございまして、そういったところを利用して提供するというふうなことで情報発信をしていきたいと思っております。

ただ、誘致企業の中で、御存じのようにランドコンピューター破綻をいたしまして吉岐から撤退をいたしました。そういったところの原因もやはり分析しなければいかんのかなと思っております。

次に、一般廃棄物と産業廃棄物のすみ分けはということでございます。御存じのように、産業廃棄物は、発生する産業や性状によりまして区分をされております。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行令に規定されておまして、事業活動に伴い発生した廃棄物のうち、20種類が産業廃棄物ということに指定をされております。一般廃棄物は産業廃棄物に該当しないものとされておるところでございまして、先ほど言われますように、魚の残渣につきましては、加工業者が出した分は、産業廃棄物だと。しかし、一般家庭あるいは商店の売れ残りといった、そういったものについては、一般廃棄物ということになるわけでございます。

したがって、一般廃棄物については、市町村が処理をするということでございますから、

なかなか例えば、消費段階から発生する家庭からのものと、一般飲食店から出るもの、いわゆる一般飲食店から出るもの等々、あるいはストアなどから出るものについては営業じゃないかという、そういった感覚もございますけれども、加工その発生する段階でのことございまして、魚の加工残渣につきましては、やはり加工をするその業者が原料として使用した動物に係る固形状の不用物、それが産業廃棄物になるということになっておりまして、この産業廃棄物につきましては、事業者が処理することを義務づけられておるところでございます。

次に、その魚の加工残渣等を利用して循環型社会、そしてまた、堆肥等々にして有機栽培での農業振興等々はどうかということでございます。一般廃棄物の生ごみにつきましては、勝本町の自給肥料供給センターにおいて、畜尿及び焼酎かすとあわせて、液体肥料として農地還元する計画でございまして、平成23年度から進めているところでございます。平成24年度当初予算におきまして、生ごみの前処理施設の設計委託費を計上しているところでございます。食料品の製造業における魚の加工残渣は、産業廃棄物であるとともに、牛糞堆肥とは性状が大きく違っておりまして、また、この加工残渣につきましては時期的に多く出るとき、少なく出るとき等もでございます。堆肥中の肥料成分が大きく変動することが予想されます。

今壱岐としては、先ほど申しますように、液肥として生ごみをするということにしておりますから、この魚の残渣につきましても液肥ということに進んでいくかと思っておりますけれども、産業廃棄物の部分につきましては、自己で処理をするということでございます。市、町で処理をするとなりますと、それは焼酎かすのように原料としてとらえたときに処理ができるということでございまして、御存じのように、焼酎かすは対価を払ってもらって処理をすると、原料として対価を払っていただいて処理するというようにいたしております。

したがって、先ほどから申されますように、延岡市の例等々会社がやっているもの、それについては、持ち込み費用が幾らなのかということが、やはりこれは調査も要るでしょうし、無償で持って行って会社が処理してくれるということはありません。したがって、その処理をする、あるいは堆肥化するにいたしましても、費用対効果というものをやはり検証しなければ、堆肥でできるよ、液肥でできるよということにならないと思っております。

また、先ほど申しますように、液肥あるいは堆肥として出すときは、必ず成分調査をしなければいけませんし、安定した成分の確保ができるかということもでございます。実は、焼酎かすを今回勝本町の自給肥料供給センターでつくります。それにつきましても少し心配をいたしております。焼酎かすは非常に肥料の成分が高いということもございまして、その辺の調整がどういふふうになるかなということも心配しておりますけれども、それにつきましては、ある一定の枠の中におさめて液肥を供給するというようにしておるわけでございます。

ただ、議員おっしゃいますように、循環型社会をやると、そういった方向で進むということについては、いささかも異論のあるところではございません。ぜひ産業廃棄物部分につきましても、原料としてとれるようなシステムができればなと思っているところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） 一番最初の雇用の関係でございしますが、今回先ほど言いますように、郷ノ浦、勝本環境組合の人員がかなりの人数の方が3月で職を辞するわけでございしますから、先ほど言いますような、ほかの雇用とあわせて雇用対策をぜひ市長にお願いをしたいなというふうに思っております。

それから、産廃の仕分け、すみ分けでございしますが、これにつきましては、市長が言われますように、産廃については自分たちで責任を持ってやるんだという、そういうことは当然でございしますが、壱岐におきましては、業者でも一般廃棄物で出しておるとい、そういう不公平感があるというのがやっぱり根底にあるようでございしますから、それについては、ぜひ指導をお願いをしたいなというふうに思っております。

それから、魚の加工残渣なり、そういう有機堆肥の社会の循環型でございしますが、これにつきましても、ほかの自治体がやっておるわけでございしますが、これをやっぱり研究して、先ほど言いますように微生物で堆肥化できるという、そういうのが出ておりますから、こういうのをやっぱり率先して職員を研修させて、壱岐の島は有機栽培でやっているんだと、そういうイメージで観光、環境からも、そういうことでぜひ検討をお願いしたいなというふうに思っております。

それでは、ちょっと時間もあれですから、2点目に入りたいと思っておりますが、2点目は、長崎国体の準備室の体制にということで考えております。

先ほど同僚議員からも話があつておりますように、26年の69回の国体が長崎県で開催されます。これは、国の開催でございまして、壱岐でもソフトボールの女子の部、自転車ロードレース競技が開催されます。

我々は、市民は大いに歓迎をし、また、大会の成功に向けて努力しなければいけないというふうに思っておりますが、そこで、私は国体準備室の事務局の見直しが必要ではないかというふうに思っております。

現在、国体準備室は教育長の管轄でなっております。市長部局の連携を少し懸念をしておるわけですが、市長とのパイプが遠いというのではないかと。この際、市長部局に改めて、名称も準備室じゃなくて、国体室とかあるいは国体の推進室とかに改めて、人員の増員とあわせて、事務所も現在旧福祉事務所が空いております。あそこの福祉事務所の跡地に移転をして、壱岐の開催の意気込みを示す必要があるんじゃないかというふうに思っております。特に、来年

25年はリハーサル大会が開催されるために、今年度大谷公園ソフトボールの専用球場及び芦辺ふれあいグラウンドのソフトボールの競技場として円滑な競技ができるようにグラウンド整備、そして、フェンス、スタンド等の改修計画が提案、立案されております。選手の皆さんがプレーしやすい球場を願うものでございまして、壱岐市にとりましても、一大イベントの国体の開催であります。国体には全国からソフトボールの女子は、各ブロックから予選を勝ち抜いた13チームが参加され、自転車ではロードレースに各県2名の出場、そして、成年の部ということで多くの選手、役員、応援の方々が来島されます。壱岐を全国にアピールする絶好の機会であります。国体の開催が終わりだけでなく、私はこの国体を記念して毎年全日本の選手権とか、あるいは実業団の合宿地とか、あるいは少年大会とか、そういう計画をされるのが、今後壱岐の交流人口の拡大につながるというふうに期待をいたしておるところでございます。

国体開催にはアピールが大事でございまして、ソフトボール女子、自転車競技の開催の横断幕を掲げて、あるいはステッカーを作成し、マスコットをつくり、壱岐独自の宣言PRをする必要があると思っております。

島内各関係機関に協力を求め、市民一体となっておもてなしの心を込めて歓迎し盛況されるのが、今後壱岐の活性化、起爆剤になるというふうに思っておりますが、教育長なり市長の見解をお伺いしたいと思っております。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 呼子議員の2番目の御質問、長崎県国体準備室の体制についてということでございます。国体準備室は、教育委員会の所管であるが、市長の直轄に改め国体室を新設し、島民一丸となって成功させることはということでございます。

壱岐市が、国体準備室を教育委員会に置いております理由といたしましては、第69回国民体育大会開催地として、スポーツ施設が教育委員会の所管であること、それから、大会会場施設を教育委員会が管理をしているということから、教育委員会に置いたほうが円滑に準備体制を進めることができるということがございます。

また、県内の各市町の状況を見ますと、13市ございますけれども、その中で、長崎、佐世保、諫早、大村、島原の5市、そして、町が8町ございますけれども、長与町のみがその5市と1町が市、町長部局の所管になっておりまして、21市町のうち15市町、8市7町が教育委員会所管となっておりますところでございます。他市町との連携をとる上でも、現体制がベターだと考えているところでございます。もちろん、全庁的に取り組んでいくことは当然でございまして、今後大会準備の進捗状況において、専任職員等の増強を行いまして、あわせて各部局間の連携をとりながら、大成功に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

その意気込みを示すべきだということでございます。その意気込みにつきましては、当然あるわけでございますけれども、内外に示せるような、そういったことも考えていきたいと思っております。

それから、国体はその目的ではなくて、その国体を開いたことによる、それを契機として今後のことはということでございます。ソフトボールの競技にいたしましては、いわゆる公式大会ができる環境、施設が整うわけございまして、議員御指摘のように、九州大会であるとか、そういう公式の大会のできる環境、それをフルに活用していきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 2番、呼子好議員にお答えをいたします。国体準備室のことですけれども、ただいま市長が申し上げたことで御理解をいただきたいと思っております。

特に、大会が終わった後のイベントの実行ということは、我々が真剣に考えていかなければいけないことだと思っております。女子のソフトボール競技につきましては、今までの例からいきますと、皇室の御臨席が100%あっておることでございますので、いろいろそこら辺の大きな問題もありますけれども、壱岐市、市長部局と連絡を密にとりまして、この大きな事業に向けまして成功に導くための努力をさせていただきたいと思っております。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） 現在の体制が一番いいと、そういうお話でございますが、先ほど市長が言いますように、市町村によって、市長部局と教育と両方分かれておるようでございます。

私は国体だけは取り切ったほうがいいんじゃないかと。ほかの社会体育とは別に取り切ったが いいんじゃないかと思っておりますし、国体が終われば教育委員会に移管してもいいと思っておりますが、そういう意気込みをぜひ見せていただきたいなというふうに思っております。

答弁は要りませんが、次の問題といたしますか、提案をしたいと思っております。私は、壱岐の島を特区の申請をできないかという、そういう考えを持っておりまして、壱岐の島全体が観光であり、壱岐の自然景観、文化遺産、多くの古墳群あるいはお寺とか神社とがあり、食、グルメ、そして、自給自足ができる島であります。この壱岐の島を特区の申請の研究をすることを私は提案をしたいというふうに思っております。

特区にはいろいろありますが、構造改革特区というものがあありますが、これにつきましては、特定の地域だけでなく、全国一律の規制とは違う制度を認める制度という、そういう構造改革特区というのがございます。これは、省庁横断型の交付金、例えば、国土交通省、農林省、環境

省、総務省など、横の連携によるそういう交付金の事業でございまして、使い勝手のよい実際の仕組みになっております。省庁の壁を越えて一体化したテーマを交付金を申請してやるということで、道路の問題、汚水処理、港、こういうのを一体的にできる横断的な交付金事業でございませう。

もう一つは、地域提案型雇用創造促進事業というのがございまして、これは、住民が提案する、そういうものでございませうが、例えば、厚生労働省になりますと、雇用創出に自発的に取り組む市町村等が提案した雇用対策事業を支援し、地域における雇用創出を促進すると、そういう地域提案型というのがございませう。

私は、壱岐がこのような事業に該当するのではないかとということで研究をする必要があります。私も、ここでまた市長に提案をしたいんですが、全国でこの特区を申請している、あるいは実質やっておると、そういう自治体が結構ございまして、全部で30近い自治体がいろいろな特区をやっておるといふ事例がございませう。

二、三説明しますが、愛媛県の久万高原町というのがありますが、ここは、ひと、里、森がふれあいともに、輝く元気なまちの計画ということでこれは特区に出しております。これは、食の再生、あるいは森の再生を柱に、町道あるいは林業を一体的な整備をして木材や間伐材の搬出等のコスト低減を図っているということで、道路をここではつくっておるといふことで、道路交付金ですか、これをされておまして、また、あわせて汚水処理の施設整備を交付金でやっているといふ、そういう愛媛県の久万高原町がやっているのがあります。

それから、石川県の珠洲市というのがありますが、ここは、道路整備交付金という形で、市道及び農道の一体的な取り組みをやっている。そういうのがございませう。

それと、福岡県黒木町におきましては、これは補助金で整備された公立学校の廃校舎の転用を弾力化したということで、この校舎を転用指定ということで、交付金事業は出ておりますが、学校等については、交付金の免除ができるといふ、そういうことでやっております。

それと、岩手県の浄法寺というまちがございませうが、ここはぬくもりの里・浄法寺といふ、そういうキャッチフレーズで、ふるさと再生介護予防プロジェクトといふ、そういうもので補助金で整備された公立学校の廃校舎等を転用して省力化したといふ、そういうこの特区を使ったのが結構出ております。

先ほど言いますように、全国30近い、そういう特区のいろいろな取り組みをされておるといふのがございませうから、ぜひこういうのを研究をしていただきたいなといふふうには思っておりますし、五島市が御存じだと思いますが、ツバキ、これで特区申請をしようといふ、そういう計画が出ております。この五島は、ツバキが自生が100万本といふことを言われておりますが、採取をして、そして、それを油を絞って加工販売し、そして、耕作放棄地には、そのツバキを植栽

をするという、そういう事業でございまして、目的は観光客の増加、雇用の拡大という、そういう名目で五島はツバキの特区申請を計画しておるといのがございました。

それと、一方では、昨日のNHKのクローズアップ現代であっておりましたが、資産全体を特区にしようということで、漁業者が会社に入って、会社が経営するという、そういう昨日クローズアップ現代でやっておりましたが、これは、知事みずからが、宮城県でございましたがやっておりました。この辺の支援を受けながら、復興特区でこういうのをやろうという、そういう意気込みがあったようでございますが、要は、漁協あたりがかなりの反対をしておると。やっぱり漁業権の問題とか、そういうのが発生するというで反対しておるとい、そういうニュースが出ておりましたが、いろいろな面で私は先ほどの残渣の問題ではございませんが、全国各地、こういうのを勉強すれば、少し壱岐のために、少しといたしますが、大いに参考になる事例が結構出ておりますから、私はこういうものにはある程度予算を使って、そして、やっぱり研究開発をしてほしいというふうに思っております。

この特区についての市長の考えをお願いしたいと思います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 呼子議員の3番目、壱岐市を特区に申請をしたらどうかということでございます。特区制度につきましては、国において、まず、平成14年度から構造改革特区制度が創設をされております。これによりまして、どぶろく特区に代表されますようなさまざまな規制改革が国内各所で実現されておりました、地域の特性を活かした産業の集積や新規産業の創出など、経済や地域の活性化に一定の成果を上げているところでございます。

さらに、平成22年度に国の新成長戦略の目玉事業として、総合特区制度が創設をされております。これは、規制の特例措置に加えまして、新たに税制、財政、金融の支援措置を総合的に講じ、地域活性化を促進させ、新たな成長につなげていこうとするものでございます。

このような中にありまして、長崎県におきましては、離島振興を重要課題と位置づけ、県内の3大離島であります、壱岐、対馬、五島の各離島固有の地域資源を活かした離島総合特区の申請に向け取り組みが進められているところでございます。

この中で壱岐市といたしましては、特産品であります壱岐焼酎を活かした島づくりをテーマに、米、麦の原材料を壱岐産化にするということの第一次産業の振興と休耕地の活用、そういったことを目指しまして、焼酎かすの再利用や商品開発など、特区申請ができないか、県及び民間と一体となって研究を進めているところでございます。

ただ、本特区の申請に当たっては、規制緩和を伴うことが必須条件でありまして、この焼酎特区にするとき、何が規制緩和があるのかということについて、その規制を見出せない状況にある

ことが現状でございます。

先ほど言われました五島のツバキ特区につきましては、いわゆる島外へ出られて、所有者もわからない、あるいは相続ができない、そういった荒れた土地にツバキを植えさせてくれと、ある意味無断で植えさせてくれというようなことでの規制緩和を求めているということでございます。ツバキを植える特区というのは、そういう規制緩和を伴っていると、それができないは別として、そういう申請を行っているということでございます。

議員御提案のとおり、景観文化遺産、食、観光等についての特区を研究するに当たりましては、今申し上げました必須条件の規制緩和は何かという点から取り組んでまいりたいと思っておる次第でございます。特区制度は、地方分権と言われる中、全国一律の発想ではなくて、地域が知恵と創意を競い合うに最もふさわしい制度と考えておりますので、今後一層研究をしてまいりたいと思っておる次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） 市長の力強い意気込みありがとうございました。ぜひ地元で3島連立も大事でございますが、地元は、地元壱岐でそういう特区をお願いをしたいというふうに、研究をお願いしたいというふうに思っています。

以上、私のほうから御提案申し上げたものにつきましての市長の善良なる答弁をいただきましてありがとうございました。市長も来月15日は選挙でございます。どうか、あと1カ月切っておるわけでございますので、ぜひ御健闘をお祈り申し上げまして、私の質問にかえたいと思います。ありがとうございました。

〔呼子 好議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって呼子好議員の一般質問を終わります。

.....
議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時30分といたします。

午後0時15分休憩

.....
午後1時30分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、13番、鵜瀬和博議員の登壇をお願いします。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 登壇〕

議員（13番 鵜瀬 和博君） それでは、通告に従いまして、壱岐市長に対し、13番、鵜瀬

和博が質問をさせていただきます。

大きく2点、まず1点目は、職員力向上につきまして、2点目につきましては、観光振興についてお尋ねをいたします。

さまざまな問題を抱える本市にとって課題解消のためには、市長のリーダーシップと職員の力は必要不可欠と考えます。職員の職務に対する士気の向上を図り、住民サービス向上に反映させるためにも、若手職員を庁舎内外のプロジェクトへの起用や職歴に関係なく有能で頑張っている職員は評価し、当然報われるべきと考えております。

昇給昇格制度の改革を行うべきではないか、つまり、これまでの一般質問でも何度となく職員の士気高揚のために、民間企業のように、人事考課制度の導入を提案したところ、市長は、人事評価は現在のところ完全実施には至っていない。現在の進捗状況は、副市長を委員長とする吉岐市人事給与制度検討委員会及びワーキンググループに吉岐市が新たに進める人事考課を中心とした人事給与制度の構築及びその運用に関し、必要な事項を調査研究、審議している。

今後の人事評価システムモデルの構築に向けては、参考意見をまとめ、問題点の洗い出しをするよう行っていく。もちろん行動目標も文書で提出させる。

このように施行を重ねながら、まずは人事評価をするためのシステム構築に力を入れていく。吉岐市の目指す人事評価制度として、職員が目標を明確に意識し、それを実現するため、職員一人ひとりが積極果敢に職務に取り組むための環境形成を行い、評価結果を本人に返し納得させることにより、人材育成に活用する、そして、意欲を持ち、成果を上げた職員には適切な処遇をすること。人事評価制度は、職員の仕事を着実に達成させ、意欲を喚起する手段として活用すべきであると考えている。

さらにこの点で、人事評価制度では、不可欠な公平性、公正性、透明性、納得性、客観性を確保するシステムのモデルの研究と施行改良を行いながら、全職員に対する完全実施に向けて準備を行っている。

平成22年9月の一般質問において、平成21年度においては、能力強化の施行実施及び人事評価と給与処遇をリンクさせた評価基準の策定をワーキンググループを中心に研究をしていくと答弁をされました。また、先行事例として、姉妹都市の長野県諏訪市の人事考課制度を参考にしはと、私のほうからも提案をしておりました。

このときに市長は、私のほうが強くその期限を迫ったわけですが、そのときに、市長の発言として、私の任期もあと1年8カ月でございますと。1年8カ月のうちには、人事考課制度の導入をお約束したいと力強く発言をされましたが、その後の進捗状況と研究成果はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

2番目に、職員の士気高揚のために、人事考課制度に加え、吉岐市の産業振興策、市民協働の

取り組みなど、所属課を飛び越えた全庁的に職員提案型コンペを企画し、職員の投票を行うなどして、上位5チームを選抜し、市長を前にプレゼンテーションさせて、来年度の予算に反映させるなどの取り組みを実施してはと提案をさせていただきました。市長はこのときぜひ研究したいとのことでしたが、その後の研究成果をお答えいただきたいと思います。

また、市長は日ごろお忙しいので、日ごろ話せない職員との意思疎通や意見交換のために、イントラネット等を活用したメールをしたり、また、タウンミーティングの際、直接職員からいろんな意見を聞く職員ミーティングを実施されておりますが、これまでのその感想と成果はどうだったか、あわせてお尋ねをいたします。

3点目に、今回、この時期にはつきものですが、年度末には、部長職を初め多くの優秀な職員が退職をされます。そのような中、長崎国体を初め、県PTA壱岐大会、各種スポーツ大会など多くの交流人口の拡大のためのイベントが待ち構え、さらには、壱岐市の長年の課題等も山積をしております。そして、それを解決するためには、管理職、職員の機動力、企画力が必要と考えております。

過去何度となく私は管理職会議は、民間で言う経営戦略会議と同じであるとずっと強く主張をしてまいりました。市長もこれまで、それはもうそのとおりということではありましたが、私が見る限りでは、なかなか現状では、そういった経営戦略会議とは言えず、単なる行事、事業の報告会だけに終わっているように、客観的に見て私はそう思っております。

今後さらに財政等厳しくなり、そして、環境も変わってきております。そうした中で、やはり管理職会議は壱岐市の経営戦略会議と思いますけども、この件に関して市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（市山 繁君） 鵜瀬議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 13番、鵜瀬和博議員の御質問にお答えいたします。

第1点目の職員力の向上についてでございます。職員の庁舎内プロジェクトへの若手職員の起用、あるいは、私が平成22年9月にお返事を申し上げました、人事考課制度の現況とその進捗状況はということでございます。

庁舎内外でございますけども、プロジェクトへの若手職員の起用につきましては、議員の御意見のように、若手職員というのは柔軟な考え方を持っております。そういう柔軟な考え方や好奇心を意欲的に活用することで、効果的な結果が生むと思っております。

人事考課制度につきましては、本市におきましては、平成20年2月から調査研究を始めまして、平成21年5月の段階で人事評価システムモデルの策定は済んでおります。しかしながら、実際の運用といたしましては、現在まで管理職を対象とした業績評価の試行実施の範囲でとどま

っております。本格実施を始めるに当たっては、全職員を対象に試行を重ねることが不可欠であると考えているところでございます。

また、先ほども申されましたけれども、公平性、公正性、透明性、納得性、客観性を確保するために、評価する側の研修も必要であると考えております。現在、職員組合に対して人事評価の全職員試行実施を伝えておりますけれども、まだ理解を求めている段階にございます。この人事評価というものは、給与処遇への反映だけを目的とするものではございませんで、人材育成に活用すべきものと考えておまして、職員の意識を高めることが優先するわけでございます。

職員一人ひとりが積極的に職務に取り組む意欲を持ち、士気を向上させる手段として、人事評価を活用したく思っております。22年9月議会におきまして、いつまでにやるとの目標をという御質問に対して、任期中にはと申し上げました。取り組みが甘い、遅いとの御指摘は甘んじてお受けしたいと存じます。

標準職務表の原則、適用の厳格化を含めて、職員と合意の上で勤務評定基準の策定を行い、速やかに職員の意欲と能力が十分に発揮できる環境を整備し、職員の士気高揚を図るために、人事評価制度の定着を推進していきたいと考えておるところでございます。

2番目の士気高揚のために職員等の企画コンペの実施について研究したいと言ったが、その成果は、また、職員との情報交換での感想と成果はということでございます。私は、職員に対し常々提案をどんどんしてほしいと言っております。しかしながら、職員の間では、さまざまな施策や事務改善等話し合う機会はあるものの、それを実現に向けて提案していくための受け皿となるための部署を明確にしてなかったこともございまして、せっかくのアイデアも職員の中にとどまっているのではないかと感じておりました。職員からの市政の改善に関する創意工夫による提案を奨励することが、職員の市政運営への参画意欲の高揚及び事務の効率化につながることは言うまでもございません。

そこで、住民サービスの向上及び市政発展に寄与することを目的とする職員提案制度要綱を現在策定中でございまして、今月中に整備し、4月から運用いたします。

職員との情報交換や意見交換の感想と成果はとの御質問でございますけれども、私は職員に次の3つのことを耳にたこができるくらい言っております。一つに、常に地域のリーダーであってほしいと。二つに、すばやい対応をなさい。三つ目に、8時30分から5時15分の勤務時間帯だけが自分の仕事だと思っている職員は要らないと。常に壱岐はどうしたいのか、どうしたら壱岐市民が幸せになるのかを考えるのが公務員の務めだということを常々言っておるところであります。

実は、その成果であると思われることがございます。30代の職員を中心とした20名程度のグループでございますけれども、実質的なグループが結成をされまして、このたび歳入確保対策

等の提案を受けたところでございます。また、自分たちが提案したことについて、今後いかにして実践するかということをも研究するところまで踏み込んでいくとのことでありまして、こういった動きが生まれつつあることを大変うれしく思っておりますところでございます。

3点目の件でございますけれども、本年度末をもって勇退の職員の方々に対しましては、多年にわたり職務に精励し、住民福祉の向上のため、熱誠を注がれました御労苦に対し敬意を表します。

さて、御質問の中の御指摘につきましては、これは、管理職会議は経営戦略会議だということでございます。まさにそのとおりだと認識しております。特に、平成26年度に開催される国体につきましては、前年度からプレ大会等が開催することが既に決定をいたしております。国体のみならず、各種イベントによる交流人口を確実に増加させなくてはなりません。そのためには、イベントを待ち構えるのではなく、積極的に手を打っていきたいと考えておりますところでございます。

また、職員が一丸となって、目標に向かって取り組んでいかなければならないことは申し上げるまでもございません。毎週開催しております部長会や課長会において、今まで以上にいろんな提案を求めますとともに、先ほど申しました職員提案制度も利用して、職員の士気高揚を図りながら、アグレッシブに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） まず、第1点目の人事考課制度については、平成20年2月から研究をされておって、今はもう24年3月であります。それで、確かに市長が言われるように、職員組合との意見調整がそれはもちろん必要でしょうから、その分については、やっぱり直接そこに飛び込んで話していかないと調整が必要必要、理解ができないからというふうにしとけば、もう20年ですから4年目になるわけです、実際動き出して。市長がかねてから言われる、先ほどもありましたが、スピード感を持ってという部分については、スピード感どころじゃないんじゃないかなと思うんです。

ぜひこれが、市長もこの人事考課制度の導入については御理解をされております。ただ、その進め方、先ほど言われましたとおり、公平性とか、そのあたりについては、十分注意しながらしていかないといけないということですので、ぜひ早急にしていかないと、結局、今職員定数適正化によって、職員の数も減ってきております。そうした中で、より費用を少なくして、最大の効果を出す、これもかねてより市長が言われます。それを出すためには、職員力の向上が一番だと考えております。それをするためには、この人事評価制度、やはり頑張っている職員についてはほめてあげて、そうでない職員についてはやっぱり指導をしていくというふうにしていかないと、

職員の給料の出どころは、みんな市民の税金であります。そうした中でそういうことがあると、せっかく血税の中でそういう状態が出てくると、市民の方もなかなか納得もされないし、逆にいえば、先ほど言われました歳入、要は税収の部分について、あと使用料等もそういった形で市民の方からいろんなお叱りを受けたりするんじゃないかなと思うんです。

そのために、やはりもう本当にスピード感を、22年の9月にぜひ任期中にはしたいと、もうこれはもう市長があれだけ強い決意で言われたので、これはもう任期中にある一定の方向が出て、例えば4月から実践できるまでいってるんじゃないかなと思ってたんですけど、その点については、今言われたとおり、一向に変わってないような状況だと思います。だから、その点についてはぜひ今後これこそ副市長がこの委員長でもありますし、その分については、市長と副市長がタッグを組んで、その辺をまとめていただきたいと思います。

2番目のコンペについては、市長も言われましたとおり、やはり窓口が明確でなかったということで、今回、職員提案要綱として、23年度3月末までには要綱を整備し、各職員に通知を、多分イントラネットでされるんでしょうから、ぜひしていただきたいと思います。

再度お尋ねいたします。この窓口の明確化について、窓口をどこでされるのかお尋ねをします。そしてまた、いい動きとして、市長が言われました職員20名ほどで歳入についての提案があって、それを受けて、市長と直接話しながら、その後の結果についても調査をしていくということでしたが、その点について再度、そして、管理職会議について、市長も経営戦略会議ということで認識を持っておられます。だから、今度かなりの部長クラス管理職が退職をされるわけですが、ぜひ私の希望として、管理職につかれる方においては、例えば、定年前の1年前に異動とか、そういうのはあってならないと思うんです。すべて壱岐市の事業計画については5年おき、10年間のスパンで決めていくわけですから、どっしりと3年以上は座ってもらえるような方をぜひ選任をしていただいて、そして、若い人の知恵をかりながら、職員一丸となって壱岐市の発展のためにぜひ推進していただきたいと思います。

1点目とその窓口の明確化と、またその3番の経営戦略について再度お答えをいただきたいと思います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 1点目の人事考課制度、これの実施については、おっしゃいますように、速やかに実施をしたいと思っております。これについては、私自身本当に御指摘を受けて、この御指摘に自分自身早くしなきゃいかんと今本当に思っておるところでございます。

2点目の窓口でございますけれども、職員班を窓口にすると、提案の企画コンペ等の窓口は総務課の職員班にするということにいたしております。

それから、若手の歳入確保の提案の中身でございますけれども、特に、もちろん税の徴収等のこともございましたけれども、そうではなくて、新しい試みとして、もちろんバナー広告等のこともございました。封筒の広告等もございました。しかし、その中で私は、特に感心をいたしましたのは、ネーミングライツ、これは確かに普通ございます球場とかございます。しかし、その中で私が、ネーミングライツの中で本当に斬新な考えだなと思いましたが、例えば、ふれあい通りとか郷ノ浦とかございます。それを例えば100メートルとか500メートルとか、あるいは1キロでも構わんわけですけども、その道路の一部を企業の名前を使うとか、何とか会社通りとか、あるいは個人の名前で何とかさん通りとか、そういったことで、そのネーミングライツの広告料、そういう収入はどうかという、そういった意見もございまして、大変感心したところがあります。やはり、私はそういった考えというのは、やっぱり若手じゃないと出てこんのかなと思っておりますし、また、それを先ほど申しますように、一步踏み込んで、今各課の若手の代表が構成になっておるわけですけど、それを自分たちが提案したんだから、自分たちのセクションにおいて、どういうふうな方法でそういうことを実行していくかということまでをも今から研究していくということでございますから、単なる提案にとどまらず、それを実行していくという、そういう動きが出ているということが大変うれしい気持ちを持っているわけでございます。

それから、最後の管理職会議の経営戦略会議でございますけれども、今回、多数の職員が退職いたします。そういった意味で、管理職会議も新陳代謝が図られるわけでありまして、私は一つの活性化がこの管理職会議でも図れると思っているわけでございます。今議員の御指摘のような戦略会議のほうに持っていくというような方向で進めますとともに、その職員提案制度、そしてまた、その管理職会議の中で、今でもそうでございますけど、より以上に自由な意見が述べられるような環境づくりをしていきたいと思っておる次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） ぜひそういう方向でしていただきたいと思います。結構職員力の向上に向けてかなり力を入れてされているものが、多分市長御存じかと思いますが長崎市です。職員力推進室を設置されて、その中で常に意欲的に職場の使命を果たそうとする力を伸ばすために、4つのことに力を入れているようです。

今後の参考にぜひ一言言っておきます。職員の意欲を高め、能力の開発を支援する、そして、活力ある、今市長が言われました、自由な発言ができる、活発な発言ができるような雰囲気づくり、活力ある職場風土をつくる、そういう環境じゃないとなかなか思ったことも言えないようなその会議であってはならないので、そういった雰囲気づくりも必要じゃなかろうかと。

あとは、先ほど人事考課も含めた適材適所、人事制度を確立する。もう一つは、市長が言われ

ました、地域のリーダーとあれ、そして、常に彦岐市の発展のことを四六時中考えて、そして、スピード感を持ってやりなさいと。市長のその3本柱です。市民と要は協働して地域をつくって、いこうという思いを、ぜひ今度職員班のほうで窓口になるようですから、職員がいないと市の発展もないわけですから、やっぱり職員の心のケアも含めて、ぜひ企画立案だけじゃなくて、健康面も含めて、その場で中心に健康増進班と一緒に頑張ってもらいたいと思います。

あともう一つは、管理職会議及び今度部長あたりがかわるわけですが、そのときにお願いしたいのが、それぞれの目標を目に見えるようにわかりやすくしてほしいとです。その階段にも標語ありますよね。ああいったような形で、それぞれの目標を掲げて、そして、それに沿ってやっていくというのを常に意識づけをしていただくということが大事です。

人の意識改革で一番大事なのは、システムづくりと言われてるんです。いきなりこういう考えを持ちなさいというのは難しいから、まずは型にはめて、そのシステムをすることによって、効率性、効果性を出していくと。それを知らず知らずのうちにそうすれば職員の意識も変わっていくというようなことがよく言われております。その辺も具体的にはいろんな取り組みをしないとできないようすけども、今後の市長のぜひスピード感を持った取り組み、指導力に期待をしたいと思います。

ぜひ市長のリーダーシップのもと職員力を向上していただいて、一番若手の人が直接市民の方からいろんな苦情を聞いたり、もちろんいいこともあるのでしょうけど、そういう小さい意見も、先ほど同僚議員も言われました。そういうのが、上の部長や課長に意見があがっていくようなシステムづくりをしていただければ、必ずハウレンソウという言葉はもちろん御存じかと思しますので、この徹底はしていただきたいと。ぜひハウレンソウの徹底をもって管理職会議、そして、下の一般職員の若手等も太いパイプでつながるようなシステムづくりをお願いしたいと思います。

あともう一つは、今回若手による歳入の提案、ネーミングライツがあるわけですが、金銭的な昇給とか昇格というのはなかなかお金が伴うもんですから厳しいでしょうけども、この間も御提案したとおり、例えば、そういった提案についてよければ、この間も言うたとおり、彦岐市の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の中に、研修表彰等の規定もありますので、そういった職員についてはぜひ職員会の中で表彰をすとか、そういった形もぜひもう具体的に周りにわかるような形でしていかないと刺激にならないと思うんです。それをぜひ今後とも実践していただきたいと思います。その点について再度職員表彰も含めた部分で答弁いただければと思います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） やはり今鶴瀬議員がおっしゃいますように、成果につきましては、やはりそれを評価するよということはもう絶対大事だと思いますし、その形として表彰ということに

なるのかなということをおもっています。もちろん画期的な提案があれば、それこそ特別昇給というふうなこともございますし、それにつきましては、ぜひ柔軟にといいますか、ある一定の基準を示して条例の中でやっていきたいとおもっている次第でございます。

それから、先ほどおっしゃった、企画コンペ等もございますけれども、ボトムアップで提案、施策をやるもの、あるいはトップダウンでやるもの、それについては、やはりおっしゃいますように、リーダーシップと、いわゆる職員力の均衡を図るという意味で、どちらもやはり使い分けでやらにゃいかんと。それが経営者であるとおもっている次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） ぜひ型に凝り固まらないように、前例にとらわれないような、そういうさまざまな発想をしていただいて、それが市民のためになるように推進していただくことを期待して、この第1点目の質問は終わります。

それでは、2点目の観光振興についてお尋ねをいたします。長引く不況、円高の影響に加えまして、九州新幹線の全線開通や今後中国からのビザ解禁、拡大等によりまして、交流人口拡大については、さらに地域間競争が激しさを増しております。

昨年、福岡事務所の設置によりまして、テレビやラジオなどのメディアや観光旅行者、イベントセールスなどの急な要望、打ち合わせ等があるときも、機動性、情報収集なども大変効果も上がっており、各業界さまざまな関係者からも評価が高いとお聞きしております。

県においては、昨年3月に策定をされました長崎県アジア国際戦略に基づきまして、地理的、歴史的優位性を活かしながら、アジアの活力を取り組むために、孫文、梅屋庄吉と長崎プロジェクト、そして、復活しましたハウステンボス会社によります上海クルーズ、また、今年は、日中国交正常化40周年、福建省友好30周年など節目の年に当たり、今後も中国だけでなく、韓国などアジアへのPR展開も県は予算化をされております。

また、福岡市では、福岡・アジアビジネス集客特区として、アジアの玄関口としてアジアと日本、産と学等の壁を取り払い、人、もの、技術、情報の流動化による地域活性化を目指し、福岡市、福岡県へのアジアからの多くの集客が見込まれるのではないかと考えております。

また、近年、格安航空会社によりまして、長崎空港から関西国際空港線の運航開始しや福岡・東京・関空など運航されております。特に4月からは九州郵船の新フェリー「きずな」が就航し、運賃も2割引きとなり、本市への誘客が期待できます。また、平成25年4月発行予定の島共通地域通貨の発行などがあり、プロジェクトが今年の4月から市と県と一緒にプロジェクトが動き出しますが、海外集客も含め、今後の情報発信や交流人口拡大に向けた市長の構想はどのようにお考えかお尋ねをいたします。

また、2点目、今回24年度の新予算では、環境に優しいまちづくりのため、新規事業として、住宅用太陽光発電を設置した場合、1件当たり6万円助成されるようになっております。

現在、長崎県では、ナガサキ・グリーンニューディール政策の一環として、長崎EV&ITSプロジェクトを推進しております。この長崎EV&ITSとは、長崎EV&ITSコンソーシアムの議論を踏まえた未来型ドライブ観光システムの構築やエネルギーシステムと電気自動車にかかわるモデル実証などの実施、電気自動車を核にして情報通信ネットワーク、エネルギーネットワークがつながったEVスマート社会が長崎発の地域型ビジネスモデルを創造するプロジェクトとなっております。

わかりやすくいえば、電気自動車を活用した観光振興等、地域活性化につなげていこうとするもので、長崎県としては、モデル地区として五島列島があります。2017年までに、このプロジェクトでは、県下500台の電気自動車の普及を目指しているそうです。電気自動車普及にあわせ、長崎県EV・PHVタウン推進事業があります。これは、県内の市町村、民間事業者と協力して、電気自動車の急速充電設備を普及するために設置の一部を助成する制度があります。現在、電気自動車の普及が拡大しておりまして、島内においても例外ではありません。島外から集客とエコ推進の上からも、ぜひ一支国博物館にこの補助を活用して設置し、集客につなげてはと思います。市長の考えをお聞かせください。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 鵜瀬議員の大きな2番目の御質問でございます。福岡事務所の評価をいただきましてありがとうございます。私も福岡事務所は、よく頑張っていると今思っております。本市における観光客数を推測する上で、最も参考となりますのが、九州郵船とオリエンタルエアブリッジの乗降客数と思っておりますが、平成23年の1月から12月までの乗降客数は、対前年比合わせましてマイナス0.5%でございます。若干減少傾向ではございますけれども、私は、下げどまりが来てるんじゃないかと思っております。

と申しますのも、九州郵船の博多航路だけをとってみますと、昨年9月から前年を上回って、連続して上回っております。この23年中がマイナス0.5%だったというのは、5月に1万人少ないんです。86.4%という数字です。なぜ5月が少なかったのかな、連休で少なかったかなという気がいたしておりますけれども、これを除きますと、ほとんど99%台、あるいは100%台になっておりまして、下げどまりがあると思っております。

そして、先ほど言われますように、4月から九州郵船の博多航路2割引になります。ぜひこれを契機にさらに誘客が期待できるんじゃないかと思っておりますし、そうあってほしいと思っております次第でございます。

近年、国内観光旅行客が減少している中で、今申し上げますように、乗降客が増える傾向にあるということは、これまで観光施策の取り組みが徐々に、着実に実を結んでいる結果であると確信しているところでございます。このような中で、今年度につきましても、一支国博物館を拠点として、壱岐ならではの歴史や文化、自然景観等を活用した観光地づくり、修学旅行の誘致、壱岐市福岡事務所の開設に伴う情報発信、誘客活動の強化など、さまざまな観光振興策を継続的に取り組んでまいります。

また、今月15日には、長崎県「孫文・梅屋庄吉プロジェクト」と連携し、一支国博物館におきまして、梅屋トクの胸像の除幕式、引き続き、企画展「梅屋トク展」も計画をしておるところでございます。御承知のとおり、梅屋トクは本市の出身でございまして、夫である梅屋庄吉を通じて孫文と辛亥革命を陰で支えた功労者として、また、孫文と宋慶齡の実質仲人として高く評価されております。中国の観光客の皆様は、中国とゆかりのある地を目的にする傾向があるとも聞いております。この功績を長崎県等と連携して、国内外へ広く情報発信を行い、誘客につなげてまいりたいと考えております。

今後の情報発信や交流人口の拡大につきましては、現在、本市の将来を見据えて観光振興の指針となる「壱岐市観光振興計画」を3月末の完成に向けて作成中でございます。本計画では、市民総参加によるまちづくりを進め、壱岐の強みである食、歴史文化遺産、自然景観の魅力を磨き上げるとともに、おもてなしの心の醸成、市民観光ガイドの育成、国内外の観光客の皆様満足いただける観光地の基盤整備、さらには、福岡都市圏を初め、中国地方、関西、首都圏へ向けた情報発信、誘致戦略の強化等の観光施策に取り組んでまいりたいと考えております。

今後も、他の地域に負けない観光地づくりに取り組み、本市への交流人口の拡大による地域経済の基盤強化へつなげてまいりたいと考えておるところでございます。

2番目の一支国博物館に急速充電機を設置してはどうかということでございます。御質問のとおり、長崎県では、市、町、民間事業者と協力して電気自動車の普及促進を図るために、急速充電設備を設置して普及を促進するための活動を実施する市、町、民間事業者に対して急速充電設備のための設置に係る経費の一部を補助しております。市で導入するとした場合、急速充電設備本体、これは、147万円という数字がございまして、この147万円のうち75%相当が国、県の補助となっておりまして、市の負担額は消費税を加え42万円ほどでございます。また、低圧、高圧の受電や設置条件の違いによりますけれども、設置費用として100万円から200万円を要する見込みでございますので、補助を受けた場合は、1か所当たり140万円から240万円程度を要します。維持費につきましては、使用量によるわけでございますけれども、メーカーの試算では、電気料月額5万円を見込み、そのほかに高圧電力の保守管理費用を要する見込みであるということでございます。

壱岐島内の電気自動車の導入状況はと申しますと、11月末の調査時点では、壱岐島内で普通車1台、軽自動車1台の2台でございます。これらの2台は家庭で充電されているものと思われるわけでございます。

以上のような状況から、島内の電気自動車に対して急速充電設備の導入には、現段階では慎重を期しているところでございますけれども、自動車産業界におきましては、海外との競争する上で急速に電気自動車の開発、販売を進めておりまして、電気自動車の普及とともに、今後、壱岐島内普及はもちろんのこと、島外からの乗り入れが頻繁になるものと予想されるところでございます。設備導入については、民間事業者の動向等もお尋ねをいたしまして検討を行ってまいりたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） まず、第1点目の観光振興につきましては、現状では、壱岐においては、そう増減も微量というような形ですけども、先ほど言いましたとおり、かなり長崎県及び福岡においては、アジアの集客を目指してされている。もちろん国内あつての壱岐だと思っておりますけども、すぐにはアジアから壱岐にお客さんが来るといことはないでしょうが、さきを見越して今のうちからそういった部分の、例えば、観光掲示板あたりはもう韓国語はたしかあると思っておりますけども、中国語、韓国語も含めて、博物館においては両方あると思います。そして、音声ガイドの貸し出しもされておりますので、その点はいいと思いますが、特に、孫文と梅屋庄吉、トクさんの関係もあつて、壱岐には中国からのお客さんが来るんじゃないかと。そして、長崎県もこれだけ力を入れてやっているわけですから、受け入れ側のこっちとしても、それ相応の対策をとる必要があるんじゃないかと思っております。今回の島は日本の宝戦略プロジェクトの中の一環に、先ほど市長が言われました三島共通プロジェクト、その一環の一つとして、壱岐市の場合は外国人観光客の誘致のための旅行社への招聘では、旅行社を呼んで、そして、壱岐を、去年もお見えになりました、中国から。ああいった形の予算もとられています。そして、何よりもいいのが、壱岐高校が、今は中国語の専攻コースがあるわけですから、先ほども言われました雇用の先として、こういった中国人の集客を受け入れる一環として、例えば、壱岐高校の中国語コースの卒業生をすぐにといいわけにはいかないでしょうけど、優秀な生徒については、上海外語大あたりに行って勉強をされるようです。そしてまた、県においても、そういった人材育成のために海外との交流をするために、実際上海の民間企業に行って研修を受けさせたりするような制度もあるようでございます。これは高校ですから、県の管轄になりますのでなかなかできないでしょうけども、そういったところで勉強した子供たちの受け入れをぜひ現場サイドの壱岐としては将来的には考える必要があるんじゃないかと。そういった5年、10年先を見越して、

そういった外国人受け入れも計画する必要があるんじゃないかならうかと考えております。

また、市長が言われました中国、関西方面、もちろん福岡もそうですが、情報発信についてはぜひこの間も言いましたけど、市長はツイッターかフェイスブックをしていただいて、市長がもう御多忙というのはわかりますけども、その辺でぜひツイッターやったら140文字で携帯電話でできますから、これだけ市長は忙しいんだよということも発信もできますし、それを見たそういった関係者の方は、今、壱岐は、こえんして頑張るとるとやねというようなこともありますので、これも、ぜひ研究をしていただいて、できればホームページの中にそういったツイッターサイトとかフェイスブックのサイトをつくっていただいて情報発信を努めていただきたい。これはもうお金がかかりませんので、お金がかからないので、やるかやらないかだけです。その点を1点お聞きしたいと思います。

もう一つは、急速充電設備です。これは、市長が言われました。もちろん島内の方もですけど、島外のお客さん用に準備してはどうだろうか。これは急速ですから、この事例では、確かに147万円というふうな形してはありますが、いろいろと種類もあるようですし、その辺の研究については、先ほど言われましたスポンサー制度も導入して、民間と協力しながら、博物館にしていただければ、結局、博物館でこの急速ですと30分ぐらいで充電ができるわけですが、その充電しよる間に博物館を見れるわけなんです。むだのない観光コースにもなりますので、その点について再度またお尋ねをしたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 先ほどの中国の関係ですけれども、御存じのように、昨年20数名の中国人の教育者の方が壱岐にお見えになりました。その中で私が一番驚いたのは、壱岐で通訳の方が十分いらっしやったと。結婚をなさっている方等々含めまして、それにはまずは驚いたわけでございます。そういった方を今から例えば登録をしていただいておって、中国からお見えになったときに活用させていただくとか、そういったことも考えなければいけないなと思っておりますし、壱岐高に中国語の専攻コースがある。当然将来的なことを考えますと、人材としてやはりおっしやっようなことも考えにやいかんかなと思っている次第でございます。

それから、フェイスブックあるいはツイッターでございます。フェイスブックを進める方は何人もいらっしやいまして、特にフェイスブックは、いわゆる名前のとおり顔が見えるわけでございますし、匿名はないわけでございますし、いいよと。登録者ももうすぐわかりますからというふうなことでございました。そしてまた、それはある意味ほしくないといえば相手は削除もできるというようなことで、フェイスブックはいいよと。これについては、研究をさせていただきたいと思っております。

また、急速充電機につきましても、今おっしゃいますように、いろんな種類、あるいはいろんな方法があるかと思えます。研究をさせていただきたいと思えます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） いろいろと今御提案させていただいたことが、ぜひ目に見えるように具体化していくように、人材バンクも含めて今後そういった形でしていただきたい。そして、また今回は職員に対しては提案型の要綱もありますし、その辺も提案を受けたり、市長が23年度新規事業をされた市民力事業もあるわけですから、そういった提案型でぜひ提案した人は前向きに協力体制でいくわけですから、そういった部分を含めてぜひ具体的に目に見えるように市長のリーダーシップを期待しまして、これで質問を終わりたいと思えます。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって鵜瀬和博議員の一般質問を終わります。

議長（市山 繁君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は明日3月7日水曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさんでした。

午後2時20分散会

平成24年 吉 岐 市 議 会 定 例 会 2 月 第 2 回 会 議 録 (第 4 日)

議事日程 (第 4 号)

平成24年 3 月 7 日 午前10時0分開議

日程第 1 一般質問

7 番 町田 正一 議員

6 番 深見 義輝 議員

3 番 音嶋 正吾 議員

日程第 2 承認第 1 号 議案の撤回について

総務部長 説明
承認

日程第 3 報告第 1 号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

企画振興部長 説明、
質疑なし、報告済

日程第 4 議案第51号 吉岐精神障害者福祉ホーム B 型設置及び使用に関する条例の全部改正について

市民部長 説明、質疑、
厚生常任委員会付託

日程第 5 議案第52号 吉岐市職員定数条例の一部改正について

市民部長 説明、質疑なし、
総務文教常任委員会付託

追加日程
第 1 議案第53号 吉岐市附属機関設置条例の一部改正について

総務部長 説明、質疑なし、
総務文教常任委員会付託

本日の会議に付した事件

(議事日程第 4 号に同じ)

出席議員 (19 名)

1 番 久保田恒憲君

2 番 呼子 好君

3 番 音嶋 正吾君

4 番 町田 光浩君

5 番 小金丸益明君

6 番 深見 義輝君

7 番 町田 正一君

8 番 今西 菊乃君

9 番 市山 和幸君

10 番 田原 輝男君

11 番 豊坂 敏文君

13 番 鶴瀬 和博君

14 番 榊原 伸君

15 番 久間 進君

16 番 大久保洪昭君

17 番 瀬戸口和幸君

18 番 牧永 護君

19 番 中田 恭一君

20 番 市山 繁君

欠席議員（１名）

12番 中村出征雄君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君 事務局次長 米村 和久君
事務局係長 吉井 弘二君 事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長兼病院部長	久田 賢一君
教育長	須藤 正人君	総務部長	眞鍋 陽晃君
企画振興部長	浦 哲郎君	市民部長	山内 達君
保健環境部長	山口 壽美君	建設部長	後藤 満雄君
農林水産部長	榊崎 文雄君	教育次長	堤 賢治君
消防本部消防長	松本 力君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	川原 裕喜君	病院管理課長	左野 健治君
会計管理者	宇野木眞智子君		

午前10時00分開議

議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

中村出征雄議員から欠席の届けがっております。

ただいまの出席議員は19名であり、定足数に達しております。これより議事日程表第4号により本日の会議を開きます。

御報告いたします。本日までに白川市長より承認1件、報告1件、追加議案2件を受理し、お手元に配付をしております。

日程第1 一般質問

議長（市山 繁君） 日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。一般質問の時間は、質問、答弁を含め50分以内となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いいたします。

それでは、質問順位に従い、7番、町田正一議員の登壇をお願いします。

〔町田 正一議員 一般質問席 登壇〕

議員（7番 町田 正一君） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

議会も議会改革を行いまして、市長には反問権を付与しております。昨日見た、私が市長だったら、片っ端から反問したいと思うんですが、市長は残念ながら行使されませんでしたけども、議会活性化のために、ぜひ大いに反問していただきたいと思います。今日あと3人登壇しますので、できたらすべての人間について、質問者に対して反問をしていただきたいと思います。

今日私は2点、一般質問の通告をしております。一つは病院企業団加入についての問題点を整理すべきであるという点と、もう一点は、特養についての建設場所の決定、実は関連しますが、所管の委員会でもありますが、実は介護もそうなんですが、国保についても非常に心配しております、状況についてですね。時間があれば、国保についての市長の見解もあわせてただしていきたいと思います。

市長の行政報告にもあったように、吉岐市の福祉、医療、介護等は、財政的には危機的状況を迎えております。これは市民の方にもテレビ中継、特にお年寄りの方は非常によく見られておりますので、正確な状況を市民の方に知ってもらうというのも、議会、行政の大きな役割であると思います。

市長も市長になられてから、経常収支比率の改善というのは、これも非常に重要なことで、93だった経常収支比率が80台と、長崎県3位まで、この4年間で持ってこられました。あとは今後は、改善した分のある程度政策経費に使える分を、今後はこういった形でそれを市民生活のほうに担保していくかという点が、非常にまた問われると思いますので、ぜひこれについても、当選された暁には、ぜひそれも取り組んでいただきたいと思います。

私も性格的に暗い話ばかりするのは、私は性格的には好きじゃないんですが、医療とか福祉とか介護とかいうのは、住民の生活の安全・安心を担保する上で、最低限のセーフティネットの一番根幹だと思っておりますので、正確な状況とか数字とかは、市民に知っていただかなきゃならないと思って、まず病院問題と特養の問題について、今回は一般質問取り上げました。

市長におかれては、全国離島振興協議会の今副会長をされて、離島振興法の期限が切れる25年3月からの延長に向けて市長も努力されておられると思いますけども、ぜひ中身を、今までみたいなインフラの整備だけじゃなくて、今後は離島の置かれているこういったソフト面、特に本当にしんどいのは、今回も介護とか国保とかの状況を見ると、今後果たして財政的に国保、介護が一地方自治体でやっていけるのかという状況まで来ております。その厳しさをぜひ市長も認識していただきたいと思うし、市民の人にも認識していただきたいと思います。

ただいま国保については、5億8,000万円あった基金が、既に本年度は4,538万円まで基金がなくなっております。今年、本来あってはならんことですが、国保について、一般会計から2億円拠出して、それでやっと国保を維持して、さらに6月の所得確定後になりますけれども、恐らくこれは相当大幅な値上げをせざるを得ない状況にあります。恐らく36万円程度の今国保が、恐らく40万円近い金額にならざるを得ないと。そうしないと国保をやっていけない状況にあります。

あわせて介護保険料も3,890円から4,970円と1,000円近い、今回市民の方に御負担をお願いするわけですが、一方でこれに、解決する方法として、一方で高齢化が進み、人口減少があり、しかも市民の所得がどんどん低下していく中で、値上げしても、国保については3億円以上の未収金がありますけど、これについてもどんどん、今の状況から考えれば、国保の未収金がただ単に積み増しするだけで、これで基金が積み増しできるとか、国保の状況が改善できるという点にありません。現状の制度を維持していだけで精一杯という状況になって、抜本的に国保というか、元気なお年寄りを、よく山本老人会長は、ぴんぴんころりとよく言われますけれども、実は元気なお年寄りを、行政の施策としてやっていく必要があると思います。

私も一生懸命、どうやったら元気なお年寄りが生活していけるんだろうかと、私も一生懸命考えているんで、後で提案もしたいと思いますが、ぜひ市長のほうもこれについては、総花的に何か夢のあるようなことばかり言ったって、現実に足元のところが非常に揺らいできているというのが現状であるというのを、これも皆さんは一応全員が認識していただいておりますんで、これについても後で聞いていきたいと思えます。

最近よく限界集落という言葉がありますけども、私は離島においては、限界自治体だと。国保とか介護とかをある程度広域的にやってくれないと、一地方自治体で、離島の一地方自治体でどうこうできるよう問題の範囲をそろそろ超えてきていると。値上げはせざるを得ないけれども、値上げしても改善できるのかといたら、それが改善できないと。これは自治体の責任、一離島の自治体の問題じゃない状況に来てると思えます。

東京とか大阪とか名古屋なんかの自治体とは、話が全然違うんですね。それをぜひ認識していきたいと思ってます。その中で、まず一番最初の市民病院の改革は、何としてもこれは実現していかなければいけません。これは全議員が共通しておられるし、市長も一番認識されてるところですが、累積欠損金が23億円超えております。もちろんこれは、私は前回のときも、これはこういう過大な病院に投資した行政にも責任あるし、議会にも責任があると。すべて病院の責任だと言うつもりはないと。ここまで過大な病院をつくったせいで、減価償却費の積み増しができないとか、あるいは借入れの返済金がここまで過大に異常に膨らんでおるといのは、自治体の病院としては既に限界に来ています。だから、何とかして病院改革を今のうちにやっていかな

いと、何とかなるだろうでずっとやってきて、もうどうにもならんような状況が、来年から来ております。

まず市民病院の改革についてですが、市長はこの間について明確に病院企業団について加入するというふうな方向を打ち出されました。厚生委員会としては、それも了承しまして、市長と一緒に各委員がそれぞれ病院企業団の形、経営形態が変更になっても、引き続いて大学病院のほうに医師を派遣していただきたいということで、各委員それぞれ分かれて、三大学病院のほうにお願いに行って、了承もいただいたわけです。

ただし、病院企業団に加盟する道筋がまだよくわからないと。正直言って、リアルな感じで、その前に一応クリアしなきゃいけない問題はありますけれども、道筋がまだよくわからないという意見を、私は正直言って持っております。これについてぜひ市長に質問通告しておりますので、まず次の5点。

一番心配してるのが、精神科が休床してから、実はキャッシュフローの状況を私も非常に危惧しております。今までは、何とかキャッシュフローが、帳面上の赤字と言われる累積欠損金を積み増しても、これは減価償却費が要するに積み増しができてないという状況の中で、帳簿上の赤字で済んだわけですが、現実にはキャッシュフローが、実は2億数千万円あったキャッシュフローが、一時増えたこともありますけれども、キャッシュフローの状況が今どういう状況にあるのか。あるいは今後、非常に市長がキャッシュフロー面で心配していることについて、今後の状況について、まず第1点目。

それから、病院企業団に加入するという市長の明確な方針は結構なんですけど、もう一つは、それが内部的に、病院の職員、ドクターも含めてですが、これへの意思統一がなされているのかどうか。これ加入は議会も認めたと。それでやろうとなっても、現実には市民病院の中の体制が、そういうふうに意思統一がなされてなかったら、これこそアウトですよ。それは足元固めてから、もう一回出直してこいと言われるのが精一杯だと思うんで、これについての努力は、どういうふうにされるのかというのが第2点。

第3番については、一応旧国立病院から市民病院に移行したときも、退職金という形で一時支払われたんですが、退職金についての、市民病院の職員についての退職金の措置、恐らく18億円とか19億円とか言われてますけども、これについてはどうされるのか。大村なんかは、一時的な退職債という形で借り入れして、それを長期に支払っていくとか、あるいは市民病院から病院企業団なんで、例えば同じような形で雇用を継続して、退職金については将来的にその人が退職年齢を迎えたときに、将来的に支払っていくというようなこともできるのかどうか。

それから4番目、これも絶対病院企業団のほうについては、市民病院の累積欠損金の処理は、当然前提として市民病院のほうからも市に対して言われると思うんですが、これについての処理

は、どういうふうにされるのか。

それから5番目に、まず議会で、この前、前回の議会のときに、一応反対はなかったとはいえ、病院企業団の加入についての方針は、吉岐市議会としても、議会議決をしているわけでは、まだないんですよ。だから、私はもうすぐ市長選ありますけれども、行政は片一方で、病院等については、だれが市長になっても継続してやっていかなきゃいかんことです。だから、行政の継続性から考えて、明確な形で、まず吉岐市議会に対して議会議決を求めるべきだと、市長は。

あわせて今後の病院企業団加入へのスケジュール、今非常にかたばる病院の統合とか、一方でそういう差し迫った問題を抱えておるとは思いますけれども、同時並行的にこれはやらないと、待ったなしの状況にあるわけなので、ぜひ今後のスケジュールまで含めて御答弁いただきたいと思います。

議長（市山 繁君） 町田正一議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 7番、町田正一議員の御質問にお答えします。

個々の御質問にお答えする前に、冒頭申されました介護保険あるいは健康保険に対する考え方でございます。大きな考え方だけ申し上げたいと思いますけれども、議員おっしゃるように、今の年齢構成といいますか、現役世代、そして高齢者世帯のことを考えて、このままでやれるのかという、その認識は私も同じでございます。危機感を持っております。

したがって、私は今、いろんな会議で申し上げておりますのは、スケールメリットのある国保制度を構築していただくにやいかんと。すなわち県単位であるとか、あるいは大きなグローバルな単位で健康保険、介護保険を運営していただかないと、若者が偏在している状況の中で、高齢者世帯、いわゆる高齢者比率が三十数%もいったところで、当たり前の私はこういう目的税というのは運営できないという考えを持っております。

そのために、実は先ほど申されましたように、国保で申しますと、5億円の基金がございました。ここ数年で5億円を取り崩しました。それは私の気持ちとしては、この不景気なときに税を上げられるかという気持ちがございました。税を上げないために、基金を取り崩してまいりました。

しかし、それがここに来て、基金がなくなった。さあ、大きな税率アップせにやいかん。ですから、私はそのことが正しい判断だったのかというのは、議論の余地があると思っております。しかしながら、今回はやむを得ず2億円の一般財源からの繰り入れということを決断したところでございます。

そして、元気老人、それを増やしていく。これは今、私たちが特にお願いしております特定健診、これの受診率を上げていく。皆さん健診を受けてください。そして早期発見、早期治療に徹

してください。そのことが医療費を抑えることですよということを、今からも強く申し上げていきたいと思えます。市民皆様のぜひ御理解と御協力を賜りたいと思う次第でございます。

さて、市民病院の病院企業団加入についての御質問でございます。まずキャッシュフローでございますけれども、昨年7月16日以降、精神科を休床した影響によりまして、大変厳しい資金繰りになっております。昨年の4月1日、23年4月1日に現金・預金2億4,000万円がございました。今年の1月末現在、その金額は1億5,000万円になっておりまして、9,000万円の現金・預金を減らしております。平成22年度、約2億2,000万円であった精神科の入院・外来収益が平成23年度は70%減の6,600万円になっておりまして、その結果、精神科の収入には、昨年度より約1億5,400万円の減収となる見込みであります。その減収に見合うだけの医業費用の削減が図られていないという側面がございます。

次に、病院の職員の方に対して、病院企業団に加入するということが意思徹底してるのかという御質問でございます。昨年12月の議会で、私は長崎県病院企業団に加入したいということを議会に申し上げました。その前に、病院長に対しまして、こういうことを議会に申し上げたいということをお話しいたしまして、病院長の承諾を受けた上で、議会に御報告したところでございます。

それ以降、病院の医師を含めた職員には、病院事務長に、毎月開催されております医局会、院内の改革改善委員会を通じて周知をさせております。また、2月当初の県知事との面談につきましても、周知をさせております。

現在、長崎県医療政策課及び病院企業団の指導を受けて、企業団に加入した場合の職員の身分、給料の見直し等について、準備作業に入っておりまして、そのことにつきましても、病院部長から組合執行部のほうに伝えておるところでございます。その作業が終わり次第、病院職員に内容を説明し、理解をいただかなければならないと考えておるところでございます。

3点目の退職金についての処置はということでございます。市職員の退職手当につきましては、壱岐市は長崎県市町村総合事務組合に加入しておりまして、同事務組合の退職手当支給条例により支給をされております。現在の退職手当の支給制度は、平成16年度から新しい制度となりまして、5年先の退職予定者を見据えて、退職金額を設定し、その額に一定の負担率を乗じて、壱岐市の負担額が算定されて、事務組合へ支払う制度となっております。

壱岐市が病院企業団へ加入した場合、長崎県市町村総合事務組合と病院企業団との間には、現行制度には退職手当の通算制度はございません。したがって、勤務年数の通算はできないということでございます。病院職員は一旦、市職員を退職し、退職手当の支給を受けることとなると考えておるところでございます。

しかしながら、約150名の病院職員が一度に退職となりますので、議員おっしゃるとおり、

その財源については、総合事務組合との調整が必要であると思っております。現在、整理による退職とした場合に、153名分で14億8,000万円の退職金になると試算をいたしておるところでございます。

この財源につきましては、さっき申しました、総合事務組合との調整も必要でございますけれども、退職手当債の借り入れ、これによって財源を充当しなければいけないと思っているところでございます。

次に、累積欠損金の処理ということでございます。累積欠損金の処理につきましての御質問でございます。市民病院の23年度決算見込みでは、累積欠損金額は約23億円となっております。累積欠損金は現金支出を伴うものではございませんけれども、地方公営企業法では、欠損金の処理については、利益がある場合は、利益をもってその欠損金を埋めなければならないとなっております。

しかしながら、平成24年度から地方公営企業の経営の自由度を高める等の観点から、公営企業における資本制度が見直されておまして、経営判断により議会の議決を経て、資本金の額を減少、減資させることができることになっております。具体的には、一定の手続を経て、壱岐市民病院の資本金、これは資本金と申しますのは、昭和40年から公立病院になっておりますけれども、現在まで4町の、当時は一部事務組合でございます、4町の企業債償還元金が資本金とみなすことができるということでございまして、この資本金が現在19億円でございます。

したがって、23億円のうち19億円は資本金で減資はできるということでございます。失礼しました。減額できると、圧縮できるということでございます。残る欠損金約4億円ということになるわけでございますけれども、現在、市民病院の土地につきましては、帳簿上の計上がなされておられません。未計上でございます。したがって、現在の市民病院敷地を鑑定評価いたしまして、その金額を帳簿に載せるということで、資本金の増が図られる。

また、かたばる病院、これは25年になるわけでございますけれども、あと1年あるわけでございますけれども、かたばる病院が市民病院になります。その部分の資産を市民病院に計上することもできます。したがって、現在の現段階で、何とか23億円をそういった資本金という形で相殺できるのじゃなからうかと思っております。議員御存じのように、もう限度でございます。これ以上延ばしますと、そういう手法もとれなくなるという状況にあると認識をいたしております。

また、経営状況につきましては、例えば企業団病院となることによりまして、そのかわり直ちに経営が安定するというものではございませんから、企業団に加入しましても、軌道に乗るまでは、ある程度の資本注入はやむを得ないのかなと考えておるところでございます。

次に、早急に明確な形で議会議決を求めるべきだと、今後のスケジュールはということでござ

います。行政報告の中で申し上げましたとおり、2月2日に長崎県知事にこのことを申し上げました。市山議長にも御同席いただいたところでございますが、知事からは、これまでの経過について、知事は十分御承知でございます、その上で加入について支援することをお約束いただいたところでございます。

しかし、加入に当たっては、諸条件を整理する必要があるがございますので、早速2月24日、関係部署で構成する病院企業団加入事務調整会議を立ち上げまして、5月末を目途に、主な諸条件については整理する予定でございます。その後、整理した諸条件をもって、構成団体へ事前協議を行うとともに、6月議会で議員の皆様にも状況について報告したいと考えております。

議員御質問の早急に明確な形での議会議決を求めるべきという御意見につきましては、加入に際しましては、既に企業団を構成しております県及び5市1町すべての同意、議会議決でございますけれども、必要でございます、企業団加入を実現するためには、慎重に事を進めていかなければならない問題でございます。まだ構成団体との事前協議も行っていない中で、吉崎市が議決をするということは、少し時期尚早ではなからうかと思っておりますところでございます。

通常、議会の議決は、すべての事務的整理や構成団体の内諾が終了した後、事務的手続の一環として、同時期の、同じ時期の議会ですべての関係地方公共団体が提案するというのが通例でございます。現在のところ、そういった意味で明確な形での議会議決の時期については、申し上げる段階でないと思っておりますところでございます。

ただ加入時期につきましても、構成団体の判断によるところが大きいわけでございますけれども、先ほど申しますように、とにかく早く加入したいという気持ちがございます。そういった気持ちはございますけれども、加入、議会議決の時期につきましては控えさせていただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 町田正一議員。

議員（7番 町田 正一君） 市長、まず第1点目のキャッシュフローについて、資金が、極端な話、キャッシュがなくなった場合、どういうふうにもまず手だてをされるのかどうか、それをちょっとお尋ねします。

それから、今、病院長には承諾をもらって、今、第2点目ですね。医師や職員については、組合の執行部に説明、職員の身分とか給与の見直し等も含めて、組合の執行部と交渉されとるといことですが、組合がノーと言った場合は、どうされるんですか。その点、第2点目、教えてもらいたいと思います。

3番目の退職手当は、退職手当債は、これは大村市民病院も同じようにやっていますから、退職手当債の発行は、そんなに難しくないと思っておりますから、どっちにしる勤続年数を今まで引き続

いて、要するに雇用はできないと。一旦、職員については退職扱いになると、その時点で退職、要するに国立病院から市民病院に移った職員が、同じようなところで退職金支払ってやったと同じような形になるということで理解しております。

最後の累積欠損金については、これもおおむね処理の仕方については理解しました。

5番目については、議会議決は種々の事務手続が終了後、正直な話、ある程度、下話がきちんと終わった段階で、壱岐市議会のほうにも出すと。5月末をめどに、事務手続を、内部的な事務手続の部分については完了しておきたいと。6月議会でそれが説明できるようにしておきたいということで理解しておきます。

加入時期について、あと市長、もう一つ確かめておきたいんですが、例えばあと、今3月なんで、大体ある程度のスケジュール的なものを、多分病院部長や課長レベルでも、ずっと手続的なもの、委員会も立ち上げられとるとということなんで、その分についての手続は、ずっと進められとると思うんですが、大体、例えば1年後とか、そういったところが加入の時期に大体なる。私はあと1年後ぐらいになるだろうと、今のうち事務手続を進めていけばですね。そういうふうには思ってますが、それでいいのかどうか、以上の点だけ。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 町田議員の2番目の質問でございますけれども、資金ショート、大変心配をいたしております。したがって、まず24年度予算にあります繰出金を早く、まず市民病院のほうに移すということでございまして、それでも今の見通しでは、11月ぐらいには資金ショートするんじゃないかという不安がございます。ただ資金ショートが起こったからやめよということになりません。それ以前に厚生常任委員会等に御相談もいたしたいと、知恵をおかりしたいと思っておるところでございます。

それから2番目に、組合がノーと言った場合、どうするのかということでございます。これにつきましては、壱岐の将来の医療をどうするかという重大なことでございます。私は、前々申しますように、長崎県病院企業団に入る以外は手はないと、私は思っておる次第でございまして、私はそのことを職員に強く訴えまして、御理解を求める覚悟でございます。それでもノーと言えどどうするかということでございますならば、それは私の一つの大きな政治判断になると思っておるところでございます。

それから、加入時期でございますけれども、今議員がおっしゃった方向で私も考えておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 町田正一議員。

議員（7番 町田 正一君） わかりました。資金ショートについては、市長が心配されておるとおり、私も非常に心配しております。できるだけ早く、これについては議会なり委員会なりに相談していただきたいと思います。

2番目の組合がノーと言った場合というのは、実はなぜ僕は心配してるかということ、過去にこういうのがいつの間にか外部に漏れて、私も市民団体の人に呼び出されたこともありますけど、こういう手法を職員にはとってもらいたくないんですよ。ぜひこの件については意思統一をしっかりともらいたい。正直言って、前近藤委員長のときには、病院職員内の組合が何かの名前で、近藤委員長のところに手紙が来たりとか、私も見せてもらいましたけど、そのときには近藤委員長、2人で組合のところに行きましょうやちゆうてから言うたこともあるとです。だから、ぜひこれについては、橋下さんみたいなことをせろとは言いませんけども、これについては絶対にぶれないという明確な決意を、ぜひ職員に対しても出してもらいたいと思います。

市長、頭が痛いかもしれませんが、僕はあえて苦言を呈しておきますけれども、この間の病院改革については、長さんの改革委員会の立ち上げから、市長も気負いもあったと思いますけれども、ずっと市民の目から見たら、非常に病院については、市長の方向がぶれていったんじゃないかと。それが結局職員のほうにも伝わって、今こげんして言いよらすけれども、正直言って、これもまたわからんと。これは僕はですね、病院企業団、市長が最後に打ち出せる方向性だろうと思ってます。だから、ぜひこれについては、市長、僕は壱岐市の行政改革の一番の目玉は、僕はこれだと思っているんですよ。病院改革はこれがきちんとできるかどうかですね。

西海市の田中市長のあれじゃないですけども、西海市は全部、西海市立の特養から老人ホームから病院から、全部福医会に民間委託して、この前、新聞載ってましたけど、本当に立派な病院つくってます。最終的には、市民にとって、それが一番いいんだという、西海市の田中さんも、物すごい批判も受けられたかもしれませんが、今となっては、非常に市民の医療にとっては、あの形が一番多分よかったんだと思います。

壱岐市と西海市は状況も違いますから、西海の場合は、本当小さな、大島の小さな病院しか持ってなかったけど、壱岐市の場合は立派な市民病院があるわけですから、それについて状況は違いますけれども、ぜひこの件については不退転の決意でやってもらいたいと思います。

職員については、分限免職という規定もあるんですね。僕は本当言ったら分限免職を、橋下さんはかなり分限免職については、非常に柔軟な考え方は持っておられますけれども、これは最高裁の司法判断もありますんで、そう簡単に適用できると思いませんけども、この件については不退転の決意でやってもらいたいと思います。時間がありませんので、私の場合、いつも。

2番目の特養についての建設場所の決定、これについてお尋ねします。最初、鯨伏地区の今の特養のすぐ横の埋立地のところに建設すると、100床、今の市立特養ですね。ショートステイ

20床の120を建設すると。今回24年の3カ年の介護保険計画施設整備検討委員会の中で、プラス待機者の解消も含めて60床を増床という形で、言うときますけど、長崎県で唯一、特養の増床について、自治体について認められたのは、長崎県で壱岐市だけです、特養の増床を認められたのは。これをまずやるというふうに、最初決められたんですが、3・11のあの津波を見たら、これは正直言って、だれだって、僕でも、おいおい、こんなとこ大丈夫かと、正直言って思いました。

それから長崎大学のほうの、先生の名前、忘れちゃったけども、鑑定いただいて、津波の心配は全くないと。ただし、液状化のおそれがあるんで、もう一回検討を見直したほうがいいというふうな答申でありました。私は、液状化については、あとは問題なのは液状化だけなんですね。津波の心配しよったら、壱州じゅう、それこそ20メートル、30メートルの津波が来たら、壱州じゅうの漁業集落から何から、ほとんど壊滅的打撃を受けます。津波の心配はないということなんで、あとは液状化対策だけすればいいわけですよ。

今は液状化についての工法は、液状化というのは、もちろん土の中に層として砂がまじりることによって起こるのが液状化なんですけど、これについては既に液状化しないための改善、土の中にくいを打ち込むとかコンクリートを打ち込むとか、私も別に建築業者じゃないんで、それはよく知りませんが、そういった方法が安価にできると聞いております。

なぜ、特養は、市長も何回も行かれたと思いますが、なぜあそこを建てかえにやいかんかというのは、前もこの厚生委員会でも、過去6年間、市に対して、早急に建てかえるべきだと、あそこは今の状況を見とったら、あそこは人間が住むの住みかとして、あそこで死を迎える方がほとんどです。あんなとこに、ああいう劣悪な状況の中に、そういった人を置いとくのはよくないということで、ずっとこの間、厚生委員会のほうからも、ずっと市に対して申し入れしてきました。

市長になってから、決断していただいたわけで、やっと前向きに進み出したなと私も思ったんですが、例の震災の後の市長判断ということで、もう一回、白紙から見直すということになったわけですが、僕は液状化の問題だけであれば、工法によって十分解消できると。あそこが危ないとなったら、よく考えたら、老人ホームから、老健から、あの周囲全部あるわけですから、それこそ老人ホームだけ移行したって、老人ホームだってあるわけですから、それは液状化については解決できる工法を見つけて、しかもあそこは設計済んでます。僕は非常にすばらしい設計だと思ってますけど、ぜひ現在、当初計画された鯨伏地区のところに、もう一回、ある程度かさ上げて、液状化が起こらない工法で地盤改良して、もう一度あそこに決定したほうがよくないかと。

これは前回ですか、前々回ですか、榊原伸議員も予算委員会の質疑の中で、設計料として二千数百万円、2,200万円だったか、それを出してるんだから、その設計を生かすような形で、もう一回ゼロから始めたら、もう一回、さらに設計費がかかるとなったら、これまた大変やから、

もう一回、今のあの設計、僕もすばらしいと思うんで、ぜひああいう形でつukれないかと思っ
ます。これについて市長の答弁求めます。

2番目は、特養と同じように、実は老人ホームについても、非常に待機者が多いと聞いており
ます。余り特養ばかり問題になりますけど、老人ホームも非常に待機者が多いというふう
に聞いたんですが、今どのくらいの数が、老人ホームについても待機者としてあるのかどうか、この
点についてもお答え願いたいと思います。

以上、2点。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 町田議員の2点目の特養についての建設場所についての御質問ござい
ます。

昨年2月には、新特養ホーム設計書が完成しておりましたので、23年度において建設に向け
て準備を進めておったところでございます。そこで3・11の大災害が起きました。おっしゃ
るように、私は津波、そして液状化、それが心配でございまして、長崎大学の高橋教授、この方
は災害についての県内の第一人者でございます、お聞きをいたしました。そのときに津波は
60センチ、最大60センチだということをお聞きいたしました。防災計画でも、今回、長崎県
の防災計画でも、津波というのは壱岐には数十センチしか来ないということでございますから、
この数字は十分に説得力があるものだと思っております。

そこで、次に液状化、これが心配なんだということが強くおっしゃられたわけでございます。
そこで私は、高橋教授の御意見をお聞きいたしまして、専門家でございますから、見直したいと
いうことを申し上げたところでございます。あわせまして、その時期、ちょうど、今年2月に答
申が出ましたように、平成23年度につきましては第5期の壱岐市高齢者福祉計画及び介護保険
事業計画が作成中でございましたから、その答申が出てから、総合的な高齢者福祉、介護サー
ビス等のことも含めて、この計画は実行できるかなと思っております、実はその中止を御提案し
た、その時点で今とまっております状況でございます。

現設計は、おっしゃるように、私はあの不整形の土地に町並みをつくるという斬新なアイデア
で、すばらしい設計だと思っております。ですから、でき得ることならばという気がしております
が、その前に、今度の介護福祉計画の素案の中で、特養ホームについては60床増床して、
160床から220床に、そしてグループホームにつきましては、ワンユニット9床を増床いた
しまして、18床という計画がなされたわけでございます。

議員おっしゃいますように、当初予定地に建設したらいいのではという御意見でございます。
私は、その考えを排斥するものではございません。先ほど申しましたように、すばらしい設計で

ございます。私は、その安全が確認されまして、先ほど申します液状化、実は床面積が4,391平米でございます。敷地面積は9,509平米でございます。当然のことながら、床面積だけを液状化対策してもだめだということでございますし、敷地面積全部をやるのかという、そんな議論もでございます。

その中で、その費用はどのぐらいかかるのかということは、大きなポイントになるかと思っておりますが、ここには既にボーリング調査もいたしておりますし、地質はわかっております。したがって、概算の液状化の防止は、設計はできるんじゃないかと思っております。したがって、その液状化対策の費用、そういったものを出しまして、またこれにつきましても、議会と相談をさせていただきたいと思っております。これは急いでやります。

それから、2点目の養護ホームの待機者の数でございます。この数でございますけども、合併当初の平成16年3月末には43名でございました。現時点では、平成24年2月末、155名の待機者がいらっしゃいます。実は養護ホームに要介護3以上の方が31名おられます。養護ホームは、御存じのように、80床であったものを平成15年に30床増床いたしまして、現在110床でございます。そこで31名の要介護3以上の方がおられまして、この方々は本来なら特養ホームあるいは他の養護施設に、特養ホームに行かれることが望ましいわけでございますけど、受け皿となるべき施設がございません。そのことが一つの待機者の増となっている要因だとも考えておるところでございます。

御参考までに、現在110床の養護ホームでございますけども、111名になりますと常勤医師が要するというところでございまして、現在の時点での増設というのは非常に難しいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 町田正一議員。

議員（7番 町田 正一君） 時間が本当になくなって、老人ホームの待機者が155名ちゅう数字にも、私はびっくりしたんですが、それよりさらにびっくりしたのは、要介護3が31名、私も母親を9年間面倒見てきよりましたけど、ほとんど寝たきりになっても要介護3とか2とかを行ったり来たりするような状況で、要介護3ちゅうたら、ほぼ寝たきりに近いというような状況です。

本来、さっきも市長が言われたように、本来特養に移すべき人たちですよ。今度だから60、最低限今度一応60、できたらこれは市長は民間のほうの力をかりてということでおっしゃいましたんで、民間のほうに私もできるだけ任せる方向で、特養は、熊本の、私、厚生委員会でこの前行った、熊本の菊香園というところは、これ非常に個室、ワンユニットで非常に立派な施設つくってるんですよ。ここ僕は全ユニットなんで、すごい立派なんで、特別料金か何かととる

のかと思ったら、すべて介護保険料の中でやってるということなんで、ということは別に壱岐市がやろうが、民間がやろうが、介護保険料の中でやれるんだったら、利用者負担は一緒なんですよ。僕はぜひこれについては、実は6月に小金丸益明議員が老人ホームと特養について、経営形態まで含めて質問したいと、昨日熱く語ってくれましたんで、6月に小金丸議員が質問してくれます。

時間がまたないんで、実は国保について、私から一つだけ提案があるんですよ。さっき言った元気な老人をつくるために、私もどうしたらいいとかって実は考えたんです。それは体操するのもいいやろうし、特に老人の場合は転倒したら、そのまま寝たきりになるちゅうケースが多いから、骨折の予防をすとか何とかいうのも非常に大切だと思うんですが、僕は一遍に全島的にわっと、昨日、呼子さんに聞いたら、壱岐市も耕作放棄地がいっぱいあるんだと、水田も畑も含めて。しかも、それがどんどん増えてきとるとということなんで、漁師は実は非常に今、一番心配なのは、生活が非常に苦しくて、この人たちにもし一方で耕作放棄地がありながら、壱岐市は片一方は漁業集落なんか米買うのにも苦労しとるような状況なんですよ。要するに半農半漁みたいな生活が送れたら、これはある程度収入が減っても、生活の心配はないとですよ。

僕はだから老人も耕作放棄地を市が借り上げて、買って、売ってくれる人はそげんおらんと思いますけど、1年の半分ぐらいはお年寄りの人たちに田んぼを貸して、とれた米で自分とこの家の賄う半分ぐらいの米をその人たちにやったら、これは漁業集落、漁師の人たちは、一遍に全島の賄う半分ぐらいの米をその人たちにやったら、これは漁業集落、漁師の人たちは、一遍に全島の何でもこうやってわっとやると、大体失敗するんで、最初はモデルケースで、例えば社協を利用して、社協に来てる人たちに水田つくってもらって、とれた米を、一升とか何か、そんなことじゃなくても、1年間、働いた日数に応じて、一斗ぐらいお年寄りの人たちにやるとかです。

僕は昔は、今みたいにこんな寝たきりとか何とか、私が小さいころは、こんなに正直言っておられなかったと思うんですよ。それはやっぱり、みんな元気で何だかんだと言っても、一生懸命働きよったからだ。これも僕はモデルケースで、耕作放棄地があるんだったら、市が買って、社協とか何とかを中心にして、漁村のお年寄りの人たちにこれをある程度、数人単位でやったら、これこそこういうのが、人間楽しくないと、あるいは利益がないと長続きしないんですよ。幾ら体操とか何とか言うたって、そげんとは余り僕も正直言っ、利益が出らんような政策を幾らやっても、余り長続きはしないと、正直言っ、思っておるんですが、ぜひモデルケースを一つやって、それが成功したら、どんどん広げていくというような形で、お年寄りも農作業で働くとか、そういうのが、そして家の家計の助けになるし、1年間分ぐらいの家族が食える飯ぐらいは、お年寄りが働いて、そこでやってくれたら、元気なお年寄りが増えるんじゃないかと思えますけど、時間、市長、オーバーしてますけど、一言だけ。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） ユニークな御提案だと思います。いろんな考えがあると思いますので、元気老人の、老人を元気に、高齢者を元気にしていくという方法は、今の議員の御提案も含めて、いろいろ考えてみたいと思っています。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議員（7番 町田 正一君） 終わります。ありがとうございました。

〔町田 正一議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって、町田正一議員の一般質問を終わります。

.....
議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時5分といたします。

午前10時53分休憩

.....
午前11時05分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、6番、深見義輝議員の登壇をお願いします。

〔深見 義輝議員 一般質問席 登壇〕

議員（6番 深見 義輝君） それでは、通告書に従いまして、今回は市長には休んでいただきまして、須藤教育長に対し、学校教育関係、大きく2点について一般質問したいと思いますので、教育長の率直なお考えをお伺いいたします。

まず1点目ですが、安全安心な教育環境づくりについてお伺いいたします。

国は、教育基本法の中で、国民は保護する子供に対し、9年間の普通教育を受けさせる義務が定められています。そのことに基づき、壱岐市においても、学校環境を整えることによって、小学校、中学校の9年間の義務教育課程において、すべての児童生徒が安心して通学して就学することができるようにするために、安全・安心な教育環境をつくることが必要不可欠だと私自身も考えております。そのことに関して、以下のような問題があると思われまますのでお伺いいたします。

まず1点目は、学校における危機管理に対するマニュアルについてです。既に本市にかかわらず、教育現場において発生したさまざまな諸問題に対し、常に検討され、再編されていると思います。そのことで各学校とも事故の再発防止、そして事前の防御策が図られているものだと考えます。

さて、昨年3月11日に多くの犠牲と災害をもたらした東日本大震災から早くも1年が過ぎよ

うとしてます。被災地では、ようやく復興に向けた兆しが見えつつありますが、防災に強いまちづくりはこれからだと思います。被害に遭われた方々に対して、早い復興を期待するものであります。

さて、その折、さまざまな報道機関の情報において、被災地での被害規模が予想もつかないことがわかりました。そのような多くの被害の中で、学校施設はもとより、児童や生徒、教職員まで犠牲者が出るなど、想定外の天災とはいえ、私を初め子供を持つ多くの親としては、はかり知れない悲しみを感じられたのではないのでしょうか。

どうかして未然に防ぐことができなかつたのか。被害を最小限に抑えることはできなかったのか。現在、いろいろな方面から検証されつつあり、その対策も検討されているものと思います。

今回の災害を一つの教訓とし、再びこのような悲劇を繰り返さないためにも、壱岐市においても、同じような災害が発生することを想定して、既に防災を含めた形で、学校における危機管理マニュアルを作成してあると思いますが、今現在、どのような現状であるかお伺いいたします。また、そのことをもとにして、学校現場において、どのような形で実質的に取り組まれているかお伺いいたします。

次に、児童生徒が安心して就学することができる学習生活環境をつくる必要があると考えております。今日、教育現場には、さまざまな問題があると考えられます。社会的変化に従い、多くの情報が行き交う中に、これまでに増して、教育現場においては課題が多様化していると考えられます。

学校は、保護者を初め地域の方々の支援と協力がなければならないということは、私が言うまでもなく、教育長も理解されていると思います。そのためには、互いに一方的に情報を発信しただけでは、理解していくことは難しいと考えます。このことにより、教育現場に対する不信感が生まれてくるのではと感じられます。

また、中学校においては、統廃合に従い、通学はスクールバスで登下校するようになり、地域の方々から生徒の存在すら薄くなったとお話を聞きます。今後、学校において、どのようにしたら児童生徒が安心して学ぶことができるか、教育環境において何が必要か、教育現場における多様化する問題は、どのようなものがあるのか。また、そのことに対して教育委員会が軸となり、学校、保護者、地域との共有した対処について、どのように対応されているかお伺いいたします。

もう一つは、児童生徒が何らかの理由で長期的に欠席する、いわば全国的に問題化されている不登校についてお伺いいたします。

この問題は、原因となる要素が幅広く、発生の原因がわかりにくいために、対応の度合いによっては、長期化するおそれがあると聞いてます。そのために、なかなか解決に至らなく、一旦は登校することになるが、再発することも予測されると聞いてます。

市内の小中学校においても、このような問題で悩んでいる保護者の家庭があると同えますが、市内の状況はいかがでしょうか。また、問題を抱えた児童生徒が少しでも登校できるような環境づくりに、教育委員会、学校ではどのように対応されているのかお伺いいたします。

以上、3点は、児童生徒が安心して就学するために必要なことであると考えられます。そのためには、教育者として適切かつ迅速な対応をすることこそが必要であり、そのことにより未然に防ぐことが大事であり、安全安心な教育環境が構築されたいと考えますが、教育長のお考えをお伺いいたします。御答弁次第では、再度お伺いいたします。

議長（市山 繁君） 深見議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 6番、深見義輝議員にお答えをいたします。

大きく3つの御質問であったと思っております。防災マニュアル、教育現場における多様化の問題、そして不登校の現状でございます。

まず、防災マニュアルの件につきましてお答えをいたします。

東日本大震災後における防災マニュアルの作成というものは、市内の全小中学校で行われております。年度当初に作成をまずいたしまして、それから長崎県教育庁の義務教育課が作成をいたしました「学校における安全管理の手引 - 児童等の大切な命を守るために - 」をもとにいたしまして、各学校でマニュアルの見直し等を行っております。

現場の主な取り組みといたしましては、市内の全小中学校、学期ごとの避難訓練を実施をいたしております。また、年間最低1回は、避難訓練のときに地震、津波対策の訓練を取り入れておるところでございます。各学校でつくっておりますマニュアルは、1年ごとに更新をするという方向でいっております。

次に、教育現場における多様化する問題についてでございますが、議員御指摘のとおり、教育現場における問題というのは、大変複雑多様化をいたしております。子供たちを取り巻く環境が、物的にも人的にも多様化をいたしております。さまざまな価値観が存在をするということが、その背景になっているのではないかと考えております。

問題の対処に当たりましては、一人の教師の力で解決できることではございません。学校内の教師間の連携を基本といたしまして、保護者や地域、学校の協力体制のもとで、それぞれのケースにつきまして、対応をいたしております。より豊かな人間関係を築いて、子供たちを守ろうというのが基本的な姿勢でございます。

学校、保護者、地域の協力体制の仕組みといたしまして、現在は市内のすべての学校において、PTAに加えまして、学校支援会議が組織をされております。学校の目標達成や課題の解決に向けた特色ある取り組みが、学校支援会議で推進をされておるところでございます。

市の教育委員会といたしましても、校長研修会、また教頭研修会を初めといたします各種研修会や学校訪問指導を通しまして、学校現場全員がその問題を意識するという組織的な取り組みについての指導をいたしております。保護者や地域からの相談や苦情の対応につきましては、特定のマニュアルは配布いたしておりません。それぞれのケース、千差万別ございますので、一定のマニュアルというのは非常につくりにくいものでございます。それで案件が起こりますと、まず学校側の適切な接遇、いわゆる言葉遣いとか態度とか、それとか教育的配慮に裏打ちをされた責任ある対応について、市内の各学校の共通理解といたしまして、年度当初に校長から職員に向けて懇切な指導がなされておるところでございます。

また、教育にかかわります相談に関しましては、彦根市が設置をしております、いわゆるアイネット、彦根市の不登校相談ネットワークというものがございます。県が開設をしておりますいじめ相談ホットライン、親子ホットラインがあります。また、県教委が独自に巡回相談も年間、数回実施をしておるところでございます、その周知と活用方を呼びかけておるところでございます。

さらに、保護者等の学校への要望等は、直接しにくい面もございますので、そういうことにつきましては、学校評価の無記名アンケートなどに無記名で記入をしていただきまして、情報を集めておる方法も採用をいたしております。

それと3番目の不登校の件でございますが、市内の小中学校にも、不登校状況にある児童生徒がおります。このことにつきましては、市の教育委員会では、各学期末に不登校に関する報告を集散的に受けます。その学期末にならなければ情報が入ってこないということではございません。その都度、報告を受けておりますが、不登校になった主な理由、不登校が続いている、継続している理由、学校の対応状況等の情報を収集、把握をいたしまして、学校や関係機関と連携をとりながら、その解消に向けて対応をしているところであります。

不登校児童生徒の状況についてでございますが、現在、各学校から報告を受けております不登校の児童生徒は、昨年度と比べると大きな変化はございません。また、1学期と2学期を比べても大きな変化はございません。不登校となった理由は、その児童生徒によってさまざまでございますけれども、いじめ、いじめを除く友人関係をめぐる問題、部活動での不適應等が挙げられると思っております。

次に、不登校児童生徒の対応についてでございますが、まず不登校にならないように、日常の学習指導、生徒指導を充実いたしております。しかし、万一不登校になった場合には、学校では全職員による支援体制づくりを行います。そして、家庭訪問等による家庭との連携、そしてこれは一つの方法なんです、教室にどうしても行きたくないという児童生徒がおります。そういうケースの場合は、保健室等への別室登校というのを採用をさせていただいております。

また、県の事業でスクールカウンセラー事業というのがございまして、中学校には郷ノ浦、勝本、芦辺の各中学校には、定期的にスクールカウンセラーが参りますので、そのときにカウンセリングをやっております。また、心の教室相談員によります相談対応などの機会もあります。その児童生徒と保護者に対する支援を学校全体で行っておるとというのが、吉岐市の現状でございます。

担任の1人の先生には、絶対に全部の問題の解決をゆだねないということです。担任1人というのは、いろいろのまた別の仕事等がございますので、担任1人に任さずに、学校全体でということが基本的なスタンスでございます。

市の教育委員会では、学校や保護者からの相談がありますので、その対応といたしまして、関係機関との連携や、本人や保護者の了承を受けた上で、関係機関の紹介等をさせていただいております。また、電話相談のケースも随分市の教育委員会にありますので、それにはすべて対応をさせていただいております。

さらに、県の教育委員会によりますスクールカウンセラー派遣事業、また県教育センターの巡回教育相談等々がございますので、それらを活用いたしまして、専門的な意見を求めることもございます。

ですから、該当の児童生徒、保護者の方の心情は痛いほどわかります。我々教育関係者としてしましては、情報の守秘義務は100%確実に守ってきておりますので、保護者の方がお1人で悩まれることが多々あるかと思えますけれども、学校、教育委員会を信頼いただきまして、御一報をまずいただければと思っておる次第でございます。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 深見議員。

議員（6番 深見 義輝君） 今回、私がなぜこういった学校の、安全安心な学校ということで質問することになった経緯ですけども、ある教育雑誌の中でたまたま読んでたら、先ほどもかなり言いましたけど、3・11から学校のあり方について、非常に変わりつつあるわけですね。特に、将来を担う子供たちを失うということは、日本の財産にもかなり大きく影響しますし、その中で安全教育とは命の教育であると書かれております。このことが子供たちを育てるために必要性があるなと思ったものですから、吉岐における実情の中で、子供たちを含めて保護者が本当に学校に安心して通学させられるという、そういった気持ちになれるようになれば、いろんな問題も解決していくのではなからうかと思っております。

その中であって、ただプログラムされた安全教育を実践していただくだけでは、なかなかそれが解決につながらない。正直、先ほど教育長が防災マニュアルを作成し、そして年に1回はちゃんと、恐らく新年度、新任の先生が赴任してこられれば、意思の統一は図られておると思いますし、子

供たちの定期的な防災の訓練はされていると思いますが、ただそれが義務的になってしまうと、本当に子供たちの心の中に、その必要性ということが植えつけていかれないような気がするんですね。だから、本来なら学校が率先してやるんじゃなく、子供たちから、自分たちからそういった気持ちが出るような形をつくっていくのが、基本の教育じゃなからうかと思えますけども、そのことに対して教育長、何かございましたら。

議長（市山 繁君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 子供たちの自主的な動きといいますのは、その子供たちの年齢に応じた動きがあるかと思えますので、まず学校現場といたしまして、定期的な避難訓練、安全教育への企て等々をまずやるべきだと思っております。

東北の今回の大震災で、「釜石の奇跡」という新聞報道がございました。これは小学校と中学校がいつも避難訓練を一緒にしてるケースでございました。マニュアルに決められたある地点まで避難をするんですけども、中学生がここよりもあそこに行こうということで、また1次避難した所よりも高い場所を指示しまして、それが全員に受け入れられて2次避難をするわけですね。それで1人も犠牲者が出なかったという新聞報道がございましたので、議員が言われますように、形式化したマニュアルではなくて、その場その場に応じた判断を植えつけるような教育が学校現場では必要だと思っております。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 深見議員。

議員（6番 深見 義輝君） 教育長もちゃんとその辺は理解されてると私も思っております。どうしても義務的になり過ぎると、それを処理すれば終わるといふ、そういう感覚、私たちもそういう心の中に持っているところもありますが、それでは本当の、先ほどから言う、命の教育にはならないと思います。子供たちが、今教育長が新聞で言われたことは、私も見ました。それは日ごろの鍛錬がそこに出てくるものだと思えますので、そういったものを深く子供たちに教えていくことこそが、真の教育じゃなからうかと思っておりますので、今以上の、まずは教育委員会が学校にそういったことを伝えていくことが先だと思えますので、よろしく願いいたします。

その中で、一つですけども、昨日の一般質問の同僚議員の質問にありましたように、県における防災計画の見直しが本年度ありますし、それによって壱岐市の防災計画も今後見直されてくると思います。原子力、玄海原発が身近にありまして、昨日も話にあっておりますので、その被害による防災計画が今後作成されていくと思いますが、学校においては、今後どのような形で防災計画の中に、危機管理マニュアルの中に組み込まれているのか、もう一回お聞きいたします。

それと2点目ですけども、保護者を初め地域に学校の情報を少しでも流すことが一番だと思っ

てます。なかなか、生徒がおる保護者にはわかりますけども、地域には流れてこない。特に中学校も合併し、先ほども言いますように、スクールバスで通うことになる、非常に子供たちの流れというのが地域もわからなくなって、この前、地元の小学校のお声がかかりで、支援会議のほうに地域の1人として出てもらえないだろうかということで、私も出席しました。その中にあったとは、今まで健全育成会が各地域に組織としてありました。中学校が合併した後、小学校と中学校の関連した地域のそういった健全育成組織がどのようになっておるかかわからないという意見が若干出ておりました。正直、地域を守る者として、子供たちがわからなくなれば非常に寂しい思いもしますから、その辺の新年度からどういう体制で行われているか、再度お聞きしたいと思っております。

それと長期欠席者の不登校についてですけども、そういった事態が発生すれば、学校また教育委員会にしても処理はされているとは思いますが。ただ正直言って、浅いうちは親もなかなか見つけにくい状況にあるわけですよ。正直、長期休み、夏休み、春休み、夏休み、冬休み、後にどうしても学校に行きたくないという子供の心境の中で、体調が悪いといえ、親としては休んでもいいんじゃないかという気持ちになります。それが1日、2日休んでも、そして次に行っても、また次の、1日行けば、またもう一回、何か帳じりが悪いということで、そういった中でそれが実質で不登校か不登校でないかというのは、非常に見分けづらいところがあると思っておりますけども、その辺をいかに見つけ出していくかということで、学校サイド、教育委員会として、どのような形でそこを見分けていくかということ、今後どのようにされていくか、もう一度お聞きいたします。

議長（市山 繁君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 深見議員にお答えをいたします。

まず4つほどあったと思います。まず最初に、今後の防災の学校現場での取り組みということでございますが、これは県の教育長の義務教育課から、その手の防災マニュアルの改正等々がその都度送られてまいりますので、まずそれを活用いたしまして、各校の防災マニュアルの修正を行います。それと市の防災計画等々もございますので、当然のごとく市の指導を受けて、学校現場に反映をさせたいと思っております。

2番目の学校の情報が地域へ伝わりにくいということでございます。保護者の方々には、学校から出す校長だよりとか学校だよりが、それぞれ手渡されております。この校長だより、学校だよりを地域の回覧板の中に挿入をさせていただきまして、地区の皆さんに情報をお知らせするという手法は、今採用をさせていただいておりますけれども、市全体となりますと、議員が心配されるように、情情的には少し偏りが出てくるものであろうかと今反省をいたしております。

それと各学校の支援会議、そして健全育成会の組織等につきましては、過日、議会の方々からの御指導をいただいております。ただいま社会教育課を中心に、その具体的な方向といたしますか、検討をたゞまいたしておるところでございます。

それと不登校につきましての問題でございますが、不登校の児童生徒の一番最初の情報のキャッチ者は、担任の先生であります。担任の先生に該当の発生の事案が起こりそうだなということは、これは教育者の感覚で極めてキャッチしやすい、日常生活が展開されますので、まず学級経営の徹底を図りまして、先ほども申し上げましたけれども、担任1人がその子のことに対して、すべての責任を負うということではなくて、まず学年主任、教頭、校長というぐあいに情報を開示をしまいいりまして、全体的な動きとしての不登校が1人でも減るような、初期的な動きを今後とも続けていきたいと思っております。それにつきまして、市の教育委員会が学校を支えることは当然でございます。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 深見議員。

議員（6番 深見 義輝君） 防災マニュアルについては、今後、市のほうの地域防災計画に基づいて、学校のほうも作成されていくと思いますので、不登校ですけれども、高校では不登校というのは非常に目に見えてこないわけですね。正直な話、高校は義務教育課程じゃございませんので、もしもそういう心情になれば、自主的に退学されるか、学校である程度処理されるかということで、非常に見えにくいことはあるとすけれども、小学校、中学校、9年間の過程の中で、一つのそういったピリオドを心の中で持つと、どうしても将来的に何らかの形でまた再度出てくるという可能性も、ありにしもないと思います。ですから、そういった子供たちを少しでも早く見つけて対応していく、それは学校における命の教育として、今後行っていただきたいと考えております。

現状的に、先ほど教育長は不登校の数は増えてないと言われましたが、実質学校、教育委員会が考えている以上に、心の心配を持っている子は多いと思います。ただそれが不登校として、まだ現実的にあがっていないのではなかろうかと私自身思ってます。私の知っている方も、若干心配されている保護者もおられますから、親としてはなかなか不登校ということ認めたくない気持ち非常に強いと思いますので、なるべく早く子供たちの心を開かせて、引き上げていただきたいと思っておりますので、その辺はよろしくお願いいいたします。

次に、2番目の質問ですけれども、今後の学校運営についてお伺いいたします。

中学校においては、本年度より統廃合により4校体制となり、1年が経過しようとしています。今後、その成果が明らかになっていくことですので、将来の中学校の運営については、その都度改善しながら、よりよい中学校運営ができると考えていますが、しかし、小学校においては現在、

合併前の学校数のままであるために、各学校の状況は非常にまちまちです。少子高齢化と島内における雇用の減少で、後継者不足となり、そのことがもろにあおりを受けることになり、年々児童の減少に歯どめがきかない状況ではなかろうかと考えております。

そういった中で、地域的要素もありますけども、各学校において児童数に格差が生じてきて、学校においては1学年10名を切るという学校が増えてきています。今後さらに、たしか2学年重なる、2学年で15名になると複式学級ということになると思いますが、そういった学校が増えてくる中で、児童の学習面に対しての是非というのが、なかなか私もわかりづらいところがありますので、どのような影響をもたらすのか、その現状と今後の課題についてお伺いいたします。また、将来、小学校においては、このままの学校運営のあり方でいいのか、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（市山 繁君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 6番、深見義輝議員にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、現在、市内の学校で複式学級を有する小学校が10校ございます。これは分校2校を含めての10校でございます。平成24年度は児童数の変動がなければ、今年度と同様に学級数10でございます。その後もほぼ横ばい状況で推移をいたします。

複式学級は、基本的に二つの学年を1人の先生が指導することになります。単式学級とは違いまして、一つの学年だけに先生が指導する、1時間中ついて指導することができないという不便さはございます。各学校では、学習指導要領で定められました目標に沿いまして、体育や音楽、図工などの技能教科を2学年、一緒に学習できるように教育課程を工夫したり、先生が直接指導に当たれない時間につきましては、子供たち自身で主体的に学習を進める指導方法を工夫したりするというようなことで、複式指導の充実を図っておるところでございます。

議員が御心配をされております複式学級の学力のことでございますが、複式学級による子供たちの学力低下は見られません。むしろ主体的に学習する力や学年を超えて協力したり助け合ったりするという姿が目立っております。壱岐市の教育委員会といたしましては、県の支援を受けながら、複式学級を支援するための非常勤講師や教育支援のための非常勤講師を配置をしております。しかし、この非常勤講師もすべての複式学級を有する学校への配置は、だんだん厳しくなっております。今後も各学校の学校運営におきまして、より効果的な複式指導のあり方を研究していくことが重要となります。

また、市の教育委員会といたしましても、将来的にはだれでもが複式指導ができるという教員を育成することなどを考えておりますし、壱岐市につきましては、複式学級対策の県下でのいい先進地という評価を受けておるのが現状でございます。

それと、今後の小学校の体制をどのようにするのかということでございますが、中学校は適正な規模の4中学校に編制がえをさせていただきました。小学校といいますのは、小学校1年生から小学校6年生という、制度的な年齢差が非常に中学校に比べると幅が広いという一つの問題がございます。またもう一つは、小学校はどうしても地域に非常にながちりと溶け込んでおりまして、地域のあらゆることの拠点になってきた歴史が非常に長いということがございます。

今年度、1年、私は中学校の統廃合の後の検証をして、小学校については慎重に考えたいという御答弁をさせていただいております。今回もその中学校の検証をして、小学校につきましては、慎重に考えたいというのが深見議員に対します回答でございます。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 深見議員。

議員（6番 深見 義輝君） なかなか教育長が言われるように、保護者そして地域の方は、長所のほうに関しては理解が薄くて、短所のほうにばかりみんな目を向くわけですね。正直な話ですね。言われるように、僕も複式を調べてみたんですけども、率先して子供たちが勉強する学力はついてくるちゅうことで長所には載っています。ただ人とのかわり合い、どうしても少ない関係上、人とのかわりが非常に、そういった面が短所として出てくるということで載ってましたし、そういったことが、皆さん、短所のことしか心の中に残らないものですから、このままで学校はいいのだろうかということが、非常に今取りざたされております。

以前からもずっと小学校は、合併はしないのかちゅうお声が教育長のほうに来てると思いますが、事例で言って申しわけなかとですけども、箱崎小学校も正直な話、複式学級になりました。今年の幼稚園の入園生が1人になったそうです。地域に同級生はいるそうですけども、そういった実情になってきています。そのまま上がれば、恐らく学年で1人ということになります。それで本当に複式ができていけるのかというのは、非常に保護者を含め地域の不安材料になっております。

ですから、教育長も前回から言われますように、まずは中学校の統廃合を1年間検証してから検討に入るとのことですので、恐らく今年度から検討に入られるとは思いますが、これは幅広い中で、中学校、小学校のあり方ということを検討していかなければいけないのではなからうかと思っておりますので、最後にその辺だけお聞きして終わりたいと思います。

議長（市山 繁君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 小学校の現状というものは理解をいたしております。子供がすべてのこの島の基本でございます。その子供たちをいかに能力を引き出して、生活をさせるかということとは、教育委員会が課せられた一番大きな使命でございます。その使命等々、肝に銘じておりま

す。小学校、中学校の学校の体制につきましては、今後も教育委員会の第一の使命といたしまして、肝に銘じて執務を続けてまいる所存でございます。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 深見議員。

議員（6番 深見 義輝君） 子供を持つ親、そして地域としては、学校をなくすことは非常に寂しいものです。ただし、将来をつかさどる子供たちのことを考えると、何らかの対処はしていかなければならないと思っておりますので、市としてどのように今後、学校のあり方を考えるべきだろうかということで、もしも議長のお許しを得るなら市長に学校のあり方について、ちょっと答弁がいただければと思います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 今、小学校の統廃合についての質問でございます。私の考え方といたしましては、小学校は中学校と違いまして、私は地域の文化の拠点だと思っておるわけです。したがって、中学校のように、将来的には、それは今の中学校ぐらいに、4つぐらいにせにやいかん状況は生まれるかもしれませんが、私は当面は非常に文化の共通したところ、例えばここまで言っているかどうかわかりませんが、深見議員の出身の近くの小学校、そういったところは正直言って、昔から同じ村でございましたし、そういった中で共通した文化があると思っております。そういったところからいろいろ考えていきたいなと思っておるところです。今のところ、私は中学校のように、大きな統合というのは性急にすべきでないと思っておるところです。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議員（6番 深見 義輝君） 終わります。

〔深見 義輝議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって、深見義輝議員の一般質問を終わります。

議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

午前11時53分休憩

午後1時00分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、3番、音嶋正吾議員の登壇をお願いします。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 登壇〕

議員（3番 音嶋 正吾君） いよいよ白川市長の第1期目の任期の最後の議会であり、そして私が一般質問の最後であろうかと思えます。神が与えた舞台でありますので、感謝をしながら一般質問を申し上げたいと思えます。

まず第1点といたしまして、真の指導者とはどうあるべきかという視点で質問をいたします。

近年、非常に地方自治が混迷している中で、地方の市長の役割というのが非常にクローズアップされております。そうした視点において、指導者の果たす役割、責任というのはいかようにあるべきかという考え方に基づいて質問いたします。1から3まで一応項目は挙げておりますが、大局的な見地で結構でありますので、お答えをいただきたい。そして小さな4に関しては、具体的に今後の指針等を含めてお答えをいただければと考えております。

まず第1、指導者とはどうあるべきかという大局的な見地に立ったときに、まず第一に考え得ることは、総合力を有することではなからうかと考えております。総合力というのは、具体的に申し上げますと、大局を見通す力ということにならうかと思えます。

2点目に関しまして胆力、いわゆる精神の動揺をいさめて先を読み取る力、そうしたことになるかと思えます。

3点目には、人心掌握力が必要でなからうかと思えます。いわゆる組織に対するそうした視点、そして一人一人の能力を高めていく、そうした視点でとらえることが必要ではなからうかと感じております。

地方自治体の長というのは、市民の生命、財産を預かる、そして企業におきましても、社員の生活を預かる、そうした重責を担っておるというふうに考えております。

そうした視点で考えたときに、市長というのは、責任感も重責も担わねばならない。そして、時として苦肉の決断をせねばならない。そうした重責を背負っておるというふうに考えています。

私は、そうしたときに、昨今、今の世の中で国の政治を見ておりますときに、非常に情けない思いをしております。なぜかと申しますと、烏合の衆の集まりのように思えて仕方ありません。カラスががやがや騒ぐだけで、最終的に何をどうしようとするのかという確たる指針が見えない。非常にそうした点におきまして、市民、国民は非常に政治に対する不信感をあらわにしておるのではないかと思えます。

リーダーたるは大衆迎合性じゃなくて、マスコミがこう言っておるから、市民がこういうふうに世論で、世論調査の結果でこうしておるから、それに従って、ある一面ではそれを聞き入れることも必要かと思えます。しかし、指針を持って、戦略を持って、自分としての志、大義を持って立ち臨む、そうした強いリーダーの存在を私は今こそ必要であると考えます。

市長も、この4年間を振り返られて、いろんな政権公約を掲げて、なし得たこと、なし得なかったことはあろうかと思えます。しかし、そこにどういう視点で今日まで進めてきたのか。また

2期目を目指して、新たな出馬表明もされております。どういうふうな視点で今後、壱岐市を進めていこうと考えておられるのか、そこら辺の見解を明確にお答えをいただきたい、このように思っております。

そして、何をなすにおいても、ブレーンというのが必要であります。まず1番のブレーン、市長にとってブレーンというのは、横にいらっしゃる副市長ではなからうかと思えます。夫婦の間でいうと、これは伴侶であろうと思えます。今日まで副市長の強い支えがあって、白川市長もこのように今日まで務めてこられたというふうに私は考えております。副市長、頭上げてください。自信を持っていいです。よく頑張ってくれましたから。それを支える、ここにおられる侍と申したら悪いですが、部長、課長級のチームワークがあってこそ、今日があるというふうに思っております。なお一層の努力は必要とは考えておりますが、まずエールを送りたいと考えております。

そして、まず今、壱岐市が直面している課題として、何があるかと申しますと、同僚議員、先ほど来、町田議員のほうから指摘がありました。急速な少子高齢化問題がございます。この問題を避けては通れません。我々市長だけの責任ではない。我々も選挙のたびに少子高齢化に対する雇用の場の創出というのを公約として挙げました。具体的に何をするのかというに至っていない。このことは非常に我々も含めて反省すべきことであろうかと考えております。

この問題が今後、長崎新聞の記事によりますと、2035年度の壱岐市の推計人口は1万6,200人くらいになるかというような予測を立てられております。ゆゆしきことであります。長崎県の各離島は、軒並み現時点より50%以上の人口減が予想されております。そうしますと高齢化率が非常に上がってまいります。そしてかつ生産人口というのが極度に減少いたします。いろんな社会保障の面、税の面、非常に地方にとってはゆゆしき事態が多いと思えます。

こうしたことをまず打破するには、どうせねばいけないかということ、まず総合的に市長の見解を賜りたいと思えます。その後に私としても提案させていただきます。市長の答弁を求めます。

議長（市山 繁君） 音嶋議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 3番、音嶋正吾議員の御質問にお答えします。

先ほど申されましたように、今期の最後の一般質問でございます。お答えをいたしたいと思えます。

まず、指導者の責任、役割についてということでございます。先ほど総合力、胆力、人心掌握力という、これは私は指導者として必要とされる資質であると思っております。その資質があるかどうかは別にいたしまして、私は市長として、その責任、それは大目標として壱岐市の発展、

そして市民の幸せを願う、幸せを実現するということが、私は大きな目標であると心に決めておるところでございます。

その戦略、戦術といたしまして、何があるかということでございますけれども、先ほど申されましたように、その実行組織であります市の職員、職員という、職員の吉岐市役所の組織をまとめるということが一番大事であると思っております。

2番目には、方針を明確にする、これはマニフェストに書いておったとおりでございます。そして次には、信頼関係を築くということが大事であると思っております。信頼関係を築くためには、約束をしたことを守ることが大事であると思っております。

これにつきましては、3つのお約束をしておりました。市民病院の改革、そして無駄遣いストップ、一般廃棄物処理施設の見直し、見直しといいますが、経費の圧縮、それにつきましては、私はある一定のお約束を果たし得たと思っております。そしてまた、何事にも屈しない精神力、これも当然必要でございます。そして、その目標達成のために、チャレンジ精神を常に持つということも大事だと思っております。知恵を絞り、制度をうまく使う、そういったことが大事であると思っております。

これは光ファイバーケーブル網の整備に例を挙げさせていただきたいと思っております。46億円の事業費のうち95%に当たる44億円を国から補助をいただいたということ、そういった制度をうまく使う、政治のプロに徹する、これが私が次に思っておる、今後も政治のプロに徹してまいりたいということでございます。

次に、もう一つ大きな吉岐市長としての任務があると思っております。それは危機管理でございます。危機管理というのは、行政の最大の責務だと思っております。昨年の東日本大震災、それからそれに伴います福島第一原発の事故の問題、そういったもろもろの災害、そしてまた平成17年3月には、吉岐地方を福岡西方沖地震が発生いたしまして、実に300年ぶりの震度5強の揺れを記録したわけでございます。それからまた21年7月には、1時間当たり100ミリを超える豪雨がございました。人命を失うという悲惨な被害でございました。

私は、これまで防災対策にも全力で取り組んでまいりましたけれども、消防団との連携を図った対応、そして資機材の整備等、有事の際の対応について全力で取り組んでまいりました。現在、吉岐市地域防災計画について、県の地域防災計画の全体に即しまして見直しを進めておるところでございます。これにつきましては、昨日申し上げましたけれども、吉岐市の30キロ圏内、UPZの範囲を超えて、島外への避難をも視野に入れなければならないと思っております。

それからもう一つ申し上げたい危機管理がございます。それは情報に対する危機管理でございます。今、吉岐市民病院、私はこれはいわゆる危機に陥っている。その中で吉岐市民病院を建て

直すために、九州大学に何度も足を運びました。その中で言われましたことは、壱岐の情報の報道のあり方が変わらない限り、壱岐に医師は派遣しないということと言われたわけでございます。このことは私は過去において、壱岐市の情報の管理が私は十分ではなかったんじゃないかと思っております。

ここに3月2日付の壱岐日々新聞がございます。ここに先日、議会にも御報告いたしましたトリマランの調査報告の記事が載っております。ここに市の債務保証は不要と判明と、大きく見出しがあります。私は、この記事をどうしても読解できません。なぜかと申しますと、この調査結果報告書に載っておりますけれども、この前段が削除、省略されております。実はこの前段に重要なことが報告されておるわけです。それは皆さん、御存じのとおりでございます。

それは毎月25日までに約束手形で現在の40億円計画であれば、年間3億7,000万円、月に3,100万円を払わなければいけない。そして、それについて、離島航路に就航する旅客船舶は、すべて地方自治体の壱岐の、壱岐市の支援確約書がなければ融資はできない。そういうふうに書かれておるわけです。それは省略をしてあるわけですね。

ここに支援確約書がございます。支援確約書です。共有船の使用料の支払いに支障を来す状況だった場合、またはそのおそれがある場合、いわゆる3,100万円を払えないといったときには、市、壱岐市でございます、壱岐市が当該共有船を用船すると、用船ですから、その船を壱岐市が雇う。雇い料を払う。そういう使用料の支払いに支障を来さない有効な手段を講じると書いてあるわけです。これを私は、こういう事実を報告をしない。

私は、先ほど申します、壱岐市民病院に医師が来なくなったことで、壱岐の医療、壱岐の島民の方々に、どれだけの損害を与えておりますか。私は許せないわけでございます。今後の正しい情報、これを私は市民の皆さんにお伝えしたい。これは行政の長として、指導者として、大きな責任であると思っております。

それから次にまいります。人を見る目、組織の力、女房役と二役ということでございますけれども、先ほど申されましたように、女房役である副市長には、本当に力強い女房役をしていただいております。そして、職員の皆さんにも本当に市政の遂行について、力いっぱいやっていただいております。

山本五十六司令長官の言葉がございます。「やって見せ、言って聞かせて、させてみせ、褒めてやらねば、人は動かじ」、そして加えて、「話し合い、耳を傾け、承認し、任せてやらねば、人は育たず」、この名言がございます。私は山本五十六司令長官のつめのあかをせんじて飲まなければならないぐらいの人間でございますけれども、この名言をひとつ肝に銘じて、市職員とともに市政の振興に当たっていきたいと思っております。

それから、人口減少化に伴う政策の具体像ということでございます。第1次産業、跡取りがお

りません。しかし、第1次産業は壱岐の最大の産業でございます。これを振興しなければいけないと思っておるわけでございますが、少子化、人口減少化、それには働く場所が大事でございます。定住促進対策として、先ほど具体的な例がないとおっしゃいましたけれども、島外通勤等の交通費の助成、島外からの移住希望者へは相談、窓口相談、農漁業の新規就業者に対する研修、あるいは支援、少子化対策につきましては、3歳未満児の医療費の無料化、お結び班の設置による結婚促進事業の拡大等々いたしております。また、雇用の場の創出につきましては、これは一朝一夕で解決することはできません。人口減少対策については一朝一夕でできませんけれども、企業誘致、産業の振興を積極的に進めておるところでございます。

光ケーブル、先ほど申しましたけれども、このITの環境を活かして、私は距離や時間的ハンディはなくなるという、そういった事業を活かしまして、在宅勤務、研究施設の誘致等々に、新たな産業の創出に力を入れてまいりたいと思っております。それから、電気、電力が不足してまいります。メガソーラーなどの新エネルギーの開発誘致にも取り組んでまいりたいと思っております。

ちなみに、22年度の人口動態を申し上げます。出生が238名、死亡491人、転入663人、転出1,027人、トータルで617人の減少でございます。これが年間の今の壱岐の現状でございます。この人口減少をどうしてとめるか。皆さん方とともに知恵を絞りたいと思います。議長、反問権をよろしいでしょうか。

議長（市山 繁君） どうぞ。

市長（白川 博一君） 先ほど音嶋議員も、議員も反省するところがあると申されました。ぜひこの人口減少に対する具体的な提案ございましたら、お聞きをしたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 真のリーダーという分野では、今市長が述べられましたが、私は白川市長、個人的な志にほれて、皆さんも1期目の市長としての重責を担わせてもらったと考えております。しかし、大義を持って、組織を引っ張っていくという、そうしたリーダー性を今後ともぜひとも発揮をしていただきたい、そのように考えております。まず、大義を持って、無心の心で率先垂範、組織を引っ張っていただきたい。

私は、世界の確たる自動車会社になった本田宗一郎氏の挿話の中に、こういうエピソードがあります。外国に輸出を拡大するために、静岡の浜松に外人さん呼んで、芸子さんをあげて接待をしたと。そのときに外人さんがトイレに行って入れ歯を落としたそうであります。その当時はくみ取り式でありますので、かきまぜることもできないで、便器の中に本田社長自身が頭を入れて、その入れ歯をとって、その外人さんにお返しをしたというような話があります。

私はこの話を聞いて、何かと申しますと、嫌なことは自分が率先してすると。そのことが既に結果を生むことになったということではなからうかと思えます。ぜひとも苦しい艱難辛苦のときであっても、みずからトップが動けば、おのずとその参謀、そして取り巻く人に響き合うと考えております。ぜひともそうした自治を、今後とも展開をしていただきたい、そのことを申し述べておきます。

続きまして、私が人口減少に対する対策として考えておりますのは、まず天の時、地の利、人の輪を活かしていただきたいと思えます。まず壱岐市は、東アジアに最も近い位置に立地しております。そして、ほかの離島とは違って、平野も非常に耕作地も多ございます。そうした利を活かして、私は1次産業の加工する施設を大々的につくる。そして今、漁協が5つに分かれております。これは私は壱岐市の合併の理念として、ぜひとも統合していただきたい。そしてJAとJFが一体になって、アジアの食料供給の基地としての潜在能力を活かして、雇用に役立てることは可能ではないかと考えております。

昨日も鵜瀬議員のほうから提案があっておりましたが、梅屋庄吉の奥さん、梅屋トクは壱岐出身であります。中国とのかけ橋になり得る、今回のチャンスがあるではありませんか。そして、壱岐高校の中国語学科の生徒もいます。そうした生徒の今後の意欲を醸し出す上でも、大いに活躍の場を広げてやる、絶好のチャンスであろうと思えます。

私は、壱岐は可能であると思えます。企業誘致はなかなか難しい。だったら自分たちの今置かれている潜在能力をフルに発揮してやろうではありませんか。方向を、一つの方向を向けようじゃありませんか。私は、そうしたことを市民の皆さんにも呼びかけていただきたい。そのことが壱岐の今後につながると考えております。夢物語のような話じゃなくて、現実に向き合っていくと、そうした攻めの自治を今後とも展開をしていただきたい、そのように思っております。

具体的に申せば、いわゆる一般的に言われます生産の1次産業、食品加工の2次産業、流通の3次産業、いわゆる壱岐市は6次産業化を目指すべきと、私はそのように思っております。若者が残り、そしてお年寄り3世代で生活をしていく、それが本来の地方のあり方ではないかと、私はそのように思っております。

親が他界をしていく。一人で孤独に他界をしていく。それが親子の本来の姿であるのかと私は言いたい。もっと若い人も郷土愛に燃えて、壱岐に残っていただきたい。恐らく給与所得は現在、民間企業に勤めてある方は、300万円もあれば上等じゃないかと思えます。先ほど財政課長に聞きましたけど、控除をしたときにどれくらいになるかと、課税所得は190万円くらいであろうと。そうした中でも、今頑張って壱岐に残って生活をしておられる、そうした現実をもっと広げましょう。私はそれが今からの地方の本来のあり方であると思えます。

市長は、全国離島振興協議会の副会長でもあります。今現在、税制というのが、地方負担額が

全国一律です。保険税も何もすべてが、この若い生産世代にかかってくれば、物すごく重税感がひどくなる、大きくなる。そうすると壱岐に残って何ができますか。そういうところを国に現実を訴えていただきたい。税制を変えてくださいと。横断的な地方負担を求めるのではなくて、高齢化率を考慮した、そうした地域事情というのを勘案して、今後施策を進めていくべきである。地方の時代ですから、地方からしっかりと中央に声を上げていただきたい。そうした市長であっていただきたいというふうに考えております。これが私からの提案でございます。簡潔に答弁をいただければと思います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） ただいまの音嶋議員の案、いろいろ聞きました。私は第6次産業を進めるということは、当然申し上げておるわけでございまして、もう少し踏み込んだ話をさせていただきたいという気がするわけでございます。それはまた一般質問という場ではなくて、話をしていきたいと思っているところでございます。

また、JA、JFの合併等につきましては、これはJF、漁協も合併の話をなさいましたけど、漁協自体がその後どうなったか、まだ合併が進まない状況でございます。確かにJAとJFが手を組んで、本当にそれが一つの大きな組織となれば、これはすごい力は出ると思いますね。しかし、その実現に行政が入るといってもいかなないというのも事実でございます。一つ一つについてはまた、今日は申し上げませんが、今、音嶋議員が言われた方向性というのは、まさにそのとおりだと思っております。

また私は先ほど申されました、全国の離振の副会長といたしまして、今要求いたしておりますのは、離島航路のJR並み運賃実現ということを一生懸命やっております。確かに税制を変える、これも必要でしょう。名古屋の河村市長が住民税のことで、非常に全国をにぎわしております。そういった税制につきましては、非常に難しい面がございます。しかしながら、私は今置かれております離振副会長、全国離振副会長という立場を十分活かしまして、今音嶋議員おっしゃいますような方向で全国に、国に訴えてまいります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） わかりました。私は個人的見解として、市長は今言及はできないと、結論は申せないということでありましたが、私は一つ、壱岐は一つという視点でJFも合併をして、壱岐の将来を見据えて、今何をすべきかと。人口が減ってしまっただけでは何もできないということで、私個人としては、音嶋正吾としては、JFは合併を目指すべきということ、声を大にして申し上げたい。

これで時間もございませんので、次の項目に進みたいと思います。玄海原発と壱岐市が直面する課題についてということで質問させていただきます。

私は、平成23年の第2回定例市議会において、福島原発の事故の惨事、玄海原発の概要、玄海原発の問題点等について質問をいたしました。現在、皆様が御承知のとおり、日本の17原発のうち54、17の54基中、稼働しておるのは北電の泊原発3号機と東電の柏崎刈羽原発6号機の2基のみであります。福島原発、現在の原子力行政に対して、市長はいかように考えておられるのか。私は、この前提とすべきは、玄海原発が壱岐市から可視できる位置にあるということ踏まえて答弁を願いたいと思います。

そして、玄海原発が再稼働するにつけては、長崎県、壱岐市、平戸市は事前同意が必要である、そして原子力安全協定を締結すべきである、住民説明会もすべきであるというふうに、締結の必要性、同意の必要性の意思表示を明確にされております。そのことに対して、電力事業所である九州電力の反応はいかようであるのかという件に関して、見解を賜ります。

そして、玄海原発を運転する九州電力は、UPZ、30キロ圏内の国の指針が示されておる今日、関係自治体と原子力安全協定の締結に向けて、真摯に向き合うべきであると考えております。かつ関係自治体と紳士的に締結するのが、安全協定を締結するのが、私は筋であると考えております。現時点での動向についてお尋ねをいたします。

以上、答弁を求めます。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 玄海原発と壱岐市が直面する課題についての御質問でございます。おっしゃいますように、壱岐から可視できる、はっきり見える位置に玄海原発がございます。何も遮るものはない。一旦、事故が起これば、相当な被害が予想されます。そういった中で、私はこの玄海原発につきましては、再開ということではなくて、廃止すべきだという考えを持っておりません。

これにつきましては、九州電力の態度はどうかとかいう御質問でございますけれども、九州電力の態度につきましては、前議長とともに申し入れもいたしましたけれども、そのときの九電の対応、説明会の対応、御存じのとおりであります。市民を対象にした説明会をしてくれと頼んでも、小さな集落での説明には応じるけど、全体に対する説明はしないと、そういった消極的な態度でございます。私は、そういった意味で九州電力の対応には不信感を持っております。

また、先ほど申しますように、UPZの30キロメートル範囲内に壱岐市は1万6,000人余りの住民が該当するわけございまして、緊急防護措置計画範囲にございまして、この再稼働に同意を必要とするという、法改正が必要だということをされております。この法改正については、

私は、そのくらいはしてもらわにゃいかんと思ってますけれども、法改正となりますと、これは国のレベルでございますので、そういう動きをどういうふうにして伝えていくのかということについては、関係市町村と申しますか、そういったことで話し合いをしたいと思っております。

現在、九州電力との原子力安全協定においては、壱岐市としても絶対結びたいという意向を持っていますけれども、現在、県のほうでも交渉を行っておられます。協定内容に対し、意見に隔たりがあり、交渉が難航しているとのことであります。壱岐市といたしましては、現在、玄海原発30キロ圏内の福岡、佐賀、長崎3県の自治体と原子力安全協定についての勉強会を行っております。具体的には、福岡糸島市、佐賀の唐津市、伊万里市、玄海町、長崎県は松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市の7市1町での話し合いをしておるところでございます。協定項目の内容や九州電力に対して、関係自治体と連携した要請行動を行うように検討いたしておるところでございます。その中で今おっしゃいました法改正等々も、その協議の俎上に上げていきたいと思っております次第でございます。

いずれにいたしましても、万が一の事故を考えますと、市民皆様の生命、身体、財産と、すばらしい壱岐を守る観点から、今停止中の玄海原子力発電所の再稼働については、反対の立場をとっておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 地方の市長として、市長、地域を守る視点ですばらしい答弁をいただきました。ありがとうございます。私は、国家を守るための原点は、まず生命を守る、国民の生命を守る、そして財産を守る、領土を守る、当然であろうかと思えます。地方自治の長としても、当然そうあってもらいたいというふうに考えております。大変その件に関しては評価を申し上げます。

市長にも前には申し上げましたが、玄海原発1号機に関しては、昨年の私も2回定例市議会の折に、原子炉の脆性温度が非常に高い、そして運転から本年度で37年の歳月を経過していると、非常に不安的な要素があります。それを払拭できるだけの私たちに説明をきちっとしてもらえれば別として、そうした問題が解決をしない限り、私たちは容認することは到底できないと考えておる。電気事業者である九州電力は、運転をしたい。私たち市民は不安を払拭できない。それは現実の問題であろうと考えております。ならば、仮に事故が起こった場合は、だれが責任を持つのかということになるうと思えます。

防災マニュアルで、昨日、町田議員のほうから御指摘がございましたが、恐らく今の感覚でいえば、IAEAの感覚でいけば、壱岐には住めなくなると考えております。アメリカは、すでにUPZの圏内は80キロ以上必要であるというような見解を示しております。そうした状態

の中で、電気事業者である九州電力が、我々に安全を担保するだけの説明責任、そして国がそれだけの説明責任を果たさない限り、我々は容認すべきではないと考えています。

私個人の考えじゃなくて、市長もこうした場合には、市として市民にアンケート調査をすべきであろうと。住民意識を把握するために、アンケート調査をすべきであろうと考えております。吉岐の私は死活問題になるかと思いますので、いかがでしょうか。今、首を横にされましたが、実直なる見解だけお聞かせください。言えないところは言えないで結構です。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 私は、今アンケート調査、私はアンケート調査を、これはとるまでもないと思うとるわけです。というのは、先ほど責任はだれがとるのかと申されましたけど、私はだれも責任はとり切らんと思うわけですよ。どうしてもとに戻りますか。私、責任がとれるというのは、もとに戻るのが責任がとれると思ってるわけです。放射能に汚染されたら、放射性物質に汚染されたら、半減期は何十年、何百年とあるわけですから、もとに戻せんわけです。それは責任とったことにならんわけです。私はそういう現実がある中で、反対ですか、賛成ですかとか、住民の皆さんにアンケートをとるまでもないという気持ちで御返事を申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） わかりました。地方のトップとしては懸命な御判断であろうと、それは考えております。しかし、前提になるのは、廃炉にすべきというような、市長としての見解と承っていいか。白川博一の見解として承っていいのか。そこら辺は私もちゅうちょするところはございますが、それはお聞きをしません。認識的にそうして廃炉にしたいということであったということは評価をいたします。

あと5分ほどありますが、私も市長の実直なる御意見も承りましたんで、一般質問の最後として申し上げたいと思います。1期目に数々の政策のいわゆる苗を植えられ、それが根は張った、幹は大きくなったけど、なかなかすぐには花は咲かないものであります。中には、間には根が張らず、幹も大きくなならない、枝も大きくなならない施策もあつたらうかと思うわけですね。しかし、それは継続的に努力をしていく、育てるように努力をすることによって、花を咲かせ、実がなると確信をいたしております。厳しいこの時代においては、住民というのは、結果をすぐ求めよういたします。それは仕方ないことであろうと思います。

私は、この言葉が大好きなんで申し上げます。何も咲かないときは、下へ下へと根を伸ばせ。いつか大きな花が咲く。花、咲いたなと、咲いても根と幹と枝がしっかりしておらねば、継続的に咲くことはなかるうと思うわけですね。ですから、そうした見えない点、根幹となす面をさら

に充実をさせていただきたいなと思います。地方自治の市長として、原理原則と信念を持って、力強く市民の負託にこたえていただきたい、そのことを申し述べておきます。

そして最後に、3月末をもって今日まで永年勤続をされ、市政の発展のために寄与されました皆さん、そして新たなチャレンジをするために、3月をもって退職をされる皆さん方の御苦労に対し、そして今後の御健勝を祈りつつ、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって、音嶋正吾議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を14時といたします。

午後1時48分休憩

.....
午後2時00分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2・承認第1号

議長（市山 繁君） 次に、日程第2、承認第1号議案の撤回についてを議題といたします。

撤回の理由について説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 本日は、4件の追加議案を上程させていただいております。承認第1号議案の撤回につきましては、議案第51号の関連がございます。本来、この議案第51号につきましては、追加議案として出すべきものじゃなくて、当初から出すべきものでございました。その時系列の関係上、承認第1号に議案の撤回を申し入れておるわけでございます。このことは事務の懈怠でございまして、まことに申しわけございませんでした。本日の議案につきましては、担当部長に説明をさせますので、よろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

総務部長（眞鍋 陽晃君） 承認第1号議案の撤回について御説明を申し上げます。

議案第5号吉岐市附属機関設置条例の一部改正については、撤回したいので、吉岐市議会会議規則第19条第1項の規定により議会の承認を求めるものでございます。本日の提出でございます。

撤回の理由でございますが、壱岐市郷ノ浦町環境管理センター公害防止委員会及び壱岐市石田町環境美化リサイクルセンター公害防止委員会について、施設の解体及び跡地整備完成まで両委員会を存続させるため今回廃止をしないこととし、あわせて壱岐精神障害者福祉ホームB型設置及び使用に関する条例の全部改正を今回追加議案として提出することに伴い、同施設入所判定委員会の名称を改める必要が生じたため、議案の撤回の承認のお願いをするものでございます。よろしく申し上げます。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第1号議案の撤回については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号議案の撤回については、これを承認することに決定いたしました。

日程第3．報告第1号

議長（市山 繁君） 次に、日程第3、報告第1号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。浦企画振興部長。

〔企画振興部長（浦 哲郎君） 登壇〕

企画振興部長（浦 哲郎君） 報告第1号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第11条第1項第1号の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第11条第2項の規定により報告をいたします。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。専決第1号、専決処分書でございます。損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第11条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり専決処分を平成24年2月29日にいたしております。

記。1、損害賠償の相手方、壱岐市芦辺町、個人。2、損害賠償の額、4万6,001円であります。3、損害賠償の理由は、平成23年10月19日午後1時ごろ、芦辺町諸吉大石触の市管理大石児童公園において、損害賠償の相手方である個人が、公園内設置遊具に登ったところ、遊具の足場板を固定していたくぎが腐食していたために足場板がはね上がり、下唇部分に直撃しけがを負わせましたので、平成24年2月29日に示談を取り交わし、治療費、慰謝料等の損害賠償を支払うものであります。

なお、この損害賠償の額については、全国町村会総合賠償補償保険により適用となります。

以上、損害賠償の額の決定に関する専決処分 of 報告を終わります。

〔企画振興部長（浦 哲郎君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これから報告第 1 号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑はありませんので、報告第 1 号に対する質疑を終わります。
これで報告を終わります。

日程第 4 . 議案第 5 1 号

議長（市山 繁君） 次に、日程第 4、議案第 5 1 号 壱岐精神障害者福祉ホーム B 型設置及び使用に関する条例の全部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山内市民部長。

〔市民部長（山内 達君） 登壇〕

市民部長（山内 達君） 議案第 5 1 号について御説明いたします。

追加で提案することになりました議案第 5 1 号ですけれども、本来、本会議初日に提案すべき議案であったことについて、まずおわびを申し上げます。

それでは、壱岐精神障害者福祉ホーム B 型設置及び使用に関する条例の全部改正について御説明いたします。

壱岐地域移行型ホーム設置及び使用に関する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、精神障害者福祉ホーム B 型「ひまわりの家」について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する施設から、障害者自立支援法に規定する施設へ移行するため所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。設置の目的でございますけれども、第 1 条、地域において共同生活を望む障害者に日常生活上の援助を行い自立生活の助長を図るため、共同生活介護及び共同生活援助に係る事業を実施する地域移行型ホームの設置及び使用に関して定めております。

次に、第 2 条、名称でございますが、壱岐地域移行型ホームでございます。

それから、位置及び使用料の第 3 条、第 4 条については、変更はございません。

原則として、この条例は、平成 2 4 年 3 月 3 1 日から施行するとしております。

それから次に、お手元に配付をいたしております参考資料で御説明を申し上げたいと思います。まず改正後というところを読み上げていきたいと思います。名称でございますけれども、先ほど申し上げました地域移行型ホーム、それから 2 番目が法令を掲載しております。

それから使用料については変更がないということでございまして、4 番目の収入でございます

けれども、改正後は、障害者自立支援法の障害者報酬の自立支援給付費をもって充てるということになりまして、国が50、県が25、残りが市ということになります。それから、前年度の23年度の収益内容については、記載のとおりでございます。

定員でございますけれども、20人から18人に今回は減っておりますけれども、理由といたしましては、一部をバリアフリー化の部屋と入所体験室に一部利用するというので、2部屋をそのように改造しておる関係で、18の部屋ということで、18人に変更させていただいております。

それから、入所の対象者の方でございますけれども、現在は精神の障害者の方、それから改正後については、3障害の方についての原則受け入れができるということになっております。

次に、条例の施行日でございますけれども、先ほど申し上げました3月31日ということにいたしておりますけれども、県の指定を受けたものについては、24年4月1日から引き続き地域移行型ホームを行うことができることになっておりますので、3月31日を施行日にするにいたしております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

〔市民部長（山内 達君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これから議案第51号壱岐精神障害者福祉ホームB型設置及び使用に関する条例の全部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。中田議員。

議員（19番 中田 恭一君） 2点ほどお尋ねをいたします。

まずは自立支援法の収入の部分ですね、自立支援法の障害者の報酬ということですが、これ介護保険などと一緒に、多分入所者の負担が起こってくるかと思うんです。生活保護なんかなれば免除になりますけども、入所者の個人としての負担が、1割か2割の負担が要るとやないかなと思います。その辺が入所者の負担になるのではないかと心配をしておること、収入がこの前言われましたように、1,000万円ほど落ちております。ということはこの部分は多分市のほうから面倒見ていかんや、一般会計のほうから、もちろん一般会計の中ですから、市のほうで面倒見にやいかんかと思っておりますけども、わかれば現行の部分のホーム自体の収支の差額が出ておれば教えていただきたいのと、予算的に多分1,000万円収入が減りますから、昨年よりも七、八百万円ぐらいは自己負担分、個人負担分を入れて七、八百万円ぐらいは市の持ち出しが多くなるのかなと思うんです。その辺の歳入歳出の、ホームだけの歳入歳出の内訳、総額で結構でございます。わかれば教えてほしい。

議長（市山 繁君） 山内市民部長。

市民部長（山内 達君） まず歳入のほうにつきましては、データをお持ちしておりませんので、予算委員会のときに提出をさせていただきたいと思っております。

それから、24年度の歳出の総額は9,856万円を予定しておりますけれども、先ほど議員がおっしゃったように、差額については一般財源のほうで補充をする予定にいたしております。

それから、先ほど個人負担があるのではという御質問でございましたけれども、原則1割の負担を今後は願いますようになるということでございます。

以上でございます。

議長（市山 繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑はありませんので、議案第51号に対する質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第51号壱岐精神障害者福祉ホームB型設置及び使用に関する条例の全部改正については、厚生常任委員会へ付託します。

日程第5・議案第52号

議長（市山 繁君） 次に、日程第5、議案第52号壱岐市職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山内市民部長。

〔市民部長（山内 達君） 登壇〕

市民部長（山内 達君） 議案第52号壱岐市職員定数条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、先ほど51号との関連がございまして、地域移行型ホームに名称を改めることに伴い所要の改正を行うものでございます。

添付をいたしております新旧対照表をご覧くださいと思います。右側が改正案でございますけれども、アンダーラインの部分で精神障害者福祉ホームB型の部分が地域移行型ホームへと名称を変更したものでございます。定員については変更はあっておりません。

以上でございます。

〔市民部長（山内 達君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これから議案第52号壱岐市職員定数条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑はありませんので、議案第52号に対する質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第52号壱岐市職員定数条例の一部改正については、総務文教常任委員会へ付託いたします。

ここで議案配付のためしばらく休憩をいたします。そのままお待ちいただきたいと思います。

午後 2 時16分休憩

午後 2 時19分再開

議長（市山 繁君） 再開いたします。

お諮りいたします。ただいま市長より議案第 5 3 号壱岐市附属機関設置条例の一部改正についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 5 3 号壱岐市附属機関設置条例の一部改正についてを日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 1 . 議案第 5 3 号

議長（市山 繁君） 追加日程第 1、議案第 5 3 号壱岐市附属機関設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

総務部長（眞鍋 陽晃君） それでは、議案第 5 3 号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、先ほど御承認いただきました第 1 号の議案の撤回に関連するものでございます。市長の附属機関のうち「壱岐市精神障害者福祉ホーム B 型「ひまわりの家」入所判定委員会」の名称を「壱岐市子育て支援ネット会議」について、今後見直し等がないため廃止します。また、漁業集落環境整備用地の造成完成により、「漁業集落環境整備事業による造成地利用促進検討委員会」を廃止し、一般廃棄物処理施設整備事業の完了に伴い、附属機関の一部を廃止し、新たな附属機関を設置します。また、教育委員会の附属機関に係る委員会の名称の変更を行う必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表につきましては、後もってご覧をいただきたいと思っております。

次のページをお開きください。壱岐市附属機関設置条例の一部を次のように改正しようとするものでございます。

別表アでございます。市長の附属機関の部、「壱岐市精神障害者福祉ホーム B 型「ひまわりの

家」入所判定委員会」の名称を「壱岐地域移行型ホーム入所判定委員会」に改め、同じ表の同部中、壱岐市子育てネット会議の項を削り、「壱岐市一般廃棄物処理施設整備検討委員会」の項、「壱岐市一般廃棄物処理施設整備総合評価審査委員会」の項を、「壱岐市クリーンセンター環境保全委員会」の項、「壱岐市汚泥再生処理センター環境保全委員会」の項に改め、同じ表の同部中、漁業集落環境整備事業による造成地利用促進検討委員会の項を削り、廃止しようとするものでございます。

また、同表イ、教育委員会の附属機関の部中「壱岐市公民館運営委員会」を「壱岐市公民館運営審議会」に改めようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行しようとするものでございます。

御審議のほど、よろしく願います。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これから議案第53号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑はありませんので、議案第53号に対する質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第53号壱岐市附属機関設置条例の一部改正については、総務文教常任委員会へ付託します。

・

議長（市山 繁君） これで本日の日程は終了いたしました。次の本会議は3月16日金曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会をいたします。お疲れさんでございました。

午後2時24分散会

平成24年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 2 月 第 2 回 会 議 録 (第 5 日)

議事日程 (第 5 号)

平成24年 3 月 16 日 午前10時00分開議

日程第 1	議案第 2 号	壱岐市高齢者福祉計画・第 5 期介護保険事業計画の策定について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 2	議案第 3 号	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 3	議案第 4 号	壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 4	議案第 6 号	壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 5	議案第 7 号	壱岐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 6	議案第 8 号	壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 7	議案第 9 号	壱岐市公民館条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 8	議案第 10 号	壱岐市体育施設条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 9	議案第 11 号	スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 10	議案第 12 号	壱岐市芦辺浦住民集会所条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 11	議案第 13 号	壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 12	議案第 14 号	壱岐市介護保険条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 13	議案第 15 号	壱岐市芦辺町資源化センター条例の廃止について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 14	議案第 16 号	壱岐市死亡獣畜取扱場条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 15	議案第 17 号	壱岐市営住宅条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 16	議案第 18 号	壱岐市水道水源保護条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 17	議案第 19 号	壱岐市三島航路船客待合所条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 18	議案第 20 号	壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第19	議案第21号	沓岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第20	議案第22号	沓岐市設置による勝本町優良牛の保留に関する条例の失効に伴う経過措置を定める条例等の廃止について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第21	議案第23号	公の施設の指定管理者の指定について（沓岐市自動車教習場）	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第22	議案第24号	公の施設の指定管理者の指定について（沓岐市高等職業訓練校）	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第23	議案第25号	公の施設の指定管理者の指定について（筒城浜ふれあい広場）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第24	議案第26号	公の施設の指定管理者の指定について（マリンパル沓岐）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第25	議案第27号	公の施設の指定管理者の指定について（沓岐市シーサイド小水浜）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第26	議案第28号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第27	議案第29号	八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第28	議案第30号	平成23年度沓岐市一般会計補正予算（第9号）	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第29	議案第31号	平成23年度沓岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第30	議案第32号	平成23年度沓岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第31	議案第33号	平成23年度沓岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第32	議案第34号	平成23年度沓岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第33	議案第35号	平成23年度沓岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第34	議案第36号	平成23年度沓岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第35	議案第37号	平成23年度沓岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第36	議案第38号	平成23年度沓岐市水道事業会計補正予算（第2号）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第37	議案第39号	平成24年度沓岐市一般会計予算	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第38	議案第40号	平成24年度沓岐市国民健康保険事業特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第39	議案第41号	平成24年度沓岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第40	議案第42号	平成24年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第41	議案第43号	平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第42	議案第44号	平成24年度壱岐市下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第43	議案第45号	平成24年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第44	議案第46号	平成24年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第45	議案第47号	平成24年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第46	議案第48号	平成24年度壱岐市病院事業会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第47	議案第49号	平成24年度壱岐市水道事業会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第48	議案第50号	壱岐市ケーブルテレビ施設条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第49	議案第51号	壱岐精神障害者福祉ホームB型設置及び使用に関する条例の全部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第50	議案第52号	壱岐市職員定数条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第51	議案第53号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第52	発議第1号	父子家庭支援策の拡充を求める意見書の提出について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第53	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、了承
日程第54	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、了承

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

出席議員(19名)

1番	久保田恒憲君	2番	呼子 好君
3番	音嶋 正吾君	4番	町田 光浩君
5番	小金丸益明君	6番	深見 義輝君
7番	町田 正一君	8番	今西 菊乃君
9番	市山 和幸君	10番	田原 輝男君

11番 豊坂 敏文君
14番 榊原 伸君
16番 大久保洪昭君
18番 牧永 護君
20番 市山 繁君
13番 鷓瀬 和博君
15番 久間 進君
17番 瀬戸口和幸君
19番 中田 恭一君

欠席議員（1名）

12番 中村出征雄君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君 事務局次長 米村 和久君
事務局係長 吉井 弘二君 事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長 白川 博一君 副市長兼病院部長 久田 賢一君
教育長 須藤 正人君 総務部長 眞鍋 陽晃君
企画振興部長 浦 哲郎君 市民部長 山内 達君
保健環境部長 山口 壽美君 建設部長 後藤 満雄君
農林水産部長 榊崎 文雄君 教育次長 堤 賢治君
消防本部消防長 松本 力君 総務課長 久間 博喜君
財政課長 川原 裕喜君 病院管理課長 左野 健治君
会計管理者 宇野木眞智子君

午前10時00分開議

議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

中村出征雄議員から欠席の届け出がっております。

ただいまの出席議員は19名であり、定足数に達しております。

これより議事日程表第5号により、本日の会議を開きます。

本日までに白川市長より追加議案2件を受理し、お手元に配付をいたしております。

・

日程第 1 . 議案第 2 号 ~ 日程第 5 1 . 議案第 5 3 号

議長（市山 繁君） 日程第 1、議案第 2 号 吉崎市高齢者福祉計画・第 5 期介護保険事業計画の策定についてから、日程第 5 1、議案第 5 3 号 吉崎市附属機関設置条例の一部改正についてまで、5 1 件を一括議題といたします。

本案の審査は各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。今西菊乃総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長（今西 菊乃君） 登壇〕

総務文教常任委員長（今西 菊乃君） 総務文教常任委員会の報告をいたします。

委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、吉崎市議会会議規則第 1 0 3 条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果の順に申します。

議案第 3 号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、原案可決。

議案第 4 号 吉崎市長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定について、原案可決。

議案第 6 号 吉崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第 7 号 吉崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、原案可決。

議案第 8 号 吉崎市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第 9 号 吉崎市公民館条例の一部改正について、原案可決。

議案第 1 0 号 吉崎市体育施設条例の一部改正について、原案可決。

議案第 1 1 号 スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案可決。

議案第 1 2 号 吉崎市芦辺浦住民集会所条例の一部改正について、原案可決。

議案第 1 9 号 吉崎市三島航路船客待合所条例の一部改正について、原案可決。

議案第 2 0 号 吉崎市消防関係手数料条例の一部改正について、原案可決。

議案第 2 1 号 吉崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第 2 2 号 吉崎市設置による勝本町優良牛の保留に関する条例の失効に伴う経過措置を定める条例等の廃止について、原案可決。

議案第 2 3 号 公の施設の指定管理者の指定について（吉崎市自動車教習場）、原案可決。

議案第24号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市高等職業訓練校）、原案可決。

議案第37号平成23年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第46号平成24年度壱岐市三島航路事業特別会計予算、原案可決。

議案第50号壱岐市ケーブルテレビ施設条例の一部改正について、原案可決。

議案第52号壱岐市職員定数条例の一部改正について、原案可決。

議案第53号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について、原案可決。

以上でございます。

議長（市山 繁君） これから、総務文教常任委員長の報告に対し質疑を行います。

なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑をすることはできませんので申し上げます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑ありませんので、これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教常任委員長（今西 菊乃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。町田正一厚生常任委員長。

〔厚生常任委員長（町田 正一君） 登壇〕

厚生常任委員長（町田 正一君） 委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告します。

議案第2号壱岐市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画の策定について、原案可決。

議案第13号壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第14号壱岐市介護保険条例の一部改正について、原案可決。

議案第15号壱岐市芦辺町資源化センター条例の廃止について、原案可決。

議案第31号平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、原案可決。

議案第32号平成23年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第33号平成23年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第36号平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第40号平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第41号平成24年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算、原案可決。

議案第42号平成24年度壱岐市介護保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第45号平成24年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算、原案可決。

議案第48号平成24年度壱岐市病院事業会計予算、原案可決。

議案第51号吉岐精神障害者福祉ホームB型設置及び使用に関する条例の全部改正について、原案可決。

委員会意見、今回、標準世帯での介護保険料を月額3,800円から4,970円へと大幅な負担増をお願いせざるを得ない。国民健康保険税の6月からの負担増と合わせて、市民の重税感が増すばかりである。

しかし、一方では高齢化が進み、特養、老人ホーム等に待機者が多数存在するのも現実であり、医療面でのニーズも増大し、国保の3億2,000万円に上る未収金も、この経済状況の中で回収は進んでいない。さらに、所得減とあいまって負のスパイラルに陥っていくのは間違いない。介護・国保とも、既に離島の基礎自治体では維持することも困難な状況であり、広域化等抜本的な改革の必要性がある。

なお、市民病院経営改善計画が策定され、厚生委員会及び各議員に提出されておりますので、ぜひ議員一人一人が精査していただきたいと思います。

なお、ほかに嘱託2種の処遇改善について、委員会意見を付すべきという意見もありましたが、予算委員会の折の質問等で、市長からも前向きな答弁が出されておりますので、今委員会の意見等は改めてしておりません。

以上です。

議長（市山 繁君） これから、厚生常任委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑ありませんので、これで厚生常任委員長の報告を終わります。

〔厚生常任委員長（町田 正一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。田原輝男産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（田原 輝男君） 登壇〕

産業建設常任委員長（田原 輝男君） それでは、委員会の報告をいたします。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、吉岐市議会会議規則第103条の規定により報告をいたします。

議案第16号吉岐市死亡獣畜取扱場条例の一部改正について、原案可決。

議案第17号吉岐市営住宅条例の一部改正について、原案可決。

議案第18号吉岐市水道水源保護条例の一部改正について、原案可決。

議案第25号公の施設の指定管理者の指定について（筒城浜ふれあい広場）、原案可決。

議案第26号公の施設の指定管理者の指定について（マリンパル吉岐）、原案可決。

議案第 27 号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市シーサイド小水浜）、原案可決。

議案第 28 号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、原案可決。

議案第 29 号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について、原案可決。

議案第 34 号平成 23 年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）、原案可決。

議案第 35 号平成 23 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）、原案可決。

議案第 38 号平成 23 年度壱岐市水道事業会計補正予算（第 2 号）、原案可決。

議案第 43 号平成 24 年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第 44 号平成 24 年度壱岐市下水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第 47 号平成 24 年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算、原案可決。

議案第 49 号平成 24 年度壱岐市水道事業会計予算、原案可決。

委員会の意見といたしまして、議案第 35 号、議案第 44 号に関連し、下水道加入率については水道と異なり、100%を目指すことが法律上、義務づけられているだけではなく、周辺環境に配慮しているかどうかの市自体の品格が問われる指標であるので、加入率向上対策については、もっと早くから真剣に取り組まれるべきであった。今の状況では、加入率の向上が期待できないことから、早期に未加入の実態調査、分析を行い、抜本的な対策を行うことで経営健全化を図りたい。

以上です。

議長（市山 繁君） これから、産業建設常任委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（田原 輝男君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。豊坂敏文予算特別委員長。

〔予算特別委員長（豊坂 敏文君） 登壇〕

予算特別委員長（豊坂 敏文君） 予算特別委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第 103 条の規定により報告いたします。

議案第 30 号平成 23 年度壱岐市一般会計補正予算（第 9 号）、審査の結果、原案可決。

議案第 39 号平成 24 年度壱岐市一般会計予算、審査の結果、原案可決。

以上でございます。

議長（市山 繁君） これから、予算特別委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑ありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（豊坂 敏文君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから、議案第2号吉崎市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画の策定について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第2号吉崎市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画の策定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第3号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号吉崎市長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を

願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第4号壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第6号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号壱岐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第7号壱岐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第8号吉岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号吉岐市公民館条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第9号吉岐市公民館条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号吉岐市体育施設条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第10号吉岐市体育施設条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第11号スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号壱岐市芦辺浦住民集会所条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第12号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第12号壱岐市芦辺浦住民集会所条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第13号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第13号壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号壱岐市介護保険条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第14号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第14号吉岐市介護保険条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号吉岐市芦辺町資源化センター条例の廃止について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第15号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第15号吉岐市芦辺町資源化センター条例の廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号吉岐市死亡獣畜取扱場条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第16号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第16号吉岐市死亡獣畜取扱場条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号吉岐市営住宅条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第17号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第17号壱岐市営住宅条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号壱岐市水道水源保護条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第18号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第18号壱岐市水道水源保護条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号壱岐市三島航路船客待合所条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第19号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第19号壱岐市三島航路船客待合所条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第20号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第20号壱岐市消防関係手数料条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第21号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第21号壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号壱岐市設置による勝本町優良牛の保留に関する条例の失効に伴う経過措置を定める条例等の廃止について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第22号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第22号壱岐市設置による勝本町優良牛の保留に関する条例の失効に伴う経過措置を定める条例等の廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号公の施設の指定管理者の指定（壱岐市自動車教習場）について、討論を行

います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第23号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第23号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市自動車教習場）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号公の施設の指定管理者の指定（壱岐市高等職業訓練校）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第24号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第24号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市高等職業訓練校）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号公の施設の指定管理者の指定（筒城浜ふれあい広場）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第25号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第25号公の施設の指定管理者の指定について（筒城浜ふれあい広場）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号公の施設の指定管理者の指定（マリンパル壱岐）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第26号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第26号公の施設の指定管理者の指定について（マリンパル壱岐）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号公の施設の指定管理者の指定（壱岐市シーサイド小水浜）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第27号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第27号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市シーサイド小水浜）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第28号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第28号あらたに生じた土地の確認及び字

の区域の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第29号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第29号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第30号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第30号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第31号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第31号平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号平成23年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第32号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第32号平成23年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号平成23年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第33号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第33号平成23年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号平成23年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第34号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第34号平成23年度吉崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号平成23年度吉崎市下水道事業特別会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第35号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案35号平成23年度吉崎市下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号平成23年度吉崎市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第36号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第36号平成23年度吉崎市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号平成23年度吉崎市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第37号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を

願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第37号平成23年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号平成23年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第38号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第38号平成23年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号平成24年度壱岐市一般会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第39号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第39号平成24年度壱岐市一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第40号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第40号平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号平成24年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第41号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第41号平成24年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号平成24年度壱岐市介護保険事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第42号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第42号平成24年度壱岐市介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第43号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第43号平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号平成24年度壱岐市下水道事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第44号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第44号平成24年度壱岐市下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号平成24年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第45号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第45号平成24年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号平成24年度壱岐市三島航路事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第46号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第46号平成24年度壱岐市三島航路事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号平成24年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第47号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第47号平成24年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時といたします。

午前10時50分休憩

.....
午前11時00分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

次に、議案第48号平成24年度壱岐市病院事業会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第48号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第48号平成24年度壱岐市病院事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号平成24年度壱岐市水道事業会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第49号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第49号平成24年度壱岐市水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号壱岐市ケーブルテレビ施設条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第50号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第50号壱岐市ケーブルテレビ施設条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号壱岐精神障害者福祉ホームB型設置及び使用に関する条例の全部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第51号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を

願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第51号吉岐精神障害者福祉ホームB型設置及び使用に関する条例の全部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号吉岐市職員定数条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第52号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第52号吉岐市職員定数条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号吉岐市附属機関設置条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第53号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第53号吉岐市附属機関設置条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第52・発議第1号

議長（市山 繁君） 次に、日程第52、発議第1号父子家庭支援策の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。9番、市山和幸議員。

〔提出議員（9番 市山 和幸君） 登壇〕

提出議員（９番 市山 和幸君） 発議第１号、吉岐市議会議長市山繁様、提出者、吉岐市議会議員市山和幸、賛成者、吉岐市議会議員鶴瀬和博、同、町田正一。

父子家庭支援策の拡充を求める意見書の提出について、上記の議案を、別紙のとおり吉岐市議会会議規則第１４条の規定により提出します。

父子家庭支援策の拡充を求める意見書（案）、父子家庭が年々増えており、多くの父子家庭も母子家庭同様、経済的に不安定で、子育て等でも多くの課題を抱えていますが、父子家庭と母子家庭とでは、行政による支援の内容に大きな差がある。

児童扶養手当改正法により、平成２２年８月１日から、母子家庭の母を支給対象としていた児童扶養手当が、父子家庭の父にも支給されることになった。しかし、このほかにも、母子家庭が受けられる行政による支援制度、就労支援や技能習得支援、福祉貸付金、自立支援給付金などの多くが、父子家庭では受けられない。

よって、政府におかれては、対象が母子家庭に限られている諸制度に関して、父子家庭も対象とするよう改善を行うとともに、以下の項目について速やかに実施することを強く要望する。

１、遺族基礎年金の父子家庭への拡充策として、死別の父子家庭の父においても支給対象とするとともに、父と子がともに暮らしていても、子に遺族基礎年金が支給されるよう改正すること。

２、母子寡婦福祉資金貸付金、高等技能訓練促進費等事業及び特定就職困難者雇用開発助成金の対象を父子家庭にも拡大すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。平成２４年３月１６日、長崎県吉岐市議会、提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、男女共同参画担当大臣。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（市山 繁君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑ありませんので、これで発議第１号についての質疑を終わります。

〔提出議員（９番 市山 和幸君） 降壇〕

議長（市山 繁君） お諮りいたします。発議第１号は、会議規則第３７条第２項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 御異議なしと認めます。よって、発議第１号父子家庭支援策の拡充を求める意見書の提出については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、発議第1号父子家庭支援策の拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第53・諮問第1号～日程第54・諮問第2号

議長（市山 繁君） 次に、日程第53、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第54、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 諮問第1号及び2号につきまして御説明を申し上げます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。本日の提出でございます。

記。長崎県壱岐市芦辺町湯岳興触961番地、西高正、昭和25年11月18日生。

提案理由でございますが、人権擁護委員濱田正剛氏が平成24年6月30日をもって任期満了となるので、後任として西高正氏を推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

なお、西高正氏の略歴につきましては、次ページの参考を御参照願いたいと思います。

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。本日の提出でございます。

記。長崎県壱岐市芦辺町深江鶴亀触237番地イ、松野美幸、昭和29年8月8日生。

提案理由でございますが、人権擁護委員松野美幸氏が平成24年6月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を候補者として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

松野美幸氏の略歴についても、次ページの参考を御参照願いたいと思います。御審議の上、御了承賜りますようよろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで諮問第1号及び諮問第2号についての質

疑を終わります。

お諮りいたします。諮問第1号及び諮問第2号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について及び諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから諮問第1号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、諮問第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

これを了承することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、了承することに決定いたしました。

次に、諮問第2号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、諮問第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

これを了承することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦については、了承することに決定をいたしました。

以上で、予定された議事は終了いたしました。この際、お諮りいたします。2月第2回会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理に要するものにつきましては、吉崎市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に一任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定をいたしました。

議長（市山 繁君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

ここで、市長からあいさつの申し出がっておりますので、発言を許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） ごあいさつを申し上げます。

去る2月28日から本日まで18日間にわたり、2月第2回会議本会議並びに委員会を通じまして慎重審議を賜り、また、さまざまな御意見、御指摘、御助言を賜り、まことにありがとうございました。賜りました御意見等については十分尊重し、これからも誠心誠意取り組んでまいります。

さて、私の任期もあと1カ月となりました。今任期における議会会議も最後になるかと思っております。この4年間、市民皆様とそして議員皆様の御指導、御協力、そして時には叱咤激励を賜り、皆様方とともに全力で市政運営に取り組んでまいりました。

今任期において壱岐市の懸案事項でございました中学校統廃合、給食センターの整備、一般廃棄物処理施設の整備、一支国博物館のオープン、そして光ケーブル網の整備、それに伴う壱岐市ケーブルテレビの開局、そして三島診療所の開設など、壱岐市の将来を見据えた各種施策を展開し、壱岐市における社会資本整備も、一定の充実を見たものと思っております。

また、市民病院につきましては、長崎県病院企業団に加入をする方向性を示し、議員皆様の絶大な御支援、御協力を賜り、それに向かって全力で取り組んでいるところでございます。

私は、壱岐の医療を守るため、市民病院が壱岐市の中核病院として役割を十分果たすべく、必ずこのことを実現してまいり所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。このほかにも、福祉・保健の充実、産業の振興、防災対策、離島航路対策など全力で取り組み、成果を上げてきたところでございます。

しかし、今後、行政運営は地域主権が叫ばれる中、ますます複雑多様化するものと考えております。と同時に、今後、厳しさを増す財政運営にも着実に対応していかなければなりません。私は、これまで取り組んできた行財政改革をもとに、さらに取り組みを進め、着実に実行してまいります。

これまでの経験を踏まえ、市民皆様、議員皆様とも、あらゆる機会を利用し、議論を重ね、壱岐市政を前進してまいりますので、今後とも御指導賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議員皆様には、行政と車の両輪として、ともに歩んでまいりました。4年間の御厚情に心から感謝を申し上げます。

皆様には、御健勝にて、なお一層の御活躍を心からお祈り申し上げ、ごあいさつといたします。本当にありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。（拍手）

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

・ ・

議長（市山 繁君） 以上をもちまして、平成24年壱岐市議会定例会2月第2回会議を終了いたします。

午前11時17分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 市山 繁

署名議員 久保田恒憲

署名議員 呼子 好